

# 第1章 震災総則

## 第1節 構成と内容

この『震災対策編』は、地震災害に対する基本的な対応策について、次の構成で定めたものである。

### 第1 震災予防計画（第2章）

地震による被害を最小限に止め、迅速に対応するため、平常時から実施すべき諸施策や施設の整備等について計画するとともに、「防災コミュニティづくり」、「震災に強いまちづくり」、「災害への適切な対応」について計画する。

### 第2 震災対応体制計画（第3章）

震災が発生した場合における本部及び職員、防災関係機関等の体制について計画する。

### 第3 震災初動対応計画（第4章）

地震が発生した場合における初動対応又は応急救助など、災害の拡大防止について計画する。

また、大規模な地震が発生した場合には、自衛隊や関係機関と連携し、市民の安全を図り、被災者の救助に努める。

### 第4 震災応急・復旧対策計画（第5章）

地震により被害を受けた各施設の復旧に併せて、地震による災害の再発を防止するため、必要な施設の整備や改良を行うなど、将来の震災に備える対策について計画する。

### 第5 市民の行動計画（第6章）

震災時における市民の行動を示す。

### 第6 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画（第7章）

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになり、県北東部でも相応の被害が発生することが予想され、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

この南海トラフ地震に関する対応措置について計画する。

### 第7 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置計画（第8章）

北海道・三陸沖後発地震注意情報発表された場合、本市域は、推進地域には指定されていないが、情報発信に伴う社会的混乱が懸念される。

この北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応措置について計画する。

### 第8 火山噴火降灰対策計画（第9章）

本市における火山の噴火による災害に対する備えは、主として噴火降灰の発生に対する備えと考えられ、火山噴火降灰による災害の予防・応急対策・復旧について計画する。

第2節 震災被害想定

第1 平成 24・25 年度 埼玉県地震被害想定調査における想定地震

埼玉県では、東日本大震災において想定を超える地震・津波が発生し、広域かつ甚大な被害が生じたことを踏まえ、最新の科学的知見や基礎的データを反映した「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査」を実施した。

この調査は、埼玉県に甚大な影響を及ぼす可能性のある次の 5 つの地震を想定し、震度分布や建物倒壊、火災延焼、死者数などの被害量を予測したものです。

想定地震	M	地震のタイプ	選定理由	発生確率
茨城県南部地震	7.3	プレート境界で発生する地震	首都直下地震として起こる地震の中で、切迫性が高いもの	70%
東京湾北部地震	7.3		切迫性が低いもの	ほぼ 0%
元禄型関東地震	8.2	活断層で発生する地震	県内の活断層で主要なもの	0.008%
関東平野北西縁断層帯地震	8.1			2%
立川断層帯による地震	7.4			

※ 発生確率とは、「茨城県南部地震」、「東京湾北部地震」では、今後 30 年以内に南関東地域で M7 級の地震が発生する確率。「元禄型関東地震」、「関東平野北西縁断層帯地震（深谷断層帯）」、「立川断層帯」では、今後 30 年以内の地震が発生する確率。（地震調査研究推進本部による長期評価）

■想定地震の断層位置図



(平成 24・25 年度 埼玉県地震被害想定調査より)

第2 「平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査」に基づく加須市の被害想定

本市において甚大な被害が懸念される地震は、以下の3つの地震であり、発生確率が高く切迫している地震としては、茨城県南部地震である。

本計画における想定被害は、茨城県南部地震による地震の被害、避難者数及び帰宅困難者数を念頭に置き、必要な対策を計画する。

■本市の被害想定

想定地震		茨城県南部地震	関東平野北西縁断層帯地震 (破壊開始点)			東京湾北部地震		
			(北)	(中央)	(南)			
地震の規模 (マグニチュード)		M7.3	M8.1			M7.3		
最大震度階級		(6弱)	(6強)	(6強)	(6強)	(5強)		
全壊数(棟)		383	571	458	493	23		
半壊数(棟)		955	3,291	2,745	2,825	49		
焼失数(棟)	冬 18時	19	63	60	64	9		
	夏 12時	6	26	26	29	4		
人的被害(人)	夏 12時	死者数	0	12	9	10	0	
			冬 5時	0	30	21	23	0
			冬 18時	0	20	14	15	0
	夏 12時	負傷者数 (内、重傷者)	37	318	262	271	2	
			0	27	20	21	0	
	冬 5時	負傷者数 (内、重傷者)	52	509	411	423	2	
			0	38	27	29	0	
	冬 18時	負傷者数 (内、重傷者)	38	341	279	288	2	
1			27	20	21	0		
1日後避難者数(人)	冬 18時	避難者数	977	1,971	1,625	1,717	72	
		(内、避難場所避難者)	586	1,183	975	1,030	43	
		(内、避難場所以外避難者)	391	789	650	687	29	
1週間後避難者数(人)	冬 18時	避難者数	1,444	4,620	3,544	5,082	73	
		(内、避難場所避難者)	722	2,310	1,772	2,541	36	
		(内、避難場所以外避難者)	722	2,310	1,772	2,541	36	
1か月後避難者数(人)	冬 18時	避難者数	1,074	8,082	5,829	8,688	72	
		(内、避難場所避難者)	322	2,419	1,749	2,606	22	
		(内、避難場所以外避難者)	752	5,644	4,081	6,082	50	
帰宅困難者(人)	平日 12時	14,419	15,316	15,316	14,944	13,460		
	平日 18時	9,881	10,493	10,493	10,238	9,127		
	休日 12時	13,142	14,103	14,103	13,762	12,401		
	休日 18時	8,474	9,133	9,133	8,914	7,944		
1日後停電人口(人)	夏 12時	4,253	6,362	5,112	5,509	261		
電話不通回線数	夏 12時	18	52	45	47	3		
断水人口(人)	直後	10,208	69,800	52,311	83,414	2		
	1日後	7,049	37,633	27,280	48,076	14		
下水道機能支障人口(人)		14,777	18,370	18,001	18,095	10,229		
都市ガス供給停止(件)		1,677	152	14	141	0		

※焼失数、人的被害及び避難者数は、県が想定した風速(3m/s・8m/s)から、被害の大きい風速8m/sとした。

※避難者数の算出上、(内、避難場所避難者数)と(内、避難場所以外避難者数)の計が一致しない場合がある。

### 第3 「平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査」に基づく地質条件による災害素因

本市は、埼玉県北東部を中心とする巨大な盆地状の構造(関東構造盆地)の中心部に位置し、本市の大部分は加須低地であり、一部は中川低地となっている。加須低地は、数百万年前から河川沈降が続き、地下に開析谷を伴う埋没ローム台地の存在が特徴的である。表層は、河川のはん濫による土砂が堆積した自然堤防や河畔砂丘等の微高地、それに伴う後背湿地からなる平坦な地形となっている。

関東平野中心部の基盤岩は、深度 3km 以上と著しく深く、関東造盆地運動により長周期地震動の影響を受け易いほか、埋没台地の谷や旧河道、後背湿地では沖積層が厚く発達していることから、地震動の増幅により揺れ易い条件にある。また、低地部は河成堆積物の砂質土層が厚く堆積し、地下水位も高いため、主に埋立地や高さの低い自然堤防で地盤の液状化が懸念される。

#### 1 主な既往地震

県内では、過去も地震による大きな被害を受けている。その中でも大きな被害をもたらした地震としては、1855年(安政2年)の安政江戸地震(M6.9)、1923年(大正12年)の関東地震(関東大震災)(M7.9)、1931年(昭和6年)の西埼玉地震(M6.9)があげられる。

市内では、近年の地震で被害規模が大きいものとしては、以下があげられる。

既往地震	被害状況
関東大震災 (南関東地震)  大正12年 (1923)9月1日 11時58分	M7.9。震源は伊豆大島東方。フィリピン海プレートが北米プレートの下に沈み込む際の海溝型地震。 埼玉県の被害：死者 316 人、行方不明者 95 人、負傷者 497 人、家屋全壊 9268 戸、半壊 7577 戸 旧加須市の被害：死傷者 31 人、全壊 129 戸、半壊 58 戸 地盤の液状化：騎西地域(上戸塚、中嶋、上川棚)
東日本大震災 (東北地方太平洋沖地震)  平成23年 (2011)3月11日 14時46分	M9.0。震源域は東北地方の三陸沖から関東地方にかけての太平洋沖の幅約 200km、長さ約 500km。太平洋プレートが北米プレートの下に沈み込む際の海溝型地震。  加須市の震度：5強(加須 5.2 騎西 5.2 北川辺 5.1 大利根 5.4)  加須市の被害： ■人的被害 軽症 3 人 ■火災発生 2 件 ■家屋の損壊 3,463 棟 ■道路の損壊 62 箇所 ■水路の損壊 30 箇所 ■農業施設(パイプライン等)の損壊 54 箇所 ■液状化現象 道路 49 箇所 水路 27 箇所 農地 34.9ha

#### 第4 震災による想定事態

大規模震災に際しては、主に以下のような事態を想定する必要がある。

事態	想定状況
通信	固定電話は、停電時には、ほとんどの家庭、事業所の電話機は使用不能となる可能性がある。 携帯電話は、基地局の停電により機能が停止し、周辺地域で携帯電話サービスが利用できない箇所が出現するおそれがある。また、通話が集中し混雑することによる利用制限となるおそれがある。
電力	送電線や電柱等が破損するなどの被害が生じると、停電するおそれがある。
都市ガス	ガス供給設備等（整圧器や埋設されたガス管等）に破損等の被害が生じると、ガス供給に支障が生じるおそれがある。
水道・下水道	水道管の破損や水道施設の被害が生じると、水道の供給や、汚水処理に支障がでる。
交通	道路は、停電による信号機の不作動、電柱の破損や倒木等による道路の不通などの被害が生じると、渋滞発生のおそれがある。 鉄道は、脱線や線路等の破損等の被害が生じると、遅延や運休のおそれがある。 渋滞の発生により、危険な区域からの早期避難ができないおそれがある。
災害廃棄物	倒壊した家具や家電製品、日用品等が、大量の災害廃棄物として排出される。
危険物等の流出等	貯蔵施設や配管、LPガスボンベなど破損により危険物質の流出により、火災の発生や土壌汚染等のおそれがある。
情報伝達	停電による電源喪失により防災行政無線等の情報伝達手段が断たれ、避難情報発令や避難場所等の情報伝達が困難となるおそれがある。
災害時要援護者施設	施設の被害が生じ、入所者・利用者が施設の利用に支障が生じ、また避難場所等への避難に困難をきたすおそれがある。
帰宅困難者	鉄道・バス等の運休により、多くの帰宅困難者が発生するおそれがある。
支援体制	職員又は自治協力団体等の支援者が被災し、被災者等へ必要な支援ができないおそれがある。
公共施設	庁舎や避難場所として使用される公共施設が被災し、被災者支援に支障がでる恐れがある。

## 第2章 震災予防計画

## 第1節 防災コミュニティづくり

自治協力団体・自主防災組織や事業者等の防災体制を強化するとともに、市民、事業者、ボランティアや NPO、他市町村等との相互連携に努める。また、防災教育や訓練等を通じた人づくり、災害時要援護者（避難行動要支援者）支援体制の整備など、市民共助による防災コミュニティづくりを推進する。

### 第1 災害に強い地域社会づくり

#### 1 各団体との連携強化

施策	内容	担当
連携体制の強化	自治協力団体、自主防災組織、民生委員・児童委員、PTA、事業者、ボランティア、防災及び減災に関する知識等有する防災士（認定特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した者（以下「防災士」という。））及び市（各総合支所）等が連携し、災害時要援護者安否確認、救出・救護、避難場所開設及び運営等の活動ができる体制を構築する。	危機管理防災課 ・各総合支所 ・市民協働推進課 ・地域福祉課
自主防災組織の活性化	積極的な指導・助言により、自主防災組織の組織化を推進するとともに、資機（器）材整備等支援を充実し結成率の向上を図る。	危機管理防災課 ・市民協働推進課
	自主防災組織マニュアル及び地区防災計画の作成について指導・助言するとともに、災害時要援護者避難支援プラン、避難場所運営マニュアル等に基づく自主防災組織の活動内容の明確化を図り、平常時及び緊急時の防災行動力の向上に結び付ける。	危機管理防災課 ・各地域振興課
	応急救護訓練や図上型訓練の実施、リーダー養成講習会、防災講習会の開催並びに各種防災訓練の技術指導等を通じて、自主防災組織の活性化を図る。	危機管理防災課 ・加須消防署
防災士の育成	防災士を育成し、研修会や講習会を実施することで地域防災力を強化するよう努める。連絡会を設置し、自治協力団体、自主防災組織等と情報交換及び連携により、地域住民の防災に対する意識及び防災力の向上を図る。	危機管理防災課 ・各地域振興課

#### 2 事業所における災害対応の強化

施策	内容	担当
自衛消防隊の活動能力の充実・強化	ホテル・旅館、大規模小売店等や多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所については、講習・訓練指導を推進する。	加須消防署 ・関係課
	防火管理者の選任を要する事業所については、消防計画に基づく自衛消防隊の編成及び訓練の実施等が消防法等に規定されていることから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。	
事業所防災計画の作成指導	都市ガス、LP ガス、電気、鉄道及び通信等の防災対策上重要な施設を管理する事業者については、震災に備えて、事前計画、活動計画、施設再開までの復旧計画等の事項について定める事業所防災計画の作成について指導する。	

事業所事業継続計画作成支援	がれき除去、道路啓開体制等の強化を図るため、市内建設事業者の事業継続計画（BCP）作成を支援（専門家の派遣、指導者の育成等）するとともに、事業所としての信頼性や社会的評価の一層の向上に繋げるための災害時事業継続力認定制度を促進する。	危機管理防災課 ・道路公園課
---------------	--	-------------------

※事業継続計画（BCP）とは、事業所等が自然災害、大火災、テロ攻撃等の緊急事態時の事業継続の方法、手段を定めた計画をいう。

### 3 行政・事業者・市民等の連携

施策	内容	担当
市町村間相互応援協定の締結	震災について適切な応急対策を実施するため、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村長に対して応援を求める場合に備え、自治体間の相互支援体制の強化を図るための相互応援協定を締結する。	危機管理防災課 ・政策調整課
相互に連携したまちづくり	従来において、行政、事業者、市民、地域コミュニティ、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力し合うネットワークを形成する。 ① 市、事業者、自治協力団体等が参画する運営組織（協議会等）において、地域との相互支援を協議する場の設置 ② 震災に強いまちづくりをテーマとした講演会や研修会等々の開催	危機管理防災課
地域における防災連携体制の整備	自主防災組織と要配慮（災害時要援護）者利用施設間での協定締結の働きかけなど、相互に連携協力できる体制の整備に努める。	危機管理防災課 ・子育て支援課 ・すくすく子育て相談室 ・こども保育課 ・障がい者福祉課 ・高齢介護課 ・いきいき健康医療課 ・学校教育課 ・各福祉健康担当

### 4 防災関係機関等との連携強化

施策	内容	担当
連携体制の強化	関係機関等との応援体制のネットワーク化とともに、新たに震災で得た教訓や社会環境の変化への対応を図りつつ、物資、人員、避難場所、情報等の災害活動体制を強化・充実していく。 また、ライフライン事業者、建設事業団体、協定事業者等を市防災体制に組み込み、円滑な応急対策に向けて、指定地方公共機関・公共的団体、協定事業者を中心とした連携組織を設置する。	危機管理防災課 ・産業振興課
協定等の締結促進	震災時に必要となる資機（器）材・輸送手段、避難場所の確保やライフライン復旧等防災対策の強化を図るため、関係機関・団体・事業者等との協力体制について協定の締結を推進する。	

協定等の運用の準備	市の各部・課は各々の所掌事務に関し、関係する公共機関・公共的団体等と協議の上、市に対する協力業務、協力方法及び責任区分等を明確化し協定等に基づく協力が得られる準備する。	
物資支援の準備	市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるように、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。	政策調整課 ・危機管理防災課 ・観光振興課

## 第2 ボランティア等の活用

### 1 ボランティア・NPO等との連携

施策	内容	担当
受入れ・連携体制等の整備	市と市社会福祉協議会が連携を図り、ボランティア団体等の公共的団体間のネットワークを形成する。	社会福祉協議会 ・市民協働推進課 ・地域福祉課
	ボランティア活動の支援組織として、災害ボランティアセンターを設置し、一般のボランティア、防災ボランティア、NPO等への対応を推進する。 ① ボランティア団体のネットワークづくりを推進する。 ② 情報収集・提供、コーディネーター等の人材育成、場所の提供等を行う。 ③ ボランティア活動等の推進・支援を行う。	
	県社会福祉協議会との連携を図り、迅速な派遣要請を行う体制を整備する。	
活動支援体制の整備	災害ボランティアセンターについては、震災時における関係機関を含む市のボランティア活動拠点として総合調整機能を果たすよう体制づくりを推進する。また、必要な資機(器)材の整備、ボランティア保険の加入など、活動しやすい条件整備を推進する。	

### 2 ボランティアとの連携

施策	内容	担当
登録ボランティアとの連携	応急手当、救援物資の搬送・配布、廃棄物処理、避難場所清掃、お年寄りなどの介助、通訳等の災害時におけるボランティアの円滑な活動を支援する。	危機管理防災課 ・社会福祉協議会
	赤十字ボランティアについては、日頃から市民を対象に防災思想の普及・啓発に努め、安全かつ効果的な活動が展開できるように、体制づくりやボランティア養成計画等の整備を図る。	日赤埼玉県支部
元市職員との連携	災害復旧期の行政事務の増大化に対応するため、元市職員を対象とした災害時事務支援ボランティア制度を創設する。	職員課

### 3 ボランティアの人材育成

施策	内容	担当
人材育成	県、日赤埼玉県支部、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と相互に連携して、活動リーダー、ボランティアコーディネーターの養成に努める。	社会福祉協議会
	様々な研修の場や広報等を活用し、ボランティアの社会的意識等についての啓発を行うとともに、避難場所における地域からのボランティア受入れ、被災地へのボランティア派遣等を通じて育成に努める。	

## 第3 市民の防災教育及び防災訓練の充実

### 1 防災意識の啓発

施策	内容	担当
防災広報の充実	地震ハザードマップや防災アプリの活用、ホームページ、広報紙等に防災に関する情報を掲載することにより、市民への防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。	危機管理防災課 ・シティプロモーション課
防災教育の充実	自治協力団体、自主防災組織、防災士、事業者等を対象として、講演会・座談会・講習会等を開催し、防災に係る意識の啓発、知識の普及を図る。	危機管理防災課 ・市民協働推進課
	事業所における応急手当の指導者を養成するとともに、応急救護知識及び技術の普及により、自主救護能力の向上を図る。	加須消防署
	各学校の防災教育計画に基づき、加須市防災ノート等における防災に関する学習等や避難訓練等を実施し、防災知識を高めるとともに、防災意識の高揚を図る。	学校教育課
	中学生防災ボランティアリーダー研修会を実施する。	
	教育委員会や各学校等との連携により、児童・生徒等を対象とした防火ポスターの募集、加須消防署の見学、応急救命講習等を実施する。	危機管理防災課 ・加須消防署 ・関係機関
	児童・生徒等の学年に応じた防災ボランティア活動について、普及啓発を推進する。	社会福祉協議会

<p>市民の行動</p>	<p>「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、平常時から次の点を実行するよう啓発する。</p> <p>① 事前に必要な装備の準備、家族との連絡手段、避難先、避難推奨経路の事前確認に関すること。</p> <p>② 震災時の行動は、状況を確認して時間に余裕のある避難計画を検討しておくなど、落ち着いて早めの適切な行動を実施すること。</p> <p>③ 市で用意する避難場所には限りがあることから、できるだけ、自ら親類やホテル等の避難先を確保する自主避難を実施すること。</p> <p>特に、感染症が蔓延している時期においては、避難場所の感染防止対策として、受け入れ可能な人数を制限することもあるので、自主避難を積極的に実施すること。</p> <p>④ 市で用意する避難場所への避難にあたっては、日常生活品や感染対策用品を可能な限り持参し、家族等の単位で、車の場合は乗り合わせでの避難を実施すること。</p> <p>⑤ 住宅の倒壊や家具の転倒による被害を防ぐため、住宅や建築物の耐震化及び家具固定器具を活用すること。</p> <p>⑥ 非常用持ち出し品の備蓄は、定期的に点検し、最低3日分（推奨1週間分）の備蓄に努めること。</p>	<p>危機管理防災課 ・各地域振興課</p>
--------------	---	----------------------------

※上記の他、平時からの取り組みとして、市は平常時、非常時の状況の差異に関わらず、いずれの事態においても、適切な生活の質を確保するための概念「フェーズフリー」について検討し、市民への普及・啓発に努める。

## 2 防災訓練の充実

施策	内容	担当
市総合防災訓練	各防災関係機関及び団体との連携強化を図り、実効性のある訓練を実施する。また、各防災関係機関相互の緊密な協体制を確立する。	危機管理防災課 ・各地域振興課 ・関係機関
地区防災訓練	地域住民が実践的、体験的な消火訓練、救護訓練、避難訓練等を市内各地区の輪番で実施し、各地区の防災対応能力の向上を図る。	危機管理防災課 ・各地域振興課 ・関係機関
自主防災組織等の訓練	自治協力団体や自主防災組織を単位とした防災訓練については、加須消防署・消防団・防災士等の協力のもと、それぞれの実態に応じて実施する。市は、必要に応じて人的、資金的支援及び資機（器）材の貸出等を行い、防災訓練に協力する。	危機管理防災課 ・各地域振興課 ・関係機関
県総合防災訓練への参加	大規模震災を想定し、県、市町村、関係機関及び地域住民が一体となって、県が実施する訓練に参加する。	危機管理防災課 ・関係機関
その他の防災関係機関の訓練	市は、消火・救出・救助・応急救護訓練、避難訓練、非常通信訓練、高圧ガス防災訓練、ライフライン復旧訓練など、防災関係機関・団体等の訓練に参加する。	危機管理防災課 ・関係機関

第4 災害時要援護者等の安全確保

1 地域の安全体制等の確保

施策	内容	担当
<p>地域における安全体制の確保</p>	<p>在宅災害時要援護者名簿作成するため、市の関係部局が保有している要介護・要支援認定者や各障害者手帳所持者等の情報を集約する。市で把握していない情報に関しては、県に情報提供を求める。</p> <p>変更の届出及び転出等による異動が確認された場合は名簿から削除する等、名簿情報を最新の状態に保つ。</p>	<p>地域福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理防災課</li> <li>・こども保育課</li> <li>・生活福祉課</li> <li>・高齢介護課</li> <li>・障がい者福祉課</li> </ul>
	<p>平常時から避難支援等関係者に名簿情報の提供を行うことに同意を得たものについて、避難支援関係者へ事前の名簿情報の提供を行う。</p> <p>震災が発生した場合は、本人の同意の有無に関わらず、避難支援関係者に名簿情報を提供する。</p> <p>名簿の提供については、秘匿性の高い個人情報が含まれているため、担当する地域の避難支援関係者に限り提供し、慎重な取扱に心がけ、必要以上に複製しないよう指導する。</p>	
	<p>震災時の避難支援等において実効性のあるものとするため、名簿情報に基づき、個別避難計画の充実を図る。</p> <p>個別避難計画の作成は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、クラウド型被災者支援システムを活用する。</p> <p>※個別計画とは加須市災害時要援護者支援制度実施要綱第5条により作成する「災害時要援護者避難支援プラン（名簿兼個別計画）」を示す。</p>	
<p>社会福祉施設等の安全対策 社会福祉施設等の安全対策</p>	<p>入所者の安全を確保するための施設管理や避難訓練等の実施及び避難経路や通路確保の対策を推進する。</p>	<p>危機管理防災課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者福祉課</li> <li>・高齢介護課</li> <li>・各福祉健康担当</li> </ul>
	<p>施設自衛消防隊等による防災行動力の向上や事業者、自治協力団体等との協力体制の構築を図るため、施設相互間における災害時応援協定の締結を促進する。</p>	
	<p>市の防災訓練に際し、社会福祉施設における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動などの訓練等の実施に努める。また、訓練実施を市に報告する。</p>	
	<p>震災時における特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等の入所者の安全確保を図るため、これらの施設等における「非常災害対策計画」作成等の支援とともに、避難体制の構築に向けた移送手段の提供などの必要な協力を行う。</p>	
<p>災害時における医療・福祉サービスの確保</p>	<p>透析患者や在宅難病患者等への対応として、県と協力して医療体制の強化に努める。</p>	<p>いきいき健康医療課</p>
	<p>在宅療養者等の健康維持をはじめとした各種対応を行うため、避難場所・仮設住宅等への巡回健康相談やメンタルヘルスケアの体制整備を図る。</p>	<p>いきいき健康医療課</p>
	<p>災害時要援護者の避難生活を支援するための福祉避難スペースや福祉機器を確保するため、必要な資機（器）材や調達先等について整備・充実を図る。</p>	<p>地域福祉課</p>
	<p>居宅、避難場所等で生活が困難な災害時要援護者等については、本人の意思のもと、事業者等の協力により社会福祉施設への緊急入所の手続きを迅速に実施するため、事前に市内の社会福祉法人等と協定締結を推進する。</p>	

災害ケースマネジメントの構築	被災者一人ひとりの状況を把握し、必要に応じた専門的支援の提供、被災者の自立や生活再建を支援するための個別相談や支援計画の作成等、各種有識者や団体等と連携し、サポート体制を構築する。	危機管理防災課 地域福祉課
外国人の安全対策	外国人の防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るため、多言語版の防災パンフレットを作成する。  避難等の情報確認のため、語学ボランティアと連携したシステムづくりや避難場所等の掲示板への多言語表記を推進する。	市民課 ・総務課 ・施設所管課

## 2 帰宅困難者等準備対策

施策	内容	担当
事業者等への要請	<p>帰宅困難となった従業員や顧客等に対する適切な対応が行えるよう、事業者等に次の事項を要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 施設の安全対策</li> <li>② 震災時の対応マニュアル作成</li> <li>③ 飲料水や食料等の備蓄及び調達先の確保</li> <li>④ 情報入手手段、仮泊場所等の確保</li> </ol>	危機管理防災課 ・産業振興課

## 3 防災の情報提供の強化

施策	内容	担当
緊急時の情報提供の強化	<p>市民及び市内へ滞在する人への携帯電話を活用した情報提供として、かぞホッとメールに加え、ホームページ、SNS、防災アプリやエリアメール、コミュニティFM放送等を利用し、情報提供の強化を図る。</p> <p>また、防災行政無線の通信体制の整備を行い、自動音声応答サービスの利用はもとより、屋外子局と防災ラジオによる同時放送等、難聴地域等の対策も含めた円滑な情報伝達を実施する。</p>	シティプロモーション課 ・危機管理防災課

## 第2節 震災に強いまちづくり

安全な市街地の整備やオープンスペースの確保、道路・幹線用排水路整備等により都市防災上の骨格の形成を目指すとともに、防災活動拠点※等の公共建築物の、施設・設備等の耐震化や危険物の流出防止等対策を一層推進する。

また、地震による街路樹の倒木防止や看板等落下防止等の対策を指導するなど、震災に強いまちの構造づくりに努める。

※ 資料第8 防災活動拠点一覧

### 第1 防災のまちづくり

#### 1 まちの防災力の強化推進

施策	内容	担当
防災まちづくりの推進	オープンスペース（公園・農地・道路・鉄道・河川等）の延焼遮断機能を活かす防災生活圏の形成を目指す。	道路公園課 ・関係課
安全な市街地整備	土地区画整理事業等による面的な市街地整備をはじめ、生活道路の拡幅整備など、防災のまちづくりを推進する。	都市計画課 ・道路公園課 ・治水課
	地区計画制度の活用等誘導的手法により、無秩序な開発行為の防止、道路幅員や公共空地、消防水利の確保等に努める。	都市計画課 ・建築開発課
	地盤の液状化の可能性が高い地域での市街地拡大を抑制する観点から、地震ハザードマップの周知に努める。	危機管理防災課
救助・救出活動困難地域の解消	救助・救出活動路を確保するため袋小路のない道路ネットワークの整備、狭隘道路の拡幅等を推進する。	道路公園課
	救助・救出活動の阻害要因を把握し、活動が困難な地域の解消に努め、防災のまちづくりを推進する。	都市計画課 ・加須消防署

#### 2 防災空間の確保

施策	内容	担当
公園の整備	都市公園の新設、既存公園の拡充・再整備に努めるとともに、公園内の水道施設の確保、照明施設の設置、大型車両出入のための入り口の整備を推進し、防災効果の高い公園の整備に努める。	道路公園課
緑地・農地の保全	市街化区域内における農地の生産・環境・防災機能を保全するため、長期・安定的な営農に向けた振興施策を展開する。	農業振興課 ・道路公園課 ・農業委員会
	市街地周辺の防災機能を有する農地等について、緊急退避場所としての活用を推進する。	
オープンスペースの把握と活用	避難場所、応援部隊の集結・活動拠点、資材置場、ヘリコプター臨時離着陸場、仮設住宅用地等に活用する公園、グラウンド、低利用地等のオープンスペースについて実態調査を実施するとともに、使用計画を策定する。	危機管理防災課

## 第2 建築物・構造物等の安全化

### 1 建築物等の安全化

施策	内容	担当
防火地域等の指定	建築物の密集した火災の危険性の高い市街地については、防火地域・準防火地域の指定等を含めて検討する。	都市計画課
市有建築物耐震化計画の推進	加須市市有建築物耐震化計画に基づき、多数の者が利用する市有建築物の耐震改修を促進する。	建築開発課 ・施設所管課
民間建築物の耐震化	加須市建築物耐震改修促進計画に基づき、国、県と連携し、耐震化の啓発、情報提供、木造住宅の耐震補助制度等の施策を実施し民間建築物の耐震化を促進する。	建築開発課
エレベーターの安全化	エレベーターの安全化対策として、庁舎をはじめ、福祉施設、大規模集客施設等について、閉じ込め防止装置の設置などの震災対策を推進するとともに、救出作業を行う体制の構築を保守会社に働きかける。	施設所管課

### 2 落下物・家具等の転倒防止や被害防止

施策	内容	担当
窓ガラス等落下物の安全化	国、県と連携し、建築物の窓ガラス及び天井材等の落下による被害を防止するため、落下防止対策の普及・啓発を促進する。	建築開発課
屋外広告物に対する規制	道路法、県屋外広告物条例等に基づき、屋外広告物の設置に関する指導等を行うとともに、適切な維持管理を指導する。	建築開発課 ・道路公園課
自動販売機の転倒防止	自動販売機の設置に当たり、日本工業規格「自動販売機の据置基準」等に基づく必要な措置を講じるとともに、はみ出し自動販売機の指導に当たる。	道路公園課
家具類の転倒防止対策	災害時要援護者世帯等を対象とした家具等の固定を行う支援制度を検討する。	地域福祉課 ・障がい者福祉課 ・高齢介護課
	市保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下防止対策の実施状況を調査し、家具類転倒・落下防止対策を推進する。	施設所管課
	家庭や事業所に対し、家具類転倒・落下防止対策の必要性、方法、効果等の普及・啓発を図る。	危機管理防災課 ・加須消防署
文化財や貴重物品（資料）の被害防止対策	震災や水害から文化財や貴重物品（資料）等を保護するため、平時から火災からの延焼防止や地震等からの転倒・落下防止、危険な場所からの速やかな退避等の被害防止への対策を講じる。	生涯学習課 ・図書館課

### 3 ブロック塀等の崩壊防止

施策	内容	担当
ブロック塀等の安全化	県と連携し、緊急輸送道路や避難路に面するブロック塀の安全対策を推進する。また、建築確認の機会を利用して危険性の高いブロック塀の改修等を促進する。	建築開発課

### 4 道路・交通施設等の安全化

施策	内容	担当
道路・橋梁の安全化	震災時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障のないよう橋梁の調査、架替、補修等の整備を推進する。なお、道路の構造物は、「橋、高架の道路等の技術規準について」（国土交通省道路局長、都市・地域整備局長通達：平成13年12月）及び「道路橋示方書・同解説」（（社）日本道路協会：平成14年3月）に基づき、地質・構造等の状況に応じて落橋や倒壊を生じないように安全性を強化する対策を実施する。	道路公園課
街路樹等の安全化	強風による街路樹や公園等の高木の倒れ、幹折れ、傾斜のほか、電線の切断や塀等の破損を防止するため、剪定や伐採などを適宜実施する。	道路公園課 ・各農政建設課
鉄道施設の安全化	震災による列車事故を防止するため、橋梁や法面、土留の維持補修及び改良強化を促進し、人命の安全と輸送の確保を図る。	各鉄道事業者

### 5 ライフライン施設の安全化

施策	内容	担当
水道施設の安全化	浄水場施設及び配水管の調査を実施し必要な耐震対策を図る。	水道課
	配水施設の主要な管路となる橋梁添架管については、流下物の衝突による破損を防ぐため、必要に応じて適切な防護を行う。	
下水道等施設の安全化	処理場、ポンプ場等の調査を実施し必要な耐震対策を図る。	下水道課 ・治水課 ・各農政建設課
	被害箇所の的確な把握のため、管渠の埋設時期及び維持管理の履歴情報等を把握する。	
電気施設の安全化	地震や強風を原因とした停電時（電線の切断等）における電気供給信頼度の向上を図るため、早期停電の解消を目的として、系統の切替等による連携の強化に努める。	東京電力 ・管理契約課
ガス供給設備の安全化	重要度及び災害危険度の大きい設備については、耐震性を高く設計するとともに、必要に応じて耐震性を向上させ、適切な維持管理を行う。	都市ガス会社 ・道路公園課、 ・各農政建設課
	保安電力等を維持管理し、二次災害防止を図る。	
	導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等の採用による耐震性の向上を図る。	

	地区ガバナー（整圧器）において、ガスの圧力・流量を常時モニタリングするとともに、必要な場合に遠隔遮断制御により当該ブロックの供給停止を行う。	
通信施設の安全化	主要な伝送路を多ルート構成・ループ構成とするとともに、主要な中継交換機を分散設置する。	NTT ・管理契約課
	通信ケーブルの安全対策として、主要電気通信設備の予備電源を設置する。	
	重要な加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。	

### 第3 災害対応力の強化

#### 1 安全対策の推進

施策	内容	担当
火気使用設備等の安全化	地震時の火気使用設備・器具からの出火を防止するため、火気使用設備等の固定、点検・整備、その他各種の安全対策を推進する。	各事業所
石油等危険物施設の安全化	危険物施設に対して、①耐震性強化の指導 ②自主防災体制の整備 ③防災資機（器）材の整備促進 ④立入検査の強化等による安全性の向上 ⑤出火防止・流出防止対策を推進する。	加須消防署
LP ガス消費施設の安全化	安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置をはじめ、強風に伴う容器の転倒防止や配管の被害最小化など、LP ガス施設の安全対策の指導に努める。	LP ガス会社 ・管理契約課 ・観光振興課
化学薬品の安全化	化学薬品を取り扱う学校、病院、事業所等に対し、保管の適正化等を図るため、次の指導事項により安全対策を推進する。 ① 化学薬品容器・収納棚の転倒落下防止措置 ② 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置 ③ 初期消火資機（器）材の整備	加須消防署
その他出火防止のための査察指導	事前に人命への影響が大きい商業施設、病院、特別養護老人ホーム、多量の火気を使用する工場等に対して立入検査を実施し、次の事項を指導する。 ① 火気使用設備・器具等の固定 ② 当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置 ③ 震災時における従業員の対応要領等	
	一般住宅及びその他の事業所等については、立入検査及び防火診断により、前記事項のほか、震災後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導する。	
	給油取扱（営業）所、一般取扱所等の予防規程を定める危険物施設の適正な貯蔵の取り扱いや出火危険排除のための安全対策について指導する。	

<p>市民指導の強化</p>	<p>各家庭における出火防止等の徹底を図るため、次の事項を指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 住宅用防災機器（住宅用火災警報器）等の設置及び普及</li> <li>② 消火器の設置や風呂水の汲み置き、バケツの備え等消火準備の徹底</li> <li>③ 耐震自動消火装置付火気器具の点検整備及びガス漏れ警報器や漏電遮断器など、出火を防ぐための安全な機器の普及</li> <li>④ 家具類・家電製品等の転倒、落下防止</li> <li>⑤ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底</li> <li>⑥ カーテン等の防災製品の普及</li> <li>⑦ 灯油等の危険物安全管理の徹底</li> <li>⑧ 出火防止に関する知識や地震に対する備えなど防災教育の推進及び防災訓練への参加</li> <li>⑨ 家屋や工作物、看板、アンテナ等を固定するなど、地震による落下の防止対策を指導</li> </ol>	<p>危機管理防災課 ・加須消防署</p>
----------------	---	---------------------------

## 2 高圧ガス・有毒物質等の安全化

施策	内容	担当
<p>毒物・劇物の取扱施設の安全化</p>	<p>毒物及び劇物取締法に基づく監視指導により、毒物及び劇物の品目・保管量の把握に努め、保管庫・保管薬品の流出・拡散防止、マニュアル整備等を指導する。</p>	<p>県 ・加須消防署</p>
<p>危険物等の輸送の安全化</p>	<p>危険物積載車両について、関係機関との連携により路上取締を実施するとともに、常置場所の立入検査を行い、構造設備の保安・管理の徹底等を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施するなど、保安意識の高揚に努める。</p>	

## 3 駅、高層建築物、文化財施設等の安全対策

施策	内容	担当
<p>高層建築物の安全化</p>	<p>建築基準法等に基づく審査及び指導を行うとともに、火災予防対策の強化をはじめ、避難誘導、救出・救護活動等の適正化を図るため、高層建築物の震災に対する安全化対策を指導する。</p>	<p>県 ・警察署 ・加須消防署</p>
<p>高層建築物の救急救助活動</p>	<p>高層建築物等に関する救急救助活動については、自衛体制の整備について徹底した指導を行うとともに、強化に努める。</p>	<p>加須消防署</p>
<p>駅等の混乱防止策</p>	<p>災害時に駅周辺に滞留する外出者の一時滞留場所となる誘導先を確保するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者等と協力し、定期的に避難訓練を実施するなど、混乱防止対策を推進する。</p>	<p>危機管理防災課 ・東武鉄道(株)</p>
<p>文化財施設の安全対策</p>	<p>文化財施設に対して、定期的に重要物件の搬出等の訓練を実施し、次の主要項目についての確認及び検証を行うよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 文化財周辺の整備・点検状況</li> <li>② 防災体制の整備状況</li> <li>③ 防災知識の啓発状況</li> <li>④ 防災設備の整備・点検状況</li> <li>⑤ 地域との緊急時の協力・連携体制の整備状況</li> </ol>	<p>生涯学習課 ・加須消防署</p>

### 第3節 災害への適切な対応

市・県及び防災関係機関は、平常時からの活動組織体制や活動手順等の明確化、相互連携に努めるとともに、装備・防災資機（器）材の調達・備蓄や防災活動拠点を整備・充実し、震災への適切な対応が円滑に実施できるよう備える。

#### 第1 活動組織体制の強化

##### 1 職員動員体制等の充実

施策	内容	担当
職員の配備基準	状況に応じた適切な防災活動が行えるよう、災害対策組織・配備基準等の見直しを適宜実施する。	危機管理防災課 ・職員課
連絡体制の整備	各所属長は、各配備体制において業務に従事する配備職員の名簿を作成するとともに、所属職員の非常招集の連絡方法を定め周知徹底する。	危機管理防災課 ・職員課
勤務時間外における動員体制	小学校を中心とした震災時避難場所において、初動活動に従事する「災害地区支援班」を、予め編成し、初期の活動体制に必要な人員の確保に努める。	子育て支援課 ・危機管理防災課 ・職員課
	災害対策本部の所属職員等に対し、災害時に一般の携帯電話が繋がりにくくなることから、災害時優先（携帯）電話を配布しておくとともに、本庁舎、総合支所及び避難場所との連絡に支障を来さないよう、携帯型防災行政無線（移動系）等を配備・活用する。	危機管理防災課
	市職員への情報伝達の迅速化を図るため、職員緊急招集メールを活用する。	

##### 2 マニュアル等の整備

施策	内容	担当
マニュアル類の整備	地域防災計画、業務継続計画（BCP）、災害時受援計画に基づき、災害時職員初動マニュアルや在宅災害時要援護者避難支援プラン、避難場所運営マニュアル、災害時ボランティア対応マニュアル等を作成する。	危機管理防災課 ・全課
マニュアルの修正	各種マニュアルに随時修正を加えるとともに、図上シミュレーションや防災訓練時における諸問題等を踏まえ改善を図る。	
業務継続計画（BCP）の実施	市政の業務継続計画（BCP）に基づき、市役所等が被災し、通常業務の執行が困難となった場合においても、継続すべき重要な行政サービスについては、一定のレベルを確保するとともに、すべての業務を短期間で提供する体制を早期に構築する。	
災害時受援計画の実施	災害時受援計画に基づき、必要な人的支援及び物的支援について、応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を整備する。	
防災データの逐次把握	各課は、地域防災計画に記載する各種データ等を逐次更新し、危機管理防災課は年度ごとに資料編を改定する。	

### 3 職員の防災訓練

施策	内容	担当
防災訓練等	本計画に基づき、参集訓練、情報連絡訓練、消火訓練、給水訓練や図上訓練などの防災訓練等を実施し、災害時の迅速で適切な対応に備える。	危機管理防災課
避難場所開設訓練	避難場所の開設を担当する職員は、平常時から各施設の鍵（門、建物）や備蓄品・常備品の保管場所を確認するとともにその点検を行い、事前の開設訓練・使用訓練を実施する。	

## 第2 防災活動拠点の整備

### 1 避難場所等の整備

施策	内容	担当
避難場所の指定及び整備	次の設置基準に基づき避難場所を指定する。 ① 震災に依り、二次災害のおそれがなく、避難経路が安全と考えられる場所とする。 ② 震災時避難場所及び震災時補助避難場所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共施設とする。 ③ 避難場所は、地域住民の日常生活圏域内で、民間施設を含む安全な建物とする。	危機管理防災課 ・産業振興課 ・施設所管課
	避難場所として指定した建物は、必要に応じて安全性を確保、生活環境の向上（空調・トイレ等確保）を図るとともに、食料の備蓄や必要な資機（器）材、台帳等を整備し、避難場所機能の強化を図る。	
福祉避難所の指定及び整備	福祉避難所は、強固な構造及びバリアフリーの建物を利用する。	危機管理防災課 ・地域福祉課 ・高齢介護課 ・障がい者福祉課
	自宅や避難場所で生活している高齢者や障がい者等に対し、介護等の必要な支援を行うため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、看板を整備する。	
	災害時要援護者に配慮した食料や介護、衛生、育児用品等の資機（器）材について、防災倉庫等への備蓄を図るとともに、災害時相互応援協定を締結している関係機関との協力等により必要な物資を確保できる環境の整備に努める。また、災害時要援護者の避難生活を支援するために必要となる人材の確保に努める。	
2次避難所の検討	災害時要援護者等が自宅復旧や仮設住宅等への入居までの間、被災状況により、避難者が被災地外の避難施設等へ避難できるよう、国及び県と協議、調整し、施設を確保できるよう努める。	危機管理防災課 ・地域福祉課 ・高齢介護課 ・障がい者福祉課
避難場所等の周知	避難場所及び福祉避難所等に標識板を設置するとともに、地図等により市民への周知を行う。	危機管理防災課
避難ルートを選定・安全化	広域避難対象地域からの各避難場所等に通じる避難推奨ルートの周知に努める。 選定・整備・改良、道路沿いの各種施設における安全性の向上に努める。	道路公園課 ・大利根地域振興課

帰宅困難者の一時滞在施設の確保	帰宅困難者を一時的に滞在させるため、避難場所を活用するとともに、その他の公共施設や民間事業所についても滞在施設として確保するよう努める。	危機管理防災課 ・産業振興課
応急仮設住宅建設用地の選定	応急仮設住宅建設用地について、接道及び用地、ライフラインの整備状況等を考慮し、選定する。	建築開発課 ・道路公園課
災害時無料公衆電話の整備	家族や知人などの安否を確認する手段として、避難場所等への特設公衆電話の整備を行う。なお、平時において、定期試験を実施する。	危機管理防災課
非常用発電機の充実	停電対策として、避難場所等における非常用発電設備として発電機の充実を図るとともに、県や災害時協定事業者との協力を要請する。	総務課 ・施設所管課
避難場所の運営	避難場所運営マニュアルに、市職員、市民及びボランティアとの連携・協力等基本的事項及び女性・子ども・外国人・性多様性への配慮を明確化し、ニーズに応じた対応ができるよう整備する。	子育て支援課 ・すくすく子育て相談室 ・危機管理防災課
クラウド型被災者支援システムの運用	避難場所開設の際は、受付、報告業務や災害時要援護者への支援等業務の迅速化・効率化のため、クラウド型被災者支援システムを活用する。	危機管理防災課 ・子育て支援課 ・地域福祉課

## 2 防災活動拠点の充実

施策	内容	担当
オープンスペースの確保	救出・救助、広域支援部隊等の受入れ・ベースキャンプ、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧等の応急対策活動を行うためのオープンスペースの確保に努めるとともに、震災時の使用に係るマニュアル等を作成する。	危機管理防災課 ・道路公園課
ヘリポートの指定及び維持管理	救出救助、消防活動、物資輸送等に資するヘリコプターの離発着可能地点として指定されている施設の維持管理を行う。	危機管理防災課 ・加須消防署 ・施設所管課
施設の停電対策	震災時の非常用発電設備等の各種燃料を調達するため、事業者と災害時における優先供給に関する協定を締結する。	危機管理防災課
	非常用発電設備として発電機を配置するとともに、停電時に利用が可能な燃料電池や蓄電池の導入を推進する。	総務課 ・施設所管課
情報システムの安定運用管理	非常用電源の増強や重要情報の確実なバックアップなど、緊急事態発生時における具体的な対応の強化を図り、迅速なシステムの復旧と安定的な稼働を確保する。	D X推進課

3 防災資機（器）材等の準備及び備蓄

施策	内容	担当
<p>受援体制の強化</p>	<p>災害発生時に、市民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達、供給の体制を整備する。</p> <p>また、応急対策活動を効率的に行うため、活動人員や救援物資等の輸送手段を確保する。</p>	<p>政策調整課                      ・観光振興課                      ・危機管理防災課                      ・産業振興課                      ・農業振興課                      ・子育て支援課                      ・すくすく子育て相談室</p>
<p>備蓄場所及び備蓄倉庫の整備</p>	<p>食料、生活必需品等の備蓄物資を迅速に供給するため、震災時避難場所である市内各小学校（北川辺地域のみ中学校を含む。）に備蓄場所を設け、分散備蓄を推進する。また、広域的な物資輸送道路に面した地域や市街地の地域特性等を考慮し、防災活動拠点の充実と併せて総合的に備蓄場所を確保・整備する。</p>	<p>危機管理防災課                      ・教育総務課                      ・学校教育課                      ・観光振興課</p>
<p>備蓄品台帳の整備</p>	<p>避難場所等における食料や日用品等の必要物資を管理するため、備蓄品台帳を整備し、常に備蓄状況を確認・管理する。</p>	<p>危機管理防災課</p>
<p>飲料水・生活用水の供給対策</p>	<p>応急給水拠点における給水に必要な資機（器）材の整備、給水タンク（車）・ポリタンク等の運搬用給水機材や発電機及び緊急時給水装置等をすぐに使用できるよう、平常時より保守点検を行う。</p> <p>また、震災発生時の応急給水用の飲料水として、被害想定に基づき概ね1人1本のペットボトルを計画的に備蓄する。</p>	<p>危機管理防災課                      ・水道課</p>
	<p>市の「公共施設における災害対応型自動販売機の設置方針」に基づき、公共施設においては、震災時に飲料水が無料で提供できる「災害対応型自動販売機」を設置する。</p> <p>また、各事業者に対して災害対応型自動販売機の設置を推進する。</p>	
	<p>受水槽及び給水車又はそれに変わる飲料水等の給水や輸送手段を有する他自治体や事業者等に対して災害対策用応急給水協定の締結に努める。また各学校の受水槽は停電時の活用を踏まえ改良工事し平時からの備えとする。</p>	
<p>食料の備蓄・調達</p>	<p>主食類の備蓄目標数については、被害想定に基づく避難者数及び帰宅困難者数の、前者は3日分の、後者は1日分の、それぞれ3食分の、アルファ米、おかゆ、ビスケット、粉ミルク等の備蓄を推進する。</p> <p>また、備蓄や保存に適さない、弁当、おにぎり等加工食品や野菜等の調達については、所掌する事務に関し、市の各部・課は、大規模小売店やスーパー等と食料の確保に関する協定締結に努め緊急時の対応に備える。市で食料を備蓄するほか、市民や市内の事業所等においても食料を備蓄するよう促進に努める。</p>	<p>観光振興課                      ・危機管理防災課                      ・産業振興課                      ・農業振興課                      ・子育て支援課                      ・すくすく子育て相談室</p>
<p>資機材の確保</p>	<p>ブルーシートや土のう袋等防災用資機材を計画に基づき備蓄する。</p> <p>また、所掌する事務に関し、市の各部・課は、関連事業者との防災用資機材の確保に関する協定締結を推進する。</p>	<p>危機管理防災課                      ・観光振興課                      ・関係課</p>

生活必需品、感染対策品等の確保	毛布、タオル、避難場所用マットや生活必需品やマスクや消毒液等の感染症対策品等を計画に基づき備蓄する。 また、大規模小売店やスーパー等との生活必需品の確保に関する協定締結を推進する。	危機管理防災課 ・子育て支援課 ・すくすく子育て相談室
医薬品・医療資機(器)材の確保	加須医師会、加須市歯科医師会及び加須市薬剤師会と協議し、医薬品・医療資機(器)材の備蓄に努める。	いきいき健康医療課
福祉資機(器)材の整備	福祉避難スペースや福祉避難所など、災害時要援護者の避難場所生活に対応した各種の資機材等を整備する。災害用トイレやコミュニケーション支援ボード、障害種別・支援種別ごとのビブス(バンダナ)等を常備する。 ※ 災害ボランティアセンターも同様	地域福祉課 ・危機管理防災課 ・障がい者福祉課
トイレの備蓄・整備	携帯トイレ、簡易トイレ等の災害用トイレを備蓄する。  事業所、家庭及びマンション管理者に、当面の目標として3日分の災害用トイレの備蓄を促進する。	下水道課 ・危機管理防災課
ライフライン復旧までの代替エネルギーの確保	避難場所生活の長期化等に伴うエネルギー確保のため、(社)埼玉県エルピーガス協会支部や事業者等との供給協定の締結を推進する。	観光振興課 ・危機管理防災課

#### 4 緊急輸送道路及び沿線の整備

施策	内容	担当
緊急輸送道路の整備	緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、通常パトロール、異常気象時等パトロールを行い災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。	道路公園課
	市は県と連携し、指定された緊急輸送道路の沿線地域における建築物の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や瓦礫等の障害物の発生を少なくするように努める。 また、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や甚大な被害が懸念される箇所の調査を行う。	道路公園課 ・治水課 ・建築開発課
応援体制の整備及び啓開資機材の整備	災害の発生後に建築業者等から応急復旧作業の協力が得られるよう、応援体制を整備する。	建築開発課 ・道路公園課
	市は、啓開資機材を整理する。また、各地域の防災協力建設安全協議会等との連絡を密にして使用できる建設機械等の把握をする。 *道路啓開とは、とにかく通れるようガレキ等を処理し、簡易な段差修正などにより救援ルートを開けることを言う。	道路公園課 ・治水課

### 第3 実践的な防災活動の実施

#### 1 消防体制の充実

施策	内容	担当
消防活動体制の整備強化	平常時の消防力を震災時においても最大限に活用するため、被害の態様に即した各種の災害消防計画を策定し、有事即応体制を確立する。	加須消防署
	各種の災害に対応するため、消火活動、救急救助活動に有効な特殊車両、各種装備、資機（器）材や救助部隊の充実強化など、消防力を計画的に整備する。	
情報通信体制の整備強化	高機能の消防指令設備を計画的に整備するとともに、通信体制の強化を図る。	加須消防署
消防水利の整備	加須消防署との連携を図りつつ、震災対策上重要な地域を中心に、消火栓、防火水槽の消防水利の維持管理に努める。また、一定以上の宅地開発の場合には、消火栓や防火水槽を設置するよう指導する。	危機管理防災課 ・加須消防署
消防団の強化	消防団員は、事業所職員等が消防団に入団するように促すことで、消防団員の安定確保に努めるとともに、無線通信訓練や加須消防署との連携による教育訓練を実施し、技術の習熟を図る。	危機管理防災課 ・治水課
	老朽化した消防団詰所の建替、修繕等を適時実施する。 消防ポンプ車の適正管理及び適時入れ替え、並びに消防資機（器）材・救助資機（器）材の整備、携帯通信機器の充実を計画的に推進し、「消防団の装備の基準」に基づき、装備の整備・充実を進める。	
市民・事業者等との連携	自主防災組織と事業者の自衛消防隊等が相互に協力して連携できる体制を整備する。	危機管理防災課 ・加須消防署

#### 2 救助・救急・医療体制の整備

施策	内容	担当
救助体制の整備	震災時に同時多発する救助事象に対応するため、整備計画に基づいて救助資機（器）材を増強するなど、加須消防署における救助体制の充実を図る。	加須消防署
救急体制の整備	救急車に積載する救急用資機（器）材を整備し、傷病者搬送体制を強化する。	
	救急救助活動を効果的に実施するため、救急救命士及び救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実する。	
	現場での救命効果向上を図るため、救急資機（器）材、トリアージタグ及び消防隊用応急救護資機（器）材を整備する。	

市民の自主救出・救護能力の向上	<p>地域住民が救出・救護知識及び技術を習得するための教育訓練を計画的に行う。</p> <p>自主防災組織及び市民、事業者の防火管理者や自衛消防隊員、災害ボランティア等に対し、救出活動技術、応急救護技術の普及・訓練を推進する。</p>	危機管理防災課
	<p>応急手当用資機（器）材、自動体外式除細動器（AED）の整備・充実を図る。</p>	危機管理防災課
医療体制の整備	<p>加須医師会、加須市歯科医師会、加須市薬剤師会、加須保健所及び各防災機関と災害医療救護連絡調整会議を設置し、平時より情報収集及び医療救護等への連絡体制、災害時の医療班の編成、派遣及び医療救護活動の円滑な実施のための体制を整備する。</p>	いきいき健康医療課
外部からの医療支援体制	<p>災害時外部からの各種医療支援チームの応援を迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を整備する。</p>	いきいき健康医療課
避難住民の健康管理	<p>関係機関と協議し、震災時の役割分担及び協力体制を整備する。</p>	いきいき健康医療課

### 3 通信体制の整備

施策	内容	担当
防災行政無線の活用	<p>円滑な情報伝達の実現のため、防災行政無線の活用を推進するとともに、通信体制の統一に向けた段階的な整備を行う。</p>	危機管理防災課 ・シティブロモーション課 ・DX推進課
防災アプリ等の活用	<p>防災アプリや市ホームページ、市SNS等を活用し、適時的確な情報発信を行う。</p>	
災害時優先電話の活用	<p>災害対策本部等の通信連絡体制を確保するため、災害時優先電話を活用する。</p>	
アマチュア無線の活用	<p>各種通信手段の途絶に備え、アマチュア無線局との災害時協力体制を構築する。</p>	
全国瞬時警報システムの活用	<p>国が緊急時の警報伝達等のために設置を促進している「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」の適正な運用に努める。</p>	
コミュニティFM放送	<p>災害時緊急放送に関する協定を締結している(株)わたらせコミュニティメディアの協力を得て、災害発生時等、各種情報の放送を行う。</p>	
公衆無線 LAN (フリーWi-Fi) の活用	<p>災害時における通信手段を確保するため、公共施設に設置された公衆無線 LAN(00000JAPAN) を活用する。</p>	

#### 4 輸送体制等の整備

施策	内容	担当
資機（器）材の整備	平常時から震災に備え、啓開資機材を整備するとともに、防災協力建設安全協議会等を通じて使用できる建設機械の把握等を行う。	道路課 ・治水課 ・各農政建設課
輸送車両の確保	震災時の車両調達について、事前に関係団体と供給の協定を締結するなどの措置を講じる。	危機管理防災課
	災害応急対策に要する緊急車両等については、警察署を窓口として県公安委員会に事前届出を行う。	総務課

#### 5 燃料の確保

施策	内容	担当
施設及び車両の燃料確保	各公共施設で震災時に使用する燃料（灯油、軽油、重油）の確保を図るため、平常時から燃料計の残量1/2を目途として燃料補給を行う。	総務課 ・関係課
	震災時に物資等の輸送手段として使用する車両の燃料確保を図るため、平常時から燃料計の残量1/2を目途として給油する。	総務課 ・関係課
	車両燃料の確保を図るため、関係業者と「災害時における車両燃料の優先供給協定」を締結するなどの措置を講じる。	危機管理防災課

#### 6 防災の調査・研究

施策	内容	担当
被害想定調査	中央防災会議、県防災会議等による被害想定調査や地盤、地質データ、人口、建物などの統計資料等に基づき解析し、震災による被害予測を行う防災アセスメント調査等を実施し、被害軽減・防止、応急対策需要の検証など、防災対策の基礎資料とする。	危機管理防災課
避難場所・防災関連システムの導入の検討	国において、防災・減災に資するシステムの構築に取り組んでいることから、避難場所や物資の管理等の実際の状況を精査し、利便性または費用対効果も踏まえて導入に向けた検討をする。	

#### 7 仮置場の確保

施策	内容	担当
仮置場	道路障害物等の緊急的に除去された災害廃棄物、及び個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、損壊家屋等から排出された災害廃棄物を分別集積した後、手作業、重機作業により災害廃棄物の前処理（粗選別等）を行い、クリーンセンターや中間処理施設へ積み替える拠点とする。	資源リサイクル課

## 第3章 震災対応体制計画

第1節 職員配備体制

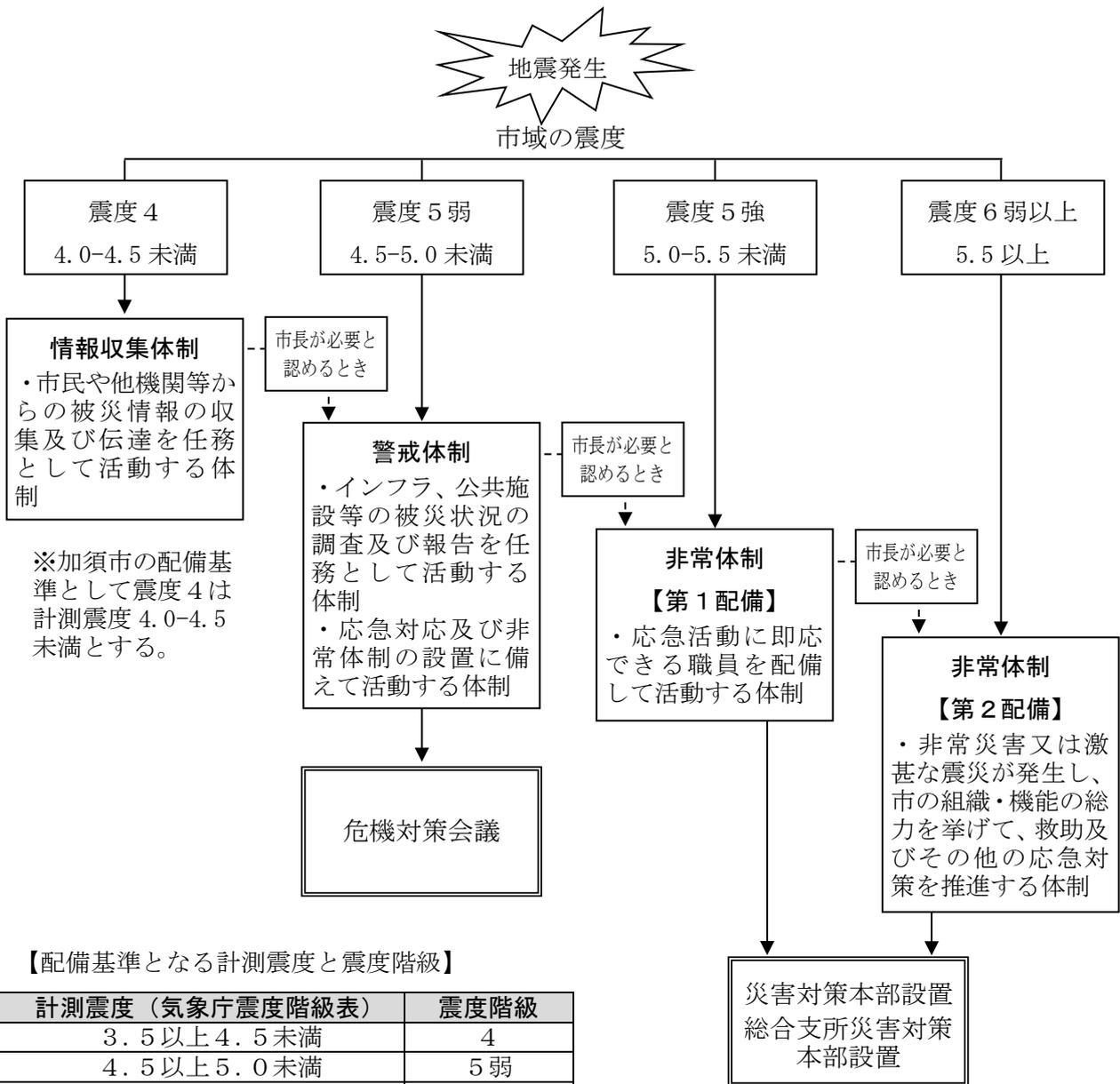
【◎職員課・危機管理防災課・全課】

地震は、風水害と異なり発災の予測が困難であることから、初動時に災害対応組織の編成と必要な職員の確保を迅速に確立することが重要である。

第1 配備体制の基準となる計測震度

本市における、配備の基準は、以下の項目に示すとおり震度階級の数値とするが、情報収集体制にあっては、各庁舎にある震度計の計測震度で4.0以上4.5未満の数値を基準とし、警戒体制、非常体制（第1配備、第2配備）については、気象庁の震度階級のとおりとする。

第2 配備体制の概要



【配備基準となる計測震度と震度階級】

計測震度（気象庁震度階級表）	震度階級
3.5以上4.5未満	4
4.5以上5.0未満	5弱
5.0以上5.5未満	5強
5.5以上6.0未満	6弱
6.0以上6.5未満	6強
6.5以上	7

第3 配備体制の基準等

震災の状況に応じた配備体制を次のとおりとする。なお、各地域の震度に関わらず市域内に配備基準の震度が発生した時は、配備区分に基づく対応を全地域で実施する。

配備区分	配備基準	配置職員	活動内容
情報収集体制	震度4(4.0-4.5未満)の地震が発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理防災課</li> <li>総合支所防災担当職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民や他機関等からの被災情報の収集及び伝達を任務として活動する体制</li> <li>総合支所防災担当職員は、各支所の震度計の数値を確認及び各地域の状況を危機管理防災課へ報告する。</li> </ul>
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 震度5弱(4.5-5.0未満)の地震が発生</li> <li>② 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合</li> <li>③ 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合</li> <li>④ その他の状況により、市長が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記職員</li> <li>危機対策会議委員</li> <li>地域振興課</li> <li>施設管理者</li> <li>必要に応じて動員</li> </ul>	<p>【危機対策会議の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インフラ、公共施設等の被災状況の調査及び報告を任務として活動する体制</li> <li>応急対応及び非常体制の設置に備えて活動する体制</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>危機対策会議の設置</li> <li>情報の収集</li> <li>被害状況の把握</li> <li>被害状況の県への報告</li> <li>関係機関等への通報</li> <li>初期災害応急対策</li> <li>被害情報に関する広報</li> </ol>
非常体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記職員</li> <li>災害対策本部員</li> <li>被災情報収集班</li> <li>避難場所運営支援班</li> <li>職員班</li> <li>災害地区支援班</li> <li>他各課1/2の職員 (その他の職員は交代に備え自宅待機)</li> <li>必要に応じて動員</li> </ul>	<p>【災害対策本部の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部の設置</li> <li>情報の収集</li> <li>被害状況の把握</li> <li>被害情報の県への報告</li> <li>関係機関等への通報</li> <li>災害応急対策</li> <li>避難場所の開設運営</li> </ol>

配備区分	配備基準	配置職員	活動内容
第2配備	① 震度6弱以上(5.5以上)の地震が発生 ② その他の状況により、市長が必要と認めた場合。	・全職員	<p>【災害対策本部の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害又は激甚な震災が発生し、市の組織・機能の総力を挙げて、救助及びその他の応急対策を推進する体制</li> </ul> <p>① 災害対策本部の設置 ② 情報の収集 ③ 被害状況の把握 ④ 被害情報の県への報告 ⑤ 関係機関等への通報 ⑥ 災害応急対策 ⑦ 避難場所の開設運営 ⑧ 災害情報に関する全職員が直ちにそれぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施する。</p>

第4 職員配備体制別動員計画表

平常時部課名	災害対策本部(班)	情報収集体制 震度4	警戒体制 震度5弱	非常体制		
				第1配備 震度5強	第2配備 震度6弱	
環境安全部	危機管理防災課	統括班	○	○	全職員による配備	
	交通防犯課	被災情報収集班、統括班		○		
	環境政策課	環境班、統括班		○		
	資源リサイクル課	環境班、統括班		△		
秘書課	秘書班		○	○		
総合政策部	政策調整課	受援対策班				○
	シティプロモーション課	広報班、被災情報収集班	○	○		○
	市民協働推進課	受援対策班		△		○
	D X 推進課	受援対策班		△		○
	財政課	財政班				○
	管理契約課	財政班		△	○	
総務部	総務課	総務班		△	○	
	職員課	職員班			○	
	人権・男女共同参画課	相談班、総務班			○	
	市民課	確認班			○	

	税務課	調査班			○	全職員による配備
	収納課	調査班			○	
経済部	産業振興課	帰宅支援班、備蓄支援物資班			○	
	観光振興課	備蓄支援物資班			○	
	農業振興課	農業班、備蓄支援物資班			○	
	農業委員会事務局	農業班、備蓄支援物資班			○	
こども局	子育て支援課	避難場所運営支援班、子育て保育班		△	○	
	すくすく子育て相談室	避難場所運営支援班、子育て保育班、衛生班		△	○	
	(予め指名した職員)	災害地区支援班			○	
	こども保育課	子育て保育班、避難場所運営支援班		△	○	
福祉部	地域福祉課	救援班、福祉班			○	
	(社会福祉協議会)	救援班			○	
	生活福祉課	救援班、福祉班			○	
	障がい者福祉課	救援班、福祉班			○	
	高齢介護課	福祉班、救援班			○	
健康スポーツ部	いきいき健康医療課	医療班、衛生班		△	○	
	スポーツ振興課	体育班		△	○	
	国保年金課	医療班			○	
	国民健康保険北川辺診療所	医療班		△	○	
都市整備部	スーパーシティ推進課	住宅班		△	○	
	都市計画課	住宅班		△	○	
	建築開発課	住宅班		△	○	
	道路公園課	道路公園班		△	○	
	治水課	河川班		△	○	
水道部	下水道課	下水班		△	○	
	水道課	給水班		△	○	
	会計課	出納班			○	
	議会事務局	協力班			○	
	行政委員会事務局	協力班			○	
	地域振興課	地域振興班	○	○	○	

各総合支所	市民税務担当	市民福祉班		○	○	全職員による配備
	福祉健康担当					
	農政建設課	農政建設班		○	○	
生涯学習部	教育総務課	教育班		△	○	
	生涯学習課	生涯班		△	○	
	図書館課	生涯班		△	○	
学校教育部	学校教育課	学校班		△	○	
	・幼稚園	学校班		△	○	
	・小学校	学校班		△	○	
	・中学校	学校班		△	○	
	学校給食課	給食班		△	○	

注) 上記部課名は、令和6年4月1日時点

※ ○：予め指名された職員による配備      △：施設管理者による施設確認

#### 備考

- (1) 班長は、震災状況により班内人員の増減ができる。
- (2) 部長は、動員区分にかかわらず、震災の状況により部内各班に出動を命じることができる。
- (3) 本部長は、動員区分にかかわらず、震災の状況により各部に出動を命じることができる。
- (4) 部・課・班の配備体制のほか、予め指名した職員で構成する災害地区支援班を、避難場所等に配備する。
- (5) 情報収集、広報、警防、救急、救助などの活動は、加須消防署の協力を受け、連携を図りながら実施する。

## 第2節 危機対策会議体制

【◎危機管理防災課・全課】

市域に震度5弱の地震が発生した場合、また災害対策本部の設置基準に至らない災害が発生した場合に、危機対策会議を設置し災害情報の収集、警戒を行う。

### 第1 危機対策会議の組織等

#### 1 責 務

市は、市域に震度5弱の地震が発生した場合、また災害対策本部の設置基準に至らない災害が発生した場合に、災害情報の収集や伝達、警戒活動にあたる。

#### 2 危機対策会議の組織及び所掌事務

##### (1) 危機対策会議の構成員

議長及び委員は、当該各号に定める者をもって充てる。

議 長	市長
副 議 長	副市長及び教育長
委 員	委員は、加須市行政組織条例及び加須市組織規則等に規定する部等の長とするほか、秘書課長、財政課長、シティプロモーション課長及び加須消防署長をもって充てる。
事 務 局	危機管理監、環境安全部危機管理防災課

※議長（市長）は、この表に掲げる者のほか、関係部課長等必要と認める者を委員とすることができるほか、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

##### (2) 所掌事務及び会議等

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 危機情報、災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>② 危機対応策の検討に関すること。</li> <li>③ 県担当部局等との連絡に関すること。</li> <li>④ 警戒配備体制の廃止に関すること。</li> <li>⑤ 上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。</li> </ul>
危機対策会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 危機対策会議は、議長及び委員をもって構成する。</li> <li>② 危機対策会議の庶務は、危機管理防災課が処理する。</li> </ul>

### 3 危機対策会議の構成と役割

職名	担当者名	役割
議長	市長	・議長が招集し、主宰する。
副議長	副市長 及び教育長	・議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときには、その職務を代理する。この場合において、副議長が2人以上あるときは、あらかじめ議長が定めた順序で、その職務を代理する。
委員	総合政策部長 総務部長 環境安全部長 経済部長 こども局長 福祉部長 健康スポーツ部長 都市整備部長 上下水道部長 生涯学習部長 学校教育部長 議会事務局長 会計管理者 行政委員会事務局長 騎西総合支所長 北川辺総合支所長 大利根総合支所長 消防署長 秘書課長 財政課長 シティブロモーション課長	・議長の命を受け、危機対策会議の事務に従事するほか、必要に応じ、現地に赴き各部の指揮をとる。
事務局	危機管理監 危機管理防災課長	・本会議の事務を行う。

※委員は、必要に応じて、当該委員が認めた場合には、増員することができる。

## 第3節 災害対策本部体制

【◎危機管理防災課・全課】

市域に、震度5強以上の地震が発生した場合、又は市内に甚大な災害が発生した場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく加須市災害対策本部及び各機関の防災組織により被害発生を防御及び災害の拡大を防止するための対策を行い、市民の生命と財産を守るとともに被害の軽減を図る。

### 第1 災害対策本部の組織等

#### 1 責務

市は、市域に、震度5強以上の地震が発生した場合、又は市内に甚大な災害が発生した場合は、法令、埼玉県地域防災計画及び加須市地域防災計画の定めるところにより、他市町村、県、指定地方行政機関等、区域内の公共的団体、市民などの協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害対策の実務に努める。

また、必要に応じて、災害に関する総合的な調整機関である加須市防災会議と緊密な連携を図り、地域における災害予防及び災害対策を実施する。

#### 2 災害対策本部の組織及び所掌事務

##### (1) 災害対策本部の構成員

災害対策本部長、災害対策副本部長及び災害対策本部員は、次に定める者をもって充てる。

災害対策本部長	市長
災害対策副本部長	副市長、教育長
災害対策本部員	加須市行政組織条例及び加須市組織規則等に規定する部等の長（以下「本部員」という。）とし、また本部に災害対策本部付（以下「本部付」という。）として秘書課長を置き、必要に応じて関係各課の者をもってこれに充てる。
事務局	危機管理監、環境安全部危機管理防災課

※ 災害対策本部長は、上記に掲げるもののほか、関係部課長等必要と認めるものを災害対策本部員とすることができる。 ※資料第2「加須市災害対策本部条例」

##### (2) 所掌事務及び会議等

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>② 避難情報の発令に関すること。</li> <li>③ 埼玉県、政府機関及び公共機関等に対する応援要請に関すること。</li> <li>④ 災害救助法の適用申請に関すること。</li> <li>⑤ 隣接市町との相互応援に関すること。</li> <li>⑥ 県災害対策本部との連絡に関すること。</li> <li>⑦ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。</li> <li>⑧ 災害対策本部の非常配備体制の廃止に関すること。</li> <li>⑨ 総合支所災害対策本部の設置に関すること。</li> <li>⑩ 上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。</li> </ul>
------	--

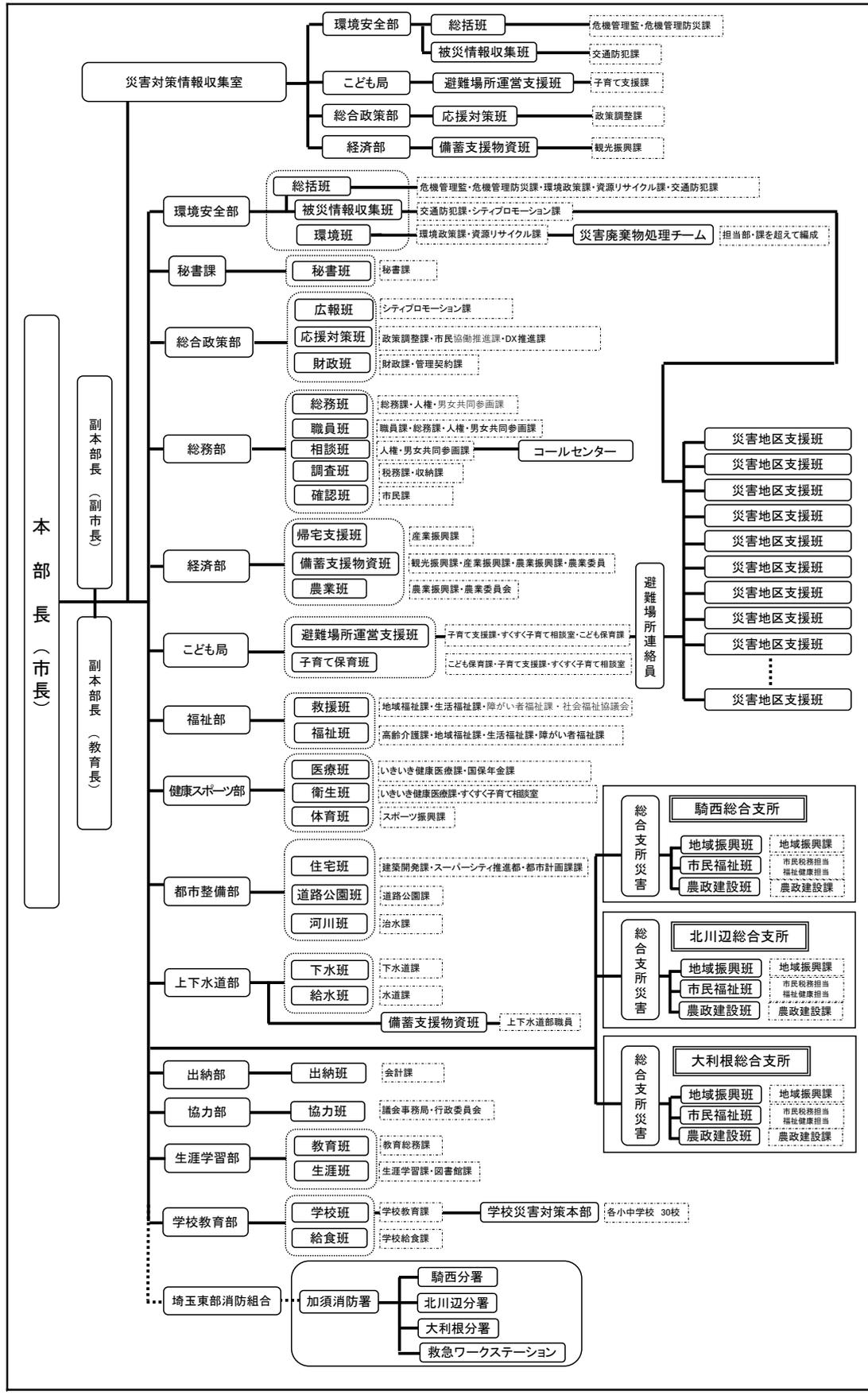
<b>災害対策 本部会議</b>	① 災害対策本部会議は、災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部員及び本部付をもって構成する。 ② 災害対策本部会議の庶務は、総括班が処理する。
----------------------	--

### 3 災害対策本部の構成及び役割

構成員	職名	役 割
災害対策 本部長	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。</li> </ul>
災害対策 副本部長	副市長 教育長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。(順位は第1に副市長、第2に教育長とする。)</li> </ul>
災害対策 本部員	環境安全部長 総合政策部長 総務部長 経済部長 こども局長 福祉部長 健康スポーツ部長 都市整備部長 上下水道部長 議会事務局長 会計管理者 行政委員会事務局長 騎西総合支所長 北川辺総合支所長 大利根総合支所長 生涯学習部長 学校教育部長 加須消防署長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。</li> <li>・各災害対策の指揮をとり、必要に応じて現地におもむき各班の指揮をとる。</li> <li>・各総合支所長は、総合支所災害対策本部にて、災害対策本部員及び総合支所災害対策本長として、災害対策本部との連携並びに各地域の災害対応の指揮をとる。</li> </ul>
災害対策 本部付	秘書課長 政策調整課長 職員課長 交通防犯課長 観光振興課長 子育て支援課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事するほか、災害対策の主要業務の指揮をとる。</li> </ul>
アドバイザー	自衛隊、警察、 国交省リエゾン、 埼玉県職員、医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な立場からの助言等</li> </ul>
事務局	危機管理監、 危機管理防災課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部会議の事務を行う。</li> </ul>

※ 災害対策本部付は、必要に応じ、当該本部員が認めた場合には、増員することができる。

## 災害対策本部組織体制図【震災対策】



### 4 設置場所

本庁舎 庁議室 ※本庁舎が使用不能の場合は、騎西総合支所を第1代替施設とする。

第2 震災時における災害対策本部本部員の災害担当と主な役割

1 震災に関する本部員の災害対策と主な役割

災害対策本部本部員の担当する災害対策と主な役割を下記のとおり定める。

本部員（部名）	担当する災害対策	主な役割
環境安全部長	総括	災害対策の総括 災害対策本部の運営
	被災状況	被災情報の収集
	避難対策	避難対策
	生活支援	民生安定のための緊急措置
	廃棄物	災害廃棄物の処理
総合政策部長	受援	応援要請、要員確保 国・県・協定先との連絡調整
総務部長	職員	職員の安否、招集状況の確認 職員動員、配置の調整
	市民要望	コールセンターの運営
	り災証明	家屋等被害調査体制の整備 り災証明交付体制の整備
	遺体	安否情報、遺体処置の対応
経済部長	物資	災害物資の管理 拠点集積所の運営
こども局長	避難場所	避難場所開設・運営 幼児・児童の安全確保
福祉部長	要援護者	在宅災害時要援護者の安全確保 福祉避難所の開設運営
	ボランティア	災害ボランティアセンターとの連携
	災害救助法	災害救助法の適用
健康スポーツ部長	保健衛生	医療機関との連携 医療救護所の開設・運営 保健衛生、感染症予防への対策
	スポーツ施設	施設の被害調査
都市整備部長	危険度判定	被災建物・宅地の危険度判定
	施設復旧	道路啓開、被害施設の応急対応 被害施設の応急対応
	仮設住宅	仮設住宅の設置
上下水道部長	上下水道	飲料水、生活水の供給
生涯学習部長	教育施設	学校施設等の応急対応 施設の被害調査 文化財等の退避及び被害調査
学校教育部長	文教	児童生徒の安全確保、把握
会計管理者	会計	義援金の受入れ・保管・配分

議会事務局長 行政委員会事務局長	議会	市議会議員との連携 各班の応援
秘書課長	秘書	本部長、副本部長の秘書
騎西総合支所長	騎西地域	地域内の被害調査
		総合支所災害対策本部の運営
		避難場所の運営
		災害時要援護者の避難対策
北川辺総合支所長	北川辺地域	被害施設の応急対応
		地域内の被害調査
		総合支所災害対策本部の運営
		避難場所の運営
大利根総合支所長	大利根地域	災害時要援護者の避難対策
		被害施設の応急対応
		地域内の被害調査
		総合支所災害対策本部の運営
埼玉東部消防組合 加須消防署長	消防	避難場所の運営
		災害時要援護者の避難対策
		被害施設の応急対応
		救出救助及び傷病者の搬送 消防相互応援出動要請

## 2 災害対策本部の班組織・分掌事務

災害対策本部の各班の担当課と分掌事務を下記のとおり定める。

※凡例：★部局長(本部員)、☆副部局長、●班長、○班員(課長)

### ■環境安全部

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
環境安全部 ★環境安全部長 ☆環境安全部副 部長	総 括 班 ●危機管理監、 危機管理防災課 ○交通防犯課 ○環境政策課 ○資源リサイクル課	<p><b>【発災当日中に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の準備、開設に関すること。</li> <li>・災害対策本部長の命令伝達及び災害対策本部の運営に関すること。(以降継続)</li> <li>・災害対策本部と各班(課)・各節責任課及び総合支所との総合調整に関すること。(以降継続)</li> <li>・災害救助法に関すること。(以降継続)</li> <li>・職員配備計画及び初動活動計画に関すること。(以降継続)</li> <li>・消防活動・応援受入に関すること。(以降継続)</li> <li>・避難情報の発令に関すること。</li> <li>・避難場所の開設に関すること。</li> <li>・被害状況の一括集約、報告に関すること。(以降継続)</li> <li>・避難対策及び避難住民の総合的把握に関すること。(以降継続)</li> <li>・防災行政無線での広報内容に関すること。(以降継続)</li> <li>・国、県、警察署、加須消防署(消防団)、市町村、交通機関等の連絡調整及び被害情報の集約、伝達に関すること。(以降継続)</li> <li>・災害備蓄品の配給内容・調整に関すること。(以降継続)</li> <li>・自衛隊の派遣要請依頼に関すること。</li> <li>・業務継続計画(BCP)の進行管理の連絡調整に関すること。(以降継続)</li> <li>・報道機関の取材対応に関すること。(以降継続)</li> </ul> <p><b>【1日～3日以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤職員の配置状況の集約に関すること。(以降継続)</li> <li>・被害状況の全体的な把握に関すること。(以降継続)</li> <li>・各避難場所との連絡調整・受入体制の整備に関すること。(以降継続)</li> <li>・ヘリコプターによる空中輸送体制に関すること。</li> <li>・被災者台帳の作成に関すること。(以降継続)</li> </ul> <p><b>【4日～7日以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所の生活環境及び集約に関すること。(以降継続)</li> </ul> <p><b>【1週間～1か月以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・激甚災害指定手続に関すること。</li> <li>・民生安定のための緊急措置に関すること。</li> </ul>

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
環境安全部	第4章 第1節 職員配備体制 第2節 職員動員体制・初動活動 第3節 危機対策会議・活動体制 第4節 災害対策本部・活動体制 第6節 災害地区支援班・活動体制 第7節 大規模地震(震度5強以上)に対応する行動計画【震災タイムライン】 第8節 災害情報収集・伝達 第9節 災害対策情報収集室・活動体制 第10節 災害救助法の適用 第12節 避難対策 第13節 震災時避難場所の運営・再編 第15節 帰宅困難者対策 第21節 応援要請・要員確保 第22節 消防活動・応援受入れ 第23節 自衛隊派遣要請 第26節 自治協力団体(自主防災組織)及び防災士との連携 第27節 民生委員・児童委員との連携 第31節 備蓄物資の計画的な確保 第32節 食料・生活必需品等の受入れ・供給 第37節 安否情報の提供・搜索 第5章 第1節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】 第4節 迅速な災害復旧【公共施設、インフラ復旧】	
	被災情報収集班 ●交通防犯課 ○シティブロモーション課 ○人権・男女共同参画課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災情報の収集及び分析、報告に関すること。(以降継続)</li> <li>警察等関係機関及び交通・防犯関係団体との連絡調整及び協力要請に関すること。(以降継続)</li> </ul> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通施設災害応急対策に関すること。(以降継続)</li> <li>災害時の防犯に関すること。(以降継続)</li> </ul>
	第4章 第6節 災害地区支援班・活動体制 第8節 災害情報収集・伝達 第9節 災害対策情報収集室・活動体制 第19節 交通対策 第25節 災害警備対策 第37節 安否情報の提供・搜索	
	環 境 班 ●環境政策課 ○資源リサイクル課 (各所管施設)	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の被害状況調査に関すること。</li> <li>公害原因物質の汚染状況調査及び応急対策指導、緊急処理に関すること。(以降継続)</li> <li>災害廃棄物処理に関すること。(以降継続)</li> <li>仮置場の開設・運営に関すること。(以降継続)</li> <li>仮設トイレの設置及びし尿処理に関すること。(以降継続)</li> </ul> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活ごみの処理及び収集に関すること。(以降継続)</li> <li>死亡獣畜の処理及び動物の保護に関すること。(以降継続)</li> <li>防疫に関すること。(以降継続)</li> <li>災害廃棄物処理チームの編成及び運用に関すること。(以降継続)</li> </ul>

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
環境安全部	環 境 班	<p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の個別収集に関する事。 (以降継続)</li> </ul> <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ねずみ、害虫駆除に関する事。</li> <li>・被災家屋等の消毒に関する事。</li> </ul>
	第4章 第16節 ペット対策 第18節 災害時に発生する廃棄物対策 第29節 防疫対策	

■秘書課

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
秘書課 ★秘書課長	秘書班 ●秘書課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長及び副本部長の秘書に関する事。 (以降継続)</li> </ul> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害見舞、視察等に関する事。 (以降継続)</li> </ul> <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援を受けた自治体、関係機関、企業等への御礼に関する事。</li> </ul>
	第4章 第2節 危機対策会議・活動体制 第4節 災害対策本部・活動体制	

■総合政策部

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
総合政策部 ★総合政策部長 ☆総合政策部副部長 総合政策部	広 報 班 ●シティプロモーション課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報道機関との連絡、調整及び取材対応に関する事。 (以降継続)</li> <li>・被災情報の収集及び分析、報告に関する事。 (以降継続)</li> <li>・避難情報及び避難場所に関する情報の提供に関する事。 (以降継続)</li> <li>・ライフライン、交通に関する情報の提供に関する事。 (以降継続)</li> <li>・災害記録の写真撮影、編集及び保存に関する事。 (以降継続)</li> </ul>
	広 報 班	<p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水や食料、生活物資の供給、災害廃棄物等に関する情報の提供に関する事。 (以降継続)</li> </ul> <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧に関する情報の提供に関する事。 (以降継続)</li> </ul>
	第4章 第8節 災害情報収集・伝達 第9節 災害対策情報収集室・活動体制	

総合政策部	第10節 災害広報 第12節 避難対策 第37節 安否情報の提供・搜索	
	受援対策班 ●政策調整課 ○市民協働推進課 ○DX推進課	<p><b>【発災当日中に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県や協定団体との災害受援対策に関すること。(以降継続)</li> <li>・施設利用者の誘導及び安全確保に関すること。</li> <li>・施設の被害状況の把握及び安全確認に関すること。</li> <li>・避難場所の準備、開設、運営に関すること。(以降継続)</li> <li>・所管施設の避難住民の把握に関すること。</li> <li>・所管施設の避難場所と本部との連絡調整に関すること。</li> <li>・情報ネットワークの安定運用に関すること。(以降継続)</li> <li>・災害時応援協定締結先への応援要請に関すること。(以降継続)</li> </ul> <p><b>【1日～3日以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各班の応援要望及び必要物資の把握と調整に関すること。(以降継続)</li> <li>・自治協力団体(自主防災組織)からの相談、連絡並びに総合調整に関すること。(以降継続)</li> <li>・ボランティアの調整に関すること。(以降継続)</li> </ul> <p><b>【4日～7日以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策時の住民情報システム及び情報ネットワークの安定運用管理に関すること。(以降継続)</li> <li>・災害救助法の適用に関すること。(以降継続)</li> </ul>
	第4章 第9節 災害対策情報収集室・活動体制 第10節 災害広報 第11節 災害救助法の適用 第12節 避難対策 第15節 帰宅困難対策 第17節 コールセンターの設置・運営 第19節 交通対策 第21節 応援要請・要員確保 第23節 自衛隊派遣要請 第25節 災害警備対策 第26節 自治協力団体(自主防災組織)及び防災士との連携 第28節 災害ボランティアセンターの設置 第32節 食料・生活必需品等の受入れ・供給 第37節 安否情報の提供・搜索 第5章 第1節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】 第5節 計画的な災害復興	
	財政班 ●財政課 ○管理契約課	<p><b>【発災当日中に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受援対策班の協力に関すること。(以降継続)</li> </ul> <p><b>【1日～3日以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市有財産の被害調査に関すること。</li> <li>・緊急予算編成及び資金調達に関すること。(以降継続)</li> <li>・コールセンターに関すること。(以降継続)</li> </ul> <p><b>【4日～7日以内に着手】</b></p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急工事、物品購入等の契約に関する事。 (以降継続)</li> <li>・災害ボランティアセンターとの調整に関する事。 (以降継続)</li> </ul> <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公用負担等による損失補償問題に関する事。</li> </ul>
	第4章 第11節 災害救助法の運用 第17節 コールセンターの設置・運用 第33節 電気・ガス・通信設備の災害応急対策 第5章 第1節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】	

■総務部

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
総 務 部 ★総務部長 ☆総務部副部長	総 務 班 ●総務課 ○人権・男女共同参画課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎の被害調査に関する事。</li> <li>・停電対策に関する事。</li> <li>・自衛隊の受け入れに関する事。 (以降継続)</li> </ul> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車の配置及び輸送車両の確保に関する事。 (以降継続)</li> <li>・庁舎への食料、物資保管の準備に関する事。 (以降継続)</li> <li>・自衛隊及びその他機関職員の連絡調整に関する事。 (以降継続)</li> </ul> <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害状況の統計処理等に関する事。</li> <li>・庁舎及び公用車両の維持管理に関する事。</li> </ul>
	第4章 第21節 応援要請・要員確保 第23節 自衛隊派遣要請 第36節 輸送車両の確保 第37節 安否情報の提供・搜索	
	職 員 班 ●職員課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の安否、動員、参集状況の把握に関する事。 (以降継続)</li> </ul> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の計画的な配置に関する事。 (以降継続)</li> <li>・災害対応職員の飲食料等の確保に関する事。 (以降継続)</li> </ul> <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害従事職員の災害補償及び諸手当に関する事。 (以降継続)</li> <li>・職員の健康管理 (心のケア等) に関する事。 (以降継続)</li> <li>・労務力の確保に関する事。 (以降継続)</li> </ul>
	第4章 第1節 職員配備体制	

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
	第2節 職員動員体制・初動活動 第6節 災害地区支援班・活動体制 第9節 災害対策情報収集室・活動体制 第21節 応援要請・要員確保 第23節 自衛隊派遣要請 第37節 文教対策	
	相 談 班 ●人権・男女共同 参画課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難等相談窓口（コールセンター）の設置に関すること。（以降継続）</li> <li>・被災情報の収集及び分析、報告に関すること。（以降継続）</li> </ul> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からの問い合わせ、相談、要望の受付及び処理に関すること。（以降継続）</li> <li>・陳情等に関すること。（以降継続）</li> </ul>
	第4章 第11節 災害救助法の運用 第17節 コールセンターの設置・運用 第33節 電気・ガス・通信設備の災害応急対策 第5章 第1節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】	
	調 査 班 ●税務課 ○収納課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋等の被害調査に係る体制の構築に関すること。</li> </ul> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害認定調査、り災証明書交付等に関する広報・窓口開設に関すること。（以降継続）</li> </ul> <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋等の被害認定調査に関すること。（以降継続）</li> <li>・り災証明、被災証明の交付手続きに関すること。（以降継続）</li> </ul> <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税の減免及びその他納税相談に関すること。</li> </ul>
	第4章 第11節 災害救助法の適用 第5章 第1節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】	
総 務 部	確 認 班 ●市民課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人被災者に対する災害情報や避難等の周知に関すること。</li> <li>・遺体の処理に関する関係機関等との体制の構築に関すること。（以降継続）</li> <li>・棺やドライアイスの確保に関すること。（以降継続）</li> </ul> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人の安全確保に関すること。</li> <li>・行方不明者及び遺体の捜索に関すること。（以降継続）</li> <li>・市民等の安否に関する情報の提供に関すること。（以降継続）</li> <li>・遺体の収容・処理に関すること。（以降継続）</li> </ul>

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
		<p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体の埋葬・火葬に関すること。(以降継続)</li> <li>・死亡者の広報に関すること。(以降継続)</li> </ul>
	<p>第4章 第15節 帰宅困難者対策 第37節 安否情報の提供・搜索 第42節 遺体の収容 第5章 第2節 遺体の収容及び埋・火葬</p>	

★部局長(本部員) ☆副部局長 ●班長 ○課長(班員) ◎各節(個別計画) 責任課長

■経済部

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
<p>経 済 部 ★経済部長 ☆経済部副部長</p>	<p>帰宅支援班 ●産業振興課</p>	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者に対する交通機関や避難場所等の情報提供及び支援に関すること。(以降継続)</li> <li>・備蓄支援物資班の協力に関すること。(以降継続)</li> </ul> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者の帰宅活動への支援に関すること。</li> </ul> <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工団体との連絡調整に関すること。(以降継続)</li> <li>・市内小売販売業者等への状況連絡に関すること。</li> <li>・市内小売販売業者等に対する調達品の搬入要請に関すること。(以降継続)</li> </ul> <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害を受けた中小企業者に対する資金の制度融資等に関すること。</li> <li>・商工業関係の復旧対策の総合調整に関すること。</li> <li>・商業者に対する金融措置に関すること。</li> <li>・災害に係る住宅修繕工事助成制度に関すること。</li> </ul>
<p>経 済 部</p>	<p>第4章 第15節 帰宅困難者対策 第32節 食料・生活必需品等の受入れ・供給 第37節 安否情報の提供・搜索</p>	

第5章 第1節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】	
備蓄支援物資班 ●観光振興課 ○産業振興課 ○農業振興課 ○農業委員会事務局	【発災当日中に着手】 ・避難場所に対する備蓄物資の搬送に関する事。 (以降継続) ・災害用物資の管理・調達に関する事。 (以降継続) 【1日～3日以内に着手】 ・調達品の拠点集積場所の開設運営に関する事。 (以降継続) ・調達品の受入、搬送記録の確認に関する事。 (以降継続)
第4章 第9節 災害対策情報収集室・活動体制 第30節 飲料水の供給 第32節 食料・生活必需品等の受入れ・供給	
農 業 班 ●農業振興課 ○農業委員会事務局	【発災当日中に着手】 ・所管施設利用者の安全確保に関する事。 ・所管施設の避難住民の把握に関する事。 (以降継続) ・所管施設の避難場所と本部との連絡調整に関する事。 (以降継続) ・備蓄支援物資班の協力に関する事。 (以降継続) 【4日～7日以内に着手】 ・農作物等の被害調査に関する事。 (以降継続) ・農業施設、水産施設、畜産施設等の被害状況の調査に関する事。 (以降継続) ・農業団体との連絡調整に関する事。 (以降継続) ・農作物等の確保及び輸送の総合統括に関する事。 (以降継続) ・農作物等の調達、保管及び防疫に関する事。 (以降継続) 【1週間～1か月以内に着手】 ・農家に対する金融措置に関する事。
第4章 第32節 食料・生活必需品等の受入れ・供給 第5章 第1節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】	

■こども局

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
こども局 ★こども局長 ☆こども局副局長	避難場所運営支援班 ●子育て支援課 ○すくすく子育て相談室 ○こども保育課	<p><b>【発災当日中に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所の開設・運営に関する事。 (以降継続)</li> <li>・避難場所からの情報収集に関する事。 (以降継続)</li> <li>・避難場所の情報発信に関する事。 (以降継続)</li> </ul> <p><b>【1日～3日以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所交代要員の要請に関する事。 (以降継続)</li> <li>・避難場所の再編の検討に関する事。 (以降継続)</li> <li>・避難場所運営マニュアルに基づく避難場所ルールの構築に関する事。 (以降継続)</li> </ul> <p><b>【4日～7日以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所の再編に関する事。 (以降継続)</li> </ul> <p><b>【1週間～1か月以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閉所に向けた準備に関する事。</li> </ul>
第4章 第6節 災害地区支援班・活動体制 第9節 災害対策情報収集室・活動体制 第12節 避難対策 第13節 震災時避難場所の運営・再編 第27節 民生委員・児童委員との連携 第37節 安否情報の提供・搜索 第38節 文教対策 第39節 子育て保育対策 第5章 第1節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】		
	災害地区支援班 ●災害地区支援班班長 ○同副班長	<p><b>【発災当日中に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所の開設、運営に関する事。 (以降継続)</li> <li>・該当地区内の被害状況の収集及び報告に関する事。 (以降継続)</li> <li>・避難者の誘導、受入に関する事。 (以降継続)</li> <li>・災害時要援護者の支援に関する事。 (以降継続)</li> <li>・避難者カードの配布、名簿の作成に関する事。 (以降継続)</li> <li>・安否確認 (災害時要援護者を含む。) に関する事。 (以降継続)</li> </ul> <p><b>【1日～3日以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治協力団体、自主防災組織等との避難場所運営に関する事。 (以降継続)</li> <li>・救援物資の支給援護に関する事。 (以降継続)</li> <li>・避難場所運営マニュアルに基づく避難場所ルールの構築に関する事。 (以降継続)</li> </ul> <p><b>【1週間～1か月以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助避難場所への誘導等に関する事。</li> </ul>

<p>こども局</p>	<p>子育て保育班                  ●子育て支援課                  ○すくすく子育て相談室                  ○こども保育課                  (各所管施設)</p>	<p><b>【発災当日中に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児、児童の安全確保に関すること。</li> <li>・所管施設の被害状況調査、管理、運営及び連絡調整・報告に関すること。(以降継続)</li> <li>・民間の教育・保育関連施設の被害調査及び連絡調整に関すること。(以降継続)</li> <li>・所管施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。</li> <li>・所在地周辺の被害状況の収集、報告に関すること。(以降継続)</li> </ul> <p><b>【1日～3日以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の保健、衛生及び清掃に関すること。(以降継続)</li> <li>・所管施設の機能回復に要する諸手続きに関すること。(以降継続)</li> <li>・その他保育に関すること。</li> </ul> <p><b>【4日～7日以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設の被害状況に関する県等への報告に関すること。(以降継続)</li> <li>・関係する民間施設等の被害調査に関すること。</li> <li>・指定避難場所収容が困難な場合における施設開放の指示に関すること。(以降継続)</li> </ul>
<p>第4章                  第12節 避難対策                  第14節 災害時要援護者の安全確保                  第37節 安否情報の提供・搜索                  第38節 文教対策                  第39節 子育て保育対策                  第5章                  第1節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】</p>		

■福祉部

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
<p>福 祉 部                  ★福祉部長                  ☆福祉部副部長</p>	<p>救 援 班                  ●地域福祉課                  ○生活福祉課                  ○障がい者福祉課                  ○社会福祉協議会</p>	<p><b>【発災当日中に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所等の被災者のいる施設と連携し、災害時要援護者の安否確認及び避難誘導等に関すること。</li> <li>・福祉避難所の開設・運営に関すること。(以降継続)</li> <li>・災害救助法の申請準備、適用実務に関すること。(以降継続)</li> <li>・所管公共施設、民間施設の被害調査、連絡調整に関すること。</li> <li>・社会福祉協議会との連絡、協力要請に関すること。(以降継続)</li> <li>・災害時要援護者の救援等に関すること。(以降継続)</li> </ul> <p><b>【1日～3日以内に着手】</b></p>

<p>福祉部</p>	<p>救護班</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行方不明者及び遺体の捜索に関する事。 (以降継続)</li> <li>・遺体の収容・処理に関する事。 (以降継続)</li> <li>・行方不明者の相談に関する事。 (以降継続)</li> <li><b>【4日～7日以内に着手】</b></li> <li>・災害ボランティアセンターの運営の補佐に関する事。 (以降継続)</li> <li><b>【1週間以降に着手】</b></li> <li>・被災者生活再建支援制度及び埼玉県・市町村被災者安心支援制度に関する事。(申請書の受理)</li> <li>・災害融資・弔慰金等の支給に関する事。</li> </ul> <p>第4章                  第11節 災害救助法の適用                  第12節 避難対策                  第13節 震災時避難場所の運営・再編                  第14節 災害時要援護者の安全確保                  第21節 応援要請・要員確保                  第27節 民生委員・児童委員との連携                  第28節 災害ボランティアセンターの設置                  第37節 安否情報の提供・捜索</p> <p>第5章                  第1節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】                  第2節 遺体の収容及び埋・火葬</p>
<p>★社会福祉協議会 (本部付)</p>	<p>●社会福祉協議会</p>	<p><b>【発災当日中に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアセンターの開設準備に関する事。(以降継続)</li> <li><b>【1日～3日以内に着手】</b></li> <li>・ボランティア募集の周知に関する事。(以降継続)</li> <li>・災害ボランティアセンターの運営に関する事。(以降継続)</li> </ul> <p>第4章                  第28節 災害ボランティアセンターの設置・運営</p>
<p>福祉部</p>	<p>福祉班                  ●高齢介護課                  ○地域福祉課                  ○生活福祉課                  ○障がい者福祉課                  (各所管施設)</p>	<p><b>【発災当日中に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等の災害時要援護者の安否確認及び避難誘導等の指示に関する事。</li> <li>・施設の被害調査に関する事。</li> <li>・所管施設利用者の安全確保に関する事。</li> <li>・所管施設の避難住民の把握に関する事。(以降継続)</li> <li>・施設避難場所と本部との連絡調整に関する事。(以降継続)</li> <li>・災害時要援護者の救済に関する事。(以降継続)</li> <li><b>【1日～3日以内に着手】</b></li> <li>・介護サービス提供事業者の被害調査及び連絡調整に関する事。(以降継続)</li> <li>・施設の保健、衛生及び清掃に関する事。(以降継続)</li> </ul>

福祉部	福祉班	<p><b>【4日～7日以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者に対する介護保険被保険者証等の交付や介護保険料及び利用料の減額免除等に関する事。 (以降継続)</li> <li>社会福祉施設の応急対策に関する事。 (以降継続)</li> </ul>
	<p>第4章</p> <p>第11節 災害救助法の適用</p> <p>第12節 避難対策</p> <p>第14節 災害時要援護者の安全確保</p> <p>第37節 安否情報の提供・捜索</p> <p>第5章</p> <p>第1節 民生安定のための緊急措置 <b>【市民への支援】</b></p>	

■健康スポーツ部

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
健康スポーツ部 ★健康スポーツ部長 ☆健康スポーツ部副部長	医療班 ●いきいき健康医療課 ○国保年金課 ○国民健康保険北川辺診療所	<p><b>【発災当日中に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者の安全確保に関する事。</li> <li>医療機関の被害状況、調査に関する事。</li> <li>医薬機関との連絡調整に関する事。(救援労力の要請) (以降継続)</li> </ul> <p><b>【1日～3日以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消毒薬品及び医療用資機材の受入、回収に関する事。(以降継続)</li> <li>医薬品、衛生材料及び保存血液等の調達、補給に関する事。(以降継続)</li> <li>医療救護所の開設運営に関する事。(以降継続)</li> </ul> <p><b>【1週間～1か月以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者に対する国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者証の再交付及び一部負担金の減免、並びに国保税及び後期高齢者医療保険料の減免等に関する事。</li> </ul>
	<p>第4章</p> <p>第25節 救急救助・医療救護活動</p> <p>第29節 防疫対策</p> <p>第37節 安否情報の提供・捜索</p> <p>第5章</p> <p>第1節 民生安定のための緊急措置 <b>【市民への支援】</b></p>	
	衛生班 ●いきいき健康医療課 ○すくすく子育て相談室	<p><b>【発災当日中に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者の安全確保に関する事。</li> <li>保健所及び関係機関との連絡調整に関する事。(以降継続)</li> </ul> <p><b>【1日～3日以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健衛生対策に関する事。(以降継続)</li> <li>感染症予防及び防疫対策に関する事。(以降継続)</li> <li>り災者への心のケアに関する事。(以降継続)</li> <li>健康相談及び保健指導に関する事。(以降継続)</li> </ul>

	第4章 第24節 救急救助・医療救護活動	
	体 育 班 ●スポーツ振興課	<p><b>【発災当日中に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者の安全確保に関すること。</li> <li>所管施設の被害状況の調査、集約、報告に関すること。</li> <li>避難場所の準備、開設、運営に関すること。(以降継続)</li> <li>所管施設の避難住民の把握に関すること。(以降継続)</li> <li>所管施設の避難場所と本部との連絡調整に関すること。(以降継続)</li> </ul> <p><b>【1日～3日以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所在地周辺の被害情報の報告に関すること。</li> <li>所管施設等の応急対応に関すること。(以降継続)</li> <li>所管施設における災害対応支援に関すること。(以降継続)</li> <li>施設の保健、衛生及び清掃に関すること。(以降継続)</li> </ul>
	第4章 第20節 公共施設等の応急対策	

■都市整備部

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
都市整備部 ★都市整備部長 ☆都市整備部副部長	住 宅 班 ●建築開発課 ○スーパーシティ推進課 ○都市計画課	<p><b>【発災当日中に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅等の被害状況の収集及び報告に関すること。</li> </ul> <p><b>【1日～3日以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災建築物の危険度判定等に関すること。(以降継続)</li> <li>被災宅地の危険度判定等に関すること。(以降継続)</li> <li>市営住宅等の避難住民の把握に関すること。(以降継続)</li> <li>建設業者・関係機関との連絡調整に関すること。(以降継続)</li> </ul> <p><b>【4日～7日以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>り災者からの住宅相談の実施に関すること。(以降継続)</li> </ul> <p><b>【1週間～1か月以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅建設の準備及び建設に関すること。</li> <li>り災住宅の応急処理に関すること。</li> <li>被災家屋の解体、撤去に関すること。</li> <li>災害復興都市計画に関すること。</li> </ul>
	第4章 第33節 被災建築物・宅地の危険度判定	
	第5章 第3節 応急仮設住宅の設置・住宅応急修理の実施	
		<b>【発災当日中に着手】</b>

都市整備部	道路公園班 ●道路公園課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内被害調査に関する事。 (以降継続)</li> <li>・公園、公園予定地、駅前広場等の現況確認に関する事。</li> <li>・駅前広場周辺における混乱防止及び避難場所への誘導に関する事。</li> <li>・橋梁、道路、区画整理による道路、街路樹等の被害状況の現地調査に関する事。</li> <li>・緊急輸送道路の啓開作業に関する事。 (以降継続)</li> <li>・交通規制等の連携体制に関する事。 (以降継続)</li> </ul> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧用資機材、土砂等の調達及び運搬に関する事。 (以降継続)</li> <li>・関係機関との連絡調整に関する事。 (以降継続)</li> </ul> <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園、公園予定地、駅前広場等の安全点検、緊急整備及び復旧整備に関する事。</li> </ul>
	第4章 第18節 災害時に発生する廃棄物対策 第19節 交通対策 第34節 電気・ガス・通信設備の災害応急対策 第35節 緊急輸送道路の確保	
	河川班 ●治水課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水路等の被害状況の現地調査に関する事。 (以降継続)</li> </ul> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連絡調整に関する事。 (以降継続)</li> </ul> <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害箇所の仮復旧及び本復旧に関する事。</li> <li>・災害復旧事業に関する事。</li> </ul>
	第4章 第18節 災害時に発生する廃棄物対策 第35節 緊急輸送道路の確保	

■上下水道部

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
上下水道部 ★上下水道部長 ☆下水道課長	下 水 班 ●下水道課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設及び農業集落排水処理施設の被害状況の調査及び報告に関する事。</li> </ul> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関及び民間機関との連絡調整に関する事。 (以降継続)</li> <li>・下水道施設及び農業集落排水処理施設の危険防止及び応急処理に関する事。 (以降継続)</li> <li>・食料・生活必需品等の受入れ・供給に関する事。 (以降継続)</li> </ul>

上下水道部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資の輸送に関する事。 (以降継続)</li> </ul> <p><b>【4日～7日以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧計画立案及び実施に関する事。 (以降継続)</li> </ul>
<p>第4章                  第18節 災害時に発生する廃棄物対策                  第30節 飲料水の供給                  第32節 食料・生活必需品等の受入れ・供給</p>		
	<p>給水班                  ●水道課</p>	<p><b>【発災当日中に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の被害調査に関する事。</li> <li>・被害状況の収集及び調査に関する事。</li> <li>・市民からの電話相談の対応に関する事。 (以降継続)</li> <li>・飲料水及び生活用水の確保に関する事。 (以降継続)</li> <li>・給水及び生活用水活動の記録に関する事。 (以降継続)</li> </ul> <p><b>【1日～3日以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関及び民間機関との連絡調整に関する事。 (以降継続)</li> <li>・避難場所や断水地区への飲料水及び生活用水の供給に関する事。 (以降継続)</li> <li>・給水及び生活用水の広報に関する事。 (以降継続)</li> <li>・危険予防及び応急修理に関する事。 (以降継続)</li> <li>・物資の輸送に関する事。 (以降継続)</li> </ul> <p><b>【4日～7日以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険予防及び応急修理に関する事。 (以降継続)</li> <li>・復旧計画、復旧資機材の調達に関する事。 (以降継続)</li> <li>・飲料水の水源確保と水質検査に関する事。 (以降継続)</li> </ul> <p><b>【1週間～1か月以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給水及び生活用水計画に関する事。</li> <li>・水道復旧の広報に関する事。</li> <li>・渇水等の予算措置に関する事。</li> </ul>
<p>第4章                  第30節 飲料水の供給                  第32節 食料・生活必需品等の受入れ・供給</p>		

■生涯学習部

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
生涯学習部	教育班	<p><b>【発災当日中に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所の開設に関する事。 (以降継続)</li> </ul>

<p>★生涯学習部長 ☆生涯学習部副部長</p>	<p>●教育総務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設の被害状況の調査、集約、報告に関すること。 (以降継続)</li> <li>・関係機関及び教育委員会各班との連絡調整に関すること。 (以降継続)</li> <li>【1日～3日以内に着手】</li> <li>・所管施設を利用するための資機材の確保に関すること。 (以降継続)</li> <li>・学校施設等の応急対応に関すること。 (以降継続)</li> <li>【4日～7日以内に着手】</li> <li>・災害見舞、視察等に関すること。</li> </ul>
<p>生涯学習部</p>		
<p>第4章 第12節 避難対策 第38節 文教対策</p>		
<p>生涯班</p>	<p>●生涯学習課 ○図書館課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【発災当日中に着手】</li> <li>・所管施設の被害状況の調査、集約、報告に関すること。</li> <li>・施設利用者の安全確保に関すること。</li> <li>・避難場所の準備、開設、運営に関すること。 (以降継続)</li> <li>・所管施設の避難住民の把握に関すること。 (以降継続)</li> <li>・所管施設の避難場所と本部との連絡調整に関すること。 (以降継続)</li> <li>・運搬可能な文化財の退避</li> <li>【1日～3日以内に着手】</li> <li>・所在地周辺の被害情報の報告に関すること。</li> <li>・所管施設等の応急対応に関すること。 (以降継続)</li> <li>・所管施設における災害対応支援に関すること。 (以降継続)</li> <li>・施設の保健、衛生及び清掃に関すること。 (以降継続)</li> <li>【1週間～1か月以内に着手】</li> <li>・文化財等の被害調査に関すること。</li> </ul>
<p>第4章 第38節 文教対策</p>		

■学校教育部

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
<p>学 校 教 育 部 ★学校教育部長</p>	<p>学 校 班 ●学校教育課 (幼稚園) (小・中学校)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【発災当日中に着手】</li> <li>・園児、児童及び生徒の安全確保、把握に関すること。 (以降継続)</li> <li>・避難場所の準備、開設、運営に関すること。 (以降継続)</li> <li>・保護者との連絡調整に関すること。 (以降継続)</li> <li>・施設の被害調査及び報告に関すること。 (以降継続)</li> <li>・教職員の非常配備等に関すること。 (以降継続)</li> <li>・関係機関及び教育委員会各班との連絡調整に関すること。 (以降継続)</li> </ul>

学 校 教 育 部	学 校 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設の避難住民の把握に関すること。(以降継続)</li> <li>・所管施設の避難場所と本部との連絡調整に関すること。(以降継続)</li> </ul> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地周辺の被害状況の報告に関すること。(以降継続)</li> <li>・被災校の保健及び衛生に関すること。(以降継続)</li> <li>・避難場所の炊き出し場所等の指定に関すること。(以降継続)</li> <li>・学校給食の停止、継続及び周知に関すること。(以降継続)</li> </ul> <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育及び学校教育関係者の要請、受入に関すること。(以降継続)</li> <li>・応急教育実施場所の確保に関すること。(以降継続)</li> <li>・教科書、教材等の調達及び給付に関すること。(以降継続)</li> <li>・炊き出し業務に関すること。(以降継続)</li> <li>・児童、生徒の応急教育に関すること。(以降継続)</li> </ul>
	<p>第4章</p> <p>第12節 避難対策</p> <p>第32節 食料・生活必需品等の受入れ・供給</p> <p>第37節 安否情報の提供・搜索</p> <p>第38節 文教対策</p>	
	<p>給 食 班</p> <p>●学校給食課</p>	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食施設等の被害調査及び報告に関すること。</li> <li>・学校班との連絡調整に関すること。(以降継続)</li> <li>・保護者からの給食の問い合わせに関すること。(以降継続)</li> </ul> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所との連携に関すること。(以降継続)</li> <li>・業者との連絡調整に関すること。(以降継続)</li> <li>・学校給食の停止、継続及び周知に関すること。(以降継続)</li> <li>・学校給食センターにおける炊き出し業務及び食材の確保に関すること。(以降継続)</li> </ul> <p>【4日～7日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食の再開に関すること。(以降継続)</li> <li>・学校給食教育指導に関すること。(以降継続)</li> </ul>
	<p>第4章</p> <p>第32節 食料・生活必需品等の受入れ・供給</p> <p>第38節 文教対策</p>	

■出納部・協力部

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
出 納 部 ★会計管理者	出 納 班 ●会計課	<p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策費の出納・保管に関すること。(以降継続)</li> </ul> <p>【4日～7日以内に着手】</p>

		・義援金の受入・保管・配分に関する事。 (以降継続)
第5章 第1節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】		
協力部 ★議会事務局長 ☆行政委員会事務局長	協力班 ●議会事務局議事課 ○行政委員会事務局	【発災当時に着手】 ・各班への協力、応援に関する事。 (以降継続) ・議会災害対策会議の運営に関する事。 (以降継続) ・被害情報の議員への情報提供に関する事。 (以降継続) 【1週間～1か月以内に着手】 ・市議会議員の被災地視察に関する事。 ・議会再開に向けた準備に関する事。
-		

■加須消防署

部 課 名 等	分 掌 事 務
加須消防署 ★消防署長	【発災当日中に着手】 ・災害調査に関する事。 (以降継続) ・指揮運用・指令伝達に関する事。 (以降継続) ・救出救助及び避難誘導、傷病者の搬送に関する事。 (以降継続) ・関係機関への連絡に関する事。 (以降継続) ・災害情報の収集・調査・記録に関する事。 (以降継続) ・災害現場広報に関する事。 (以降継続) ・消防団の招集に関する事。 (以降継続) ・必要資機材等の調達に関する事。 (以降継続) ・危険物等の災害防止措置に関する事。 (以降継続) ・機械器具故障対策に関する事。 (以降継続) ・消防通信の統制運用に関する事。 (以降継続)
第4章 第22節 消防活動・応援受入れ 第24節 救急救助・医療救護活動 第37節 安否情報の提供・捜索 第40節 遺体の収容 第5章 第2節 遺体の収容及び埋・火葬	

備考

- (1) 本部長は、震災の規模及び被害の状況に応じ必要があると認めるときは、本表の分掌事務にかかわらず、部や班を配置換えすることができる。
- (2) 各部長は、震災の規模及び被害の状況に応じ必要があると認めるときは、本表の分掌事務にかかわらず、部内の班を配置換えすることができる。
- (3) 本部長は、協力部を適宜各部へ配置することができる。
- (4) 本部長は、必要があると認めるときは、本表の他に部や班を編成することができる。
- (5) 部長は、必要があると認めるときは、各総合支所に総合支所災害対策本部を設置することができる。

【部や班の分掌事務における共通事項】

- ① 所管施設の被害状況報告に関する事。
- ② 職員の動員報告に関する事。
- ③ 所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に関する事。
- ④ 班の対応に伴う震災記録に関する事。
- ⑤ 市民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動等に関する事。
- ⑥ 本部等の指示、要請に従い、各部の応援に関する事。
- ⑦ 所管施設の避難状況の取りまとめ及び報告に関する事。
- ⑧ 所管施設の避難場所の開設及び管理、避難者の収容に関する事。

**第4節 総合支所災害対策本部体制**

【◎各総合支所地域振興課・各総合支所】

災害時における地域ごとの活動拠点として、騎西、北川辺及び大利根の各総合支所に総合支所災害対策本部を設置し、避難対策の円滑な実施を図る。

**第1 総合支所災害対策本部の組織等**

**1 責務**

総合支所災害対策本部は、担当する地域内における被害状況の収集、災害対策本部への連絡及び応援要請など、地域内の避難対策を統括する。

**2 総合支所災害対策本部の組織及び所掌事務**

(1) 本部の構成員

総合支所災害対策本部長、総合支所災害対策副本部長及び総合支所災害対策本部員は、当該各号に定める者をもって充てる。

総合支所災害対策 本部長	総合支所長
総合支所災害対策 副本部長	総合支所地域振興課長
総合支所災害対策 本部員	総合支所災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、加須市行政組織条例及び加須市組織規則等に規定する各総合支所の課の長及び主幹とする。
事務局	総合支所地域振興課

※ 総合支所災害対策本部長は、上記に掲げるもののほか、関係課長等必要と認めるものを本部員とすることができる。

(2) 所掌事務及び会議等

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>② 各災害対策本部等との連絡に関すること。</li> <li>③ 本部の配備体制に関すること。</li> <li>④ 住民の避難に関すること。</li> <li>⑤ 所管する公共施設に関すること。</li> <li>⑥ 上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。</li> </ul>
総合支所災害対策本部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 総合支所災害対策本部会議は、総合支所災害対策本部長、総合支所災害対策副本部長、総合支所災害対策本部員をもって構成する。</li> <li>② 総合支所災害対策本部会議の庶務は、地域振興班が処理する。</li> </ul>

### 3 総合支所災害対策本部の構成と役割

職名	担当者名	役割
総合支所災害対策 本部長	総合支所長	・総合支所災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
総合支所災害対策 副本部長	地域振興課長	・総合支所災害対策本部長を助け、本部長が不在のときは、その職務を代理する。
総合支所災害対策 本部員	市民税務担当主幹 福祉健康担当主幹 農政建設課長	・総合支所災害対策本部長の命を受け、本部の事務に従事するほか、必要に応じ、現地に赴き各班の指揮をとる。
本部付	消防副団長	・消防団に関すること。
事務局	地域振興課長	・総合支所災害対策本部会議の事務を行う。

### 4 設置場所

総合支所庁舎 事務スペース又は会議室

### 5 総合支所災害対策本部の班組織・分掌事務

総合支所災害対策本部の各班の担当課と分掌事務を下記のとおり定める。

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
各総合支所 (総合支所本部)  ★総合支所長 ☆地域振興課長	地域振興班 ●地域振興課	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支所本部総括に関すること。(以降継続)</li> <li>・施設利用者の誘導及び安全確保に関すること。</li> <li>・総合支所本部の設置に関すること。</li> <li>・地震情報の把握及び情報提供に関すること。</li> <li>・防災行政無線による市民への呼びかけ(情報提供)に関すること。(以降継続)</li> <li>・被害状況収集に関すること。(以降継続)</li> <li>・避難場所開設運営に関すること。(以降継続)</li> <li>・消防団等の防災機関との連絡・調整に関すること。(以降継続)</li> <li>・各避難場所への物資搬送に関すること。(以降継続)</li> <li>・避難場所への仮設トイレ設置(断水時)に関すること。(以降継続)</li> <li>・関係施設の被害状況把握及び安全確保に関すること。</li> <li>・公用車、輸送車両の確保に関すること。(以降継続)</li> <li>・職員体制の配置に関すること。(以降継続)</li> <li>・(停電時)支所内に発電機の設置に関すること。(以降継続)</li> <li>・(停電時・断水時)仮設トイレの設置に関すること。(以降継続)</li> <li>・災害廃棄物処理に関すること。(以降継続)</li> </ul>

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
各総合支所	地域振興班	<p><b>【1日～3日以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況収集及び情報提供(支所全庁対応)に関する事 こと。(以降継続)</li> <li>・応援要請(被害が甚大である場合や職員が被災により参 集困難な場合等)に関する事。(以降継続)</li> <li>・地域の自治協力団体(自主防災組織)との連絡調整に関す ること。(以降継続)</li> <li>・救援物資(義援品含む)の受入、管理、配送に関する事。 (以降継続)</li> <li>・ボランティアの受入、管理に関する事。(以降継続)</li> <li>・災害廃棄物仮置き場の運営に関する事。(以降継続)</li> <li>・市民からの電話相談対応に関する事。(以降継続)</li> </ul> <p><b>【4日～7日以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資(義援品含む)の受入、管理、配送に関する事。 (以降継続)</li> <li>・公用車及び発電機の燃料確保に関する事。(以降継続)</li> <li>・ねずみ及び害虫駆除に関する事。(以降継続)</li> <li>・災害廃棄物処理の個別収集に関する事。(以降継続)</li> </ul> <p>※その他、環境安全部・秘書課・市民相談室・総合政策部・ 総務部・出納部に準じること。</p>
<p>第4章 第6節 総合支所災害対策本部・活動体制</p>		
	<p>市民福祉班</p> <p>●各総合支所市民 税務担当・福祉健康 担当</p>	<p><b>【発災当日中に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者の誘導及び安全確保に関する事。</li> <li>・関係施設(民間施設を含む)の被害状況把握(児童、障害、 介護、老人福祉等)に関する事。(以降継続)</li> <li>・福祉避難所の準備、開設調整に関する事。(以降継続)</li> <li>・災害時要援護者等の安否確認に関する事。(以降継続)</li> </ul> <p><b>【1日～3日以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所等への医療職職員の派遣・配置に関する事。(以 降継続)</li> <li>・傷病者等対応支援(地域防災組織、医療・福祉機関等と連 携)に関する事。(以降継続)</li> <li>・被害状況収集(支所全庁対応)に関する事。(以降継続)</li> <li>・市民からの電話相談対応に関する事。(以降継続)</li> </ul> <p><b>【4日～7日以内に着手】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者等の状況確認に関する事。(以降継続)</li> <li>・り災証明の相談・発行に関する事。(以降継続)</li> <li>・遺体の保管・保全に関する事。(以降継続)</li> <li>・市民の安否情報管理に関する事。(以降継続)</li> </ul>

部 課 名 等	班 (担当課)	分 掌 事 務
各総合支所	市民福祉班	<p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税の免除及びその他納税相談に関する事。</li> <li>※その他、福祉部・健康医療部に準じること。</li> </ul>
	<p>第4章                      第11節 災害救助法の適用                      第27節 民生委員・児童委員との連携                      第37節 安否情報の提供・捜索                      第5章                      第1節 民生安定のための緊急措置【市民への支援】</p>	
	<p>農政建設班                      ●農政建設課</p>	<p>【発災当日中に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業施設利用者の誘導及び安全確保に関する事。</li> <li>・関係施設の被害状況把握(道路、水路、排水機場、橋梁、公園、駅前広場、上下水道等)に関する事。(以降継続)</li> <li>・緊急輸送道路の障害物除去(道路パトロール)に関する事。(以降継続)</li> <li>・危険箇所の交通規制等に関する事。(以降継続)</li> </ul> <p>【1日～3日以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業関係施設の被害状況把握に関する事。(以降継続)</li> <li>・農地、農業施設等の被害状況収集に関する事。(以降継続)</li> <li>・被害状況収集(支所全庁対応)に関する事。(以降継続)</li> <li>・施設の応急復旧(道路、水路、排水機場、上下水道等)に関する事。(以降継続)</li> <li>・避難場所及び断水地区への生活用水・飲料水の提供に関する事。(以降継続)</li> <li>・地域内被害状況収集(支所全庁対応)に関する事。(以降継続)</li> <li>・市民からの電話相談対応に関する事。(以降継続)</li> </ul> <p>【1週間～1か月以内に着手】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の災害復旧に関する事。</li> <li>・農地、農業施設等の応急復旧に関する事。</li> <li>※その他経済部・都市整備部・上下水道部に準じること。</li> </ul>
<p>※ 本庁の分掌事務一覧に準じる。</p>		

★部局長(本部員) ☆副部局長 ●班長 ○課長(班員) ◎各節(個別計画) 責任課長

## 第5節 防災関係機関の業務

市民の生命・身体・財産を災害から守るため、加須市が防災の第一次的責任者となり防災関係機関及び市民の協力を得て、防災活動を実施する。

### 第1 市の処理すべき事務又は業務

加須市役所 Tel.0480(62)1111

市は、災害予防、災害応急及び災害復旧の対策に関し、次の事項を実施するとともに、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務に協力し、その総合調整を図る。

#### 1 災害予防対策

- (1) 加須市防災会議事務に関すること。
- (2) 防災に関する市民への啓発及び教育に関すること。
- (3) 防災に関する組織の整備に関すること。
- (4) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (5) 防災に関する物資、資機材の備蓄、整備及び点検に関すること。
- (6) 防災に関する施設及び設備の整備と点検に関すること。
- (7) 災害時要援護者※等の安全確保に関すること。
- (8) 前各号のほか、災害が発生した場合に、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善に関すること。

※【平成25年災害対策基本法改正に伴う加須市地域防災計画内での用語の整理】

「災害対策基本法」	「加須市地域防災計画」
要配慮者	災害時要援護者
避難行動要支援者	在宅災害時要援護者
避難行動要支援者名簿	在宅災害時要援護者名簿

#### 2 災害応急対策

- (1) 警報等の情報伝達や避難情報の発令に関すること。
- (2) 避難対策に関すること。
- (3) 被災者、災害時要援護者の救護及び救助その他保護に関すること。
- (4) 被災した園児、児童及び生徒の教育に関すること。
- (5) 施設、設備の応急復旧に関すること。
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。
- (7) 緊急輸送道路の確保に関すること。
- (8) 災害廃棄物処理に関すること
- (9) 前各号のほか、災害の防止又は拡大防止措置に関すること。

#### 3 災害復旧対策

再度の災害発生に備えるため、被災施設の復旧に合わせ、施設の新設や改良に関すること。

**第2 消防署(分署)の処理すべき事務又は業務**

埼玉東部消防組合 加須消防署 TEL0480(61)0119

- (1) 消防施設、消防体制の整備に関する事。
- (2) 救助及び救急体制の整備に関する事。
- (3) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事。
- (4) 消防知識の啓発、普及に関する事。
- (5) 火災発生時の消火活動に関する事。
- (6) 水防活動の協力、援助に関する事。
- (7) 被災者の救助、救急に関する事。
- (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。

**第3 県の処理すべき事務又は業務**

埼玉県危機管理防災部 危機管理課 TEL048(830)8141

災害対策課 TEL048(830)8181

保健医療部 疾病対策課 TEL048(830)3557

埼玉県は、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で対処することが困難なとき、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に指定公共機関や他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、その調整を行う。

**1 災害予防対策**

- (1) 防災に関する組織の整備に関する事。
- (2) 防災に関する訓練の実施に関する事。
- (3) 防災に関する物資・資材の備蓄、整備及び点検に関する事。
- (4) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関する事。
- (5) 前各号のほか、災害の発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事。

**2 災害応急対策**

- (1) 警報等の発令、伝達及び避難の助言に関する事。
- (2) 消防、水防及びその他の応急対策に関する事。
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事。
- (4) 災害を受けた園児、児童及び生徒の応急教育に関する事。
- (5) 施設及び設備の応急復旧に関する事。
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関する事。
- (7) 犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事。
- (8) 緊急輸送道路の確保に関する事。
- (9) 災害廃棄物処理に関する事
- (10) 2次避難所の調整及び確保に関する事。
- (11) 前各号のほか、災害の防止又は拡大防止措置に関する事。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 内 容
埼玉県加須警察署 TEL 0480(62)0110	① 情報の収集・伝達及び広報に関する事。 ② 警告及び避難誘導に関する事。 ③ 人命の救助及び負傷者の救護に関する事。 ④ 交通の秩序の維持に関する事。 ⑤ 犯罪の予防検挙に関する事。 ⑥ 行方不明者の捜索と検視(検分)に関する事。 ⑦ 漂流物等の処理に関する事。 ⑧ その他治安維持に必要な措置に関する事。 ⑨ 加須警察署の代替施設は、本市との協定により「加須文化・学習センター(パストラルかぞ)」とすること。
埼玉県利根地域振興センター TEL 048(555)1110	① 埼玉県災害対策本部行田支部応急活動組織の整備に関する事。 ② 災害情報の収集及び報告に関する事。 ③ 現地災害調査に関する事。 ④ 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 ⑤ 災害対策現地報告に関する事。 ⑥ 災害応急対策に必要な応急対策に関する事。
埼玉県行田県税事務所 TEL 048(556)5067	① 災害応急対策組織の整備に関する事。 ② 災害情報の収集及び報告に関する事。 ③ 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 ④ 災害現地調査に関する事。 ⑤ 災害対策現地報告に関する事。 ⑥ 災害対策に必要な応援措置に関する事。
埼玉県加須保健所 TEL 0480(61)1216	① 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関する事。 ② 災害救助食品の衛生に関する事。 ③ 医療品、衛生材料及び各種資材の調達体制の整備に関する事。
埼玉県加須農林振興センター TEL 0480(62)4771	① 農産物被害状況の調査に関する事。 ② 農業災害融資に関する事。 ③ 農作物の生産・指導等に関する事。 ④ 農作物病虫害防除対策及び指導に関する事。 ⑤ 農地・農業用施設の被害状況調査及び災害復旧事業に関する事。
埼玉県行田県土整備事務所 TEL 048(554)5211	① 河川、道路、橋梁等の災害状況の調査及び応急修理に関する事。 ② 緊急輸送道路の確保に関する事。 ③ 管理道路、河川の維持管理及び災害復旧に関する事。
埼玉県行田浄水場 TEL 048(559)3660	① 水道水の供給に関する事。 ② 水道施設の管理に関する事。
	① 教育関係の被害状況の調査に関する事。 ② 公立学校及び施設の災害応急対策及び指導に関する事。

埼玉県東部教育事務所 TEL 048(737)2727	③ 災害給付及び貸付けに関すること。 ④ 応急教育実施の予定場所の指導に関すること。 ⑤ 教育実施者の確保に関すること。 ⑥ 応急教育の方法及び指導に関すること。 ⑦ 教科書及び教材等の配給に関すること。 ⑧ 国及び県の指定文化財の保護に関すること。 ⑨ 被災地学校の保健指導に関すること。 ⑩ 被災地学校の給食指導に関すること。
埼玉県東部中央福祉事務所 TEL 048(737)2132	① 災害時の要援護者対策に関すること。 ② 各種福祉施設の応急対策に関すること。
埼玉県東部環境管理事務所 TEL 0480(34)4011	① 大気汚染・水質汚濁の防止に関すること。

#### 第4 指定地方行政機関の処理すべき事務又は業務

指定地方行政機関は、国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することを踏まえ、組織及び機能のすべてをあげ、防災に関し万全の措置を講ずる。

機関の名称	事務又は業務の内容
関東農政局 TEL 048(740)5044	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害予防対策                         <ul style="list-style-type: none"> <li>ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。</li> </ul> </li> <li>● 応急対策                         <ul style="list-style-type: none"> <li>① 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。</li> <li>② 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。</li> <li>③ 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。</li> <li>④ 営農技術指導、家畜の移動に関すること。</li> <li>⑤ 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。</li> <li>⑥ 応急用食料・物資の支援に関すること。</li> <li>⑦ 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。</li> <li>⑧ 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。</li> <li>⑨ 関係職員の派遣に関すること。</li> </ul> </li> <li>● 復旧対策                         <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。</li> <li>② 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。</li> </ul> </li> </ul>

<p>行田労働基準監督署 TEL 048(556)4195</p>	<p>工場及び事業所等における労働災害の防止に関すること。</p>
<p>東京管区気象台 (熊谷地方気象台) TEL 048(521)5858</p>	<p>① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 ② 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。 ⑥ 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言を行う。（気象庁防災対応支援チーム：JETT）</p>
<p>国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所 TEL 0480(52)3952  同渡良瀬遊水地出張所 TEL 0280(62)2420  同大利根出張所 TEL 0480(72)8360  荒川上流河川事務所 TEL 049(246)6371</p>	<p>● 災害予防対策 ① 防災上必要な教育及び訓練に関すること。 ② 水防施設及び設備の整備に関すること。 ③ 災害危険区域の把握又は指導に関すること。 ④ 水系の維持管理に関すること。  ● 災害応急対策 ① 災害に関する予報、警報等の発表及び法律に関すること。 ② 災害に関する情報の収集及び広報に関すること。 ③ 水防活動の指導に関すること。 ④ 災害時における応急工事に関すること。 ⑤ 堰及び水門に関すること。  ● 災害復旧対策 ① 管理施設の災害復旧工事に関すること。 ② 再度災害防止工事の施工に関すること。</p>

**第5 自衛隊の処理すべき事務又は業務**

加須市及び関係機関だけでは迅速な対応が困難な場合は県に自衛隊派遣の要請を求める。

なお、災害時の自衛隊活動は、資機材、特殊技術及び労力の供給等で非常に広い範囲に活動を展開する。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 内 容
陸上自衛隊 第32普通科連隊  (さいたま市) TEL 048(663)4241	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害派遣の準備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関する事。</li> <li>② 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。</li> <li>③ 埼玉県地域防災計画に合わせた市総合防災訓練の実施に関する事。</li> </ul> </li> <li>● 災害派遣の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 人命、身体及び財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事。</li> <li>② 災害救助のため防衛省の管理する物品の無償貸与及び譲与に関する事。</li> </ul> </li> </ul>

**第6 指定公共機関及び指定地方公共機関の処理すべき事務又は業務**

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性から自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう協力する。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 内 容
東日本電信電話(株) 埼玉支店 TEL 048(626)6623 栃木支店(災害対策室) TEL 028(662)4256	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 電気通信設備の整備に関する事。</li> <li>② 災害非常通信の調整及び警報等の伝達に関する事。</li> <li>③ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事。</li> </ul>
東京電力パワーグリッド(株) コンタクトセンター TEL0120(995)007 TEL03(6375)9803	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時における電力供給に関する事。</li> <li>② 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事。</li> </ul>
日本郵便(株) 加須郵便局 TEL 0480(62)4923	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。</li> <li>② 救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関する事。</li> <li>③ 為替貯金及び簡易保険、郵便年金の非常扱い、被災者の救援を目的とする寄附金を郵便振替により送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金免除の取扱い並びに地方公共団体に対する簡易保険、郵便年金積立金の財政調整資金等の運用管理に関する事。</li> <li>④ 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄附金の公募や配分に関する事。</li> </ul>

<p>東武鉄道(株)羽生駅管区 Tel 048(561)0019</p> <p>東武鉄道(株)栃木駅管区 東武栗橋駅 Tel 0480(52)3701</p>	<p>① 鉄道施設等の安全保安に関すること。 ② 災害時における鉄道車両等による緊急物資及び避難者の輸送の協力に関すること。</p>
<p>(社)埼玉県バス協会 Tel 048(824)5539</p>	<p>① 災害時におけるバスによる避難者の輸送協力に関すること。</p>
<p>(社)埼玉県トラック協会 北埼玉支部 (武州トラック協同組合内) Tel 0480(66)0035</p>	<p>① 災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。</p>
<p>東日本高速道路(株)関東支社 加須管理事務所 Tel 0480(61)4685</p>	<p>① 高速道路の安全保安に関すること。 ② 高速道路等を使用した救助物資又は避難者の輸送協力に関すること。</p>
<p>日本赤十字社埼玉県支部 Tel 048(789)7117</p> <p>加須市赤十字奉仕団 Tel 0480(62)6451</p>	<p>① 災害応援救護のうち、医療、助産及び遺体の処理(遺体の一時保存を除く。)を行うこと。 ② 救助に関し、地方公共団体以外の団体又は個人に対する協力の連絡調整を行うこと。 ③ 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難場所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集や配分に関すること。</p>
<p>加須医師会 Tel 0480(63)1181</p> <p>加須市歯科医師会 Tel 0480(61)1020</p> <p>加須市薬剤師会 Tel 0480(61)0055</p>	<p>① 医療及び助産活動の協力に関すること。 ② 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。 ③ 災害時における医療救護活動の実施に関すること。</p>
<p>羽生領島中領用排水路土地改良区 Tel 0480(53)3888</p> <p>青毛堀用悪水路土地改良区 Tel 0480(65)3116</p> <p>見沼代用水土地改良区 Tel 0480(85)9100</p> <p>葛西用水路土地改良区 Tel 0480(47)3811</p> <p>備前堀土地改良区 Tel 0480(73)1242</p> <p>志多見土地改良区 Tel 0480(61)5515</p>	<p>① 農業用水利施設の被害調査や災害復旧に関すること。 ② 湛水防除施設の整備・活動に関すること。 ③ 防災ため池等の設備の整備・管理に関すること。</p>

<p>元荒川上流土地改良区 TEL 048(556)3135 埼玉県北川辺領土地改良区 TEL 0280(62)2513</p>	
<p>鷺宮ガス(株) TEL 0480(58)1301 東彩ガス(株)供給保安部 TEL 0120(103)124 (社)埼玉県エルピーガス協会 加須支部 TEL 0480(62)5511 北埼玉支部 TEL 048(563)0022</p>	<p>① ガス供給施設（製造施設を含む。）の建設及び安全保安に関すること。 ② ガスの供給の確保に関すること。</p>

**第7 公共的団体その他防災上重要な施設管理者の処理すべき事務又は業務**

公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防の整備に努め、災害時には直ちに災害応急対策を実施する。

また、加須市、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 内 容
加須市自治協力団体連合会	① 防災に関する知識の普及及び協力に関すること。 ② 災害予防の協力に関すること。 ③ 自主防災組織育成の協力に関すること。 ④ 防災訓練実施の協力に関すること。 ⑤ 災害等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護及び避難誘導等応急対策の協力に関すること。 ⑥ 災害時要援護者の支援に関すること。
加須市消防団 Tel 0480(62)1111	① 防災活動及び救済援助、災害復旧に関すること。 ② 火災の予防警戒及び鎮圧に関すること。 ③ 消防活動に関すること。 ④ 災害時要援護者の支援に関すること。
JAほくさい 加須中央支店 Tel 0480(61)0905 騎西中央支店 Tel 0480(73)1121 北川辺支店 Tel 0280(62)2211 大利根中央支店 Tel 0480(72)3111	① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ② 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ③ 被災農家に対する融資及び斡旋に関すること。 ④ 農業生産資材、農家生活資材の確保及び斡旋に関すること。 ⑤ 農産物の需給調整に関すること。
加須市商工会 Tel 0480(61)0842	① 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関すること。 ② 災害時における物価安定についての協力に関すること。 ③ 救援用物資、復旧資材の確保についての協力や斡旋等に関すること。
加須市金融団	① 被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
加須地区交通安全協会	① 道路交通の安全確保協力に関すること。
加須市防犯協会	① 防犯及び治安維持援助に関すること。
加須市防災協力建設 安全協議会（加須地域） Tel 0480(62)5500	① 救助物資の確保についての協力及び斡旋に関すること。 ② 災害復旧に関すること。 ③ 道水路施設の復旧に関すること。
加須市騎西地域防災協力協 議会 Tel 0480(73)1728	④ 応急仮設住宅の設置及び被害家屋の応急修理に関すること。 ⑤ 防疫のための清掃器材の運搬に関すること。 ⑥ 住宅地区及び道路等に堆積した障害物の除去に関すること。
加須市北川辺防災協力会	⑦ 水防用の水中ポンプ等、資機材の提供に関すること。

<p>TEL 0280(62)2710</p> <p>大利根防災協会</p> <p>TEL 0480(72)3175</p>	<p>⑧ 災害の予防及び拡大防止のため、建設資機材並びに運搬車両の提供。</p> <p>⑨ 応急対策実施のための人員の提供。</p> <p>⑩ 応急活動を支える緊急啓開道路の確保に関する事。</p> <p>⑪ 上記に掲げるもののほか必要な災害対策</p>
<p>加須市指定水道工事店組合</p> <p>TEL 0480(62)5500</p>	<p>① 災害時における飲料水の供給活動の協力に関する事。</p> <p>② 災害時における水道関連施設の応急対策及び復旧活動の協力に関する事。</p>
<p>加須市指定下水道工事店組合</p> <p>TEL 0480(68)5743</p>	<p>① 災害時における下水道等施設の応急対策及び復旧活動の協力に関する事。</p>
<p>加須地区電気工事店組合</p> <p>TEL 0480(65)1092</p>	<p>① 公共施設、家庭電気の応急対策及び復旧活動の協力に関する事。</p>
<p>加須市社会福祉協議会</p> <p>TEL 0480(62)6451</p>	<p>① 生活福祉資金の貸付け及び災害による生活困窮者、災害時要援護者の支援に関する事。</p> <p>② 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事。</p>
<p>加須市民生委員・児童委員協議会</p>	<p>① 生活困窮者及び災害時要援護者の支援に関する事。</p>
<p>かぞ地域女性会連合会</p> <p>加須市騎西女性団体連絡協議会</p> <p>加須市北川辺女性団体連絡協議会</p> <p>加須市大利根連合婦人会</p>	<p>① 炊き出し及び救援隊、避難場所等への応援に関する事。</p>
<p>加須市母子愛育連合会</p>	<p>① 感染症の予防の実施に関する事。</p>
<p>加須市飲食店組合</p>	<p>① 炊き出しに関する事。</p>
<p>加須市危険物防火安全協会</p> <p>TEL 0480(61)1012</p>	<p>① 危険物品の防災対策の徹底及び保安の確保に関する事。</p> <p>② 被害の拡大予防措置に関する事。</p> <p>③ 事業所における防災対策及び防火管理の徹底に関する事。</p> <p>④ 火災の防止及び自衛消防隊の相互協力に関する事。</p>
<p>加須市消防支援会</p>	<p>① 災害時における市民の保護と支援に関する事。</p> <p>② 自主防災組織育成の協力及び指導に関する事。</p> <p>③ 総合防災訓練等の実施に係る協力に関する事。</p>
<p>加須市女性防火クラブ</p>	<p>① 市民への火災予防の啓発等に関する事。</p> <p>② 防火意識の高揚を図るための防火研修会等に関する事。</p>
<p>JAほくさいガスセンター</p> <p>TEL 0485(61)8411</p> <p>東彩ガス(株)供給保安部</p> <p>TEL 0120(103)124</p> <p>フジオックス(株)</p>	<p>① ガス供給施設（製造施設を含む。）の建設及び安全保安に関する事。</p> <p>② ガスの供給の確保に関する事。</p>

TEL 0480(52)2313 河原実業(株) TEL 0485(53)4900	
朝日自動車(株)加須営業所 TEL 0480(61)7330	① バス施設等の安全保安に関すること。 ② 災害時におけるバスによる避難者の輸送協力に関すること。
病院等経営者	① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 ② 被災時の病人等の収容及び保護に関すること。
社会福祉施設経営者	① 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 ② 災害時における収容者の保護に関すること。
学校法人	① 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 ② 被災時における教育対策に関すること。 ③ 被災施設の災害復旧に関すること。
自主防災組織	① 防災に関する知識の普及に関すること。 ② 防災訓練の実施に関すること。 ③ 防災資機材の備蓄に関すること。 ④ 災害時要援護者の支援に関すること。
加須市環境サービス業組合	① 災害廃棄物の処理に関すること。 ② し尿処理に関すること。

【参考】

**公共的団体**：平常時から防災意識を持ち、直接防災と関係なくとも災害の状況によっては、防災活動に協力する団体（協会等）をいう。

**防災上の重要施設**：災害発生時、二次的被害が発生する確率の高い施設、被害を拡大させるような施設や災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいう。

例えば、病院、工場、大規模な危険物取扱い施設及び避難場所として適当な空地を有する施設等をいう。

## 第4章 震災初動対応計画

第1節 職員配備体制

【◎職員課・危機管理防災課・全課】

地震は、風水害と異なり発災の予測が困難であることから、発災直後に、迅速に職員を動員し、必要な人員確保に努め、初動時の災害対応体制を構築する。

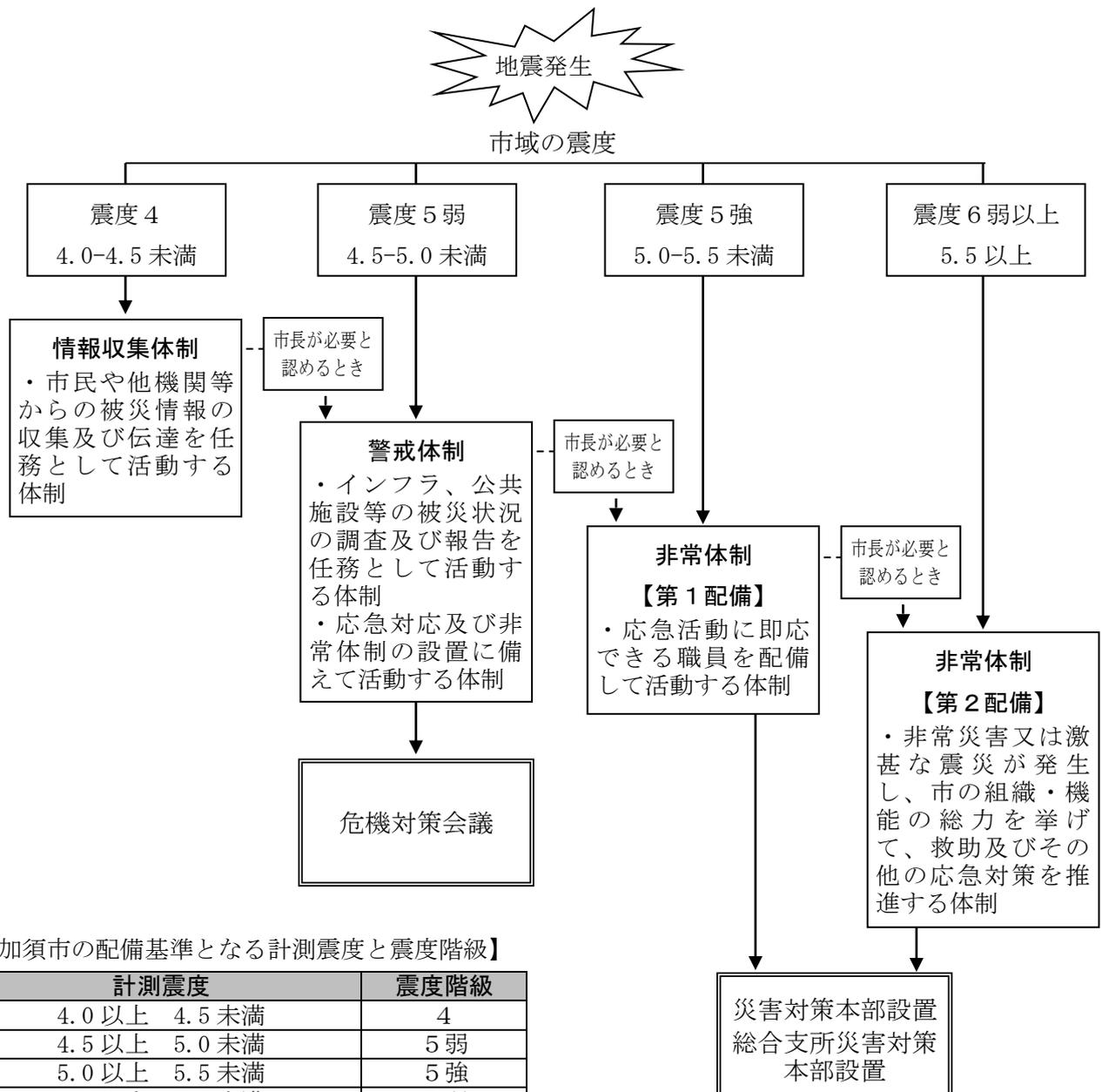
第1 実施責任者

市長

第2 実施担当者

総務部長

第3 配備体制の概要



【加須市の配備基準となる計測震度と震度階級】

計測震度	震度階級
4.0 以上 4.5 未満	4
4.5 以上 5.0 未満	5 弱
5.0 以上 5.5 未満	5 強
5.5 以上 6.0 未満	6 弱
6.0 以上 6.5 未満	6 強
6.5 以上	7

第4 配備体制の基準等

震災の状況に応じた配備体制の基準は次のとおりとする。なお、各地域の震度に関わらず市内に配備基準の震度が発生した時は、配備区分に基づく対応を全地域で実施する。

配備区分		配備基準	配置職員	活動内容
情報収集体制		震度4(4.0-4.5未満)の地震が発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理防災課</li> <li>支所防災担当職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民や他機関等からの各種情報や被害状況の収集及び伝達を任務として活動する体制</li> <li>総合支所防災担当職員は、各支所の震度計の数値を確認及び各地域の状況を危機管理防災課へ報告する。</li> </ul>
警戒体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 震度5弱(4.5-5.0未満)の地震が発生</li> <li>② 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合</li> <li>③ 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合</li> <li>④ その他の状況により、市長が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記職員</li> <li>危機対策会議委員</li> <li>各地域振興課</li> <li>施設管理者</li> <li>必要に応じて動員</li> </ul>	<p>【危機対策会議の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インフラ、公共施設等の被災状況の調査及び報告を任務として活動する体制</li> <li>応急対応及び非常体制の設置に備えて活動する体制</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>危機対策会議の設置</li> <li>各種情報の収集</li> <li>被害状況の把握</li> <li>被害状況の県への報告</li> <li>関係機関等への通報</li> <li>初期災害応急対策</li> <li>被害情報に関する広報</li> </ol>
非常体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 震度5強(5.0-5.5未満)の地震が発生</li> <li>② その他の状況により、市長が必要と認めた場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記職員</li> <li>災害対策本部員</li> <li>被災情報収集班</li> <li>避難場所運営支援班</li> <li>職員班</li> <li>災害地区支援班</li> <li>他各課1/2の職員(その他の職員は交代に備え自宅待機)</li> <li>必要に応じて動員</li> </ul>	<p>【災害対策本部の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部の設置</li> <li>各種情報の収集</li> <li>被害状況の把握</li> <li>被害情報の県への報告</li> <li>関係機関等への通報</li> <li>災害応急対策</li> <li>避難場所の開設運営</li> </ol>

	<p>第2 配備</p>	<p>① 震度6弱以上(5.5以上)の地震が発生 ② その他の状況により、市長が必要と認めた場合。</p>	<p>・全職員</p>	<p>【災害対策本部の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常災害又は激甚な震災が発生し、市の組織・機能の総力を挙げて、救助及びその他の応急対策を推進する体制</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害対策本部の設置</li> <li>② 各種情報の収集</li> <li>③ 被害状況の把握</li> <li>④ 被害情報の県への報告</li> <li>⑤ 関係機関等への通報</li> <li>⑥ 災害応急対策</li> <li>⑦ 避難場所の開設運営</li> <li>⑧ 災害情報に関する全職員が直ちにそれぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施する。</li> </ol>
--	------------------	---	-------------	---

第5 職員配備体制別計画表

各震度における各課（班）の職員配備体制については次のとおりとする。

平常時部課名	災害対策本部 (班)	情報収集 体制 震度 4	警戒体制 震度 5 弱	非常体制	
				第 1 配備 震度 5 強	第 2 配備 震度 6 弱
環境安全部	危機管理防災課	統括班	○	○	○
	交通防犯課	被災情報収集班、統括班		○	○
	環境政策課	環境班、統括班			○
	資源リサイクル課	環境班、統括班		△	○
	秘書課	秘書班		○	○
総合政策部	政策調整課	受援対策班			○
	シティプロモーション課	広報班、被災情報収集班	○	○	○
	市民協働推進課	受援対策班		△	○
	D X 推進課	受援対策班		△	○
	財政課	財政班			○
	管理契約課	財政班		△	○
総務部	総務課	総務班		△	○
	職員課	職員班			○
	人権・男女共同参画課	相談班、総務班			○
	市民課	確認班			○
	税務課	調査班			○
	収納課	調査班			○
経済部	産業振興課	帰宅支援班、備蓄支援物資班			○
	観光振興課	備蓄支援物資班			○
	農業振興課	農業班、備蓄支援物資班			○
	農業委員会事務局	農業班、備蓄支援物資班			○
子ども局	子育て支援課	避難場所運営支援班、子育て保育班		△	○
	すくすく子育て相談室	避難場所運営支援班、子育て保育班、衛生班		△	○
	(予め指名した職員)	災害地区支援班			○
	こども保育課	子育て保育班、避難場所運営支援班		△	○
福祉部	地域福祉課	救援班、福祉班			○
	(社会福祉協議会)	救援班			○
	生活福祉課	救援班、福祉班			○

全職員による配備

	障がい者福祉課	救援班、福祉班			○
	高齢介護課	福祉班、救援班			○
健康スポーツ部	いきいき健康医療課	医療班、衛生班		△	○
	スポーツ振興課	体育班		△	○
	国保年金課	医療班			○
	国民健康保険北川辺診療所	医療班		△	○
都市整備部	都市計画課	住宅班		△	○
	スーパーシティ推進課	住宅班		△	○
	建築開発課	住宅班		△	○
	道路公園課	道路公園班		△	○
	治水課	河川班		△	○
水道部	下水道課	下水班		△	○
	水道課	給水班		△	○
	会計課	出納班			○
	議会事務局	協力班			○
	行政委員会事務局	協力班			○
各総合支所	地域振興課	地域振興班	○	○	○
	市民税務担当 福祉健康担当	市民福祉班		○	○
	農政建設課	農政建設班		○	○
学習部	教育総務課	教育班		△	○
	生涯学習課	生涯班		△	○
	図書館課	生涯班		△	○
学校教育部	学校教育課	学校班		△	○
	・幼稚園	学校班		△	○
	・小学校	学校班		△	○
	・中学校	学校班		△	○
	学校給食課	給食班		△	○

注) 上記部課名は、令和6年4月1日時点

※ ○：予め指名された職員による配備      △：施設管理者による施設確認

備考

- ① 班長は、震災状況により班内人員の増減ができる。
- ② 部長は、動員区分にかかわらず、震災の状況により部内各班に出動を命じることができる。
- ③ 本部長は、動員区分にかかわらず、震災の状況により各部に出動を命じることができる。
- ④ 部・課・班の配備体制のほか、予め指名した職員で構成する災害地区支援班を、避難場所等に配備する。
- ⑤ 情報収集、広報、警防、救急、救助などの活動は、加須消防署の協力を受け、連携を図りながら実施する。

## 第2節 職員動員体制・初動活動

【◎職員課・危機管理防災課・全課】

職員の初動活動にあたっては、震災時は、風水害と異なり予測が困難であることから、迅速な初動対応が求められる。

なお、初動活動は、発災当日及び1日から3日（72時間）までの活動であり、以降、4日（72時間）以降の応急活動へと移行する。

また、震度4以下においても、市域に被害が発生した場合は、「第2職員動員体制」に基づき、速やかに配備体制を整える。

### 第1 時系列対策

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第2 職員動員体制			
第3 初動活動			

### 第2 職員動員体制

職員の動員体制は、次のとおりとする。

#### 1 緊急動員体制の整備

職員班は、災害時にあらかじめ定められた配備先に職員を速やかに動員するため、緊急連絡網の整備と職員招集メールの登録、各班の緊急参集体制の整備を図る。

#### 2 震度に応じた参集

第4章第1節に基づき、発生した地震の震度に応じて、あらかじめ定められた職員は、指定する配備先に速やかに自主参集する。

#### 3 動員指令の伝達

動員指令の伝達は、あらかじめ定められた緊急連絡網を使用し、職員に正確に伝達するものとする。また、緊急連絡網を補完するため、職員班から職員招集メールを送信し、動員指令を正確に伝達するものとする。

#### 4 職員配備計画の作成

職員班は、震災対策の進捗状況を把握に努め、被害や避難者の状況に応じて職員を増員し、震災対応が長期化した場合は、震災対策と各避難場所対策の双方の状況に応じながら、職員全体で適宜交代できるよう職員配置計画を作成し、職員の健康や震災対策の安定・効率を図る。

### 第3 初動体制

#### 1 勤務時間内の地震発生

##### (1) 地震直後における緊急措置

勤務時間内に地震が発生した場合、次の緊急措置を行う。

対 応	内 容
各庁舎、各施設の被害状況の把握と初期消火	本庁舎や各施設の被害状況を把握し、庁舎管理者等へ速やかに報告する。また、火災が発生した場合は、初期消火に努める。
来庁者の安全と避難誘導	本庁舎や各施設における来庁者の安全を確保するとともに、火災発生等避難が必要とされる場合は、安全な場所へ直ちに避難誘導を行う。なお、来庁者の安全を確保するため、本庁舎や各施設の消防計画に基づく『自衛消防隊』の設置及び組織で対応する。
被害発生に伴う各庁舎、施設の緊急防護措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用発電機能や通信機能の点検及び機能確保</li> <li>・火災等の発生防止措置</li> <li>・非常持出品の搬出</li> <li>・エレベーターの停止</li> </ul>

##### (2) 配備体制

市域において震度4以上の地震が発生したときは、前節の「第1節第4 配備体制の基準等」に示す配備体制等の表や「第1節第5 職員配備体制別計画表」に基づき体制をとる。

また、震度5強以上の地震発生に伴い災害対策本部が設置された場合、本計画に則り各部署を基本とした班体制により対応するとともに、各部長及び班長は、定められた分掌事務に必要な班員を確保する。

##### (3) 地震情報の収集

各部及び各班職員は、地震発生直後から、震度情報ネットワークシステム、災害オペレーション支援システム、全国瞬時警報システム、テレビ、ラジオ及びインターネット等により地震情報を収集する。

##### (4) 初動期災害情報の収集

震災発生が昼間の場合は、被害の全体像を早期に把握するための被害調査を直ちに実施し、発生速報に基づき、危機対策会議又は災害対策本部に被害状況を報告する。

なお、以下の点についても併せて報告するものとする。

区 分	収集内容
緊急対応のための情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地震直後、各部の初動対応に必要な情報</li> <li>② 自衛隊災害派遣要請や広域応援要請の判断に必要な情報等</li> </ul>
被害の全体像を把握するための情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 被害情報</li> <li>② 人命救出等に関する情報</li> <li>③ 火災鎮圧等に関する情報</li> </ul>

## 2 勤務時間外の地震発生

### (1) 動員の原則

市域において震度6弱以上の地震が発生した場合は、全職員が、勤務時間外又は休日においても動員命令を待つことなく、自らの判断により、指定された参集場所（災害地区支援班は担当する避難場所）に出動し、初動対応活動に従事しなくてはならない。

また、自身が負傷した場合や家族等の負傷、自家の被災、参集途上での必然的な震災活動、交通事情等により、定められた参集場所に到達できないときは、その旨を可能な限り所属長に報告するよう努めなければならない。

なお、震度4の地震が発生した場合の動員は、危機管理防災課及び各地域振興課防災担当とし、震度5弱、震度5強の地震が発生した場合は、「第1節第5 職員配備体制別動員計画表」に従い、予め指名された職員が指定された場所へ参集する。なお、各課長は、予め対象職員を指名する。

### (2) 参集場所

職員は、指定された場所へ参集する。参集手段については、震度5強以上の場合は原則として徒歩、自転車、バイクとする。なお、2<sup>キ</sup>以上の通勤距離がある場合を除く。

震 度	体 制		参集職員
震度4	情報収集体制		危機管理防災課・震度4を観測した地域の防災担当
震度5弱	警戒体制		予め指名された職員は、それぞれの指定された場所へ参集する。
震度5強	非常体制	第1配備	
震度6弱以上		第2配備	

### (3) 配備体制

各課長は、平時から予め震度発生状況に応じた参集職員を指名しておくとともに、動員計画に従って、速やかに配備体制を整える。ただし、職員の参集状況によっては、定められた組織計画にとらわれることなく、適宜、応急対策活動に必要な班編成を行い、速やかな防災活動の実施を行う。

### (4) 被害状況等の報告

各職員は、庁舎等に参集する途上で被害状況や震災状況の情報収集を行い、被害概況報告（発生速報）を行う。所属長は、危機対策会議又は災害対策本部が設置された場合、防災行政無線、電話、インターネット、FAX等で被害状況を連絡、報告する。

### 3 参集における注意事項

参集においては、次の点に注意する。

- ① 家族の安否確認を行った後に速やかに参集する。
- ② 服装は、応急活動ができる服装（作業衣等）で安全な靴、帽子や手袋を着装すること。
- ③ 参集する際の持参物については、事前に下記のような各自必要な物を準備し、携行し持参する。

携帯電話、筆記用具、タオル、着替え、飲食料（1～2日分程度）  
防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書、その他必要とされる物

- ④ 参集途中においては、被災者、救助活動の状況、道路、建物の被災状況、火災、消火活動の状況、ライフライン状況等の被害情報を収集する。なお、収集した情報は、速やかに被災情報収集班へ報告する
- ⑤ 勤務場所への参集途中において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の市民の協力を求め、人命の救出・救援を優先する。なお、救出・救援後には、できる限り迅速な参集を行う。
- ⑥ 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、班長への連絡に努めるとともに、班長の指示に従う。

第3節 危機対策会議体制

【◎危機管理防災課・全課】

市域に震度5弱の地震が発生した場合、また災害対策本部の設置基準に至らない災害が発生した場合に、危機対策会議を設置し災害情報の収集、警戒を行う。

第1 危機対策会議の組織等

1 責務

市は、市域に震度5弱の地震が発生した場合、また災害対策本部の設置基準に至らない災害が発生した場合に、災害情報の収集や伝達、警戒活動にあたる。

2 危機対策会議の組織及び所掌事務

(1) 危機対策会議の構成員

議長及び委員は、当該各号に定める者をもって充てる。

議長	市長
副議長	副市長及び教育長
委員	委員は、加須市行政組織条例及び加須市組織規則等に規定する部等の長とするほか、秘書課長、財政課長、シティプロモーション課長及び加須消防署長をもって充てる。
事務局	危機管理監、環境安全部危機管理防災課

※議長（市長）は、この表に掲げる者のほか、関係部課長等必要と認める者を委員とすることができるほか、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(2) 所掌事務及び会議等

所掌事務	① 危機情報の収集に関すること。 ② 危機対応策の検討に関すること。 ③ その他必要な危機対策に関すること。
危機対策会議	① 危機対策会議は、議長及び委員をもって構成する。 ② 危機対策会議の庶務は、危機管理防災課が処理する。

### 3 危機対策会議の構成と役割

職名	担当者名	役割
議長	市長	・議長が招集し、主宰する。
副議長	副市長及び教育長	・議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときには、その職務を代理する。この場合において、副議長が2人以上あるときは、あらかじめ議長が定めた順序で、その職務を代理する。
委員	総合政策部長 総務部長 環境安全部長 経済部長 こども局長 福祉部長 健康スポーツ部長 都市整備部長 上下水道部長 生涯学習部長 学校教育部長 議会事務局長 会計管理者 行政委員会事務局長 騎西総合支所長 北川辺総合支所長 大利根総合支所長 加須消防署長 秘書課長 財政課長 シティプロモーション課長	・議長の命を受け、危機対策会議の事務に従事するほか、必要に応じ、現地に赴き各部の指揮をとる。
事務局	危機管理監 危機管理防災課長	・本会議の事務を行う。
事務局付	治水課長	・事務局と連携し、その職務に当たる。 ※風水害対策時に限る。

※ 委員は、必要に応じて、当該委員が認めた場合には、増員することができる。

### 4 設置場所

本庁舎 庁議室

## 第2 危機対策会議の設置及び廃止基準

### 1 設置

危機対策会議の設置基準は次のとおりとする。

設置基準	
	① 市域で震度5弱の地震が発生した場合 ② その他の状況により、市長が必要と認めた場合

注： 災害の規模や程度により、平常時の組織をもって対処する。

### 2 廃止

危機対策会議を廃止する場合は、議長が震災による災害の危険が解消したと認めたとき及び災害応急対策が概ね完了したと認めたとき並びに災害対策本部が設置されたときとする。

**第3 活動体制（警戒体制）**

市は、災害警戒体制に対処するための組織、配備体制及び職員の配備等を予め定める。  
 この場合、災害警戒体制の程度に応じた職員配備体制を整え平常業務との調整を図る。  
 市長は、配備区分にかかわらず、震災の状況により各部に出動を命じることができる。

**1 危機対策会議の指揮をとる者**

指揮をとる者	市長（不在の時は、副市長又は教育長）
--------	--------------------

**2 職員配備**

## (1) 配備手続

ア 警戒体制における職員配備。

## (2) 連絡方法

ア 勤務時間内の職員配備は、庁内ネットワーク、庁内放送、口頭、電話又はメールを通じて連絡する。

イ 勤務時間外における職員配備は、職員緊急招集メールや緊急連絡網による電話連絡のほか、必要に応じて防災行政無線を活用する。

**3 業務継続計画**

(1) 業務継続計画(BCP)に基づき、関係部署は、業務継続に向けた準備及び相互の連携に努める。

第4節 災害対策本部・活動体制

【◎危機管理防災課・全課】

市域に、震度5強以上の地震が発生した場合、又は市内に甚大な災害が発生した場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく加須市災害対策本部及び各機関の防災組織により被害発生を防御及び災害の拡大を防止するための対策を行い、市民の生命と財産を守るとともに被害の軽減を図る。

第1 実施責任者

市長

第2 実施担当者

環境安全部長

第3 災害対策本部の組織等

1 責務

市は、市域に、震度5強以上の地震が発生した場合、又は市内に甚大な災害が発生した場合は、法令、埼玉県地域防災計画及び加須市地域防災計画の定めるところにより、他市町村、県、指定地方行政機関等、区域内の公共的団体、市民などの協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害対策の実務に努める。

また、必要に応じて、災害に関する総合的な調整機関である加須市防災会議と緊密な連携を図り、地域における災害予防及び災害対策を実施する。

2 災害対策本部の組織及び所掌事務

(1) 災害対策本部の構成員

災害対策本部長、災害対策副本部長及び災害対策本部員は、次に定める者をもって充てる。

災害対策本部長	市長
災害対策副本部長	副市長、教育長
災害対策本部員	加須市行政組織条例及び加須市組織規則等に規定する部等の長（以下「本部員」という。）とし、また本部に災害対策本部付（以下「本部付」という。）として秘書課長を置き、必要に応じて関係課の者をもってこれに充てる。
事務局	危機管理監、環境安全部危機管理防災課

※ 災害対策本部長は、上記に掲げるもののほか、関係部課長等必要と認めるものを災害対策本部員とすることができる。

※資料第2「加須市災害対策本部条例」

(2) 所掌事務及び会議等

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>② 避難情報の発令に関すること。</li> <li>③ 埼玉県、政府機関及び公共機関等に対する応援要請に関すること。</li> <li>④ 災害救助法の適用申請に関すること。</li> <li>⑤ 協定自治体との相互応援に関すること。</li> <li>⑥ 県災害対策本部との連絡に関すること。</li> <li>⑦ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。</li> </ul>
------	--

	⑧ 災害対策本部の非常配備体制の廃止に関すること。 ⑨ 総合支所災害対策本部の設置に関すること。 ⑩ 上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。
災害対策本部会議	① 災害対策本部会議は、災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部員及び本部付をもって構成する。 ② 災害対策本部会議の庶務は、総括班が処理する。

### 3 災害対策本部の構成と役割

構成員	職名	役割
災害対策本部長	市長	・災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
災害対策副本部長	副市長 教育長	・災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。（順位は第1に副市長、第2に教育長とする。）
災害対策本部員	環境安全部長 総合政策部長 総務部長 経済部長 こども局長 福祉部長 健康スポーツ部長 都市整備部長 上下水道部長 議会事務局長 会計管理者 行政委員会事務局長 騎西総合支所長 北川辺総合支所長 大利根総合支所長 生涯学習部長 学校教育部長 加須消防署長	・災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 ・各災害対策の指揮をとり、必要に応じて現地におもむき各班の指揮をとる。 ・各総合支所長は、総合支所災害対策本部にて、災害対策本部員及び総合支所災害対策本長として、災害対策本部との連携並びに各地域の災害対応の指揮をとる。
災害対策本部付	秘書課長 政策調整課長 職員課長 交通防犯課長 観光振興課長 子育て支援課長 加須市消防団長 加須市消防団副団長	・災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事するほか、災害対策の主要業務の指揮をとる。
アドバイザー	自衛隊、警察、 国交省リエゾン、 埼玉県職員、医師会	・専門的な立場からの助言等
事務局	危機管理監、 危機管理防災課長	・災害対策本部会議の事務を行う。

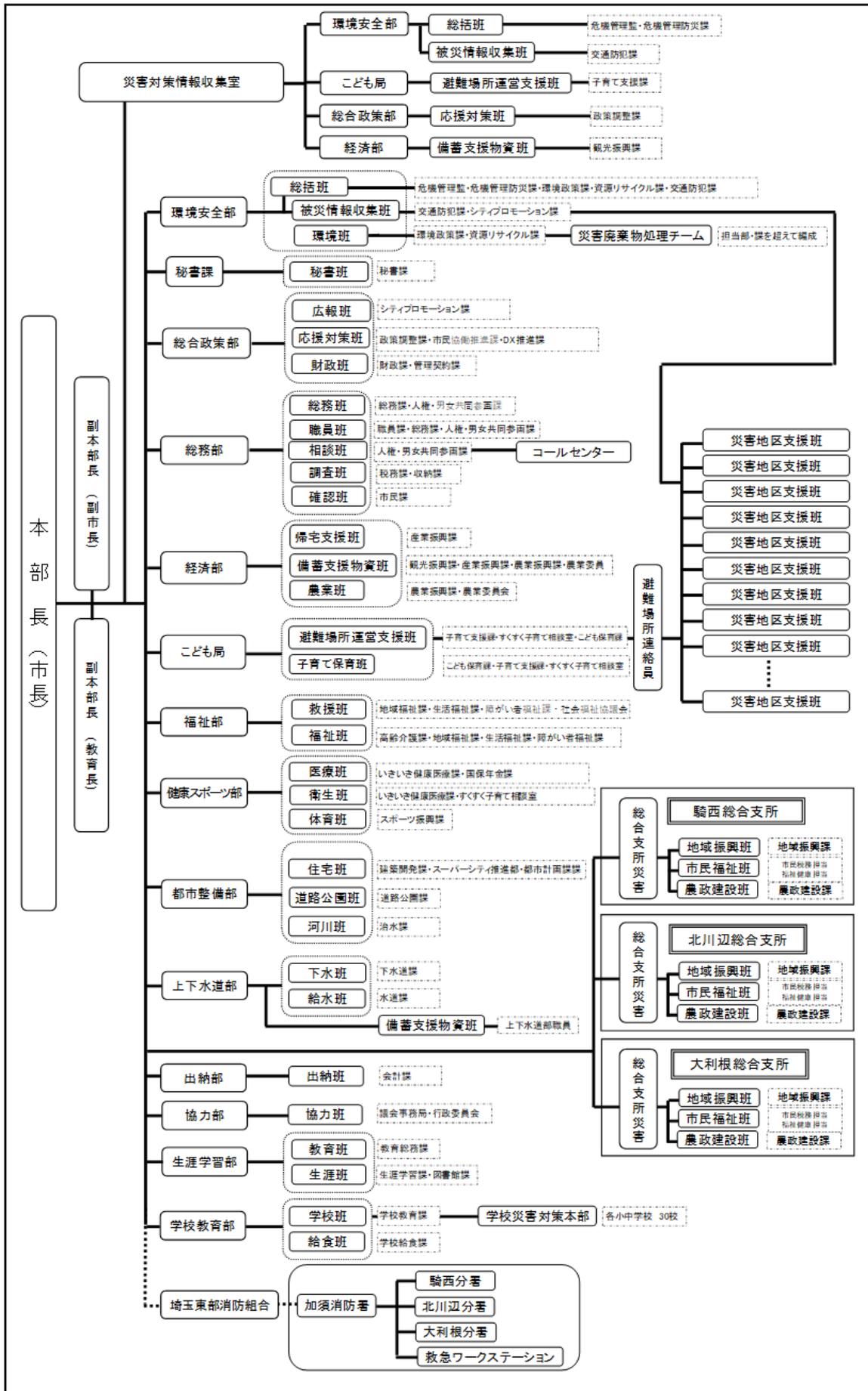
※ 災害対策本部付は、必要に応じ、当該本部員が認めた場合には、増員することができる。

### 4 設置場所

本庁舎 庁議室

※本庁舎が使用不能の場合は、騎西総合支所を第1代替施設とする。

災害対策本部組織体制図【震災対策】



第4 震災時における災害対策本部本部員の災害担当と主な役割

1 震災に関する本部員の災害対策と主な役割

災害対策本部本部員の担当する災害対策と主な役割を下記のとおり定める。

本部員（部名）	担当する災害対策	主な役割
環境安全部長	総括	災害対策の総括 災害対策本部の運営
	被災状況	被災情報の収集
	避難対策	避難対策
	生活支援	民生安定のための緊急措置
	廃棄物	災害廃棄物の処理
総合政策部長	受援	応援要請、要員確保 国・県・協定先との連絡調整
総務部長	職員	職員の安否、招集状況の確認 職員動員、配置の調整
	市民要望	コールセンターの運営
	り災証明	家屋等被害調査体制の整備 り災証明交付体制の整備
	遺体	安否情報、遺体処置の対応
経済部長	物資	災害物資の管理 拠点集積所の運営
こども局長	避難場所	避難場所開設・運営 幼児・児童の安全確保、把握
福祉部長	要援護者	在宅災害時要援護者の安全確保 福祉避難所の開設運営
	ボランティア	災害ボランティアセンターとの連携
	災害救助法	災害救助法の適用
健康スポーツ部長	保健衛生	医療機関との連携 医療救護所の開設・運営 保健衛生、感染症予防への対策
	スポーツ施設	施設の被害調査
都市整備部長	危険度判定	被災建物・宅地の危険度判定
	施設復旧	道路啓開、被害施設の応急対応 被害施設の応急対応
	仮設住宅	仮設住宅の設置
上下水道部長	上下水道	飲料水、生活水の供給
生涯学習部長	教育施設	学校施設等の応急対応 施設の被害調査 文化財等の退避及び被害調査
学校教育部長	文教	児童生徒の安全確保、把握
会計管理者	会計	義援金の受入れ・保管・配分
議会事務局長 行政委員会事務局長	議会	市議会議員との連携 各班の応援
秘書課長	秘書	本部長、副本部長の秘書
騎西総合支所長	騎西地域	地域内の被害調査
		総合支所災害対策本部の運営
		避難場所の運営
		災害時要援護者の避難対策 被害施設の応急対応
北川辺総合支所長	北川辺地域	地域内の被害調査
		総合支所災害対策本部の運営
		避難場所の運営

		災害時要援護者の避難対策 被害施設の応急対応
大利根総合支所長	大利根地域	地域内の被害調査 総合支所災害対策本部の運営 避難場所の運営 災害時要援護者の避難対策 被害施設の応急対応
埼玉東部消防組合 加須消防署長	消防	救出救助及び傷病者の搬送 消防相互応援出動要請

## 第5 災害対策本部の設置及び廃止基準

### 1 設置

災害対策本部を設置する基準は、次のとおりとする。

設置基準	① 震度5強以上の地震が発生した場合 ② 市内に甚大な災害が発生した場合 ③ 市長が必要と認めたとき
------	--

### 2 廃止

災害対策本部を廃止する場合は、災害対策本部長が、震災による災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害復旧復興対策が概ね完了したと認めたときとする。

### 3 設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の標識を市役所本庁舎正面玄関に掲示する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
一般市民	防災行政無線、防災ラジオ、かぞホッとメール、防災アプリ、ホームページ、SNS	シティプロモーション課長
報道機関	Lアラート、FAX	
各部班	庁内放送、職員招集メール	危機管理防災課長
埼玉県	有線電話、その他迅速な方法	

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

## 第6 活動体制（非常体制）

市は、震災に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等を予め定めるとともに、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合は、知事の指揮を受け同法に基づく救助事務を補助する。

この場合、震災の程度に応じた動員配備体制を整え、平常業務との調整を図る。

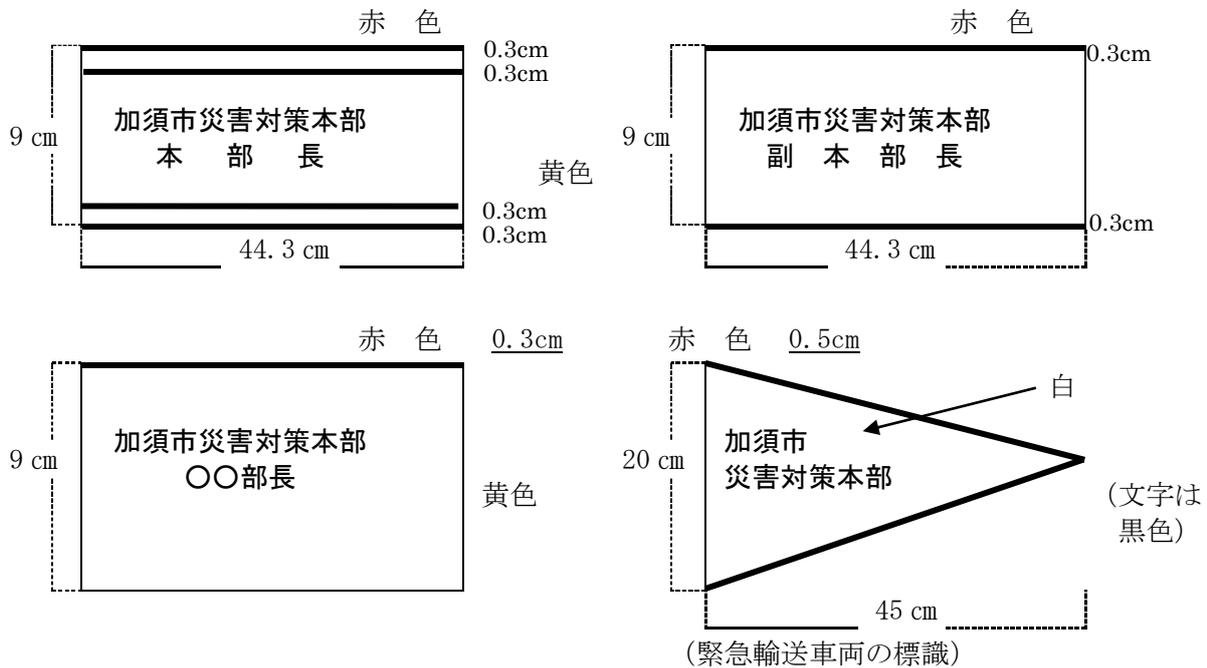
災害対策本部長は、動員区分にかかわらず、震災の状況により各部に出動を命じることができる。

### 1 災害対策本部の指揮をとる者及び分掌事務

指揮をとる者	市長（市長に事故のあるときは、その職務を第1に副市長、第2に教育長が代理する。）
--------	--

## 2 本部等の標識

災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部員の身分を明確に表示するため、腕章を着用する。



## 第7 総合支所災害対策本部の設置

災害対策本部長は、震度5強以上の地震が発生した場合、又は市内に甚大な災害が発生した場合は、そのときの規模や状況により、災害応急対策を推進するため、特に必要があると認める時は、各総合支所に総合支所災害対策本部を設置することができる。

実施の責任者	<p>総合支所災害対策本部長は、総合支所長をもって充てる。</p> <p>総合支所災害対策本部長は、災害対策本部長の命を受け、総合支所災害対策本部の事務を統括し、所轄の職員を指揮する。</p> <p>また、その他総合支所災害対策本部の必要な事項は、災害対策本部長又は総合支所災害対策本部長が定める。</p>
--------	---

## 第8 災害応急対策責任者の事前措置及び応急対策

### 1 災害応急対策責任者の事前措置

#### (1) 出動命令等

ア 市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じる。（災害対策基本法第58条より）

イ 市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、警察官及び指定地方行政機関の長、災害応急対策に責任を有する県の地域機関、その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要施設の管理者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

（災害対策基本法第58条より）

(2) 事前措置等

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。（災害対策基本法第59条第1項より）

(3) 避難の指示

市長は、避難のための立退きを指示し又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。（災害対策基本法第61条の2より）

(4) その他の応急対策

ア 市長は、応急措置を速やかに実施する。（災害対策基本法第62条第1項より）

イ 市長は、警戒区域を設定する。（災害対策基本法第63条第1項、消防法第28条、同法第36条、水防法第14条より）

ウ 市長は、工作物等を使用、収用することができる。（災害対策基本法第64条より）

エ 市長は、支障となる工作物の除去、保管等を行うことができる。（災害対策基本法第64条同法施行令第25条から第27条より）

オ 市長は、住民等を業務に従事させることができる。（災害対策基本法第65条、同法第63条第2項、消防法第29条第5項、水防法第17条、災害救助法第24条、警察官職務執行法第4条、震災予防組合法第49条、同法第50条より）

(5) 警察官の警戒区域設定等

警戒区域の設定等において、市長若しくは、その委任を受けて同項に規定する市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は同項に規定する市長の職権を行うことができる。この場合において、同項に規定する市長の職権を行ったときは、警察官は直ちにその旨を市長に通知しなければならない。（災害対策基本法第63条第2項より）

(6) 損失補償

市長は(4)その他の応急対策により、市長による工作物の使用、収用等の処分が行われたため当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償する。

（災害対策基本法第82条第1項より）

(7) 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償

市長又は警察官が、加須市区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、市は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（災害対策基本法第84条第1項、同法施行令第36条第1項より）

## 2 防災関係機関の応急対策

### (1) 指定行政機関及び指定地方行政機関の長の応急措置

ア 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、県及び市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な施策を講じなければならない。（災害対策基本法第77条第1項より）

イ 前項の場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、県知事、市長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示することができる。（災害対策基本法第77条第2項より）

### (2) 指定公共機関及び指定地方公共機関の応急措置

ア 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、県知事等及び市長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な措置を講じなければならない。（災害対策基本法第80条第1項より）

イ 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事若しくは市長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。（災害対策基本法第80条第2項より）

## 第5 総合支所災害対策本部・活動体制

【◎各地域振興課・各総合支所】

災害時における地域ごとの活動拠点として、騎西、北川辺及び大利根の各総合支所に総合支所災害対策本部を設置し、被害発生を防御及び災害の拡大を防止するための対策を行い、市民の生命と財産を守るとともに被害の軽減を図る。

### 第1 実施責任者

市長

### 第2 実施担当者

各総合支所長

### 第3 総合支所災害対策本部の組織等

#### 1 責 務

総合支所災害対策本部は、担当する地域内における被害状況の収集、災害対策本部への連絡及び応援要請など、地域内の避難対策を統括する。

#### 2 総合支所災害対策本部の組織及び所掌事務

##### (1) 本部の構成員

総合支所災害対策本部長、総合支所災害対策副本部長及び総合支所災害対策本部員は、次に定める者をもって充てる。

総合支所災害対策本部長	総合支所長
総合支所災害対策副本部長	地域振興課長
総合支所災害対策本部員	総合支所災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、加須市行政組織条例及び加須市組織規則等に規定する各総合支所の課の長及び主幹とする。
事務局	地域振興課

※ 総合支所災害対策本部長は、上記に掲げるもののほか、関係課長等必要と認めるものを本部員とすることができる。

##### (2) 所掌事務及び会議等

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>② 各災害対策本部等との連絡に関すること。</li> <li>③ 本部の配備体制に関すること。</li> <li>④ 住民の避難に関すること。</li> <li>⑤ 所管する公共施設に関すること。</li> <li>⑥ 上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。</li> </ul>
総合支所災害対策本部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 総合支所災害対策本部会議は、総合支所災害対策本部長、総合支所災害対策副本部長、総合支所災害対策本部員をもって構成する。</li> <li>② 総合支所災害対策本部会議の庶務は、地域振興班が処理する。</li> </ul>

### 3 総合支所災害対策本部の構成と役割

職名	担当者名	役割
総合支所災害対策 本部長	総合支所長	・総合支所災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
総合支所災害対策 副本部長	地域振興課長	・総合支所災害対策本部長を助け、本部長が不在のときは、その職務を代理する。
総合支所災害対策 本部員	市民税務担当主幹 福祉健康担当主幹 農政建設課長	・総合支所災害対策本部長の命を受け、本部の事務に従事するほか、必要に応じ、現地に赴き各班の指揮をとる。
事務局	地域振興課長	・総合支所災害対策本部会議の事務を行う。

### 4 設置場所

総合支所庁舎 事務スペース又は会議室

※支所本部が使用不能の場合は、本庁舎を第1代替施設とする。

## 第4 総合支所災害対策本部の設置及び職員配備基準

非常体制時においては、市の区域に震度5強の震災による災害が発生し、市内各地域における災害初動対策を円滑に実施するため、総合支所災害対策本部を設置するとともに、第1配備では、予め定めた職員（1/2程度）、第2配備では全職員が配備につく。

#### ■職員配備体制別計画表

平常時部課名	災害対策本部 (班)	情報収集 体制 震度4	警戒体制 震度5弱	非常体制	
				第1配備 震度5強	第2配備 震度6弱
地域振興課	地域振興班	防災担当	○	○	全職員
市民税務担当	市民福祉班		○	○	
福祉健康担当	市民福祉班		○	○	
農政建設課	農政建設班		○	○	

備考

(1) 班長は、震災状況により班内人員の増減ができる。なお、職員の充足が必要な場合、派遣を要請する。

(2) 総合支所災害対策本部長は、配備区分にかかわらず、震災の状況により各班に出動を命じることができる。

※ ○：予め定めた職員による配備。

## 第5 応援要請

総合支所災害対策本部長は、所管する地域に係る初動対応、応急対策及び復旧対策が、総合支所災害対策本部のみでは困難と判断した場合においては、災害対策本部へ応援を要請する。

災害対策本部は、協力班等を派遣し、支援する。

## 第6節 災害地区支援班・活動体制

【◎子育て支援課・すくすく子育て相談室・交通防犯課・危機管理防災課・職員課・全課】

震度5強の地震発生時には、災害地区支援班を配置し、すべての震災時避難場所を開設するとともに、地区の被害状況を収集する。

### 第1 実施責任者

市長

### 第2 実施担当者

こども局長

### 第3 災害地区支援班の体制と配備、業務

#### 1 運営体制

災害地区支援班は、震度5強の地震が発生した場合には、自動的に配備し、次の体制にて対応する。

発災直後は、震災時避難場所の開設と被災状況（発災直後から約3時間以内）の収集の、二手に分かれて活動する。被災情報の収集を担当する班員は、収集・報告後は速やかに担当する避難場所へ移動し、運営に参加する。

区分	人数	役割
班長	1名	・避難場所の責任者
副班長	1名	・班長の補佐 ・担当地区の被災情報（発災直後）の収集
連絡調整担当	1名	・担当地区の被災情報（発災直後）の収集 ・避難場所と本部の連絡調整 ・避難者の状況収集、情報発信
運営支援担当	3名	・避難場所の運営

水害時避難場所運営班を配置している避難場所については、できるだけ同じ班員を災害地区支援班として配置する。また、災害地区支援班の班員について、女性職員を1～2名程度配置できるよう配慮する。

なお、震度5強未満においても、被害の状況や帰宅困難者の増加に応じて、災害対策本部の指示により、災害地区支援班を編成し、対応にあたる。

#### 2 避難場所の開設基準

災害地区支援班員は、震度5強以上の地震が発生した場合に、震災時避難場所を開設する。

なお、震度5強未満においても、被害の状況や帰宅困難者の増加に応じて、災害対策本部の指示により、震災時避難場所を開設する。

#### 3 活動拠点となる震災時避難場所

NO	地区支援班名	活動拠点 (震災時避難場所)	NO	地区支援班名	活動拠点 (震災時避難場所)
1	加須災害地区支援班	加須小学校	12	騎西災害地区支援班	騎西小学校

2	加須南	〃	加須南小学校	13	田ヶ谷	〃	田ヶ谷小学校
3	不動岡	〃	不動岡小学校	14	種足	〃	種足小学校
4	三俣	〃	三俣小学校	15	鴻荃	〃	鴻荃小学校
5	礼羽	〃	礼羽小学校	16	高柳	〃	高柳小学校
6	大桑	〃	大桑小学校	17	北川辺東	〃	北川辺東小学校
7	花崎北	〃	花崎北小学校	18	北川辺西	〃	北川辺西小学校
8	水深	〃	水深小学校	19	北川辺中	〃	北川辺中学校
9	樋遣川	〃	樋遣川小学校	20	大利根東	〃	大利根東小学校
10	志多見	〃	志多見小学校	21	原道	〃	原道小学校
11	大越	〃	大越小学校	22	元和	〃	元和小学校
				23	豊野	〃	豊野小学校

※ 被害の状況により震災時避難所を開設することが困難な場合は、震災時補助避難所や他の公共施設で開設できる施設を利用する。

#### 4 震災時避難場所における災害地区支援班の業務

震災時避難場所を開設した際は、自治協力団体、民生委員・児童委員、防災士等の地域住民等と連携し、避難場所の運営に当たる。

業 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難場所（教室）レイアウト作成</li> <li>② 避難場所事務所設営・対応</li> <li>③ 受付（避難者カードの受理・配布）</li> <li>④ 避難場所並びに避難者及び被害状況等の収集・記録・撮影・報告</li> <li>⑤ 福祉避難スペース確保、共用スペース設営</li> <li>⑥ 自治協力団体や民生委員・児童委員等との連絡・調整</li> <li>⑦ ライフライン使用状況確認</li> <li>⑧ ペット対応</li> <li>⑨ 災害対策本部との連絡調整</li> <li>⑩ 備蓄物資の確認、必要物資の支給要求</li> <li>⑪ 衛生（感染症対策、トイレ清掃、ごみの分別指導等）</li> <li>⑫ 駐車場誘導と定期巡回</li> <li>⑬ 災害時要援護者の支援（自治協力団体等が中心）</li> <li>⑭ 炊き出し等（自治協力団体等が中心）</li> </ul>
-----	--

#### 5 震災時避難場所状況等の報告

災害地区支援班連絡調整担当は、避難者数、運営状況及び駐車場の空き状況等について、避難場所運営支援班連絡員を通じ、災害対策情報収集室へ報告する。

#### 第4 発災直後の被災状況の報告

災害地区支援班の副班長及び連絡調整担当（対応できない場合は、他の班員）は、発災直後（概ね発災から3時間以内を目安）の被災状況を、公用車又は自家用車等を使用し、所定の様式に定めている被災情報を第1報として、被災情報収集班（交通防犯課等）へ報告する。

なお、情報収集後は、震災時避難場所の運営を行う。

**第7節 大規模地震（震度5強以上）に対応する行動計画【震災タイムライン】**

【◎危機管理防災課・全課】

震度5強以上の地震が発生した場合に、過去の震災の事例を基に起こりうる各種被害及び避難者対応への対策を時間軸に沿って、関係部署・関係機関と連携し、適時円滑に震災対応活動にあたるための行動計画（震災タイムライン）を定める。

各担当部署においては、震災タイムラインに基づき、職員が怠りなく準備・対応するためチェック確認ができる対応する。

タイムラインの追記や変更が必要な場合は随時修正し、活動の実施に即したものとする。また、各班においては、個別の詳細なタイムラインやマニュアルを作成し、部署内で活用し対応する。

**第1 実施責任者**

市長

**第2 実施担当者**

環境安全部長

**第3 時系列対策**

■時系列対策項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 進行管理			

**第4 進行管理**

**1 進行管理の役割**

進行管理は、災害対策本部にて市長が行う。

各部・班は、震災タイムラインの時間軸ごとに該当項目にチェックし、総括班はその内容を確認し、未着手の行動が発生しないようにする。

**2 進行管理の方法**

震災タイムラインは、震災直後に招集する災害対策本部にて協議検討し、発動する。

震災タイムラインによる対策を進める過程で、各部・班は、常に状況を把握し、必要性やニーズ等を検証し、優先度を定め進行管理を行う。

**3 期間**

発災直後から、約1か月程度、若しくは、災害対策本部が解散となった場合までとする。

**第8節 災害情報収集・伝達**

【◎危機管理防災課・交通防犯課・シティ・ロケーション課・人権・男女共同参画課・関係課】

震災が発生した場合、市及び防災関係機関は、情報連絡体制に基づき、連携して被害状況を把握、伝達し、的確な避難行動対策を実施するとともに、埼玉県、消防庁へ報告する。

**第1 実施責任者**

市長

**第2 実施担当者**

環境安全部長

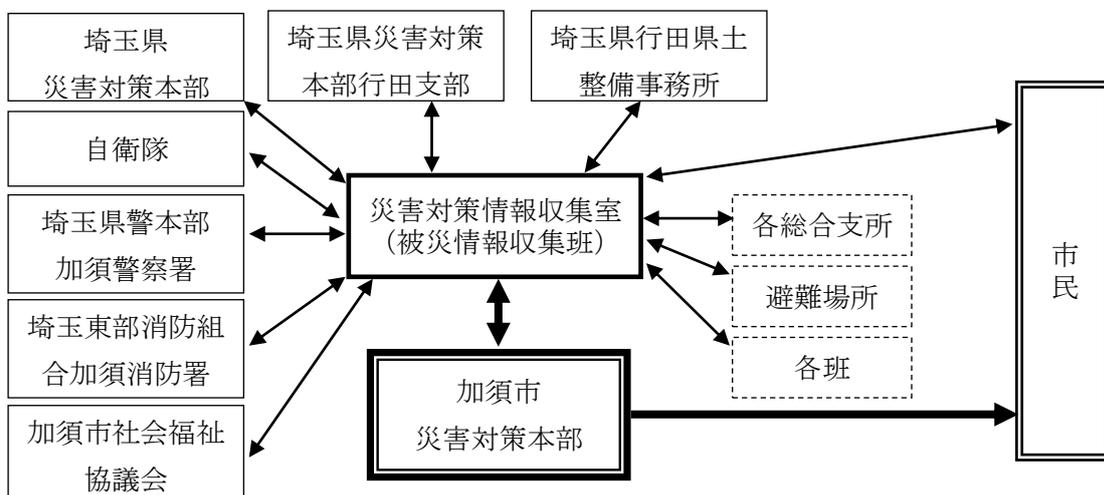
**第3 時系列対策**

■時系列対策項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 震災の災害情報等の収集及び伝達			
第5 通信連絡の体制			
第6 市防災行政無線の通信統制			
第7 通信途絶時における措置			
第8 非常又は緊急通話の活用			
第9 震度5強以上発生時における被災状況収集			
第10 初動対応時における被害状況等の緊急調査			
第11 市の内部、県及び消防庁への被害情報の概括的報告			
第12 被害状況報告の種類及び様式並びに報告先			

**第4 震災の災害情報等の収集及び伝達**

震災による災害の情報の収集・伝達及び災害応急対策に必要な指揮命令等の伝達については、次のとおりとする。



### 第5 通信連絡の体制

区 分	内 容
市	市又は県防災行政無線、災害時有線電話（本庁：0480-61-3421・3431・3461、騎西：0480-73-0153、北川辺：0280-61-1205、大利根：0480-72-1319）、携帯電話、県災害オペレーション支援システム等を活用し、本部内及び防災関係機関との通信連絡を行う。
加須警察署	警察無線、警察電話等を活用し、管内交番、駐在所及び関連方面本部並びに各防災関係機関との通信連絡を行う。
加須消防署	消防救急無線、専用電話、防災行政無線等を活用し、消防分署、消防団、市災害対策本部及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
その他の防災関係機関	それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。

### 第6 市防災行政無線の通信統制

重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは、次のとおり統制を実施する。

無線・電源の点検	総括班は、震災発生後、直ちに市及び県防災行政無線の通信機能及び独立電源を点検するとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。
本部の回線統制	無線の回線利用は本部が優先し、統制設定権は本部が有する。
通信形態の原則	携帯型防災行政無線（移動系）からの通信はすべて本部に対して個別に行うものとし、原則として相互間の通信は禁止する。
一斉指令	本部は、原則としてすべての無線局に対して一斉に情報伝達を行う。

### 第7 通信途絶時における措置

災害時における有線通信が途絶した場合は、電波法第52条の規定に基づき、非常通信として移動系の専用無線施設を使用する。

無線の種別	設置者又は管理者	設 置 場 所	通信可能地域
警 察 無 線	加須警察署長	加須警察署（大門町 19-53）	県内警察無線局
県 防 災 無 線	埼玉県	加須市役所（三俣二丁目1番地1）	県 内 一 円
市防災行政無線 （消防無線）	加須市長 （加須消防署）	加須市役所（三俣二丁目1番地1）	市 内 一 円
		騎西総合支所（騎西 36-1）	
		北川辺総合支所（麦倉 1481-1）	
		大利根総合支所（北下新井 1679-1）	
		加須消防署（北小浜 780-1）	
移動通信機器	総務省関東総合通信局	加須市役所（三俣二丁目1番地1）	市 内 一 円

**第8 非常又は緊急通話の活用**

【危機管理防災課】

災害に関する通知、要請、伝達又は警告については、緊急を要する特別の必要があると認めた場合に、非常又は緊急通話を活用する。

**第9 震度5強以上発生時における被災状況収集**

【交通防犯課・危機管理防災課・シティプロモーション課・人権・男女共同参画課】

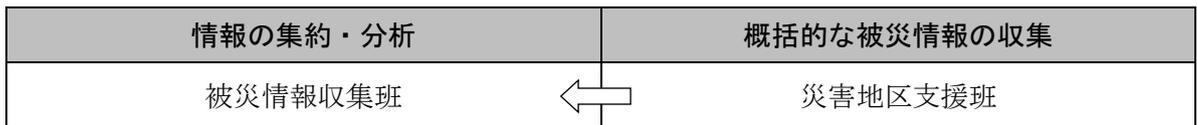
発災直後は、災害の全容がわからないため、直後から数時間での災害応急対策の実施、自衛隊の災害派遣要請及び相互応援要請等を判断するための情報として、速やかに被災状況を収集することが求められている。このため、発災直後、即時に被災状況の収集する体制を構築し、迅速かつ的確な初動対応を実施する上で必要となる概括的な被害状況等収集する。

**1 発災直後の被災情報収集体制**

(1) 災害地区支援班の編成

震度5強以上の震災が発生した場合、被災の全容を把握するため、各地域の被災状況の概括を収集するため、災害地区支援班が情報収集にあたる。

収集した被災情報は、被災情報収集班が集約し、災害対策本部へ報告する。



(2) 収集する情報

災害地区支援班における収集においては、安全確保の上、原則2名以上にて、場所の把握及び写真等の撮影を行うとともに、第一報としての概括的な情報として、公用車や自家用車等を用いて、担当地区を巡回し、情報収集にあたる。

収集する情報	内容
火災情報	火災の出火及び延焼拡大の危険性に関する情報
一般家屋被害情報	家屋やブロック塀等の被害情報
道路交通情報	道路の被害、倒木等の通行障害の情報
ライフライン被害情報	電気（信号機の点灯の有無）・水道（漏水）等の被害情報

(3) 災害地区支援班の班編成の活動期間

被災の概括状況を収集するための災害地区支援班の活動期間は、被災の概括情報が収集できた時点、または発災直後から概ね3時間以内を目安とする。

**2 災害時応援協定事業者の協力**

大規模災害が発生した場合、被災の全容を把握するため、ドローンやヘリコプターを活用し、安全かつ迅速に被災状況の情報収集及び調査等を行うため、協定締結事業者に対し、市は協力を要請する。

**第10 初動対応時における被災状況等の緊急調査**

【交通防犯課・危機管理防災課・各課】

各部局は、所管する災害対応や施設等の状況について収集・集約し、被災情報収集班へ報告する。

避難場所の災害情報の収集は、各震災時避難場所等で構成する災害地区支援班が、避難場所運営支援班（こども局）の震災時避難場所連絡員と連絡調整を図る。

(1) 各部・班において収集・集約報告すべき情報

災害対策情報収集室	① 関係機関からの被災情報 ② 県災害オペレーション支援システムの情報
被災情報収集班等	① 災害地区支援班からの被災情報 ② 各班、各部課等からの被害情報
災害地区支援班	① 避難場所状況 ② 担当地区の被災状況 ③ 避難者数等の情報 ④ 必要物資等の情報
環境安全部	① 交通・防犯・環境・廃棄物施設等に関する被害状況 ② 市民、防災組織、民間協力団体の情報 ③ 災害廃棄物の発生状況
広報班	① テレビ、ラジオ、及びインターネット（SNS）等の情報
総合政策部	① 自治協力団体（自主防災組織）からの被害情報 ② ライフライン（市所管外の電気・ガス・通信等）の被害状況 ③ 市民プラザかぞ、コミュニティセンターの被害状況
総務部	① 庁舎の被害状況及び職員等の被災状況 ② 職員の参集状況 ③ コールセンターからの問合せ内容・情報 ④ り災証明等に伴う住宅等の全半壊被害状況 ⑤ 行政機能の状況（国・県からの求めに応じて）
経済部	① 帰宅困難者の被害状況 ② 農業事業者の被害状況 ③ 商工業事業者の被害状況
こども局	① 災害地区支援班からの避難場所情報 ② 公私立保育所等の被害状況 ③ 公私立児童館等の被害状況 ④ 入所児童等の安否状況
福祉部	① 福祉避難所の保護状況 ② 災害時要援護者・行方不明者の状況
健康スポーツ部	① 市内医療機関の稼働状況 ② 死者数・傷病者等搬入状況 ③ 医療救護状況、救出事案の状況 ④ 保健センター、健康福祉センター、体育館の被害状況
都市整備部	① 緊急輸送道路・市内道路の被災状況 ② 道路・水路・橋梁等の被害状況 ③ 道路・水路・橋梁等の被害状況の確認で得た交通事故、渋滞状況、ライフライン等の被害状況 ④ 堤防等の二次災害危険状況 ⑤ 応急危険度判定に伴う住宅等の全半壊被害状況
生涯学習部	① 文化・学習センター、加須未来館、集会所等の被害状況 ② 図書館の被害状況
学校教育部	① 市立学校、給食施設の被害状況 ② 市立学校以外の施設の被害状況 ③ 児童生徒の安否状況

上下水道部	① 水道施設の被害状況 ② 下水道施設の被害状況
加須消防署	① 消防水利施設の被害状況 ② 道路、橋梁等の被害状況 ③ 火災発生現場及び救助が必要な現場の把握 ④ 人命検索が必要な現場の把握
各総合支所	① 庁舎の被害状況調査 ② 住宅等の全半壊被害状況 ③ 避難者状況 ④ 事故・渋滞状況 ⑤ 道路・水路・橋梁等の被害状況 ⑥ 農業事業者の被害状況調査 ⑦ 商工業事業者の被害状況調査 ⑧ コミュニティセンターの被害状況調査 ⑨ ライフライン（市所管外の電気・ガス・通信等）の被害状況

(2) 被害状況の集約

情報の集約	被災情報収集班は、総括班と連携して、各部・班が収集した情報及び資料を集約する。 また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。 ① 被害状況等の資料作成 ② 被害分布図等の作成
被害情報等の整理	災害地区支援班は、取りまとめた情報を整理し、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

**第11 市の内部、県及び消防庁への被害情報の概括的報告**

**【危機管理防災課】**

市の内部の報告については、災害対策本部の指示により、MCA無線機や電話・FAX、共有ネットワークによる入力、あるいは紙ベースや口頭により報告するものとする。

なお、県に対する被害状況等の報告について、埼玉県災害オペレーション支援システムにより、人的被害、家屋被害、住民避難等、災害応急対策等を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は他の情報に優先して収集・報告する。

また、国・県からの求めに応じて、市町村行政機能チェックリストにより、速やかに第1報をFAXで県（災害対策課）に報告する。

※県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を国（総務省消防庁）に変更する。

市町村行政機能チェックリストについては、報告先を国（総務省市町村課）に変更する。

※一定規模以上の火災・震災及び同時多発火災等により消防に119番通報が殺到したときは、県と併せて消防庁に報告する。

※報告は、総務省消防庁の「災害報告取扱要領」、災害対策基本法第53条第1項に基づく市町村被害状況報告要領、その他定められたところによる。

**1 震災発生直後の県への報告**

報告すべき事項	① 震災が発生した日時 ② 各地域の震度 ③ 被害状況（（資料 被害状況等報告基準）に基づき認定） ④ 震災に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 ⑤ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑥ その他必要な事項	
即時の報告種類等	災害発生のお知らせ 被害措置概況速報 要請通知 市町村行政機能チェックリスト	
報告の方法	収集した災害情報及び決定した応急対策等の状況は、埼玉県災害オペレーション支援システムにより、速やかに県災害対策本部に報告する。なお、埼玉県災害オペレーション支援システムにより報告できない場合は、電話、FAXにより報告する。市町村行政機能チェックリストは、FAXにより速やかに県（災害対策課）に報告する。	
震災直後に県に報告する内容	人的被害	死者、行方不明者、傷病者(重傷者、軽傷者)
	家屋被害	全壊(全焼)世帯数、半壊(半焼)世帯数、一部損壊世帯数
	災害対策上必要と認められる事項の概要	避難、救護の必要性や災害拡大等のおそれのある情報
	本部設置の報告	本部を設置した場合は、設置した旨の報告
	行政機能の状況(国・県の求めに応じて)	業務実施体制(人的体制)、業務実施環境(物的環境)

○電話、FAXによる県への報告先

区分	県災害対策本部設置前	県災害対策本部設置後
勤務時間内	災害対策課に報告する。 ・電話番号 048-830-8181 ・FAX番号 048-830-8159	利根地域振興センター ・電話番号 048-555-1110 ・FAX番号 048-554-4442
勤務時間外	危機管理防災部当直(危機管理防災センター2階)に報告する。 ・電話番号 048-830-8111 ・FAX番号 048-830-8119	

なお、県災害対策本部の支部に充てられる利根地域振興センターは、市が災害情報の収集・報告が困難な場合、市に代行して県災害対策本部に震災情報を報告する。

2 消防庁への報告

管轄内の被害状況について、県に報告できない場合は直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。また、大規模な火災の場合は、県及び消防庁に報告する。

○消防庁への報告先

平日(9:30~18:15) ※ 応 急 対 策 室	左記以外 ※ 宿 直 室
・ 電話番号 03-5253-7527 ・ FAX 番号 03-5253-7537	・ 電話番号 03-5253-7777 ・ FAX 番号 03-5253-7553

3 収集・報告に当たって留意すべき事項

震災の発生初期の情報収集に当たっては、効果的な被害状況等の収集活動を行うとともに、119番通報の入電状況、被災地の映像情報等被害規模を推定するための概括的な情報を優先して収集・報告する。

### 第12 被害状況報告の種類及び様式並びに報告先

被害状況報告については、概ね災害対策基本法に則って、次の4種類の報告を活用する。

被害状況報告の種類及び様式並びに報告先	被害情報収集の主な内容	備考
1 発生速報 様式第12号	① 被害発生日時（又は、おおまかな確認日時） ② 被害場所・住所（又は、目標となる施設等や地区） ③ 被害程度（人的被害及び物・事的被害の件数や概要） ④ 災害に対する措置（おおまかな対応状況） ⑤ その他必要事項	概ね2時間以内を目途に随時報告
報告先	・各災害地区支援班→各地域の防災担当課 ・各課の職員→各所属課→各部（長）→災害対策本部 ※災害時に各課（班）で処理する事案 各職員が任意で得た情報は随時各地域の防災担当課へ報告	適宜、市民・関係機関等に報告（広報周知）
2 経過速報 様式第13号	① 災害の種別 ② 発生地域 ③ 人的被害 ④ 住家被害 ⑤ 非住家被害 ⑥ 田畑被害 ⑦ 道路被害 ⑧ その他被害 ⑨ り災世帯・者 ⑩ 火災 ⑪ 災害に対する措置	発生速報後、適宜情報を更新し報告
報告先	1に準じる。	適宜、市民・関係機関等に報告（広報周知）
3 被害状況調（確定報告） 様式第14号	上記「経過速報」に準じるが、更に詳細な報告となる。 加えて各種災害に対する被害想定額及び消防職・団員出動状況	災害応急対策が終了した日を含め7日以内に文書で報告
報告先	・各災害地区支援班→各地域の防災担当課 ・各部・課→各地域の防災担当課→危機管理防災課→広報班→災害対策本部	適宜、市民・関係機関等に報告（広報周知）
4 公共施設被害状況報告 様式第15号	① 被害発生日時（又は、おおまかな確認日時） ② 被害場所・箇所（フロアや被害や対象物等） ③ 被害程度（人的被害及び物・事的被害の件数や概要） ④ 災害に対する措置（おおまかな対応状況） ⑤ 各施設の開閉館に係る判断状況 ⑥ 各施設のイベント・行事の開催に係る判断状況 ⑦ その他必要事項	概ね2時間以内
報告先	・各施設管理者→所属の部・課長→各地域の防災担当課 ・各地域の防災担当課→危機管理防災課→環境安全部長	

災害対策基本法第53条，災害対策基本法施行令第21条，災害対策基本法施行規則第2条参照。

## 第9節 災害対策情報収集室・活動体制

【◎危機管理防災課・政策調整課・職員課・交通防犯課

観光振興課・子育て支援課・シティ°ロモーション課】

災害時において、情報を迅速に把握するとともに、災害対策本部との連携を円滑に行うにあたり、方針の検討を行うため、本部で議論するための情報を収集する災害対策情報収集室を設置する。

### 第1 実施責任者

市長

### 第2 実施担当者

環境安全部長

### 第3 時系列対策

#### ■ 時系列対策項目

初動期		応急期	復旧期
発災直後	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 災害対策情報収集室の体制			
第5 災害対策情報収集室と各総合支所及び各避難場所等との情報連携・共有			
			第6 災害対策情報収集室の廃止

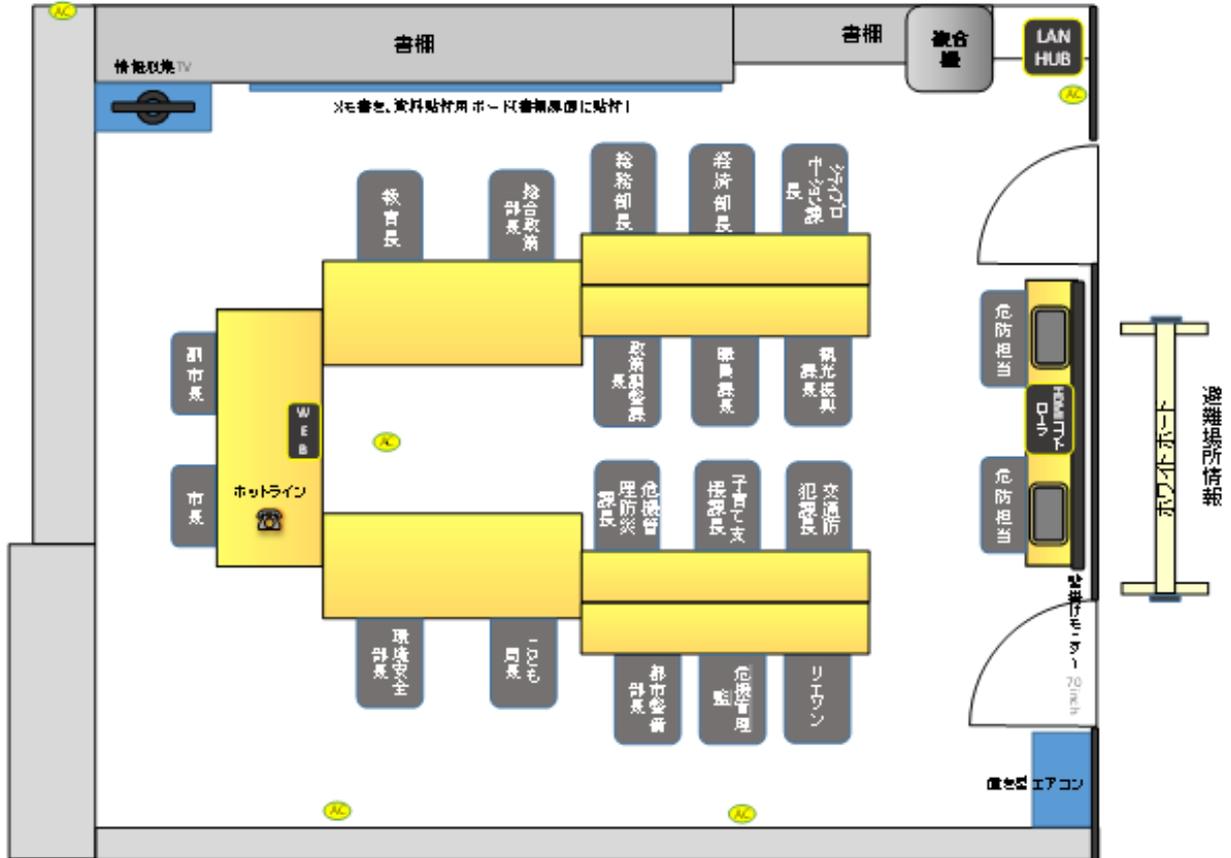
### 第4 災害対策情報収集室の体制

#### 1 対応者、対応業務

対応者	対応業務
市長 副市長 教育長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策への指示</li> <li>・災害対策本部の指示</li> </ul>
環境安全部長 総合政策部長 総務部長 経済部長 こども局長 都市整備部長 危機管理監 危機管理防災課長 政策調整課長 職員課長 交通防犯課長 観光振興課長 子育て支援課長 危機管理防災課担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震情報</li> <li>・各種災害情報収集・分析 〔道路・水路・橋梁等の被害状況〕 〔住宅等の全半壊被害状況〕</li> <li>・避難場所の状況</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> <li>・受援状況</li> <li>・物資の供給、支援物資の受入れ状況</li> <li>・職員の動員、交代</li> <li>・各種情報の報告・記録</li> </ul>
シティ°ロモーション課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民等への情報発信</li> </ul>
国土交通省リエゾン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策への助言指導</li> </ul>

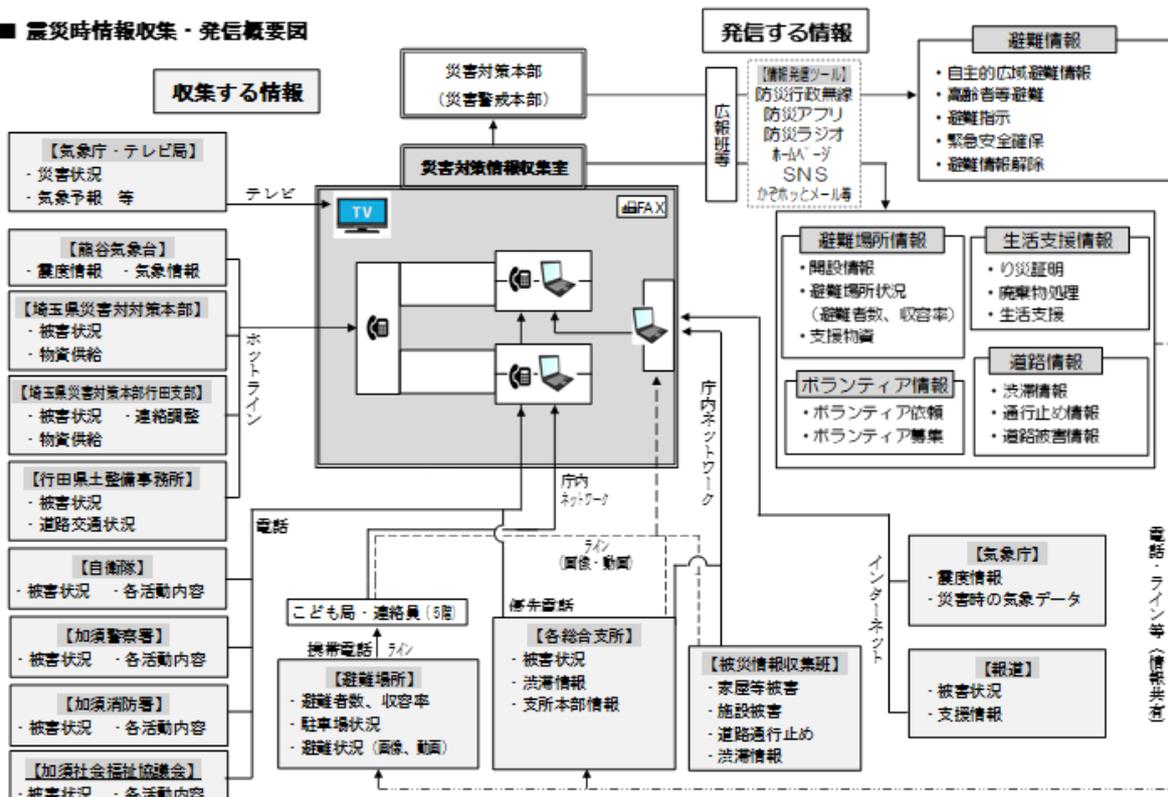
【開設レイアウト・運営の対応者】

災害対策情報収集室 レイアウト



2 情報収集・発信の体系

■ 震災時情報収集・発信概要図



**第5 災害対策情報収集室と各総合支所及び各避難場所等との情報連携・共有**

- ・各総合支所本部との受発信部署（専属職員の配置）、受発信内容・ツール・タイミング
- ・各避難場所との受発信部署（こども局）、受発信内容・ツール・タイミング
- ・全職員との受発信部署（総務部）、受発信内容・ツール・タイミング

災害対策情報収集室と各総合支所及び各避難場所等との情報連携・共有

連絡体制種別	発信者	受信者	発信内容	ツール	発信のタイミング	改善内容等
1 災害対策情報収集室 ⇔ 各総合支所本部	災害対策情報収集室に常駐する職員(本庁の応援職員を充てる)	→ 各総合支所本部事務局	決定事項 気象情報 避難情報 職員交代等	グループウェア 庁内LAN(共有フォルダ) FAX MCA(携帯型防災行政無線) 電話(災害時優先電話及び個人の携帯電話を含む)	・方針決定時 ・緊急時 ・定期的 ・職員交代時等	・災害対策情報収集室で決定された方針等について、タイムリーかつ迅速に発信する。
	各総合支所本部事務局	→ 災害対策情報収集室に常駐する職員(本庁の応援職員を充てる)	返答・回答 質問事項 確認事項 参集状況・安否状況等	庁内LAN(共有フォルダ) グループウェア FAX MCA(携帯型防災行政無線) 電話(災害時優先電話及び個人の携帯電話を含む)	・支所本部決定時 ・緊急時 ・定期的 ・職員交代時等	・支所本部の状況等について、災害対策情報収集室へつなげる。
2 災害対策情報収集室 ⇔ 各避難場所	避難場所運営支援班(こども局) ※1人当たり5避難所を担当 ※こども局長が統括責任者となる。	→ 避難場所運営班職員(水害時避難場所運営班班長)	震災時避難場所開設・運営班招集 決定事項 気象情報 避難情報 物資供給情報 職員交代時間等	メール 電話(災害時優先電話を含む) MCA(携帯型防災行政無線) 個人の携帯電話(必要に応じて)	・避難場所設置・廃止時 ・方針決定時 ・緊急時 ・定期的 ・職員交代時等	・こども局長(統括責任者)は、災害対策情報収集室からの決定事項を受け、発信内容を班員に伝える。 ・統括責任者の補佐1名は、各避難場所への共通事項を発信する。 ・避難場所ごとの個別事項については、それぞれの班員で対応(連絡員は固定)する。
	避難場所運営班職員(震災時避難場所運営班)	→ 避難場所運営支援班(こども局) ※1人当たり5避難所を担当	返答・回答 質問事項 確認事項 参集状況・安否状況等	メール(必要に応じて) MCA(携帯型防災行政無線) 個人の携帯電話	・避難場所満車・満員時 ・物資不足等事態 ・緊急時 ・返答 ・問合せ時 ・職員交代時等	・質問等に対して回答できないものは、統括責任者から災害対策情報収集室へつなげる。 ・避難場所からの受信は、班員の固定化を図る。 ・備蓄物資については、経済部へつなげる。
3 災害対策情報収集室 ⇔ 全職員 ※ 職員招集・撤収時等	職員連絡班(総務部) ※ 総務部長が班長となる。	→ 各職員	職員招集 決定事項 避難情報 公用車の空き状況等	職員招集メール グループウェア(本部決定事項等)	・第1配備 ・第2配備 ・職員交代時等	・総務部長(班長)は、災害対策情報収集室からの決定事項を受け、職員班がその内容を職員へ発信する。
	各職員	→ 各所属部課長	返答・回答 質問事項 確認事項 参集状況・安否状況等	電話(必要に応じて) 個人の携帯電話	・返答 ・問合せ ・緊急時等	・所属部課長は、必要に応じて総務部長(班長)へ連絡する。

**第6 災害対策情報収集室の廃止**

**1 災害対策情報収集室の廃止基準**

- ・災害対策本部が廃止されたとき
- ・災害対策本部が設置されない場合は、環境安全部長が、市長に進言し廃止する。

第10節 災害広報

【◎シティプロモーション課・関係課】

社会秩序の維持及び人心の安定を図るため、市民に対し避難情報、災害情報、支援情報及び応急対策情報等の広報活動を行う。

第1 実施責任者

市長

第2 実施担当者

総合政策部長

第3 時系列対策

■ 時系列対策項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 多様な伝達手段による情報発信			
第5 報道機関等に対する報道要請及び情報提供			
		第6 応急復旧期の広報	

第4 多様な伝達手段による情報発信

1 広報手段

情報伝達手段	活用内容
① 防災行政無線	屋外子局及び戸別受信機による同時放送を行う。
② 防災ラジオ	防災行政無線の内容を室内でも、また持ち運びもできるため移動先でも、防災行政無線の放送内容を聞くことができる。
③ ネットメディア	ホームページ、X、フェイスブック、ラインによる情報提供を行う。
④ 消防車	消防団による団車両を活用した広報を行う。 ※必要に応じ警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。
⑤ メール、FAX Lアラート	かぞホットメール、エリアメールによる情報提供を行う。 市議会議員及び報道機関に情報提供を行う。
⑥ 防災アプリ	スマートフォンなどで利用できる加須市防災アプリに情報提供する。
⑦ チラシ、張り紙	必要に応じ、発行し、各避難場所、掲示板等に配布・掲示する。
⑧ コミュニティFM 放送	災害時緊急放送に関する協定を締結している(株)わたらせコミュニティメディアの協力を得て、災害発生時等、各種情報の放送を行う。
⑨ 災害対策用 移動通信機器	総務省関東総合通信局※を通じて移動通信機器等の貸し出しを依頼し、通信途絶時の対応を図る。
⑩ 臨時災害放送局	発災時（発災の恐れがある場合含む）、必要に応じて、総務省関東総合通信局へ申請（緊急の場合は口頭で連絡）し、臨時災害放送局に関する機器の措置により、免許の付与、資機材の貸与、設定要員等の派遣などの支援を受け、市内域のFMによる通信・連絡手段を確保し、市民に情報提供を行う。 なお、開局に当たっては、必要に応じて(株)わたらせコミュニティメディアに協力を要請する。

※総務省関東総合通信局への連絡先

通信部陸上第二課（〒102-8795 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎、  
TEL 03-6238-1770、FAX 03-6238-1789、夜間・週末等（携帯電話）090-4028-4774）

## 2 広報内容

時期	情報内容	対象
震災発生直後の広報	気象・地震・余震等に関する状況	全市民
	緊急避難の呼びかけ	
被害状況・応急対策に関する広報	家屋倒壊等の状況	全市民
	被害等の状況	
	警戒区域設定等の情報	
	震災時避難場所の開設状況	
	医療機関の開設・医療救護所の設置状況	
	災害応急対策の状況	
	二次災害防止に関する情報	
	交通状況（交通規制等の状況、交通機関の被害状況等） その他市民が必要としている情報	
支援情報等の広報	市民の安否（避難場所ごとの避難者数等、行方不明者）	全市民
	災害用伝言ダイヤルの利用	
	デマ情報の防止、警戒状況の情報	
	ボランティア活動情報	
	震災時避難場所における給水・給食・生活必需品配給等救護の状況	
	帰宅困難者対策や広域的災害応急対策等の状況	
	ライフラインの途絶等の被災状況	
	臨時休校等の情報等	
	災害廃棄物及び生活等ごみのごみ出し方法・集積所及び仮置場情報 その他市民が必要としている情報	

## 第5 報道機関等に対する報道要請及び情報提供

広報班は、県と連携して報道機関等に緊急情報の報道を要請する。また、市における避難情報等の情報は、その震災規模に応じ、その都度定期的に情報を提供する。

### 1 報道要請

市及び各防災関係機関が通信設備等の被災により、市民に対する緊急情報を伝達できない場合は、県の「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、NHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブに対し、テレビ・ラジオ等による放送要請をする。

※ 県との通信途絶等特別な事情がある場合は、報道機関に直接要請する。

## 2 情報提供

本部からの発表は、広報班を窓口とし、報道機関に対し情報提供を行う。

## 第6 応急復旧期の広報

広報班は、応急対策の実施状況及び避難の状況等を把握するとともに、広報資料の整備を図り、市民へ随時、生活情報等を中心とした広報を実施する。

### 1 支援情報

避難生活・災害復旧のための情報について、次の事項を中心とした広報活動を実施する。

情報内容	対象
震災時避難場所に関すること。 (避難場所ごとの被災者氏名等の確認状況等)	全市民
医療救護所に関すること。	
救援物資の配布に関すること。	
給水・給食・入浴に関すること。	
安否情報に関すること。	
防疫・健康維持に関すること。	
被災者相談窓口の設置に関すること。	
被災者に対する援助、助成に関すること。	
災害廃棄物及び生活等ごみのごみ出し方法・集積所及び仮置場情報に関すること。	
その他市民生活に必要なこと。	

### 2 ライフライン復旧情報等

広報班は、各部、各班及び関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報についての広報活動を実施する。

情報内容	対象
上水道、下水道、道路の状況及び復旧に関すること。	全市民
電気、ガス、交通機関等の復旧に関すること。	
電話の復旧に関すること。	
電気、ガスの復旧による火災等の二次災害防止に関すること。	

## 第11節 災害救助法の適用

【◎地域福祉課・生活福祉課・障がい者福祉課・高齢介護課・政策調整課・DX推進課・  
財政課・税務課・収納課・各市民税務担当・各福祉健康担当・危機管理防災課】

被害状況を詳細に把握・報告するとともに、震災によって家屋が滅失した世帯数が災害救助法に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用手続きを行い、適用後は同法に基づく救助を行う。

また、災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、所管区域を告示した場合で、市において現に救助を必要とする者に対しても行う。

### 第1 実施責任者

市長

### 第2 実施担当者

福祉部長

### 第3 時系列対策

#### ■時系列対策項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 事態が急迫している場合の救助の実施			
第5 災害救助法の適用要請			
第6 災害救助法の適用手続			
	第7 被災世帯の算定		
	第8 救助の種類と実施者		
	第9 詳細被害状況の調査		
	第10 被害状況等の報告		

### 第4 事態が急迫している場合の救助の実施

【危機管理防災課】

災害の事態が急迫して、埼玉県知事による救助の実施を待つことができないときは、委任されている範囲外の救助であっても救助に着手することができる。

この場合、直ちにその状況を埼玉県知事に報告し、その後の措置について埼玉県知事から指示を受けなければならない。

なお、災害救助法の適用基準に満たない震災の場合は、同法に準じて市長（本部長）が救助を実施する。

**第5 災害救助法の適用要請**

**【地域福祉課・生活福祉課・障がい者福祉課・高齢介護課】**

市は、以下の基準に従い被害状況の把握を行うとともに、災害救助法の適用基準に該当するかどうかを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請する。

実施機関	災害救助法による救助の実施は知事が行う。ただし、知事から救助の実施に関する職権を委任されている救助については、市長が行う。
災害救助法の適用基準	<p>災害救助法による救助は、市の区域にかかわる被害が次のいずれかに該当するときに適用される。</p> <p>① 市内における家屋の被害が 100 世帯に達し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに実施する。</p> <p>② 被害が相当広範囲な地域にわたり、県内の被災数が 2,500 世帯以上であって、市の世帯数が前号の被災数の 2 分の 1（50 世帯）に達したとき。</p> <p>③ 被害が広範囲な地域にわたり、県内の被災数が 12,000 世帯以上であって、市内の被災が多数であるとき。</p> <p>④ 多数の者が生命や身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。</p>

**第6 災害救助法の適用手続**

**【地域福祉課・障がい者福祉課・政策調整課・DX推進課・財政課】**

市長（本部長）は、市内における震災の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、県に災害救助法の適用手続を行う。震災発生から救助の実施に至るまでの事務は、次のとおりとなる。関係各部は、総括班と密接な連携をもって、災害救助法による救助の円滑な実施に努める。

<p>① 被害状況の把握（適用基準該当の確認）</p> <p>② 適用申請（市長（本部長）から県知事へ）</p> <p>③ 適用（災害救助法による救助の実施）通知（県知事から市長（本部長）へ）</p> <p>④ 災害救助法による救助の実施指示（市長（本部長）から関係各部へ）</p>
---

**第7 被災世帯の算定**

項 目	基 準
家屋滅失した世帯数の算定方法	<p>家屋が滅失した全世帯数</p> <p>=（全壊、全焼若しくは流失した世帯数）</p> <p>+1/2（家屋が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯数）</p> <p>+1/3（家屋が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯数）</p>

<p>家屋の滅失等の認定基準</p>	<p>① 家屋が滅失したもの                  家屋の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その家屋の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は家屋の主要構造部の被害額がその家屋の時価の50%以上に達した程度のもの。</p> <p>② 家屋が半壊・半焼する等著しく損傷したもの                  損壊又は焼失した部分の床面積が、その家屋の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は家屋の主要構造部の被害額がその家屋の時価の20%以上50%未満のもの。</p> <p>③ 家屋が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの                  ①及び②に該当しない場合であって、浸水がその家屋の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。</p>
<p>家屋及び世帯の単位</p>	<p>家屋：現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断又は独立し、日常生活に必要な設備を有しているもの等はそれぞれ1家屋として取り扱う。</p> <p>世帯：生計を一にしている実際の生活単位をいう。</p>

### 第8 救助の種類と実施者

災害救助法が適用された場合における救助の実施は、国の責任において県知事が当たることになっているが、県知事がその職権の一部を事前委任した救助の実施については市長（本部長）が行う。ただし、震災の事態が急迫して、災害救助法に基づく県知事による救助を行うことができない場合、又は委任を受けた場合は、市長（本部長）が自ら救助に着手する。

市長（本部長）が事前委任を受けている災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

救助の種類	実施期間	実施者
避難場所の設置	7日以内	市
炊き出し及び食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内 (ただし助産は分べんした日から7日以内)	医療班派遣＝県及び日赤県支部 (ただし、委任したときは市)
学用品の給与	教科書1箇月以内 文房具15日以内	市
被災者の救出	3日以内	市
埋葬又は火葬	10日以内	市
応急仮設住宅の供与 (建設型応急住宅) (賃貸型応急住宅)	20日以内に着工 速やかに借上げ、提供 ※供与期間はいずれも2年以内	対象者、設置箇所の選定＝市 設置＝県(ただし、委任したときは市)
住宅の応急修理	3ヵ月以内(ただし、国の災害対策本部が設置された場合は6ヵ月以内)	市

死体の捜索	10日以内	市
死体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

※ 期間については、すべて震災発生の日から起算する。

※ 県知事を通じて、内閣総理大臣承認を得て実施期間を延長することができる。

## 第9 詳細被害状況の調査

【税務課・収納課・市民協働推進課・各市民税務担当・各福祉健康担当・危機管理防災課・関係課】

### 1 被害状況の把握

ここで示す被害状況等の把握とは、「第4章・第9節 災害情報収集・伝達」の第12で触れている「被害状況調（確定報告）」を行うための内容であり、関係機関、自治協力団体、民生委員・児童委員、防災士等の協力によって実施するとともに、市内をブロックに分け調査し、被害情報を集約する。

- ① 各部や各班は、所管施設の被害状況を調査し、総括班へ報告する。
- ② 被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整の上、他班の協力によって調査を行う。
- ③ ②の場合のうち、市内広域に不特定多数の甚大な被害が発生したときは、必要に応じ、自治協力団体の区域毎に、自治協力団体の代表者及び災害地区支援班等の職員により、市内全域の住家の全棟調査を行う。

### 2 把握する内容

各部・班は、応急対策が終了した段階から、次に示す点について詳細な被害情報等の把握を行う。

区分	把握する内容
家屋被害	全壊・半壊・一部損壊等の状況（調査班）
施設被害	① 公共建物（総務班・市民福祉班・救援班・子育て保育班・福祉班・地域福祉班、その他施設所管課） ② 文教施設の被害状況（教育班・生涯班・学校班） ③ 市営住宅の被害状況（住宅班） ※救援班・子育て保育班・福祉班・地域福祉班は民間施設も含む
人的被害	① 死者、行方不明者の状況（確認班） ② 傷病者の状況（加須消防署・その他）
その他被害	① 農作物等、農地及び農業用施設の被害状況（農業班） ② 医療機関の被害状況（医療班） ③ 道路、橋梁の被害状況（道路班） ④ 河川、水路等の被害状況（河川班） ⑤ 公園の被害状況（公園班） ⑥ 水道施設の被害状況（給水班） ⑦ 下水道施設の被害状況（下水班） ⑧ ごみ処理施設等の被害状況（環境班） ⑨ 電気、ガス、電話、鉄道の被害状況（災害地区支援班・関係機関）

被害金額	① 公共文教施設の被害金額 ② 農業用施設等の被害金額 ③ その他公共施設の被害金額 ④ 農林水産、商工の被害金額
------	--

## 第10 被害状況等の報告

【危機管理防災課・交通防犯課】

### 1 被害状況等報告

震災の発生報告、概括的被害情報の報告に続き、総括班は、県に対し中間報告及び決定報告を行う。

なお、被害状況の報告の方法等については、「第4章第9節 災害情報収集・伝達」のとおりとし、ここでは、当該節の事項に係る事項を補足するにとどめる。

詳細状況の判明及び被害状況に変化があった場合の対応	地震発生直後の県への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、速やかにその内容を報告する。
報告の方法	県災害オペレーション支援システム、県防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。
応急対策完了後の対応	応急対策が完了した場合は、被害状況等報告様式の全項目について報告する。

### 2 収集・報告に当たって留意すべき事項

- ① 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び部内の連絡を密にし、調査漏れや重複等がないように十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- ② 市は、情報収集の迅速・正確を期すため、情報収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図る。
- ③ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- ④ り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。
- ⑤ 外国人の被害情報について、埼玉県災害オペレーション支援システムの災害報告に際し、特記事項欄に人的被害区分ごとの内数及び国籍内訳を入力する。
- ⑥ 状況に応じて現場写真等を撮影し、被害状況の収集に当たる。

第12節 避難対策

【◎危機管理防災課・シティプロモーション課・市民協働推進課・子育て支援課・すくすく子育て相談室・こども保育課・地域福祉課・生活福祉課・障がい者福祉課・高齢介護課・各総合支所・教育総務課・学校教育課・施設所管課・災害地区支援班】

災害緊急時には、危険区域内の市民を安全な区域に避難させ、必要に応じて避難場所を開設し、人命被害の軽減と避難者の援護を図る。

市民等の生命又は身体を保護するために必要と認められるときは、避難情報の発令を行う。

避難の誘導は、市職員、警察官、消防職員、消防団員及び自主防災組織（自治協力団体）等が協力して行う。避難は、災害時要援護者（高齢者、障がい者等）等を優先して行い、その後に一般者とする。避難場所の運営は、災害地区支援班が中心となり、自主防災組織（自治協力団体）、民生委員・児童委員、防災士や避難者自身の協力を得て実施する。

避難方法については、次の避難の基本的な流れに従い、被災状況や道路状況で異なるが、車では渋滞発生の原因になるため、徒歩、自転車、バイク等により避難を誘導する。

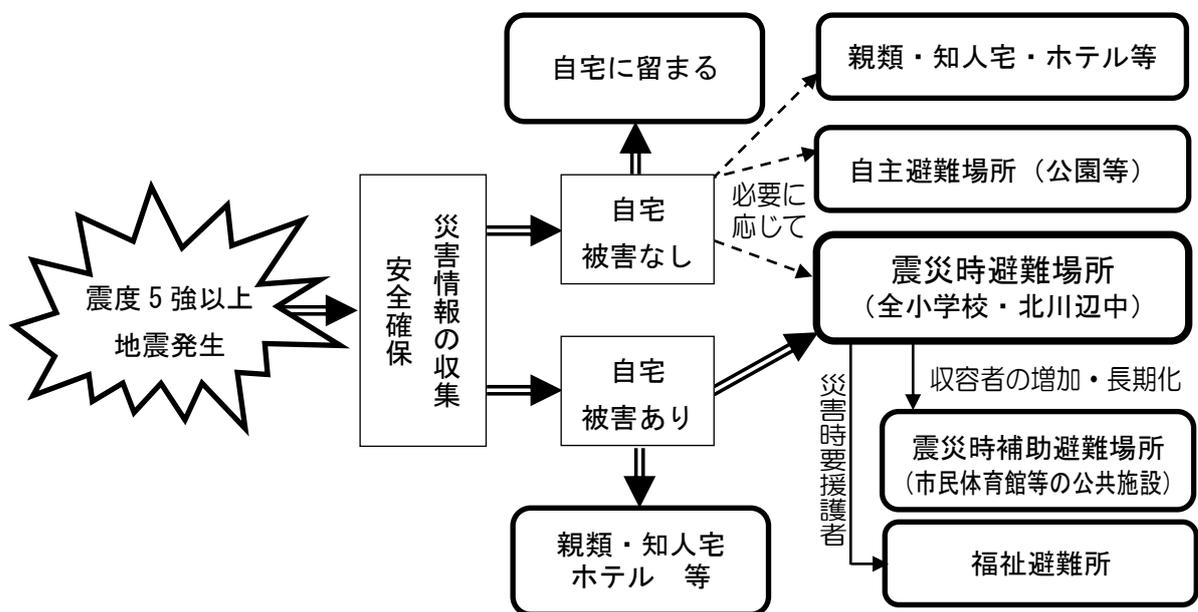
なお、避難情報が発令された地域・地区の住民は、直ちに震災時避難場所へ避難する。

【避難の基本的な流れ】

避難にあつては、次の図のとおり、地震の発生直後は、まず身の安全を確保し、揺れが収まるまで安全を確保し、慌てずにまわりの状況を判断し、揺れがおさまったら、正確な情報収集に努め、その後、家族や近所の方々と協力し、救助・消火活動や避難行動を行う。

■地震発生時における避難の基本的な流れ

- ① 自身や家族等の安全を確保、災害情報を収集
- ② 自宅の被害確認
- ③ 避難の必要を検討（自宅に被害がなければ自宅に留まる、もしくは避難する）
- ④ 避難する先は、安全な場所にいる親類・知人・ホテル等や近くの公園等の自主避難場所、全小学校及び北川辺中学校の震災時避難場所へ避難
- ⑤ 状況に応じて震災時補助避難場所（市民体育館等の公共施設）及び福祉避難所に避難



### 第1 実施責任者

市長

### 第2 実施担当者

総合政策部長

### 第3 時系列対策

#### ■ 時系列対策項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 避難情報の発令			
第5 警戒区域の設定			
第6 避難の誘導			
第7 広域避難対策			
第8 避難マニュアルの整備			

### 第4 避難情報の発令

震災により危険な地域・地区に滞在している市民等に対して、避難情報の発令、伝達、誘導等を実施して、市民等の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

特に、大規模地震発生時に、同時多発の火災が拡大延焼する可能性がある場合や広範囲に液化化現象が確認されるなど、危険な場所にいる住民や滞在者等に対し、速やかに避難情報の発令を行うものとする。

#### 1 実施責任者

災害から市民の生命、身体を保護するための避難指示等の実施責任者は次表のとおりであるが、県知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。

#### ■ 避難情報発令の実施責任者

実施責任者	避難情報発令を行う要件等	根拠法令
市長 (※埼玉県知事)	市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、避難の指示等を行う。	災害対策基本法第60条
警察官	・市長が避難の指示等ができないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ・市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官においては、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき。	自衛隊法第94条の3

埼玉県知事、その命を受けた県職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の市民に対して避難の指示を実施	地すべり等防止法第25条
------------------	---	--------------

## 2 避難情報の判断基準

### (1) 震災に対する避難情報の発令

地震による災害規模等は様々な場合が想定されるが、震災に対する避難情報の発令については、原則、避難指示を発令することとし、伝達すべき対象地域の範囲を踏まえ、局地的な災害による地域を限定した避難を要する場合と、同時多発的な火災発生等で広域的な避難を要する場合の2つを想定する。

対象地域の範囲	避難指示の発令基準
局地的な災害で地域を限定する場合	① 一定範囲の建物等が被害を受け、居住に危険があるとき。 ② 火災が拡大するおそれがあるとき。 ③ 爆発するおそれがあるとき。 ④ ガスの流出拡散により、周囲地域に危険が及ぶと予想される時。 ⑤ 液状化等の被害により著しく危険が切迫しているとき。 ⑥ その他生命、身体を守るため必要と認められるとき。
広域的な災害で地域を限定しない場合	① 河川堤防が地震被害を受け、浸水等による危険があるとき。 ② 広範囲に建物等が被害を受け、居住に危険があるとき。 ③ 火災が延焼し更に拡大し又はそのおそれがあるとき。 ④ ガスの流出拡散により、広域的な危険が予測される時。 ⑤ 県災害対策本部長から避難についての指示の要請がなされたとき。 ⑥ その他生命、身体を守るため必要と認められるとき。

### (2) 避難情報発令の内容

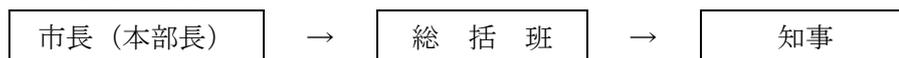
避難情報を発令した場合は、次に掲げる事項を明らかにする。

内容		
① 発令者	② 発令の理由及び発令日時	③ 避難の対象区域
④ 避難場所	⑤ その他必要な事項	

## 3 知事への通知

### (1) 避難情報の発令を行った場合は、次により知事への通知を行う。

#### ア 市長（本部長）の措置



#### イ 警察官等の措置



(2) 知事への報告事項

市長（本部長）は、避難の指示等を発令したとき、又は警察官等から避難の指示等を発した旨の通知を受けたときは、速やかに次の事項を知事に報告する。

報告事項	
① 被害状況	② 避難情報の区分、発令の日時
③ 地域名及び対象人員	④ 避難場所

4 避難指示等の解除

市長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。避難の指示等の解除の住民等への伝達は、避難場所として利用する施設等における口頭及び放送・掲示等による伝達、報道機関を通じての広報、職員による看板・ポスター等の掲示等による。

5 避難情報の伝達

避難情報が発令された場合は、速やかに伝達担当は定められた伝達方法により伝達対象者へ周知する。

伝達対象者	伝達方法	伝達担当
市民 事業所	防災行政無線による伝達	広報班
	広報車による巡回伝達	
	ホームページ、X、かぞホットメール、エリアメールによる伝達	
	戸別訪問による伝達	自治協力団体（自主防災組織） 受援対策班
	消防車・指令車・携帯マイク等による巡回伝達、戸別伝達	加須消防署（各分署）
	消防車による巡回戸別伝達	消防団
	パトロールカーによる伝達	警察
学校（公立・私立） （小学校・中学校・幼稚園）	学校管理者による伝達	学校班・教育班
社会福祉施設 （公立・民間）	施設管理者による伝達	救援班・福祉班
医療施設 （入院施設）	施設管理者による伝達	医療班
子育て支援拠点施設 ・健全育成室 ・児童館等（公立・民間）	施設管理者による伝達	子育て保育班
保育所 （公立・民間）	施設管理者による伝達	子育て保育班
その他の公共施設	施設管理者による伝達	施設を所管する班

\*但し、加須消防署及び警察は、救助活動や消火活動などの災害対策業務を優先する。

## 第5 警戒区域の設定

危険を防止するため必要があると認める場合は、加須警察署、加須消防署と連携し、警戒区域を設定し、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

### 1 警戒区域の設定権者

原則として、災害全般において、警戒区域を設定する場合は、市が実施する。県への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

### 2 警戒区域（災害対策基本法第63条関係）の設定

警戒区域を設定した場合は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずる。

- (1) 市長（本部長）は、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- (2) 警察官は、市職員が現場にいない場合、又は市長（本部長）からの要求があった場合、警戒区域を設定する。この場合、直ちに市長（本部長）に通知する。
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長（本部長）その他職権を行うことができる者、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、直ちに市長（本部長）に通知する。
- (4) 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を避難している市民に公表するとともに、知事に報告する。

### 3 規制の実施

- (1) 警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- (2) 警戒区域を設定した場合、加須消防署、その他関係部が連携し、警察署長に協力を得て警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。また、市民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

## 第6 避難の誘導

### 1 避難誘導の実施者

- (1) 避難誘導は、避難先となる避難場所の安全を確認しつつ、消防・警察・市職員・自主防災組織等が連携して実施する。
- (2) 災害対策本部は、避難場所へ災害地区支援班を派遣し、避難場所の開設、避難者の誘導、本部からの指示の伝達及び避難状況等の情報収集にあたる。
- (3) 学校、社会福祉施設等においては、各施設の管理者、責任者等による自主的な実施を原則とする。
- (4) 交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める避難計画に基づき、各交通機関等の組織体制により必要な措置を講ずる。

## 2 各機関の活動

機関	活動内容
市	<p>避難の誘導方法については、災害の規模、状態に応じて、混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するため必要な方法をとることとするが、次のようなことに留意する。</p> <p>① 避難に際しては、自主防災組織又は近隣で、互いに助け合い集団行動をとりながら、要配慮者を特に優先して避難させるよう努める。</p> <p>② 避難経路は、災害対策本部（以下「本部」という。）から特に指示がない時は、避難の誘導にあたる者が指定するよう努める。</p> <p>なお、避難経路の選定にあたっては、火災、落下物、危険物、パニックの起こるおそれ等のない経路を選定し、危険箇所については、標示、縄張り等の措置を行い、できる限り指導にあたる者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努める。</p> <p>ただし、選定した避難路に重大な障害があり、容易に解消しない場合は、指導にあたる者が本部へ連絡し、避難路の確保等を要請する。</p>
警察	<p>避難誘導を行う場合は、市、消防等と協力し、安全な経路を選定するとともに、交差点での信号機の手動操作や装備、資機材を活用して安全な経路への誘導に努める。</p>
消防	<p>住民等の避難誘導にあたって、市と協力するとともに、次の事項に留意した誘導を行うものとする。</p> <p>① 震災の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大の経路等を勘案し、最も安全な方向を市、警察関係に通報する。</p> <p>② 避難が開始された場合には、関係機関との連携により避難誘導に当たる。</p> <p>③ 避難指示が出された時点以降の消火活動については、避難経路の安全確保を優先する。</p>

## 3 避難誘導の留意事項

区分	留意事項
情報管理	<p>情報の混乱を防止するため、避難誘導は、市職員、警察官、消防職員、消防団員、自治協力団体等が当たるとともに、一切の命令・伝達や発令時間・伝達時間を記し、適正な情報管理を実施する。</p>
市民への指導	<p>① 自動車による避難及び家財の持出し等は中止させる。</p> <p>② 避難時の携行品は、貴重品、照明具、当面必要な食料等の応急必需品に留めるように指導する。</p>
集団避難の呼びかけ	<p>自治協力団体、職域団体等の組織を単位とした避難を呼びかけ、また、ロープその他の資機材を有効活用した避難を呼びかけ、避難時の混乱の防止に努める。</p>

## 4 避難の優先順位

市民を避難場所等に避難させるための優先順位は、災害時要援護者から行う。

- |   |
|---|
| <p>① 災害時要援護者（高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児など、特に配慮を要する者）</p> <p>② 上記以外の市民</p> <p>③ 防災従事者</p> |
|---|

## 5 避難経路

区 分	対 応
避難経路の選定	市長（本部長）から特定の指示がなされた場合は、その経路により避難する。また、特定の指示がないときは救援班又は避難情報を発令した者がより安全度の高い避難経路を選定する。
避難経路の確保	避難経路に重大な障害があるときは、災害対策本部に対して避難経路の確保を要請する。

## 6 避難の誘導先

避難の誘導先は、その震災の形態により、概ね次のとおりとする。

災害の状況	誘導方法
大規模な市街地火災 （緊急避難・収容避難）	必要に応じ、近隣の公園や空き地等に誘導（緊急避難）するか、直接避難場所（収容避難）へ誘導する。臨時に近隣の公園や空き地等に集合した場合においても、なるべく早い時点で避難所へ移動する。
建物が被害（収容避難）	緊急を要するときは、とりあえず安全な屋外へ誘導（緊急避難）し、後に避難場所（収容避難）へ誘導する。

## 7 災害時要援護者の避難

自力での避難が困難な災害時要援護者は、地域支援者（自治協力団体、自主防災組織、民生委員・児童委員、防災士、消防団等）と避難援助者（近所の方等）で連携・協力して、優先的に避難場所への避難に努める。

## 8 来所者、入所者等の避難誘導

公共施設の管理者は、来訪者、入所者等の迅速な避難誘導に努め、避難完了後、直ちに市全体の震災活動に従事する。

区 分	対 応
公共施設の避難	施設の管理者は、来訪者、入所者の安全な避難対策を講じる。
避難計画の確立	施設の管理者は、施設ごとの実情に応じた避難計画を策定する。
避難完了の報告	施設の管理者は、来訪者、入所者、職員の避難誘導を完了したときは、総括班を通じて災害対策本部へ避難の完了、被害の状況、措置の概要を報告する。

## 9 事業所、私立学校等の状況把握

（市立幼小中学校については、第38節文教対策の頁を参照）

区 分	対 応
事業所、私立学校等の報告	① 事業所等の管理者は、所管施設における避難の状況を市に報告する。 ② 連絡の方法（手段）は有線電話を基本とするが、有線電話が使用できないときは、伝令又は最寄りの市の各施設への通報による。

市の対応	① 学校班・教育班は、私立学校等の状況を集約し、災害対策本部へ報告する。 ② 調達班は、事業所等の状況を集約し、災害対策本部へ報告する。 ③ 市は、加須警察署、加須消防署、自治協力団体等と協力し、災害地区内の事業所、私立学校等の避難状況の情報収集を図り、状況の把握に努める。
------	---

## 第7 広域避難対策

### 1 他自治体との避難の相互協力

市長（本部長）は、他自治体と相互に協力し、協議調整の上、必要に応じて市内の避難者を市外に避難させ、又は、市外の被災者を市内の避難場所に受入れ、人命被害の軽減と避難者等の援護に努める。

### 2 市内の避難者の市外への避難

市内の避難者を市外に避難させる必要が生じたときは、国、県と調整し、避難先となる自治体と速やかに協議するとともに調整を図り、必要に応じて知事等への要請を行う。

なお、手続き等については、第22節 応援要請・要員確保の第4応援の要請に従う。

市外への 避難	① 市内の被害が著しく、市内の避難場所のみでは避難者を収容できないとき。 ② 交通路の遮断により、市内の避難場所への避難が困難なとき。 ③ 震災の拡大等により、被害が予想される地域又は市内の避難場所の安全性が確保できないとき。また、状況に応じて、他の地域又は市内の避難場所へ避難するよりも迅速・的確に市民の生命の安全性を確保できると判断したとき。 ④ 2次避難所が必要と認めるとき。 ⑤ その他、市長（本部長）が必要と認めるとき。 ⑥ 避難者を他自治体へ避難させるときは、必要に応じて随行員（主に災害地区支援班の市職員）を定め、同行させる。
------------	---

### 3 市外の被災者の市内への受入れ

市内への 受入れ	① 他自治体、又は知事等から被災者の受入れについての要請を受けたときは、避難場所を開設するなどの受入れ体制の整備を行い、受入れに努める。 ② 避難場所の運営は原則として被災元の自治体が行い、市はその運営に協力する。 ③ 他自治体から市内に避難してきた被災者があるときは、必要な援護に努める。また、市内の避難場所等への受入れが困難なときは、被災元自治体、又は知事と調整し、必要な移送等に協力する。
-------------	---

### 4 広域避難場所開設の公示及び避難者の収容

広域避難場所を市外または市内に開設したときは、直ちにその目的、場所及び期間の見込みを公示し、避難者の誘導及び受入体制を関係自治体等と協力のうえ確保する。

なお、避難場所の開設・運営については、第14節第5～第6 避難場所の開設・運営に準じる。

### 5 広域避難用のバスの確保・運用

バスの確保にあたっては、協定事業者と平時より災害時の連携・協力体制を構築し、広域避難場所を市外または市内に開設したとき、適宜連絡を入れ、避難者輸送等対応できるようにする。

## 第8 避難所外避難者対策

在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

## 第9 避難マニュアルの整備

避難の概要、避難対象の災害、避難判断の基準、避難方法、避難場所の運営、避難場所の生活等については、別途個別のマニュアルを整備し、具体的に適切な対応が図れるように努める。

第13節 震災時避難場所の運営・再編

【◎子育て支援課・すくすく子育て相談室・市民活動支援課・危機管理防災課・地域福祉課・障がい者福祉課・災害地区支援班・施設所管課】

地震が発生した場合、地震災害の規模に応じ、市民は、防災行政無線や広報車、テレビ・ラジオなどの災害情報により、自宅に留まるべきか、近くの震災時避難場所や、公園などの広く安全な場所の自主避難場所に一時的に避難すべきか自ら判断する。

震災時避難場所以外に避難した市民は、災害の状況を把握し周囲の安全が確認された後に、ある程度の集団で、震災時避難場所又は震災時補助避難場所に移動する。

震度5強以上の地震が発生し、多数の避難者が想定される場合はすべての震災時避難場所を開設し、震度5弱以下の場合は、震災の状況に応じて必要な震災時避難場所を開設する。

震災時避難場所の避難者数が増大し収容困難となった場合、または一定期間避難する必要がある場合は、公共施設を中心とした震災時補助避難場所を開設する。

介護が必要な避難者のため、必要に応じて、介護老人福祉施設などの福祉避難所も開設する。

震災時避難場所は、避難する市民や帰宅困難者に対して、身の安全を確保し、非常時において一時的に避難生活を送る場所として、市職員で構成された災害地区支援班を中心に自主防災組織（自治協力団体）、民生委員・児童委員、防災士や学校の教職員などの協力を得て運営する。

なお、前述の、本市における震災時避難場所及び震災時補助避難場所等の位置付けについては、「第2章 震災予防計画－第3節 災害への適切な対応－第2 防災活動拠点の整備」に基づく。

第1 実施責任者

市長

第2 実施担当者

こども局長

第3 時系列対策

■時系列活動項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第5 震災時避難場所の開設			
第6 震災時避難場所の運営			
	第7 震災時避難場所の長期化への対策及び再編		
第8 福祉スペースの確保			
第9 福祉避難所の開設			
			第10 避難場所の閉鎖

## 第4 震災時避難場所の開設

震災時避難場所の開設は、災害地区支援班が行う。ただし、震災の状況により緊急に開設する必要があるときは各施設の担当者又は各避難場所に最初に到着した職員が行う。

なお、学校管理者は、避難場所が開設される場合は、管理体制を整え、必要な協力を行う。

### 1 開設基準

震災時避難場所の開設基準	① 震災により、多数の避難者が予測される場合は、指定する震災時避難場所のすべてを開設する。 ② 被害が一部地域にとどまる場合は、避難状況に応じて開設することとし、市長（本部長）が決定する。
--------------	---

### 2 標準的な震災時避難場所の開設手順

震災時避難場所の開設方法	① 無線局を開局し、避難場所開設の旨を災害対策本部に報告する。 「無線局の開局通知」 ○○小学校は、○時○分避難場所を開設し、防災行政無線局を開局しました。職員数は○名、責任者は○○です。 ② 施設の門、施設の入口扉を開ける。 （すでに避難者がいるときは、とりあえず広い部屋に誘導する。） ③ 避難場所内事務所を開設する。 ④ 避難者受け入れスペースを指定し、既避難者を指定のスペースへ誘導する。
無線局の開局通知	携帯型防災行政無線（移動系）又は携帯電話等により無線局を開局し、災害対策本部に対して開局した旨を報告する。
安全点検	避難場所内の安全点検や電気・水道・トイレ等の点検を行う。
避難者の把握、誘導	避難者数の把握をはじめ、傷病者等への対応及び保健室等の確保、災害時要援護者用エリアの確保、校舎等への立ち入り禁止措置を行う。
事務所の開設	避難場所内に事務所を開設し、避難者からよく分かるように「事務所」の表示をする。なお、事務所には必ず要員を常時配置する。また、避難場所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等・福祉資材等）を準備する。
震災時避難場所だけでは不足する場合	震災時避難場所だけでは避難者の収容が困難な場合には、災害対策本部に震災時補助避難場所の開設を要請する。災害対策本部は、震災時補助避難場所を開設しても避難場所の不足がある場合は、他の公共施設及び民間の施設管理者に対し、避難場所としての提供を要請する。

震災時避難場所以外の施設に避難者が集結した場合	震災時避難場所への誘導を原則とする。ただし、震災時避難場所が不足する場合は、施設管理者の同意を得た上で、臨時の避難場所として開設する。この場合、臨時に避難場所を開設した者は、臨時に避難場所を開設した旨を災害対策本部に通知する。
野外収容施設の設置	震災時避難場所において被災者全員を収容することができないときは、車内避難と併せ、必要に応じ、安全な場所にテント、その他野外収容施設を設置する。
動物の取り扱い	居室への動物の持込は原則禁止とし、施設内の一室又は敷地内の屋外に飼育スペースを設け、飼養させる。

### 3 開設する震災時避難場所

NO	活動拠点 (震災時避難場所)	所在地	NO	活動拠点 (震災時避難場所)	所在地
1	加須小学校	本町 4-25	12	騎西小学校	騎西 52-3
2	加須南小学校	下高柳 1991	13	田ヶ谷小学校	内田ヶ谷 447-3
3	不動岡小学校	北小浜 850	14	種足小学校	中種足 123
4	三俣小学校	不動岡 798	15	鴻荃小学校	鴻荃 1596-2
5	礼羽小学校	礼羽 560	16	高柳小学校	上高柳 889
6	大桑小学校	南大桑 3388-1	17	北川辺東小学校	向古河 54
7	花崎北小学校	花崎北 3-1	18	北川辺西小学校	麦倉 1189
8	水深小学校	大室 165	19	北川辺中学校	麦倉 3705
9	樋遣川小学校	下樋遣川 427	20	大利根東小学校	旗井 807
10	志多見小学校	志多見 633	21	原道小学校	細間 699
11	大越小学校	大越 2115	22	元和小学校	北下新井 521-1
			23	豊野小学校	生出 313-1

※ 被害の状況により震災時避難所を開設することが困難な場合は、震災時補助避難所や他の公共施設で開設できる施設を利用する。

## 第5 震災時避難場所の運営

【災害地区支援班・子育て支援課・すくすく子育て相談室・

市民協働推進課・危機管理防災課・各総合支所・施設所管課】

震災時避難場所の運営は、災害地区支援班が中心となり、自治協力団体や民生委員・児童委員、防災士をはじめ、老人クラブ、PTA、女性会、学生など、地域住民組織の協力を得て実施する。

なお、女性や障がい者、及び災害時要援護者に配慮した避難場所運営を行うため、震災時避難場所の運営に関して女性を参画させるように努める。

### 1 災害地区支援班の基本事項

班長	災害地区支援班の予め指定された者を班長とする。
----	-------------------------

運営主体	班長は、住民組織が自主的な活動で運営できるように、自治協力団体の代表、学校管理者等と運営に当たる。また、ボランティアは、班長と協議し避難場所運営を補助する。
------	--

## 2 避難者名簿の作成

避難者名簿（様式第1号）は食料、生活用品等の供給に必要なほか、安否の問い合わせ等にも必要となる基礎情報であることから、早急に作成する。

避難者名簿の作成	震災時避難場所を開設し避難者の受入れを開始した際にはできるだけ早く、各避難者の避難者カードを集め、避難者名簿を作成する。 名簿作成の際は、業務の迅速化・効率化のため、クラウド型被災者支援システム（入退管理アプリ）を活用する。
作成上の留意点	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 避難者受付簿（様式第1号）は、避難者各人に記入してもらう。</li> <li>② 受付簿の記入の際に避難者に避難者カード（様式第2号）を交付し、避難者各人に記入してもらい回収する。</li> <li>③ 本人が記入をできない場合は、他の避難者に協力を依頼するほか、災害地区支援班等が記入する。</li> <li>④ 班長は、避難者カードを集計、整理し、避難者名簿として管理する。避難者名簿は、避難者カードを基に転記するか、又は避難者カードのコピーを利用するなど、状況に応じて作成する。</li> <li>⑤ 都合により避難場所の移動があるときは、当該避難場所を出所する際に本人の避難者カードを交付し、入所する避難場所に提出するよう指示する。</li> <li>⑥ 避難者カードは、毎年度、市内全世帯に配布し、事前に記入していただくように周知を図り、震災時に避難施設に来所されたときは、班員に提出するものとする。</li> </ol>

※様式第1号「避難者受付簿」  
 ※様式第2号「避難者カード」  
 ※様式第3号「避難場所日誌」  
 ※様式第4号「避難場所物品受払簿」

## 3 震災時避難場所の運営

傷病者の報告	傷病人の発生がある場合は、必要に応じて衛生班へ報告する。
定期報告	1日1回午前10時に収容者の健康状態を衛生班に報告する。
日誌	震災時避難場所の運営状況について、避難場所日誌（様式第3号）に記録する。
食料、生活必需品の調達・供給	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 班長は、避難場所の食料、生活用品、その他の物資の必要数を救援班に報告し、調達を要請する。</li> <li>② 物資を受け取った際は、避難場所物品受払簿（様式第4号）に記録し、住民組織、ボランティア等の協力を得て供給する。</li> </ol>
炊き出し	必要に応じて、自治協力団体やボランティア等と連携し炊き出しを行う。
グループ分け	<p>グループ分けは、避難場所での指示伝達、意見の把握を効率的に行うための分けである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① グループ分けは、自治協力団体の地区単位等とし、適当な人員（30人程度）で編成する。グループ分けに際しては班長と避難者で協議し編成する。</li> <li>② 各グループに代表者を選定し、情報の受渡しは代表者を經由して行う。</li> </ol>

<p>清掃・衛生対策</p>	<p>班長は、避難者との協力によりトイレ、ごみ置き場、ごみの分別等の清掃体制等の衛生対策を確立する。</p>
<p>感染症対策</p>	<p>① 受付所及び避難スペース各所に、感染予防対策等備品を配置する。                  ② 受付時には避難者に対して、問診（健康チェック、体温測定等）を行う。                  ③ 対応者もマスク・フェイスシールド等を着用し、感染予防に努める。                  ④ 避難スペースは、段ボールパーテーション等を活用し、避難者間の間隔を十分確保する。                  ⑤ 発熱や咳、倦怠感等の症状が出ている方に対しては、車で来た方は車内での待機、その他の方は、専用スペース（できる限り個室）に移動させる。                  ⑥ 発熱者等の状況は、逐次、対策本部へ連絡する。</p>
<p>プライバシーの保護</p>	<p>班長は、避難者の性別や性多様性への配慮等を踏まえ、プライバシーの確保に留意する（更衣室や授乳室等の確保）。</p>
<p>災害時要援護者や女性、性的マイノリティへの配慮</p>	<p>① 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要援護者や女性、性的少数者に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等を開設当初から設置できるように努める。                  ② 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。                  ③ 女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。                  ④ L G B T Qなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意する。</p>
<p>避難場所開設・運営初動対応マニュアルの活用</p>	<p>避難場所の運営は、市職員だけでなく、地域市民やボランティアとの方々と連携・協力して行うことが望ましいため、また、各避難場所が一定の避難場所生活の水準を維持できるように、避難場所開設・運営初動対応マニュアルを活用する。</p>

#### 4 避難場所運営状況の報告・連絡調整

災害対策本部は、震災時避難場所を担当する災害地区支援班から報告を受ける震災時避難場所連絡員から、次の事項について報告を受け、随時連絡調整するものとする。

報告連絡事項	
① 避難者の数	② 避難者の健康状態やけが人等の状況
③ 物資の調達・集積・仕分け・運搬方法	④ 避難者ケアの状況
⑤ 避難場所の混雑状況	⑥ その他、避難場所運営に必要な事項全般

#### 5 関係機関・団体との連携及び震災時避難場所運営の協力要請

市は、迅速・的確な災害対応のため、必要に応じ、各関係機関・団体に対し、避難場所における協力を要請する。

<p>主な協力依頼先</p>	<p>① 避難支援等関係者（消防、警察、学校の教職員、自治協力団体、民生委員・児童委員、自主防災組織、防災士等） ② 避難援助者（付近住民等） ③ 関係団体（消防団、消防支援会、社会福祉施設、事業者、女性団体、母子愛育連合会、女性防火クラブ、PTA、子ども会、商店会、加須市環境サービス業組合等）</p>
<p>震災時避難場所運営協力事項</p>	<p>① 市職員（災害地区支援班）との連携 ② 避難者の誘導 ③ 災害時要援護者の支援 ④ 災害時要援護者等の安否確認 ⑤ 福祉避難所への移送補助 ⑥ 避難者の受入れ ⑦ 避難者カードの配布・名簿の作成 ⑧ 避難場所内の秩序維持及び保安 等</p>

## 第6 震災時避難場所の長期化への対策及び再編

被災の状況により、住宅の全半壊等により避難者が自宅等に戻ることができず、避難場所へ長期滞在を余儀なくされる場合には、避難場所の生活環境を整える。

なお、避難場所運営については、避難場所に避難している避難者を中心に運営委員会を設置する。

### 1 長期化への対策

避難場所の開設が長期化する場合は、必要な対策を講じる。

<p>避難場所運営</p>	<p>① グループ分けの再検討 ② 情報提供体制の確立 ③ 避難場所運営ルール of 徹底 ④ 避難場所パトロールの実施 ⑤ 自主運営体制の整備 ⑥ 暑さ寒さ対策 ⑦ 入浴及び洗濯の機会の確保 ⑧ 生活環境（プライバシー確保や段ボールベッドの配置等）の改善対策</p>
<p>保健・衛生対策</p>	<p>① 救護所の設置 ② 健康相談、栄養相談の実施 ③ 食品衛生対策</p>
<p>施設の本来機能の回復</p>	<p>① 学校授業再開に向けた対策 ② その他の施設の再開に向けた対策</p>

### 2 避難場所の統廃合と震災時補助避難所の開設

被災状況や復旧状況とともに、避難者の状況や避難場所の使用状況を把握し、長期化することが想定される場合、避難場所に適する施設、避難者の十分なスペースの確保、生活環境の向上等を総合的に判断し、順次、震災時補助避難場所を開設し、震災時避難場所からの移転・統合を実施する。

統廃合の場合は、発災直後に開設した震災時避難場所（小中学校23校）においては、早期の学校再開が、子供達の心のケアや被災地域地区の早期の復旧復興に欠かせないことから、早い段

階から検討を行う。また、移転においては、自治協力団体等のこれまでのコミュニティの維持についても十分配慮する。

### 3 長期化する際に開設する震災時補助避難場所

NO	震災時補助避難場所	所在地
1	加須市民体育館	下三俣 590
2	加須文化・学習センター（パストラルかぞ）	上三俣 2255
3	市民プラザかぞ	中央 2-4-17
4	埼玉県立不動岡高等学校	不動岡 1-7-45
5	南篠崎体育館	南篠崎 2-1-7
6	騎西総合体育館（ふじアリーナ）	外川 355
7	騎西文化・学習センター（キャッスルきさい）	根古屋 633-10
8	SFAフットボールセンター・彩の国 KAZO ウェルジ	騎西 598-1
9	北川辺文化・学習センター（みのり）	麦倉 1437-1
10	大利根総合福祉会館	琴寄 903
11	大利根文化体育館	北下新井 684-1
12	大利根文化・学習センター（アスタホール）	旗井 1461-1
13	昭和中学校	北小浜 70
14	加須西中学校	馬内 1
15	加須東中学校	花崎 1-22-1
16	加須北中学校	上樋遣川 4128
17	加須平成中学校	南大桑 1860
18	騎西中学校	騎西 1001
19	北川辺中学校	麦倉 3705
20	大利根中学校	北下新井 1705-1

### 4 長期的な避難場所運営体制の確立

住居を失うなど、長期の避難が想定される場合には、施設管理者、避難者と連携して、避難場所運営委員会を設置し、避難場所が避難者にとって秩序のとれた生活拠点として機能するよう、避難場所の自主運営体制を確立する。また、災害時要援護者等の避難が長期化する場合、安定した生活環境を確保するため、避難者が被災地外の避難施設等（2次避難所）へ避難できるよう、国、県等と協議する。

## 第7 福祉避難スペースの確保

避難場所では、避難生活が困難な災害時要援護者等の方たちに配慮した福祉避難スペースを確保するとともに、介護や医療相談等を受けられるように配慮する。

確保する者

市職員（災害地区支援班） ※必要に応じ自治協力団体の協力を得る。

環境整備・資機材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段差解消など施設環境の整備（スロープ、トイレの支えなど）</li> <li>・資機材等（車いす、車いす対応トイレ、トイレ囲い、簡易ベッド、間仕切り、聴覚障がい者用バンダナ、コミュニケーション支援ボード、災害時用ビブスなど）</li> </ul>
プライバシーへの配慮	個別の部屋など又はダンボールやテント等の間仕切りを活用したプライバシーに配慮した空間の確保
災害時要援護者の把握	災害時要援護者名簿や、避難者カードを活用した要援護者の把握、災害時に自力での避難生活が困難となった被災者の確認
その他	「第15節 災害時要援護者の安全確保」参照

## 第8 福祉避難所の開設

### 【地域福祉課・生活福祉課・障がい者福祉課・高齢介護課・各福祉健康担当】

避難場所（福祉避難スペースを含む）において、災害時要援護者への配慮を必要とする場合は、別に指定する福祉避難所を開設し、災害時要援護者を移送する。

福祉避難所	自宅や避難場所等で生活している災害時要援護者を対象に、介護等の必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等との災害協定の締結を推進し、当該施設を福祉避難所として開設する。
開設	福祉部各班は職員を派遣し、施設管理者と協力して避難場所を開設する。
移送	災害時要援護者を福祉避難所へ移送する必要がある場合は、庁用車等を利用するとともに、バス会社等へ協力を要請し、移送を行う。
介護サービス	介護サービスを事業者と協力し、提供する。
関係機関への通知	福祉部は、福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数を、災害対策本部に連絡する。

## 第9 災害時要援護者の避難生活長期化への対応

災害時要援護者が自宅復旧や仮設住宅等への入居まで、避難が長期化する場合、安定した生活環境を確保するため、避難者が被災地外の避難施設等（2次避難所）へ避難できるよう、施設の確保、協力を要請する。

## 第10 避難場所の閉鎖

被災者が、自宅や仮設住宅等へ移動し、震災時避難場所での避難が不要となったとき、閉鎖する。

避難場所を閉鎖する場合は、できる限り元の通りに復旧し、返還する。

## 第14節 災害時要援護者の安全確保

【◎地域福祉課・生活福祉課・障がい者福祉課・高齢介護課・こども保育課・各総合支所】

震災時に、特に支援を要する災害時要援護者（高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者）の安全を確保するため、円滑かつ迅速な避難を実施する。

在宅の災害時要援護者の安全確保は、市の職員だけでなく、避難支援等関係者（消防、警察、自主防災組織（自治協力団体）、民生委員・児童委員、防災士等）と避難援助者（付近住民等）で連携・協力をしながら実施する。また、医療機関への入院患者や福祉施設入所者の安全確保は、施設管理者が中心となり実施する。

### 第1 実施責任者

市長

### 第2 実施担当者

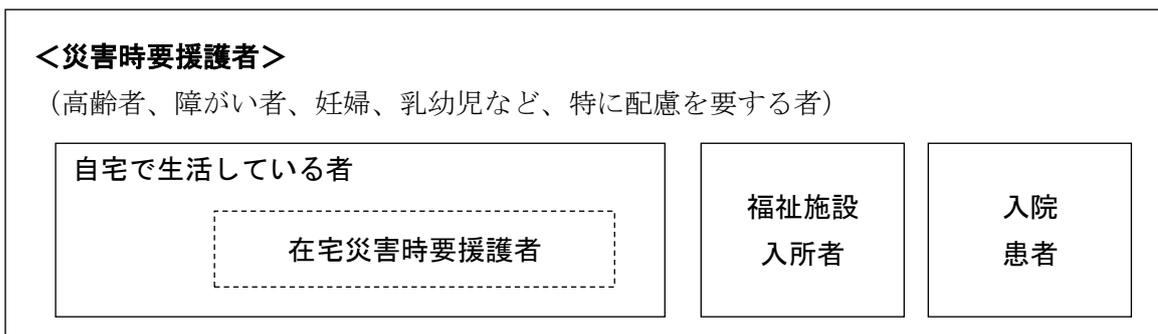
福祉部長

### 第3 時系列対策

#### ■時系列対策項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 在宅災害時要援護者の安全確保			
第5 社会福祉施設等利用者の安全確保			

#### 1 用語の定義



(1) 災害時要援護者

高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児等、震災時に特に配慮を要する者

(2) 在宅災害時要援護者

「災害時要援護者」のうち、生活の基盤が自宅にある者で、次の「2 在宅災害時要援護者の対象者の範囲」の要件に該当する者

(3) 避難支援等関係者

消防、警察、社会福祉協議会等といった関係機関に加え、自治協力団体、民生委員・児童委員、自主防災組織、防災士、消防団など震災発生時に在宅災害時要援護者の安否確認や避難誘導支援の中心的役割を担う者

#### (4) 避難援助者

在宅災害時要援護者への日常的な声掛けや、震災発生時の安否確認、避難誘導等の援助を行う付近住民等。

## 第4 在宅災害時要援護者の安全確保

市は、震災時において、自ら避難することが困難であり、迅速かつ円滑な避難に支援を要する在宅災害時要援護者の安全を確保する。

### 1 在宅災害時要援護者の対象者の範囲

- ① 65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯に属する者
- ② 要介護認定（要介護3、4、5）を受けている者
- ③ 身体障害者手帳（1級、2級、3級）所持者
- ④ 療育手帳（マルA、A、B）所持者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）所持者
- ⑥ その他避難支援を必要として登録を希望した者※

※日中は高齢者のみとなる世帯、妊婦、外国人等で日本語が不自由な者、在宅で人工呼吸器療法を受けている者等

### 2 在宅災害時要援護者の把握

市は、震災時に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難に支援を要する在宅災害時要援護者を把握する。

### 3 名簿の作成

市は、在宅災害時要援護者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難支援等を実施するための基礎となる名簿（以下「在宅災害時要援護者名簿」という。）を作成し、実効性のある避難支援を行う。

### 4 名簿への記載事項

①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居所、⑤電話番号その他の連絡先、⑥避難支援等を必要とする事由、⑦前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

### 5 在宅災害時要援護者名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市の関係課が保有している要介護・要支援認定者情報や各障害者手帳所持者情報等の情報を集約する。

市で把握していない情報（難病患者に係る情報等）に関しては、県に情報提供を求める。

### 6 在宅災害時要援護者名簿の更新

変更の届出がある都度更新し、名簿情報を最新の状態に保つ。転出や死亡等による異動が住民登録の変更等により確認された場合は、名簿から削除する。

福祉施設等へ長期間となる入所等をしたことを把握した場合は名簿から削除する。

## 7 情報提供

市は、震災時における円滑かつ迅速な避難支援の実施のため、平常時から避難支援等関係者に名簿情報の提供を行うことに同意を得た者について、避難支援等関係者へ事前の名簿情報の提供を行う。

震災が発生した場合には、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

## 8 在宅災害時要援護者名簿の適正管理

氏名、住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報が含まれているため、当該在宅災害時要援護者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

避難支援等関係者に対し、受け取った名簿は慎重な取扱に心がけ、必要以上に複製しないよう指導する。

## 9 在宅災害時要援護者名簿兼個別計画の充実

震災時の避難支援等において実効性のあるものとするために、地域の特性や実情を踏まえつつ、在宅災害時要援護者名簿情報に基づき、在宅災害時要援護者と避難支援等関係者及び避難援助者が連携し個別計画の充実を図る。

※ 個別計画とは、加須市災害時要援護者支援制度実施要綱第5条により作成する、「災害時要援護者避難支援プラン（名簿兼個別計画）」を示す。

## 10 避難のための情報伝達と安否確認及び避難誘導

<p>避難情報の伝達</p>	<p>広報班は、防災行政無線のほか、ネットメディア、広報車、防災ラジオ、防災アプリ等の様々な手段を確保し、在宅の災害時要援護者に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等の防災情報を伝達する。 また、早い段階での避難行動を促進できるように、高齢者や障がい者等に合った必要な情報を選ぶとともに、わかりやすい言葉や表現により一人一人に的確に伝わるように配慮する。 なお、緊急の場合等は、予め登録される避難援助者が在宅災害時要援護者の自宅を直接訪問し伝達する。</p>
<p>在宅者の安否確認</p>	<p>救援班及び福祉班は、避難支援等関係者及び避難援助者の協力を得て、在宅災害時要援護者の安否確認を実施する。その際、予め作成する在宅災害時要援護者名簿を活用する。</p>
<p>避難誘導の実施</p>	<p>自ら避難することや家族による避難支援が困難である場合は、救援班及び福祉班は、避難支援等関係者及び避難援助者の協力を得ながら在宅災害時要援護者の避難誘導を行う。</p>
<p>福祉避難所等への移送</p>	<p>避難場所の福祉避難スペース等で生活することが困難と認める災害時要援護者が確認できた場合は、直ちに福祉避難所に移送するとともに、重症患者等が発生した場合には、医療機関に移送する。</p>

### 1.1 避難支援等関係者や避難援助者の安全確保

震災時において、在宅災害時要援護者への避難支援だけでなく、避難支援等関係者や避難援助者自身の安全を確保することが重要である。自身の安全が確保されたうえで、可能な範囲で在宅災害時要援護者への避難支援を行う。

避難支援時において、避難支援等関係者や避難援助者は可能な限り支援に努めるが、被災の状況や受け持つ区域が広い場合、一人ひとり支援できない可能性があることをあらかじめ在宅災害時要援護者に理解してもらう。

### 1.2 生活支援物資の供給

福祉部各班は、在宅災害時要援護者の被災状況を把握し、在宅災害時要援護者向けの車いす、紙おむつ、食料、飲料水等の生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。備蓄物資で不足する用品については、市内小売販売業者等の連携により調達し供給する。

### 1.3 在宅災害時要援護者への支援

<p>情報提供</p>	<p>在宅や避難場所等にいる在宅災害時要援護者に対し、災害ボランティア等の協力を得て、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリやメール等により情報を随時提供する。</p>
<p>相談窓口の開設</p>	<p>保健センター、震災時避難場所等に相談窓口を開設し、職員、福祉関係者、医療関係者等の女性を主に配置し、総合的な相談に応じる。</p>
<p>在宅福祉サービスの継続実施</p>	<p>① 職員（保健師含む）、民生委員・児童委員、高齢者相談センター等によりチームを編成し、在宅、避難場所、仮設住宅等で生活する在宅災害時要援護者のニーズを把握する。                  ② 被災した在宅災害時要援護者等に対し、在宅、避難場所、仮設住宅等において事業者と協力し補装具や日常生活用具の支給、ホームヘルパーの派遣、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。                  ③ デイサービス、ショートステイ等の早期再開を支援し、高齢者や障がい者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。                  ④ 心的外傷後ストレス障がい(PTSD)等に対応するため、心のケア対策に努める。</p>
<p>福祉避難所の開設</p>	<p>① 災害時要援護者に供する福祉避難スペースの確保に努める。                  ② 福祉部各班は、職員を派遣し、施設管理者等と協力して福祉避難所を開設する。                  ③ 福祉部各班は、福祉避難所を活用し、在宅や避難場所内の福祉避難スペース等での生活が困難である在宅災害時要援護者等への医療や介護等必要なサービス提供に努める。                  ④ 災害時要援護者の生活再建等を支援するための個別相談や支援計画の作成等サポートできるよう努める。                  ⑤ 在宅災害時要援護者を福祉避難所へ移送する必要がある場合、庁用車等の利用をはじめ、バス会社等へ協力を要請し移送を行う。                  ⑥ 福祉部各班は、福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者数を災害対策本部に連絡する。</p>
<p>施設への緊急入所</p>	<p>在宅や福祉避難所等での生活が困難となる場合は、本人の意思のもと、事業者等の協力を得て福祉施設、医療機関等への緊急入所・入院の手続きを迅速に実施する。</p>

## 第5 社会福祉施設等利用者の安全確保

社会福祉施設等利用者等の安全を確保するため、避難誘導及び移送の実施に加え、被災した施設の被災状況やニーズを把握し、施設機能の早期回復を図るための復旧支援を実施する。

### 1 避難誘導及び移送の実施

施設の管理者は、震災時における入所者の安全確保を図るため、「非常災害対策計画」等に基づく、避難誘導又は救助を行う。ただし、震災の規模等により、市長（本部長）は必要な職員を派遣し、管理者、責任者等に協力して安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講じる。

救援班は、被害が甚大で入所者の避難等が必要な場合は、他の社会福祉施設及び医療機関等の受入れ先や救急自動車等を確保し、施設入所者の移送を援助する。

### 2 巡回サービスの実施

福祉部各班は、自治協力団体、自主防災組織、災害ボランティア団体等の協力を得て、巡回する班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

### 3 社会福祉施設の応急対策

社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業所各社に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。また、速やかに平常の福祉活動が実施できるよう、被災状況の把握、施設設備の応急復旧及び代替建物の確保等必要な支援を図る。

<p><b>安否確認の連絡と緊急避難の措置</b></p>	<p>社会福祉施設の責任者は、入所者、通所者、利用者、職員の安否及び所在を確認し、福祉部に報告する。また、被害が甚大で応急修理では使用できない等の場合は、状況に応じて緊急避難の措置をとるとともに、協力の得られる民間施設の利用、施設そのものの疎開を支援し、避難場所の所在を明確に家族等に伝達する。</p>
<p><b>被害状況の把握</b></p>	<p>社会福祉施設の責任者は、震災の規模・利用者及び施設設備等の被害状況を迅速に把握し、施設の管理に必要な職員を確保して万全の措置をとる。また、民間（民営）施設との連携を図り、被害状況の把握及び必要な支援等に努める。</p>
<p><b>災害復旧時の対策</b></p>	<p>① 施設職員は、利用者等の被災状況を調査し、関係機関と連絡を密にして、復旧体制の整備を図る。                  ② 各施設に対する情報及び指令の伝達について、正確で迅速な情報の伝達等に努める。                  ③ 避難場所等に各施設を提供したため、長期間施設が使用不可能となる場合、他の公共施設の確保を図り、早急な業務の再開に努める。                  ④ 震災の推移を把握し、各施設の責任者に、通常業務に戻すように努めさせる。その時期については、早急に家族等に連絡する。                  ⑤ 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。</p>
<p><b>支援体制の編成</b></p>	<p>被災しなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。臨時の業務編成を実施する等、震災状況に対応した応急支援体制等の編成を行う。</p>

## 第15節 帰宅困難者対策

【◎産業振興課・政策調整課・市民課・危機管理防災課・  
災害地区支援班・交通機関・施設所管課】

地震の影響による交通機関の運休等により、帰宅困難になる人が出ることも予想されるため、適切な情報の提供、代替交通手段の確保など、帰宅活動への支援対策を実施する。

### 第1 実施責任者

市長

### 第2 実施担当者

経済部長

### 第3 時系列対策

#### ■時系列対策項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 帰宅活動への支援			

### 第4 帰宅活動への支援

帰宅困難者対策は、鉄道運行情報の収集、代替交通機関の確保など、市単独では対応が困難なものが少なくないため、県及び防災関係機関と協力して対策を実施する。

事業者への要請	事業者毎に作成した災害時のマニュアル（事前に作成することを要請）に基づき、帰宅困難となった従業員や顧客等に対し、適切な対応を行うよう、可能な連絡手段により速やかに要請する。
情報の収集・提供	鉄道事業者との鉄道運行情報等の収集体制を速やかに確立し、情報収集に努めるとともに、帰宅困難者を収容した震災時避難場所に速やかに提供する。
代替交通手段の確保	鉄道が途絶しても道路の通行等が可能な場合には、コミュニティバス運行事業者をはじめとする、バス・タクシー事業者等に対し代替交通手段としての協力を要請する。
避難場所への収容	鉄道が途絶するとともに、道路の通行や代替交通手段の確保ができない場合には、帰宅可能になるまでの間、最寄りの避難場所に一時収容する。
避難場所における帰宅困難者情報の収集	帰宅困難者数等の把握は、安否情報提供の事務により、避難場所の災害地区支援班により作成され、確認班の市民課及び各福祉健康担当に集約される避難者台帳に基づいて収集する。
災害時用無料特設公衆電話の活用	避難者自ら震災時避難場所の特設公衆電話を活用し、家族や知人などへ自身の安否を連絡する。

第16節 ペット対策

【◎環境政策課】

震災時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くのペットが飼い主とともに避難場所に避難してくることが予想される。ペット対策の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市及び市内獣医師などを構成員とする加須狂犬病予防対策協議会を中心に、保健所など県関係機関、埼玉県狂犬病予防協会、(公社)埼玉県獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園などとの協力体制を確立する。

第1 実施責任者

市長

第2 実施担当者

環境安全部長

第3 時系列対策

■時系列対策項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 避難場所におけるペット対策			
		第5 狂犬病予防注射の実施	
	第6 被災地域における動物の保護		
	第7 死体の処理		
	第8 情報の収集及び要請の実施		

第4 避難場所におけるペット対策

1 避難場所における動物の適正な飼育

飼い主とともに避難したペットの飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、避難場所での飼育動物の対策は以下の考え方にに基づき、各避難場所に対応するよう周知する。

- ① 同行避難をした場合は、避難者名簿に飼育動物の名前や特徴等(犬については、犬鑑札・狂犬病予防注射済票の番号等)を記入する。
- ② 避難場所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。
- ③ フード、水、ケージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。
- ④ 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬及び聴導犬）の同伴を周知する。
- ⑤ 危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物）は、避難場所への同伴はできない。
- ⑥ 飼育場所は居住スペースとは別とする。
- ⑦ 飼育場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、管理責任者が中心となって定めた飼育ルールに従う。

## 第5 狂犬病予防注射の実施

避難場所での安心・安全な共同生活の為に、狂犬病予防法施行規則第11条に基づき、生後91日以上又は年1回の予防注射を実施していない犬の所有者は、狂犬病の予防注射を実施する

集合狂犬病予防注射については、加須狂犬病予防対策協議会と連携し、集合注射会場の確保を図り、予防注射を実施する。

## 第6 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は、加須狂犬病予防対策協議会と連携し、保健所など県関係機関の協力を得て、これらの動物を保護した上で、動物園など動物の保護が可能な施設（以下「動物保護施設」という。）へ搬送する。

## 第7 死体の処理

災害により、死亡した動物については、飼い主が判明した場合は記録を残し、関係機関の協力を得て、加須クリーンセンター又は、大利根クリーンセンターへ搬入し適正に処理をする。

## 第8 情報の収集及び要請の実施

加須狂犬病予防対策協議会、保健所など県関係機関、埼玉県狂犬病予防協会、（公社）埼玉県獣医師会と連携して、次のとおり情報収集や獣医師の派遣要請などを行う。

- ① 各地域の被害及び避難場所での動物飼育状況
- ② 必要資機材、獣医師の派遣要請
- ③ 避難場所から動物保護施設への動物の預け入れ希望の把握
- ④ 狂犬病予防注射の協力要請
- ⑤ 他都県市への連絡調整及び応援要請
- ⑥ 危険動物が逸走した場合は、県との連携のうえ動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

## 第17節 コールセンターの設置・運営

【◎人権・男女共同参画課・政策調整課・DX推進課・財政課・関係課】

被災者等に対する適切な支援を行うため、避難等相談窓口（以下、コールセンターという。）を開設する。開設時には、ホームページをはじめ、各種の情報媒体を活用し市民へ周知する。

### 第1 実施責任者

市長

### 第2 実施担当者

総合政策部長

### 第3 時系列対策

#### ■時系列対策項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 コールセンターの設置			

### 第4 コールセンターの設置

震災時の、発災後の被災者の生活が再開され始めた際に、被災者の不安や悩みを解消し、家や財産の滅失など適切に被災者の生活再建を支援するため、コールセンターを開設し、広聴活動を実施する。開設時にはホームページや広報紙、回覧等で市民へ周知する。

#### 1 相談窓口の開設

市民からの問い合わせ、法律・医療等の専門相談、災害時要援護者からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて市役所等に相談窓口を開設する。

また、女性相談員を配置し相談体制の充実を図る。

#### 2 相談内容

コールセンターへの相談内容は、復旧状況、時間経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。なお、聴取した要望等については、速やかにコールセンターと被災情報収集班にて情報を集約し、災害対策本部、関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

- ① 上水道・下水道の修理に関すること。
- ② 災害時要援護者対策等の福祉及び医療に関すること。
- ③ り災証明及び被災証明の発行に関すること。
- ④ 災害弔慰金等の支給に関すること。
- ⑤ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。
- ⑥ 市税等の減免、徴収猶予等に関すること。
- ⑦ 住宅の応急復旧や融資制度等の利用に関すること。
- ⑧ 中小企業及び農業関係者の支援に関すること。
- ⑨ 公衆衛生、防疫に関すること。
- ⑩ その他生活再建の支援に関すること。

## 第18節 災害時に発生する廃棄物対策

【◎資源リサイクル課・職員課・環境政策課・道路公園課・治水課・下水道課】

震災時に発生する廃棄物（災害廃棄物及び生活等ごみ）の収集処理、仮設トイレの確保及びし尿の収集処理については、「加須市災害廃棄物処理計画」に基づき適切に行い、環境衛生の確保を図る。

### 第1 実施責任者

市長

### 第2 実施担当者

環境安全部長

### 第3 時系列対策

#### ■時系列活動項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 災害廃棄物の処理			
第5 災害廃棄物処理チームの編成			
第6 生活等ごみの収集処理			
第7 し尿収集処理			
第8 障害物除去			

### 第4 災害廃棄物の処理

【資源リサイクル課・環境政策課・道路公園課・治水課】

#### 1 災害廃棄物処理の方針

災害廃棄物とは、流失や焼失及び倒壊・解体により発生する廃木材やコンクリート、家具・家電等とし、処理は、次のように行う。

住宅・建築物 （個人・小規模事業者）	国庫補助の対象となった場合、市が災害廃棄物処理事業として実施する。
大企業の事業所等	大企業が自己処理する。
公共・公益施設	施設の管理者において処理する。

## 2 初動対応

関係各部署は、関係機関と協力し、災害廃棄物処理に必要となる情報を把握し、処理体制を構築する。

<p>仮置場への仮置き</p>	<p>多量の災害廃棄物が発生した場合は、衛生環境に支障がなく比較的面積の広い公園等の公有地を仮置場として、仮置きするとともに、災害廃棄物の粗選別を行い中間処理施設への積み替える拠点とする。</p> <p>また、仮置場への搬入協力を市内の廃棄物処理業者及び土木建築業者等に要請する。市内業者で対応が困難な場合は、自衛隊、他市町村等に応援を要請する。</p>
<p>災害廃棄物処理対象範囲</p>	<p>災害廃棄物の撤去は個人住宅や一部の中小事業所等に限り実施するが、国の災害廃棄物処理事業等特例措置も含め、公費負担による災害廃棄物処理の対象となる範囲を定め、公表する。</p>
<p>県への報告</p>	<p>県へ被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及び災害廃棄物発生量を報告する。</p>

## 3 災害廃棄物の除去・処理

関係各部署は、関係機関・防災協力建設安全協議会等と協力し、災害廃棄物除去、道路啓開、倒壊建物の解体、仮置き、中間処理、最終処分を実施する。

<p>災害廃棄物除去</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 道路通行上、支障があるもの又は危険であるもの等を優先的に収集・運搬する。</li> <li>② 家屋及びその周辺に発生した災害廃棄物を、速やかに除去する。</li> <li>③ 河川や公共下水道・排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等を塞いでいる災害廃棄物を除去する。</li> </ol>
<p>災害廃棄物処理</p>	<p>十分な分別収集を関係機関、市民に呼びかけ、災害廃棄物の適正処理・リサイクルに努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 仮置場において、災害廃棄物を重機等で粗選別を行い、分別した廃棄物を各中間処理施設へ搬出する。</li> <li>② 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、仮置場へ直接搬送し不燃、可燃等に分別し、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。</li> <li>③ 再利用が不可能なものに限り焼却処分するなど、できるだけ減容減量化した上で、環境汚染防止に十分配慮し、最終処分場に搬入する。</li> </ol>
<p>応援要請</p>	<p>市において災害廃棄物処理が困難な場合、県へ応援を要請する。</p>

仮置場一覧表

用地の名称等	所在地	現在の使用状態	面積 (㎡)
藤ノ木公園	鴻荃 3208	公園	8,500
大利根西部公園	新利根 1-4-1	公園	12,000
大利根運動公園	北下新井 684-1	多目的広場	7,000
計			27,500

仮置場候補地一覧表

用地の名称等	所在地	現在の使用状態	面積 (㎡)
加須北部公園	古川 2-6-1	公園	8,500
けやき公園	西ノ谷 800	公園	6,300
田ヶ谷サン・スポーツランド	上崎 1850-1	野球場	10,800
古宮公園	正能 4	野球場	4,500
大利根運動公園	北下新井 684-1	野球場	11,300
豊野台公園	豊野台 2-725-3	野球場	6,400
計			47,800

## 第5 災害廃棄物処理チームの編成

【資源リサイクル課・職員課】

震災時においては、災害廃棄物処理が質・量ともに主要な対策の柱になると考えられることから、部課（班）を超えて、災害廃棄物処理チームを速やかに編成する。

なお、発災前から、災害廃棄物処理への準備と人員の確保に努める。

## 第6 生活等ごみの収集処理

【資源リサイクル課・環境政策課】

震災時においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和43年法律第137号）、加須市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び加須市災害廃棄物処理計画に基づき、環境班及び災害廃棄物処理チームにおいて、ごみ収集委託業者、許可業者及びし尿汲み取り許可業者と協議の上、生活ごみ及び避難場所ごみ等を適切かつ迅速・円滑に収集・運搬し、処理する。また、各処理施設は、速やかに点検を行い、稼働できるよう措置をとる。

### 各処理施設の概要

施設名	処理施設	所在地	処理能力	電話番号
加須クリーンセンター	ごみ処理施設	馬内 1790	24時間当たり 108 t (2基)	0480-61-3671
	し尿処理施設		1日当たり 75k1	

	粗大ごみ処理		5時間当たり 30 t	
大利根クリーンセンター	ごみ処理施設	北大桑 1870	16時間当たり 40 t	0480-72-4692
	し尿処理施設		1日当たり 40kl	

一般廃棄物の収集及び処理	<p>① 防疫上、早期の収集が必要な生ごみなど、腐敗性の高い燃やすごみは、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。</p> <p>② ごみは可能な限り分別するよう市民に呼びかける。</p>
廃棄物の仮置き	粗大ごみ及び燃やさないごみは、クリーンセンターでの中間処理を基本とするが、処理能力を上回る場合、仮置場を利用し、一時的にストックする。
公共空間のごみ	道路・河川等に堆積したごみは、原則として管理者が収集し、仮置場へ搬入後、極力減量化を図り、クリーンセンター等で処理する。

## 第7 し尿収集処理

【資源リサイクル課・環境政策課・下水道課】

### 1 下水道等施設初動対応

震災発生後は速やかに初動体制を確立し、緊急措置をとる。

下水道等施設	<p>① 緊急点検 下水道等施設（処理場、ポンプ場、管渠等）及び関連施設の緊急点検を実施し被害の状況、周辺施設への影響を把握する。</p> <p>② 緊急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管渠周辺の路面の陥没やマンホールの浮上等により、人的被害につながる二次災害が発生するおそれのある場合は、その未然防止と安全確保を図るため、安全柵や標識等を設置し、道路班と連携し通行規制をする。</li> <li>ポンプ施設や処理場については、施設の保護に必要な最小限の機能回復を行い一時的な下水道機能を確保する。また、その使用に制限が必要となった場合は、防災行政無線や広報車等により使用制限等の協力依頼を広報する。</li> <li>流域関連公共下水道については、流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急対策をとる。</li> </ul>
--------	---

### 2 下水道等施設応急復旧

応急復旧対策	<p>① 応急復旧 市内の下水道排水設備指定工事店や土木工事業者と連絡調整を図り、被害状況等を勘案し優先順位の高いものから復旧を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道等施設への不測の雨水流入や浸水により、流下機能が低下することが予想されるため、この様な被害が発生した場合は、下水の排除能力を確保する復旧を行う。 仮設ポンプによる下水の排除 管渠、マンホール内の土砂排除 その他、最低限の機能確保に必要な措置</li> <li>ポンプ施設や処理場については、施設の機能を回復させるため、重要度の高い設備を優先して対策を行い、下水道機能の確保に努める。 処理機能、排除機能の確保 ポンプ施設の揚水機能の確保</li> </ul>
--------	---

	<p>消毒機能の確保</p> <p>② 県及び関係機関との応援体制 復旧体制が十分に確保できない場合は、県や関係機関へ応援を要請する。</p>
広 報	<p>下水道の使用制限が必要になった場合は、総括班・広報班に下水道施設の被害状況や応急復旧の見込み等の情報を提供し市民への速やかな周知を行う。</p>

### 3 初期対応

市は、生活用水の迅速な確保に努め、下水道機能が使用できるように対応を図るとともに、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿汲み取り許可業者等に委託し、汲み取りを行う。

### 4 避難場所等における対応

ライフラインの供給停止により断水し、従来の生活ができなくなった地域においては、学校のプール、防災用井戸や雨水の貯留等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。なお、水洗トイレが不足する場合は、便槽付きの仮設トイレ等を用意する。

また、公共下水道や農業集落排水施設に接続されている避難場所等においては、マンホールトイレも活用する。

### 5 仮設トイレ等の設置

避難場所等における仮設トイレは、原則、既存のトイレ施設・空間を活用するものとし、電源喪失や不足等の事態に備え、必要なトイレ用の囲いやテントを備蓄するものとする。

仮設トイレ等の設置	<p>① 上水道・下水道等のライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難場所をはじめ被災地域における仮設トイレ等の必要数及びし尿の収集処理見込み量を把握する。</p> <p>② し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。</p> <p>③ 被災者の生活に支障が生じることのないよう高齢者、障がい者等に配慮し、速やかに仮設トイレ等（バリアフリースイッチ含む）を設置する。</p>
設置の基準	<p>仮設トイレを次の基準を目安として設置する。</p> <p>仮設トイレ設置台数:1台/20人 割合はできるだけ女性用を多く（男性：女性＝1：3）設置、また性的少数者にも配慮し、共同トイレを用意するよう努める。</p>
仮設トイレの調達	<p>市備蓄の仮設トイレに不足が生じる場合、必要数を確保するために県及び災害時協定事業者等に協力を要請する。また、トイレットペーパー、清掃用品、屋外設置時の照明施設を手配する。</p>
トイレ資機材の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯式トイレ</li> <li>・電気式簡易トイレ</li> <li>・多目的トイレ用テント</li> </ul>

※資料第9「災害用備蓄品一覧」

## 6 仮設トイレ等の管理・し尿処理

仮設トイレ等の管理	関係業者等と協力し、仮設トイレ等の管理を行う。 ① し尿汲み取り許可業者、浄化槽清掃許可業者及び浄化槽点検業者に委託し、消毒を行う。 ② 設置場所の管理者及び自主防災組織等の市民に対して、日常の清掃管理等を要請する。
処理	し尿処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の体制を確立する。

## 7 仮設トイレ等の撤去

仮設トイレの撤去	市は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレ等の撤去を速やかに進め、避難場所の衛生向上を図る。
----------	---

## 第8 障害物除去

【治水課・資源リサイクル課・道路公園課】

### 1 障害物除去の方針

障害物が道路等に堆積された場合、これを速やかに除去し、市民生活の保護と、り災者の救護並びに交通路の確保を図る。

道路上に堆積された障害物の除去は、道路法（昭和27年法律第18号）に規定する道路管理者が行い、河川及び水路の障害物の除去は、各管理者が行う。また、住居等の日常生活に欠くことのできない場所に存在する障害物の除去は、市長（本部長）が行う。

### 2 初期対応

#### (1) 障害物の情報収集及び危険回避措置

##### ア 情報の収集及び提供

道路管理者及び河川・水路管理者等は、障害物の除去対策を行うに当たり、それぞれの情報収集を行うとともに、必要な場合は、各防災関係機関に情報を提供する。

##### イ 市における情報の収集

市民等からの通報による情報や職員による市内パトロールの実施により得た情報等により、障害物の概要を把握する。また、情報を集約し、必要により現場の状況を確認し、対策を決定する。また、除去の予定や進捗状況についても、随時、災害対策本部へ連絡し、広報する。

### 3 道路に係る障害物の除去

#### (1) 実施責任者

道路上の障害物の除去についての計画の策定とその実施は、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路管理者が行う。

#### (2) 障害物除去の対象

- ア 市民の生命、財産等を保護するため、除去を必要とする場合
- イ 交通の安全及び輸送を確保するため、除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急対策を実施するため、除去を必要とする場合
- エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

※ 道路上に流出した泥土については通行に支障があるほか、スリップ、粉じんなどの発生により交通事故の誘発や生活環境の悪化が予想されるため、速やかに除去する必要がある。

(3) 障害物除去の方法

ア 市長（本部長）は、障害物の除去について関係団体の協力を得て作業班を編成してこれに当たり、必要に応じ知事に対し、自衛隊の派遣を要請する。

イ 障害物の除去は、交通に支障のない範囲の最小限の応急的な除去に限る。

ウ 障害物の除去は、事後の復旧に支障がないよう配慮する。

エ 泥土の除去は、加須市防災協力建設安全協議会等の協力のもと、可能な限り搬出し、その後、水道課と加須消防署の協力を得て、消火栓等を利用し洗浄を行う。

なお、泥土の搬入先は、第4の3の「がれき臨時集積候補地一覧表」に準じる。

(4) 障害物除去の優先順位

ア 災害の拡大防止、人命救助に必要な道路

イ 緊急輸送路に使用する道路

ウ 不通により市民の生活に著しい支障のある道路

エ その他必要と認める道路

(5) 他の道路管理者との協力

道路管理者が障害物の除去対策を進める場合には、他の道路管理者と密接な連携をとり、協力して効率的に行う。

#### 4 河川及び水路に係る障害物の除去

(1) 実施責任者

河川及び水路の障害物の除去の実施は、それぞれの管理者が行う。

(2) 障害物除去の対象

ア 河川及び水路の溢水防止、護岸等の決壊防止のため、除去を必要とする場合

イ 緊急な応急対策を実施するため、除去を必要とする場合

ウ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 障害物除去の方法

各河川及び水路の管理者は、機能を確保するため、被害状況に応じ関係機関と協力し、効果的な方法により障害物を除去する。

#### 5 住居に係る障害物の除去

(1) 実施責任者

住宅に係る障害物の除去の実施は、治水課及び道路課が協力して行う。

(2) 障害物除去の方法

災害救助法が適用された場合に、加須市防災協力建設安全協議会等の協力を得て、障害物の除去を行う。

(3) 災害救助法の実施基準

ア 災害救助法が適用された場合における「障害物の除去」は、市長（本部長）が知事の委任を受けて実施する。

イ 災害救助法が適用されない小災害の場合における「障害物の除去」は、市長（本部長）が行う。

ウ 救助の基準

災害救助法が適用された場合は同法により、同法が適用されない場合については同法に準じて行う。

エ 災害救助法による「障害物の除去」の実施基準は、次のとおりとする。

居室、炊事場、玄関等に障害物が堆積し、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者。

## 6 道路、河川等管理者及び連絡先一覧表

種 別	管 理 者	連 絡 先	電 話 番 号
利根川、渡良瀬川 及び谷田川	国土交通省	利根川上流河川事務所	0480-52-3952
上記ほか一級河川	埼玉県	行田県土整備事務所	048-554-5211
東武伊勢崎線	東武鉄道株式会社	加須駅	0480-61-0018
		花崎駅	0480-65-8764
東武日光線	東武鉄道株式会社	新古河駅	0280-62-2417
		柳生駅	0280-62-3988
土地改良区 管理水路	羽生領島中領用排水路土地改良区	羽生領島中領用排水路土地改良区	0480-53-3888
	葛西用水路土地改良区	葛西用水路土地改良区	0480-47-3811
	見沼代用水土地改良区	見沼代用水土地改良区	0480-85-9100
	青毛堀用悪水路土地改良区	青毛堀用悪水路土地改良区	0480-65-3116
	備前堀土地改良区	備前堀土地改良区	0480-73-1242
	元荒川上流土地改良区	元荒川上流土地改良区	048-556-3135
	志多見土地改良区	志多見土地改良区	0480-61-5515
	埼玉県北川辺領土地改良区	埼玉県北川辺領土地改良区	0280-62-2513
東北自動車道	東日本高速道路株式会社	加須管理事務所	0480-61-4685
国 県 道	埼玉県	行田県土整備事務所	048-554-5211
市 道	加須市	道路公園課	0480-62-1111
市管理水路	加須市	治水課	0480-62-1111

**第19節 交通対策**

【◎道路公園課・交通防犯課・政策調整課・加須警察署】

交通規制及び交通途絶時における応急対策を実施し、避難者の円滑な輸送等を図るための緊急交通路の確保に努める

**第1 実施責任者**

市長

**第2 実施担当者**

環境安全部長

**第3 時系列対策**

■時系列活動項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 交通規制	▶		
第5 交通応急対策	▶		

**第4 交通規制**

**1 信号機の設置等又は災害時における交通の規制等**

埼玉県公安委員会は、道路交通法第4条（信号機の設置等）又は災害対策基本法第76条（災害時における交通の規制等）の規定に基づき所要の交通規制を行う。

**2 警察官の手信号等に従う義務**

警察官が、道路交通法第5条（警察官の手信号等に従う義務）の規定に基づき所要の交通規制を実施するときは、道路を通行する歩行者又は車両等は警察官の手信号に従う。

**3 混雑緩和の措置**

警察官は、道路交通法第6条（混雑緩和の措置）の規定に基づき所要の交通規制を行う。

**第5 交通応急対策**

【道路公園課・交通防犯課・加須警察署・政策調整課】

震災が発生したときは道路施設の巡回調査に努め、道路施設が震災により危険な状態であると予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により知った時は、交通の安全と円滑化を図るため関係機関に通知し、交通規制の実施に協力する。

また、道路管理者は、道路法第46条第1項の規定に基づき所要の通行禁止又は制限を実施し、加須警察署長に報告するとともに、災害対策情報収集室へ情報提供する。

## 1 道路施設（道路公園課）

### (1) 被害状況等の調査

避難路及び緊急物資の輸送路を確保するため、所轄する道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、緊急度に応じて、復旧作業並びに障害物の除去を行う。

### (2) 交通の確保

通行が危険な路線、区間については、加須警察署長及び加須消防署長に通報するとともに通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。道路占用施設に被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報する。ただし、被害の状況により緊急の場合は、直ちに通行止めを実施し、通行者の安全を図るよう措置する。

### (3) 交通対策の方法

市道において道路法により交通規制を行った場合は、加須警察署長及び加須消防署長に報告する。

この場合において、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、暫定的に通行を禁止又は制限したことを明示する等の必要な措置を講じる。

### (4) 規制標識

道路交通法又は道路法に基づく交通規制を行った場合に設置する規制標識は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号第4条第1項第3号）に定める規制標識とする。

災害対策基本法に基づく交通規制標示の様式は災害対策基本法施行規則別記様式による。

## 2 公共交通機関との応急対策の連携

【政策調整課】

鉄道・バス・タクシー等公共交通機関は、事業者の責任において、災害時の応急対策に当たる。

市は、市民・公共交通機関利用者の混乱を防止するため、鉄道・バス・タクシー等公共交通機関と連絡・調整し、適切な災害対応に当たる。

### (1) 応急対策等の要請

鉄道施設が震災を受けた場合に、鉄道事業者に通報し、予め定めている応急対策の実施を要請する。

この場合において、当該路線による輸送が望めない場合には、鉄道施設の復旧対策と併行して運行可能な区間における列車の折り返し運転、または自動車による振替輸送の実施に努めるよう要請する。

また、バス、タクシー事業者に対し、市民・公共交通機関利用者の振替輸送への協力を要請する。

### (2) 市内鉄道各線の各駅の応急対策に伴う連携

#### ア 震災発生時の情報収集・伝達

鉄道事業者・各駅との連絡を密にし、情報収集・伝達に努める。

#### イ 鉄道による輸送が望めない場合の措置

鉄道による輸送が望めず、鉄道事業者が自動車による振替輸送を実施する場合には、鉄道事業者の要請に基づき必要な措置を講じるものとする。

なお、駅利用者等の避難場所への誘導については、「第16節 帰宅困難者対策」に照らし関係部署と連携して対応するものとする。

**第20節 公共施設等の応急対策**

【◎施設所管課】

震災から市民の生命、財産を守るため、また、応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共施設や社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設等の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

**第1 実施責任者**

市長

**第2 実施担当者**

施設所管各部局長

**第3 時系列対策**

■時系列対策項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
	第4 公共施設利用者の安全確保等		
	第5 公共施設の応急対策		

**第4 公共施設利用者の安全確保等**

【施設所管課】

**1 被害情報の収集等**

施設利用者の安全確保のため、適切な情報収集・伝達に努め、混乱の防止及び被害情報の収集に努める。

**2 施設利用者の安全確保**

施設利用者等を、一時的に施設内の安全な場所に避難・誘導し、その後、定められた避難場所に避難・誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

**3 施設利用者の救助・救護**

施設利用者が怪我・事故等に遭ったときは、迅速・的確に、可能な範囲での応急処置及び消防・警察に連絡のうえ救急・救護等に努める。

**4 危機管理対応マニュアルによる対応**

施設管理者は、予め所管施設の危機管理対応マニュアルを作成し、このマニュアルに基づき迅速・的確に対応する。

**第5 公共施設の応急対策**

**1 災害復旧時の対策等**

速やかに平常の業務等が実施できるよう施設設備の応急復旧、代替施設の確保等必要な措置をとる。

<p>災害復旧時の対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 職員は、利用者等の被災及び施設・設備等の被害状況を調査し、関係機関と連絡を密にして、復旧体制の整備を図る。</li> <li>② 各施設に対する情報及び指令の伝達について、正確で迅速な情報の伝達等に努める。</li> <li>③ 避難場所等に各施設を提供したため、長期間施設が使用不可能となる場合、他の公共施設の確保を図り、早急な業務の再開に努める。</li> <li>④ 震災の推移を把握し、各施設の責任者に、通常業務に戻すように努めさせる。その時期については、適宜、施設利用者に周知する。</li> <li>⑤ 施設独自での復旧が困難である場合は、関係部署・機関と連携し、対策を検討する。</li> </ul>
<p>支援体制の編成</p>	<p>被害のなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、施設利用者の安全を確保する。臨時の業務編成を実施する等、震災状況に対応した応急支援体制等の編成を行う。</p>

**第21節 応援要請・要員確保**

【◎政策調整課・市民協働推進課・総務課・職員課・危機管理防災課・関係課】

甚大な被害が発生し、市による対応が困難な場合には、国、県、他の市町村等、防災関係機関（相互応援協定を締結している市町を含む。）に応援を要請する。

なお、復旧期の応急対策に不足する労力については、会計年度任用職員を雇用し、労務供給の万全を期する。

**第1 実施責任者**

市長

**第2 実施担当者**

総合政策部長

**第3 時系列対策**

■時系列活動項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 応援の要請			
第5 国からの応援受入れ			
第6 地方公共団体等からの応援受入れ			
第7 公共的団体等からの応援受入れ			
第8 要員確保			
第9 知事の指示による応援協力			

**第4 応援の要請・体制**

【政策調整課・市民協働推進課・危機管理防災課】

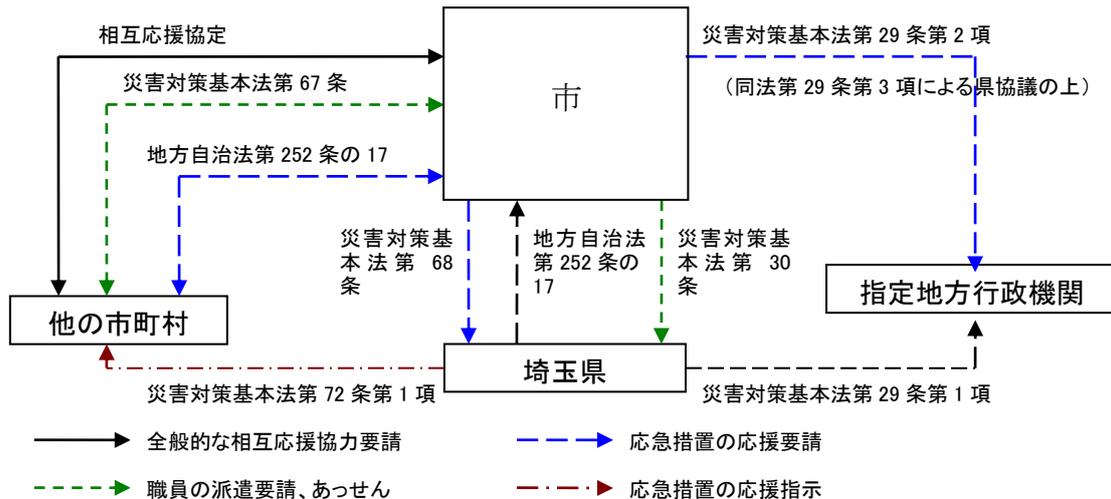
**1 要請**

国、県、他の市町村等（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関を含む。）に応援（斡旋）を求める場合は、県（危機管理防災部災害対策課）に対し、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請するほか、相互応援協定を締結している市町に対し、直接応援要請する。緊急を要するときは口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

また、応急対策等への積極的な協力が得られるよう、所掌事務に関係する公共的な団体その他防災上重要な施設管理者に対し、口頭又は電話等により協力要請を行う。

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請・応急対策実施の要請	① 震災の状況 ② 応援（応急対策の実施）を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急対策内容） ⑥ その他必要事項	災害対策基本法 第68条
指定地方行政機関又は指定公共機関、指定地方公共機関の職員の派遣の斡旋	① 派遣又は派遣の斡旋を求める理由 ② 派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項	災害対策基本法 第29条 災害対策基本法 第30条 地方自治法 第252条の17
他の市町村への応援要請	県への応援要請と同様 相互応援協定を締結している市町（本庄市、渋川市、喜多市、さくら市、古河市、栃木市、小山市、野木町、板倉町） に対しては文書、口頭・電話等により直接応援を要請	災害対策基本法 第67条 相互応援協定

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



※資料第11「災害時相互応援協定」

## 2 体制

応援の要請から受入れ等の体制については、加須市災害時受援計画（震災対策編）に基づき、対応する。

人的支援の要請、受入れの調整は応援対策班が行う。

役 割	
	①災害対策本部各班等からの要請・報告のとりまとめ ②職員班との人員調整 ③外部（協定締結団体等）への応援要請 ④統括班への状況報告

## 第5 国からの応援受入れ

【政策調整課・市民協働推進課・危機管理防災課・関係課】

国は、大規模な震災に対しては、緊急的に対応する輸送手段、専門性を有する医療等の活動資源を有し、また、その他必要な震災活動の斡旋を行う権限を有している。

市は、国との協力体制が十分発揮できるよう、相互の連絡を密にし、受入体制を整備する。

国が行う応援活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>① リエゾン（災害対策現地情報連絡員）の派遣</li> <li>② TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣</li> <li>③ 自衛隊の災害派遣</li> <li>④ 警察の広域緊急援助隊</li> <li>⑤ 消防の緊急消防援助隊</li> <li>⑥ 医療の広域医療応援</li> <li>⑦ その他災害応急対策（政府との防災訓練で検証がなされている業務等）</li> <li>⑧ 災害廃棄物処理の応援</li> </ul>
受入れ体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の明確化に努める。</li> <li>② 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。</li> </ul>
応援受入れの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 応援の範囲又は区域の協議</li> <li>② 担当業務の協議</li> <li>③ 応援の内容の協議</li> </ul>

## 第6 地方公共団体等からの応援受入れ

【政策調整課・市民協働推進課・総務課・職員課・危機管理防災課・関係課】

市は、他の地方公共団体（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関を含む。）から専門的技術及び知識を有する職員を円滑に受け入れる体制を整備する。

応援体制の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 埼玉県及び他の都道府県からの応援</li> <li>② 相互応援協定を締結している市町からの応援</li> <li>③ 全国市長会からの応援</li> <li>④ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関からの応援</li> <li>⑤ 災害廃棄物処理の応援</li> <li>⑥ 応急対策職員派遣制度に基づく応援（対口支援）</li> </ul>
応援活動の種類と期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害救助に関する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）</li> <li>② 医療応援に関連する業務（例：医療班の提供等）</li> <li>③ 被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援等）</li> <li>④ 災害対応に関連する業務（例：避難場所運営、り災証明の発行、物資拠点の運営等）</li> <li>⑤ 災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入、職員の派遣〈事務の補助〉）</li> </ul>
受入れ体制の整備	<p>県及び防災関係機関との相互協力により、受入れ窓口を設置する。</p>
応援受入れの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 応援の範囲、区域及び制約条件の協議</li> <li>② 応援の内容、担当業務の協議</li> <li>③ 交通手段及び交通路の確保</li> </ul>

## 第7 公共的団体等からの応援受入れ

【政策調整課・市民協働推進課・関係課】

市は、所掌事務に関する公共的団体その他防災上重要な施設管理者との協力体制が十分発揮できるよう、相互の連絡を密にし、受入体制を整備する。

活動の例示	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること</li> <li>② 震災時における広報等に協力すること</li> <li>③ 出火の防止及び初期消火に協力すること</li> <li>④ 避難誘導及び避難場所内での救助に協力すること</li> <li>⑤ 被災者の救助業務に協力すること</li> <li>⑥ 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること</li> </ul>
受入れ体制の整備	県及び防災関係機関との相互協力により、受入窓口を設置する。
応援受入れの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 応援の範囲、区域及び制約条件の協議</li> <li>② 応援の内容、担当業務の協議</li> <li>③ 交通手段及び交通路の確保</li> </ul>

## 第8 要員確保

【政策調整課・市民協働推進課・職員課・関係課】

災害応急対策を実施する際に不足する労働力については、会計年度任用職員等を雇用して供給を図る。

労力の内容	<p>応急救助の実施に必要な会計年度任用職員等の雇用は、次の救助を実施するために不足する労力を補うために行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① り災者の避難</li> <li>② 医療及び救助における移送</li> <li>③ り災者の救出</li> <li>④ 飲料水の供給</li> <li>⑤ 救助用資材の整理、分配及び輸送</li> <li>⑥ 遺体の搜索</li> <li>⑦ 遺体の処理</li> <li>⑧ 緊急輸送道路の確保</li> </ul>
要員確保	会計年度任用職員等の求人は、直接又は公共職業安定所（ハローワーク）を通じて行う。
災害救助法が適用された場合の費用等	応急救助のための会計年度任用職員等の雇用に要した費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

## 第9 知事の指示による応援協力

【政策調整課・危機管理防災課・関係課】

知事から他市町村への応援の指示を受けた場合は、速やかに担当業務に応じる応援隊を組織し、被災市町村へ派遣する。

## 第2.2節 消防活動・応援受入れ

【◎加須消防署・危機管理防災課】

震災により災害が発生した場合は、被害を軽減するため、市は加須消防署と協力・連携するとともに消防団の全機能をあげて救援、救助活動を行い、迅速・効果的な応急対策に取り組む。

### 第1 実施責任者

市長

### 第2 実施担当者

加須消防署

### 第3 時系列対策

#### ■時系列活動項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 加須消防署による消防活動			
第5 消防団による消防活動			
第6 救出活動			
	第7 埼玉県下消防相互応援協定による応援出動の要請		
	第8 緊急消防援助隊への応援要請		

### 第4 加須消防署による消防活動

#### 1 避難地及び避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を最優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

#### 2 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い住宅密集地など、被害が拡大するおそれがある地域を優先して消防活動を行う。

#### 3 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

#### 4 市街地火災消防活動の優先

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災消防活動を優先する。

#### 5 重要対象物の優先

重要対象物（避難場所、医療機関、学校、介護施設等）周辺と他の一般市街地から同時に出火

した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

## 6 資機材の投入

震災発生後直ちに建設団体等に救出用資機材の貸与依頼を行い、消火活動・救出活動・避難者の検索活動において従事機関等からの提供要望に対応できる体制を整える。

## 7 連絡調整、地域・役割分担

- (1) 加須消防署及び警察署は、互いに調整し、自衛隊等を含めた消火活動・救出活動・避難者検索の区域分担を決定する。
- (2) 各部隊等は、不足人員や資機材を融通し合うとともに、「災害対策本部」に提供要請を行う。
- (3) 各部隊等は、自ら活動区域内において、消防団、市民、事業者等の協力を積極的に求めていく。
- (4) 各部隊等は、その管轄区域の救出方法を決定する。ただし、特殊技術を要する場合は、加須消防署に対し救助隊の派遣を要請する。
- (5) 救出活動の重複を避けるため、検索済のところは解るように印をつける。
- (6) 必要に応じて、消防、警察、自衛隊等の総括指揮機関を決める。

## 8 留意点

### (1) 臨機応変な消防活動

地震火災は、地震の大きさ、震源の位置、発生する時期、気象条件、その地域の市街地状況、消防水利や消防ポンプ自動車等の消防力の配備状況により被害の様相が異なり、臨機応変な応急対策とする必要がある。例えば、直下型地震では地震火災の被害地域がかなり限定されるので、周辺地域からの迅速かつ的確な消防応援が重要となる。南関東地震ではその被害地域がかなり広範囲にわたるので、自らの地域の限られた消防力を効果的に運用することが重要となる。

### (2) 地震による不測事態への応急対策

震災時には、断水による消火栓の支障、道路の陥没による通行支障及び電話の断線等による119番通報支障の消防活動の妨げとなる不測事態等が多発するので、それらを考慮した応急対策とする必要がある。

## 第5 消防団による消防活動

### 1 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は市民と協力して初期消火を図る。

### 2 消火活動

常備消防での対応が困難な地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは市民と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

### 3 救急救助

加須消防署による活動を補佐し、要救助者の救出救助と傷病者に対して応急処置を行い、安全な場所へ搬送する。

### 4 避難誘導

避難情報が発出された場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りつつ、市民を安全に避難させる。

### 5 情報の収集

加須消防署による活動を補佐し、早期の震災情報の収集を行う。

### 6 応援隊の受入れ準備

応援隊の受入れ準備及び活動地域の案内等を加須消防署と協力して行う。

## 第6 救出活動

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになる等の被災者に対し、救出活動を実施することは、初動活動の中で最優先されるべき活動である。

消防、警察その他の防災関係機関は、共に連携し、迅速かつ効果的な救出活動を推進する。

また、消防、警察、自衛隊等だけでの救出が難しい場合は、付近住民、自治協力団体、自主防災組織や事業所等からのマンパワーの提供、土木業者等からの重機等の貸与を受け、すべての力を結集して救出活動に当たる。

### 1 活動方針

救出活動・避難者の検索における活動方針は、次のとおりとする。

- (1) 現場の早期把握
- (2) 現場に対する人員の確保
- (3) 現場に対する救出用資機材の投入
- (4) 従事機関間の連絡調整・役割分担・地域分担
- (5) 避難者の名簿作成

### 2 人員確保

要救出現場に対する人員の確保は、以下の手順により実施する。

- (1) 消防職員の確保
- (2) 消防団員の確保
- (3) 警察職員の派遣要請
- (4) 自衛隊の派遣要請
- (5) 緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊（警察）の受入れ
- (6) その他機関等からの人員の投入
- (7) 医療機関との連絡調整

### 3 資機材の投入

地震発生後直ちに建設団体等に救出用資機材の貸与依頼を行い、救出従事機関等からの提供要

望に対応できる体制を整える。

#### 4 連絡調整、地域・役割分担

- (1) 加須消防署及び警察署は、互いに調整し、自衛隊等を含めた救出活動の区域分担を決定する。
- (2) 各救出従事機関は、不足人員や資機材を融通し合うとともに、災害対策本部に提供要請を行う。
- (3) 各救出従事機関は、自ら救出活動区域内において、消防団、市民、事業所等の協力を積極的に求めていく。
- (4) 各救出従事機関は、その管轄区域の救出方法を決定する。ただし、特殊技術を要する場合は、加須消防署に対し救助隊の派遣を要請する。
- (5) 救出活動の重複を避けるため、検索済の場合は解るように印をつける。
- (6) 必要に応じて、消防、警察、自衛隊等の総括指揮機関を決める。

#### 5 注意事項

- (1) 救出した傷病者は直ちに救急車でその症状に適合した救急病院等へ搬送する。  
傷病者多数の場合は、その状況を災害対策本部に通報し、さらに救急車の派遣を要請するものとするが、救急車の派遣が得られない時は、一般車両の協力要請を災害対策本部と協議して決定するなど、適宜な処置を行う。
- (2) 救出のために派遣出動を命ぜられた救出隊は、その主目的の活動が完了した場合は、別の災害地への出動体制を速やかにとる。

### 第7 埼玉県下消防相互応援協定による応援出動の要請

管内の消防力で十分な活動が困難である場合には、近隣の消防本部及び消防組合へ応援要請を行うとともに、埼玉県下消防相互応援協定に基づき、地域代表消防機関の長に応援を要請する。

#### 1 応援要請の手続

市長（本部長）は、応援を要請するときは、次の事項を明らかにして地域代表消防機関の長に電話等により要請する。また、風水災害が甚大で応援要請ができない場合は、地域代表消防機関の長の判断により、被害状況の調査を行い、応援の有無について、市長（本部長）又は加須消防署長と協議の上決定する。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 震災の種別</li><li>② 震災発生場所及び被害の状況</li><li>③ 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動内容</li><li>④ その他必要な事項</li></ol> |
|--|

#### 2 応援部隊の受入れ体制

県下応援部隊の円滑な受け入れを図るため、加須消防署等は、必要に応じ応援部隊の誘導員を配置するとともに、活動に必要な情報を提供し、受入体制を整える。

- (1) 応援部隊の人員、機材数、責任者等の確認
- (2) 応援部隊に対する仮眠施設等の手配

## 第8 緊急消防援助隊への応援要請

市長（本部長）は、自地域の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応が困難であると判断した場合には、知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

### 1 応援要請の手続

応援を要請するときは、次の事項を明らかにして知事に電話等により要請する。ただし、知事に連絡をとることができない場合は、消防庁長官に対して要請する。

また、市長（本部長）からの応援要請がない場合においても、知事は、埼玉県代表消防機関（さいたま市消防局）等の情報により、緊急消防援助隊の応援が必要なときは、消防庁長官に対して応援要請する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害発生日時・場所</li> <li>② 災害の種別・状況</li> <li>③ 人的・物的被害の状況</li> <li>④ 必要応援部隊の種別・隊数</li> </ul> |
|---|

### 2 緊急消防援助隊指揮支援本部の設置

緊急消防援助隊指揮支援本部を、加須消防署に設置する。

### 3 緊急消防援助隊応援活動調整本部への職員派遣

県に緊急消防援助隊応援活動調整本部が設置された場合は、消防職員を派遣する。

### 4 緊急消防援助隊の受入れ体制

緊急消防援助隊の円滑な受入れを図るため、進出拠点に市職員又は消防職員等の誘導員を配置し連絡体制を確保するとともに、活動に必要な情報を提供する。

- (1) 応援部隊の人員、機材数、責任者等の確認
- (2) 耐震性を満たした活動拠点等の確保

### 5 自衛隊・緊急消防援助隊の受入先・活動拠点等の候補地

災害時の状況に応じて当該受入先等を、両者と市及び消防署とで協議・調整して決定する。

受入先・活動拠点	加須文化・学習センター（パストラルかぞ）、騎西総合公園（ふじアリーナ）※ 両施設とも建物（2階含む）・駐車場
野営可能場所	加須文化・学習センター（パストラルかぞ）駐車場、騎西総合公園（ふじアリーナ）駐車場、環境科学国際センター駐車場、北川辺中学校、伊賀袋水防拠点、栄防災拠点、大利根運動公園
防災ヘリポート	市民運動公園（陸上競技場）、平成国際大学、大越水防拠点、騎西中央公園、北川辺中学校、伊賀袋水防拠点、大高島地区河川防災ステーション、大利根運動公園（野球場及び自由広場）、新川通地区河川防災ステーション

ドクターヘリ離着陸場所	大越小学校、加須北中学校、樋遣川小学校、三俣小学校、加須平成中学校、加須東中学校、水深小学校、加須南小学校、礼羽小学校、志多見小学校、田ヶ谷サン・スポーツランド、鴻荃小学校、騎西特別支援学校、騎西中央公園、北川辺西小学校、市民運動公園（陸上競技場）、北川辺中学校、大利根東小学校、豊野小学校、原道小学校、大利根運動公園（野球場及び自由広場）
※その他の離着陸場所	広い空地で、災害緊急的に離着陸が可能な場所

## 6 注意事項

- (1) 救出した傷病者は直ちに救急車、ヘリコプター等で、その症状に適合した救急病院等へ搬送する。  
傷病者多数の場合は、その状況を災害対策本部に通報し、さらに救急車の派遣を要請するものとするが、救急車の派遣が得られない時は、一般車両の協力要請を災害対策本部と協議して決定するなど、適宜な処置を行う。
- (2) 救出活動・避難者検索のために派遣出動を命ぜられた救出隊は、その主目的の活動が完了した場合は、別の災害地への出動体制を速やかにとる。

**第23節 自衛隊派遣要請**

【◎政策調整課・危機管理防災課・総務課・職員課】

震災に際して人命又は財産の保護を図るため必要があると認める場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣要請を依頼する。

**第1 実施責任者**

市長

**第2 実施担当者**

総合政策部長

**第3 時系列対策**

■時系列活動項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 派遣要請			
	第5 受入れ体制		
	第6 派遣部隊の活動内容		
		第7 派遣部隊の撤収	
		第8 経費の負担区分	

**第4 派遣要請**

【政策調整課】

市長（本部長）は、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

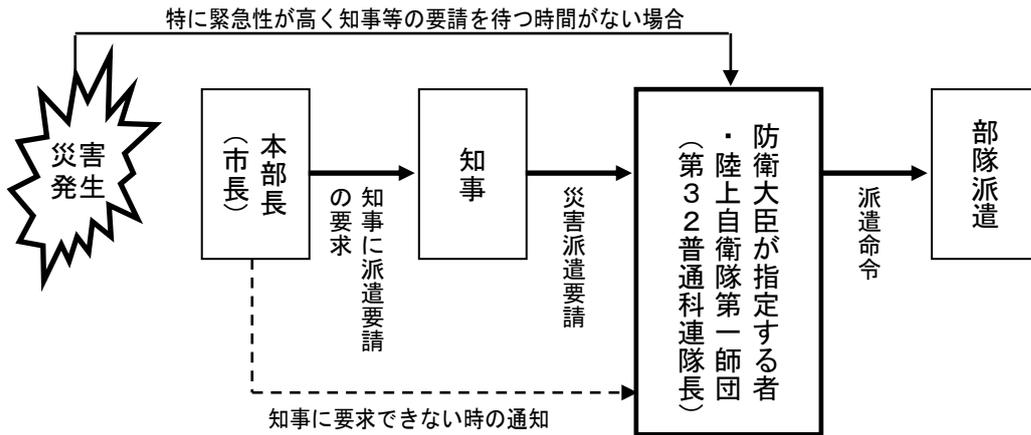
災害派遣要請は、原則として人命及び財産の救援のため必要であり、かつ、その実態がやむを得ないと認めるもので、他の要員を確保する組織等がない場合に行う。

具体的な派遣要請基準は、以下に示すとおりとする。

**1 派遣要請基準**

- (1) 災害に際して、人命身体及び財産の保護のために緊急を要し、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

## 2 要請手続き



市長（本部長）が知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合で文書をもってすることができないときは、電信、電話等で行う。この場合は事後所定の手続きを速やかに行う。

提出先	埼玉県危機管理防災部危機管理課
提出部数	1部
記載事項	① 震災の状況及び派遣を要請する事由 ② 派遣を必要とする期間 ③ 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概要 ④ 派遣を希望する区域及び活動内容 ⑤ その他参考となるべき事項

緊急避難又は人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合は、直接最寄りの部隊に通報する。この場合は事後所定の手続きを速やかに行う。

通報先	陸上自衛隊 第32普通科連隊（大宮） 第3科長（時間内） 部隊当直司令（時間外）TEL048(663)4241 内線 435・437（時間外 402）
-----	--

## 第5 受入れ体制

【職員課・総務課】

### 1 受入れ

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- ① 派遣された部隊が効率的に活動できるよう活動拠点、ヘリポート及び野営場所等を準備し、部隊へ通報する。
- ② 派遣部隊との連絡職員（職員課長）を指名する。
- ③ 活動期間中は現場に責任者（総務課長）を置き、自衛隊現地指揮官と協議して活動の推進を図る。
- ④ 派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機（器）材は、できる限り市で準備し、速やかに活動できるよう努める。

## 2 自衛隊・緊急消防援助隊の受入先・活動拠点等の候補地

災害時の状況に応じて当該受入先等を、両者と市及び消防署とで協議・調整して決定する。

受入先・活動拠点	加須文化・学習センター（パストラルかぞ）、騎西総合体育館（ふじアリーナ）※ 両施設とも建物（2階含む）・駐車場
野営可能場所	加須文化・学習センター（パストラルかぞ）駐車場、騎西総合公園、環境科学国際センター 駐車場、北川辺中学校、伊賀袋水防拠点、栄水防災拠点、大利根運動公園
防災ヘリポート	市民運動公園（陸上競技場）、平成国際大学、大越水防拠点、騎西中央公園、北川辺中学校、伊賀袋水防拠点、大高島地区河川防災ステーション、大利根運動公園（野球場及び自由広場）、新川通地区河川防災ステーション
※その他の離着陸場所	広い空地で、災害緊急的に離着陸が可能な場所

## 第6 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の活動内容は、概ね次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等の状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難者の誘導、輸送	避難情報が発令され、避難、立退き等が行われる場合、必要があるときは避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索、救助	行方不明者、傷病者等が発生した場合、通常、他の救助活動に優先して捜索活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車、その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる（消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路の啓開等	道路又は水路が損壊し、又は障害物により本来の機能に支障が生じている場合、それらの啓開作業に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
通信支援	通信施設等が被害を受けた場合、通信支援に当たる。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水支援	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付け又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類や爆発物等の危険物の保安措置及び除去を実施する。

災害廃棄物の処理	被災住家等の汚泥・家具等の除去及び廃棄物の運搬・処理等を実施する。
その他	<p>その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。</p> <p>災害対策本部長、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊は災害対策本部長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。</p>

## 第7 派遣部隊の撤収

災害派遣部隊の撤収は、市長（本部長）が当該派遣部隊の長と協議して知事に要請する。

## 第8 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として本市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

### 1 負担経費

- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- (4) 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議する。

## 第24節 救急救助・医療救護活動

【◎いきいき健康医療課・国保年金課・すくすく子育て相談室・加須消防署】

大規模地震は、広域あるいは局地的に救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、平成27年4月20日に災害時における医療救護活動に関する協定を締結した、加須医師会・加須市歯科医師会・加須市薬剤師会と救急救助の初動体制を確立し、各防災関連機関及び地域の自主防災組織との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を行う必要がある。

また、震災による医療施設の損壊によって、医療機能が失われ処置を受けられない場合は、応急処置を行い、被災者の保護に万全を図る。さらに、より迅速、円滑に活動するためにも、医療資機材・衛生備品や医薬品、保存血液等の確保と供給への体制を構築する。

### 第1 実施責任者

市長

### 第2 実施担当者

健康スポーツ部長

### 第3 時系列対策

#### ■時系列活動項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 活動時における留意事項			
第5 救急救助			
第6 傷病者搬送			
第7 医療・助産救護			
第8 保存血液等の供給			
第9 医療施設利用者等の安全確保			

### 第4 活動時における留意事項

#### 1 効率的な出動・搬送体制の整備

大規模地震発生時には、骨折、失血及び火傷等の傷害の種類も多く、また、救命処置を必要とする重症者から軽症者まで、様々な処置、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、埼玉東部消防組合加須消防署と連携し、効率的な出動体制、搬送体制を整備する。

#### 2 柔軟な救急救助・医療救護の実施

大規模地震発生時には、医療機関そのものも被災し、医療行為を実施できない状態になる可能性がある。また、搬送経路となるべき道路の通行にも支障が出ると考えられるため、医療機関の選定や搬送経路の決定は、被災状況に則して柔軟に対応する。

### 3 医師会、防災機関等との連携

各地域における傷病者、死者の被害状況及び医療機関の被災状況等について、いかに速く正確に把握し、関係機関が連携し医療救護活動を迅速かつ効率的に実施できるよう、平時から加須医師会、加須市歯科医師会、加須市薬剤師会、加須保健所及び防災機関と災害医療救護連絡調整会議を設置し、情報収集及び医療救護等への連携体制を構築する。

## 第5 救急救助

【加須消防署】

### 1 救急救助における活動

#### (1) 救急処置及び救助

救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、加須医師会及び防災機関等と連携の上、救急救助活動を実施する。

#### (2) 救急救助の優先

同時に多数の救急救助が必要となる場合は、災害発生現場及び重篤傷病者の発生場所を優先した救急救助活動を行う。

また、生命に及ぼす影響が少ない傷病者が、同時に多数の救急救助を必要とする場合は、多数の人命を救護できる救命効率の高い現場を優先して、効果的な救急救助活動を行う。

### 2 救急救助における出動

救命効率を確保するため、救急救助の必要な現場へは努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。

救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命の処置を要する重傷者を優先して出動する。

### 3 応援要請

同時に多数の救急救助が必要となり、埼玉東部消防組合では対応困難な場合は、知事に、埼玉県災害派遣医療チーム（埼玉DMAT等）及び、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）等の出動、状況に応じた埼玉県済生会加須病院をはじめとした災害拠点病院（県内22病院）での受け入れ等を要請する。

### 4 災害救助法が適用された場合の経費等

災害救助に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

## 第6 傷病者搬送

【加須消防署・いきいき健康医療課・国保年金課】

### 1 傷病者搬送の手順

#### (1) 傷病者搬送の判定

消防職員（救急隊等）又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージの実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

※ トリアージとは、災害発生に伴う多数の傷病者を、重症度と緊急性によって分類し、治療の優先度を決定すること。

#### (2) 傷病者搬送の要請

ア 県、市及びその他関係機関に搬送用車両の手配を要請する。

イ 重傷者等の場合は、必要に応じて県及び自衛隊等に対し、ヘリコプター等の搬送手段の手配を要請する。

#### (3) 傷病者の後方医療機関への搬送

傷病者搬送の要請を受けた県、市及びその他関係機関は、予めトリアージにより定められた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受入れ体制を充分確認の上、搬送する。

### 2 傷病者搬送体制の確立

#### (1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被災状況、空き病床数など、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報の把握を行い、災害時医療情報体制を確立する。

#### (2) 搬送順位

地域ごとの医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、おおよその搬送順位を予め決定する。

さらに震災時は、医療機関の被災情報や搬送経路等様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

#### (3) 搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合、柔軟な後方医療機関への搬送経路を検討する。

#### (4) ヘリコプター搬送

ヘリコプター離発着スペースを考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を予め確立する。

## 第7 医療・助産救護

【いきいき健康医療課・国保年金課・すくすく子育て相談室】

### 1 医療・助産救護活動

#### (1) 医療救護活動の支援

原則として、診療可能な医療機関は、傷病者の受け入れ体制を整え診療を継続する。また、ライフライン関連施設等の被害により、院内での診療行為の継続が不可能な医療機関は、被災地に設置される救護所やその他の診療可能な医療機関へ医療スタッフを派遣するとともに、医療用資機材、医薬品の供給など、医療救護活動を支援する。

(2) 医療・助産救護活動

市長（本部長）は、必要に応じ加須医師会等に要請の上、医療救護班を編成し、震災の程度に即応した医療・救護活動を行う。

■医療救護班の活動

<p>医療救護所の開設</p>	<p>発災直後、傷病者が多数発生し、次の状況が想定される場合、医療機関等に協力を要請し、保健センター等に医療救護所を開設する。</p> <p>① 医療機関が被災し、その機能が低下又は停止する場合                  ② 傷病者が多数で、医療機関だけでは対応できない場合                  ③ 被災地から医療機関への傷病者の後送に時間を要する場合</p>
<p>医療救護所候補施設</p>	<p>① 加須保健センター（諏訪1丁目3-6）                  ② 騎西健康福祉センター（騎西36-1）                  ③ 北川辺健康福祉センター（柳生66-1）                  ④ 大利根健康福祉センター（琴寄901-1）                  ⑤ 国民健康保険北川辺診療所（柳生66-1）                  ⑥ 震災時避難場所（必要に応じて）</p>
<p>班編成</p>	<p>医療救護班の編成は医師、看護師、その他の医療従事者及び関係機関、市職員とする。</p>
<p>業務内容</p>	<p>① 傷病者に対する応急処置                  ② 傷病者の重傷度の判定（トリアージの実施）                  ③ 搬送不能で生命への危険性が高い重傷者に対する医療                  ④ 軽症者に対する医療                  ⑤ カルテの作成                  ⑥ 医薬品等の補給や医療救護等の派遣要請                  ⑦ 救護                  ⑧ 心のケア                  ⑨ 死亡の確認                  ⑩ 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）</p>

(3) 協力要請

災害の程度により市の能力をもって十分でないとき、又は災害救助法適用後による医療・救護の必要があると認めるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

(4) 資機材等の調達・確保

市内医療機関等の協力を得て医療救護活動に必要な医薬医療用資機（器）材、医薬品、輸血用血液等の調達・確保を行う。

2 県への医療救護の応援要請

市長（本部長）は、震災により傷病者が多数発生し、医療救護への応援が必要であると認めるときは、埼玉県災害時医療救護基本計画（令和2年3月）に基づき、地域対策会議（加須保健所）を通じて知事に保健医療活動チームの派遣を要請する。

3 精神科救急医療

被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、県、加須保健所及び精神科医療機関の協力を得て、適切な診療体制を確保する。

#### 4 災害リハビリテーション

被災者の早期自立生活の回復や災害関連死予防のため、災害時に被災者が心身の健康を回復し、自立した生活を取り戻すための支援を関連機関に依頼する。

#### 第8 保存血液等の供給

輸血用の血液、血液製剤が必要な場合は、県を通じ、血液センターや日本赤十字埼玉県支部等に供給を依頼する。

#### 第9 医療施設利用者等の安全確保

市は、避難情報を発令するとき又はしたときは、医療施設利用者の生命・身体・財産の安全を確保するため、その責務のある各医療施設の所有者又は管理者に対し、適切な避難対策を実施する旨を連絡する。

医療施設の所有者又は管理者は、市からの連絡を受けたときは、施設利用者を適切に避難誘導し安全を確保するとともに、平時から利用者等の避難確保のための計画の作成及び避難訓練を実施する。

第25節 災害警備対策

【◎加須警察署・交通防犯課・市民協働推進課】

震災が発生した場合において、様々な社会的混乱及び交通の混乱の発生が懸念される。このため市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、各種犯罪の予防、交通秩序の維持、その他の安全と社会秩序の維持に努める。

第1 時系列対策

■時系列活動項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第2 警察による警備体制			
第3 警察による警備活動			
第4 市民・自治協力団体（自主防災・防犯組織）・事業者等による防犯及び保安対策			

第2 警察による警備体制

管内に震災が発生した場合は、震災の種別、規模等に応じて加須警察署長を本部長とする現地警備本部を設置する。

ただし、震災が軽微な場合、その他特に必要がないと認められる場合は、当該警備本部を置かないものとする。

第3 警察による警備活動

1 初動体制下における活動

- (1) 震災に関する情報の収集及び伝達
- (2) 関係機関との連絡
- (3) 警備体制の強化
- (4) 装備資機材の整備

2 警戒体制下における活動

上記1に掲げる活動のほか、次に掲げる各号の活動を行う。

- (1) 現地災害警備本部の設置
- (2) 警備要員の招集
- (3) 管内状況の把握
- (4) 警報の伝達に対する協力
- (5) 応急対策に支障となる工作物等の除去
- (6) 避難等の指示又は警告及び避難者等の誘導

3 非常体制下における活動

上記1、2に掲げる活動のほか、次に掲げる各号の活動を行う。

- (1) 初期の活動

- ア 人命救助及び傷病者の救護
  - イ 被害状況等の調査及び報告
  - ウ 交通規制
  - エ 広報
- (2) その後の活動
- ア 行方不明者の捜索と検視（見分）
  - イ 犯罪の予防及び検挙
  - ウ 漂流物等の処理
  - エ 他の機関の行う救助活動及び防御活動に対する協力

#### 4 保安及び防犯対策

##### (1) 保安措置

火薬類、高圧ガス、放射性物質、石油類貯蔵施設等の大規模災害発生要因を有する施設に対しては、重点的に警備部隊を派遣し、警戒線の設定等を実施するとともに、危険物災害の予防、拡大防止や鉄砲刀剣類の販売業者や所有者に対する適切な指導に努める。

##### (2) 防犯措置

被災地における各種犯罪の未然防止を期するため、警らの実施、検問所・防犯連絡所等を設置するとともに、防災関係機関と緊密に連絡し、自警心の喚起、被災関係者の行方不明者捜索、死傷者確認に対する便宜等の措置により、市民の不安感の解消と民心の安定に努める。

##### (3) 犯罪予防

市民が避難した地域に対しては、状況の許す限り、警ら、検問所の設置等を行い、遺留財産の保護その他犯罪の予防に努める。

##### (4) 避難場所の犯罪予防

関係防災機関及び職域団体の責任者等と密接に連絡し、避難場所内の秩序保持について協力を求め、避難場所内の犯罪の予防や取り締りに当たる。

## 第4 市民・自治協力団体（自主防災・防犯組織）・事業者等による防犯及び保安対策

### 1 防犯対策

市内に震災が発生した場合は、各自・各家庭はもとより、市民、自治協力団体（自主防災・防犯組織）もしくは事業者等において、次の事項の防犯に備える。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 非常用持出品・備蓄品の確保 ※ 貴重品や個人情報書類等を含む</li> <li>② 戸締りや施錠</li> <li>③ 緊急時連絡先（予め連絡先電話番号の登録・メモの控え）や緊急時の連絡手段（携帯電話等及び充電）の確保<br/>※ 171 災害用伝言ダイヤルや携帯電話災害用伝言サービスの活用</li> <li>④ 自治協力団体（自主防災・防犯組織）と協力し近所の見回りや自主警備・避難の支援</li> <li>⑤ 情報発信（防災無線・防災ラジオ・防災アプリ・かぞホッとメール・SNS等）</li> </ul> |
|--|

## 2 保安対策

### (1) 防犯対策

被災地における各種犯罪の未然防止を期するため、警察署や消防署等と連携し、自主的な見回りの実施、自治協力団体（自主防災・防犯組織）内の防犯担当者を確認するとともに、他防犯関係機関と緊密に連絡し、自警心の喚起、被災関係者の行方不明者捜索など、地域の防犯上の不安解消・安定に努める。

### (2) 遺留品の保護等

避難した地域に対しては、警察署や消防署等が中心に警ら・見回り等による防犯活動と合わせて、できる限り、事前に、警察署や消防署等と情報交換するなど協力して当該地域の遺留財産の保護その他犯罪の予防に努める。

### (3) 避難場所の犯罪予防

避難場所に避難した場合も、避難者に対し避難場所内の秩序保持について協力を求め、避難場所内の犯罪の予防や取り締りに当たる。

## 第26節 自治協力団体（自主防災組織）及び防災士との連携

【◎市民協働推進課・政策調整課・危機管理防災課・関係課】

大規模地震が発生した場合には、自助・共助・公助の役割・機能をそれぞれが迅速・的確に発揮して災害に対応していく。災害時は、特に被害情報の収集・共有や避難誘導や避難行動が重要な取り組みとなる。

災害対策本部では、各地区の被害や避難状況等について、自治協力団体（自主防災組織）及び防災士との連携により収集し、迅速かつ適切に災害への対応を図る必要がある。

また、避難場所の運営など、様々な面で自治協力団体（自主防災組織）の協力は欠かせないものとなる。

### 第1 実施責任者

市長

### 第2 実施担当者

総合政策部長

### 第3 時系列対策

#### ■時系列対策項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4	避難状況等の収集・報告依頼・共有		
第5	復旧期までの災害対応の協力依頼		
第6	避難場所運営の協力依頼		

### 第4 避難状況等の収集・報告依頼・共有

発災後も引き続き、自治協力団体（自主防災組織）と連携し、避難状況等の収集・共有を行うとともに、各地域・地区内の被害状況について可能な限りの報告を依頼する。

担当窓口	総合政策部市民協働推進課
連絡方法	電話、FAX、及び災害地区支援班による伝令
必要とする主な情報（例）	① 人命救助に係る情報（倒壊家屋、火災、災害時要援護者の救出・搬送等、警備等） ② 災害広報の協力の可否（ちらしの配布や隣組等への周知） ③ 家屋等の被害状況に係る情報 ④ 農・工・商業施設等の状況等 ⑤ 災害時要援護者の安否及び搬送依頼に係る情報 ⑥ 道路・公園・橋梁・水路・街路樹等の被害状況に係る情報 ⑦ 上下水道の被害状況に係る情報

### 第5 復旧期までの災害対応の協力依頼

発災後の災害対応について、時期や地域の実情、被害の状況に応じ可能な限りで、以下の内容について自治協力団体（自主防災組織）に協力を依頼する。

協力要請事項	内容
給水・給食	震災時避難場所に避難誘導できない方に応急的に水や食料を配給
災害廃棄物処理	緊急対応組織の確立、災害廃棄物及び一般家庭ごみのごみ出し方法並びに集積所及び仮置場情報の周知並びに処理・集積の協力

### 第6 避難場所運営の協力依頼

必要に応じ自治協力団体（自主防災組織）及び防災士に対し、以下の内容について可能な限りの避難場所の運営に係る協力を依頼する。

震災時避難場所 運営協力要請内容	① 市職員（避難場所配置の災害地区支援班）との連携 ② 避難者の支援、安否確認 ③ 救援物資の支給援護 等
---------------------	---

## 第27節 民生委員・児童委員との連携

【◎地域福祉課・子育て支援課・危機管理防災課・各福祉健康担当】

避難場所への避難誘導や避難場所の運営など、様々な面で民生委員・児童委員の協力は欠かせないものとなる。

災害対策本部では、各部からの道路等や各公共施設の被害情報と併せて、各地域の被害情報について、民生委員・児童委員との連携により収集し、適切に災害対応を図る。

### 第1 実施責任者

市長

### 第2 実施担当者

福祉部長

### 第3 時系列対策

#### ■時系列活動項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 避難状況等の収集・報告依頼・共有			
第5 災害対応の協力依頼			

### 第4 避難状況等の収集・報告依頼・共有

自治協力団体（自主防災組織）と連携し、避難状況等の収集・共有を行うとともに、各地域・地区内の被害状況について可能な限りの報告を依頼する。

### 第5 災害対応への協力依頼

#### 1 震災時避難場所運営への協力依頼

必要に応じて民生委員・児童委員に、可能な限り、以下の内容について避難場所の運営に係る協力を依頼する。

避難場所運営協力 要請内容	① 市職員（避難場所配置の災害地区支援班）との連携 ② 避難者の誘導 ③ 災害時要援護者等の支援，安否確認 ④ 福祉避難スペース対応 ⑤ 福祉避難所への移送補助 ⑥ 救援物資の支給援護 ⑦ 避難者の受入れ ⑧ 避難者カードの配布・名簿の作成 等
------------------	---

## 2 被災者への生活支援等への協力依頼

発災後、民生委員・児童委員は、市の対応を待たず、可能な限り、住民の安否確認や見守り、情報の収集活動にあたる。

また、市が該当地域に対する具体の応急・復旧対策を始めた際は、市は民生委員・児童委員に対し、その旨を報告するとともに、地域の実情に応じた応急対応について協力を依頼する。

<p>安否確認・見守り活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 各民生委員・児童委員が担当する地域・地区内の災害時要援護者の可能な限りの安否確認</li> <li>② 避難場所等での配慮が必要な住民や、ライフラインが停止した状態でも、在宅等で生活せざるを得ない住民の見守り活動。</li> <li>③ 人の力では対応できない人命救助事態が発生した場合、直ちに消防に連絡。</li> </ul>
<p>情報収集・報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 日頃の委員活動を基礎にしながら、担当する地域・地区内の避難者や地域住民の生活状況を把握。</li> <li>② 市や社会福祉協議会等の関係機関と連携し、支援が必要な方に必要な支援が届くように繋げる。</li> </ul>

## 第28節 災害ボランティアセンターの設置

【◎社会福祉協議会・市民協働推進課・地域福祉課・障がい者福祉課】

災害規模に応じたボランティア（一般及び専門活動）の呼びかけと、受け入れを円滑に行うため、災害対策本部との連携協力のもと、加須市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル（平成26年12月）に基づき、災害ボランティアセンターの設置・運営を行う。

### 第1 実施責任者

市長

### 第2 実施担当者

社会福祉協議会 事務局長

### 第3 時系列対策

#### ■時系列活動項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 災害ボランティアセンターの設置・運営			
	第5 ボランティア活動の種別		
	第6 災害ボランティアセンターの活動業務		
	第7 ボランティア関係機関等とのネットワーク化		

### 第4 災害ボランティアセンターの設置・運営

災害ボランティアセンターの設置・運営は、社会福祉協議会が主体となり、市、公共的団体及びボランティア団体、日本赤十字社埼玉県支部、埼玉県社会福祉協議会等との連携のもと、効果的なボランティア活動が実施されるよう関係機関との連絡調整等を図る。

### 第5 ボランティア活動の種別

ボランティアの種別は、概ね次のとおりである。

- ① 一般活動：炊き出し、清掃、救援物資の仕分、ボランティアの送迎等の活動
- ② 専門活動：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救護、メンタルケア、保育、介護、外国語通訳、手話等の活動
- ③ ボランティアコーディネート業務等の活動
- ④ 災害廃棄物の分別・運搬
- ⑤ 避難場所の運営支援

## 第6 災害ボランティアセンターの活動業務

### 1 災害ボランティアセンター活動拠点

ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターは、加須市社会福祉協議会事務所とする。

なお、災害ボランティアセンターに不足等がある場合は、災害対策本部は、ボランティアの拠点となる施設の提供の他、災害情報や資材の提供を行う。

### 2 災害ボランティアセンターの業務

災害ボランティアセンターの設置・運営は、社会福祉協議会が主体となり、市等との連携のもと、次の業務を行う。

- ア ボランティア受入業務
- イ 支援ニーズ把握業務
- ウ 支援活動マッチング業務
- エ 送り出し業務
- オ 資材調達・貸出業務
- カ 会計・情報担当業務
- キ 県関係機関への支援要請
- ク その他ボランティア活動に必要な業務

### 3 ボランティアの受入れ

専門ボランティアの受入れ要請は、災害対策本部での方針決定に基づき行うものとする。

一般ボランティアの受入れは、災害ボランティアセンターに窓口を設け、実施するものとする。

また、災害ボランティアセンターは、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

## 第7 ボランティア関係機関等とのネットワーク化

ボランティアを円滑に受け入れるため、日頃からボランティア関係機関、各種ボランティア団体及び地域市民活動団体等とのネットワーク化の推進に努める。

## 第29節 防疫対策

【◎いきいき健康医療課・環境政策課】

被災地域・地区において発生するおそれのある感染症の予防及び病原菌発生の防止対策を実施する。

### 第1 実施責任者

市長

### 第2 実施担当者

健康スポーツ部長

### 第3 時系列対策

#### ■時系列活動項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
	第4 り災家屋等の衛生確保		
第5 感染症が発生した場合の対応			

### 第4 り災家屋等の衛生確保

#### 1 り災家屋等の消毒

ア 環境班は、各所有者に対し、り災家屋等の消毒を行うように要請する。なお、必要に応じて備蓄消毒薬品を希望するり災家屋等の所有者に配布する。

イ 環境班は、消毒が必要な箇所について、り災家屋等の消毒を所有者自ら行うことができない場合は、自治協力団体や自主防災組織に消毒を要請し環境班とともに消毒を行う。

ウ 緊急を要するときは、環境班が消毒を行う。

#### 2 衛生の保持

環境班は、市民に対して、家屋内外、トイレ等の衛生保持を要請する。

#### 3 り災害家屋等に使用する消毒薬品

クレゾール石けん（便所(汚水)）、逆性石けん(室内)、消石灰(床下、屋外)、ネオラック（屋内、手指、施設）、スミチオン（害虫駆除（屋外）等）

#### 4 り災害家屋等に使用する消毒薬品の保管等

ア 消毒薬品は、環境政策課及び各地域振興課に保管する。

イ 消毒薬品が不足した場合の調達は、加須市薬剤師会と連携して行う。

#### 5 消毒機材等

消毒機材（噴霧器等）が必要な場合は、協定を締結している事業所の消毒機材等を使用する。

## 第5 感染症が発生した場合の対応

### 1 感染症の対応

（り災直後の外傷からの破傷風、汚泥・汚水によりレプトスピラ症等、避難場所でのコロナウイルス、インフルエンザ、感染性胃腸炎等）

ア 医療班は、医師会等医療関係機関に対し感染症について情報提供を要請する。

イ 衛生班は、感染症に対応するため、加須保健センター及び各健康福祉センターに保健室又は感染症対応室を設置し、保健師を配置する。保健師は、感染者の介護・観察等を行う。また感染のおそれのある避難者の相談に応じる。

ウ 衛生班は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための緊急の必要があると認めたときは、県保健所及び医師会等医療機関に対し、健康診断、予防接種を依頼する。

エ 衛生班は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、避難場所等の消毒を、各施設管理者に要請する。

オ 緊急を要するときは、衛生班が消毒を行う。

### 2 衛生の保持

衛生班は、市民に対して、マスクの着用、手洗い、うがい、消毒、密集、密接、密閉のいわゆる三密回避等を要請する。

### 3 使用する消毒薬品

エタノール、塩素系の消毒薬品

### 4 感染症の消毒薬品の保管

ア 衛生用品は、市の防災倉庫、志多見保管庫、各避難場所物置に保管する。

イ 消毒薬品が不足した場合の調達は、加須市薬剤師会と連携して行う。

### 5 県への要請

衛生班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条の感染症の発生が確認された場合、県に対応を要請する。

法で分類された感染症			
1類	エボラ出血熱、ペストなど	4類	E型肝炎、黄熱など
2類	急性灰白髄炎、結核など	5類	インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、麻しんなど
3類	コレラ、細菌性赤痢など	指定感染症	—

### 6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による搬送先

名 称	所 在 地
第2種感染症指定医療機関 埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳 1680 番地

**第30節 飲料水の供給**

【◎水道課・下水道課・観光振興課】

震災時に市民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に重要な飲料水の確保及び迅速な供給を実施する。

**第1 実施責任者**

市長

**第2 実施担当者**

上下水道部長

**第3 時系列対策**

■時系列活動項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 供給対象者、給水目標及び飲料水の供給方法			
第5 上水道施設の応急復旧対策			

**第4 供給対象者、給水目標及び飲料水の供給方法**

**1 供給対象者**

震災による家屋の倒壊、火災やその他の非常災害発生の場合における飲料水の供給対象者は、次のとおりとする。

- ア 震災により、水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
- イ 被災現場で救助作業、災害防止作業、緊急応急復旧作業等に従事する者で、飲料水の供給を必要とする者

**2 給水目標**

発災から3日目までは、ペットボトル水の配布、受水槽からの給水、給水タンク（車）、ポリタンク・非常用飲料ポリ袋に加え、県営水道の空気弁に設置する応急給水装置により飲料水の供給を行うものとし、1人1日3リットル（最低必要量）、4日目以降は復旧状況に応じ段階的に給水量を増加する。また、最低必要量の水を確保できないときは、関係機関等に速やかに応援を要請する。

**3 飲料水の供給方法**

(1) 応急給水の対象（64施設）

病院等の緊急に水を要する施設や高齢者、障がい者等の災害時要援護者の施設、震災時避難場所を対象に供給する。

- ア 病院・診療所（8施設）
  - ・ 6 病院（埼玉県済生会加須病院、中田病院、十善病院、不動ヶ丘病院、騎西病院、加須東病院）
  - ・ 3 診療所（本町福島クリニック、スピカレディースクリニック、西山救急クリニック）
- イ 高齢者施設等（33施設）
  - ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 10施設
  - ・ 介護老人保健施設 3施設
  - ・ 認知症高齢者グループホーム 8施設
  - ・ 養護老人ホーム 1施設
  - ・ 有料老人ホーム 6施設
  - ・ サービス付き高齢者向け住宅 3施設
  - ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス） 1施設
  - ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 1事業所
- ウ 障がい者施設（8施設）
  - ・ グループホーム 8施設
- エ 震災時避難場所（23箇所）

※資料第8「防災活動拠点一覧」

(2) 応急給水の広報

給水場所、給水時間等について、きめ細かく広報車により広報する。

(3) 応急給水の水源

震災による浄水場施設の稼働停止や停電等により県水の受水が困難な場合を想定し、比較的強固な配水池（PCタンク）を応急給水の水源とする。なお、PCタンクに整備された緊急時用給水装置により取水する。

また、浄水場が復旧稼働した時及び県水の受水が再開した時は、PCタンクに補水し応急給水に対応するとともに、県営水道の空気弁に設置する応急給水装置より取水する。

浄水場名	PCタンク容量 (m <sup>3</sup> )		平常時目標 貯水量<80%>(m <sup>3</sup> )		推計給水 対象人口 (人)	応急給水 可能日数 (日)
久下浄水場	6,000	20,200	4,800	16,160	67,200	7
睦町浄水場	5,600		4,480			
北部浄水場	8,600		6,880			
騎西第2浄水場	8,100		6,480		19,100	
北川辺中央浄水場	5,140		4,110		11,500	
大利根第3浄水場	4,400		3,520		13,600	
合計	37,840		30,270		111,400	

※ 供給可能日数は、震災発生から3日までは、3リットル/人・日、4～7日目までは20リットル/人・日、8日～14日目までは250リットル/人・日で、地域ごと（緊急時用連絡管を使用しない）に設定している。

## (4) 応急給水方法

## ア 給水所の開設

- ・避難場所内に給水所を開設し、災害地区支援班又は学校の教職員が給水する。
- ・避難場所で受水槽を有する施設（加須南小学校除く）は、施設内に保管された仮設給水栓を受水槽に取り付け給水する。
- ・避難場所で受水槽を有しない施設は、給水タンク（車）及びポリタンク（20リットル）・非常用飲料ポリ袋により給水する。
- ・災害用井戸の水は、飲料水以外として給水する。
- ・県営水道の空気弁に設置する応急給水装置により給水する。

## イ 飲料水の搬送

- ・受水槽を有する避難場所については、配水池（PCタンク）設置の緊急時用給水装置より取水した飲料水を、給水タンク（車）を使用し搬送する。
- ・受水槽を有しない避難場所については、配水池（PCタンク）設置の緊急時用給水装置より取水した飲料水を、トラック等で搬送する。

## ウ 飲料水の供給

- ・避難場所において、給水タンク（車）及びポリタンク・非常用飲料ポリ袋による応急給水の対応が困難な場合又は給水所が開設されるまでは、備蓄しているペットボトル水の配布による応急給水とする。
- ・受水槽を有する避難場所については、給水タンク（車）に設置のポンプにより受水槽に供給し、災害地区支援班に応急給水開始を報告する。
- ・受水槽を有しない避難場所については、ポリタンク・非常用飲料ポリ袋で供給し、災害地区支援班に応急給水開始を報告する。
- ・給水所の使用水量を常に把握し、可能な限り補水を継続する。

## 第5 上水道施設の応急復旧対策

### 1 上水道施設初動対応

震災発生後は速やかに初動体制を確立し、緊急措置をとる。

水道施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 震災発生後、速やかに水道施設を点検するとともに、テレメーター（遠隔測定伝送計器）記録等から異常個所の情報を把握する。</li> <li>② 消防水利の確保を基本として、二次災害が発生するおそれがある場合は、必要に応じ配水施設の稼働の停止を行う。</li> <li>③ 避難場所等への給水タンク（車）による応急給水を実施する。</li> </ul>
------	--

### 2 上水道施設応急復旧

応急復旧対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設及び復旧優先順位 浄水施設、配水施設、医療施設、避難場所等を優先し、断水区域を最小限にするよう配水調整を実施するとともに、応急復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。 なお、配水施設の復旧優先順位は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な管路</li> <li>・避難場所、病院、その他緊急給水施設への配水管路</li> <li>・その他の配水管路</li> </ul> </li> <li>② 給水装置の応急復旧 <ul style="list-style-type: none"> <li>・配水管の通水に支障を及ぼすもの（漏水多量のものの復旧、被災給水栓の閉栓）</li> <li>・道路漏水で特に交通等に支障があるもの</li> <li>・避難場所、病院、その他緊急給水施設の給水装置</li> </ul> </li> <li>③ 応急配管並びに臨時給水栓・仮設給水栓の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・配水管の被害が著しく、復旧が困難な地区に対しては、路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、適当な間隔で臨時給水栓を設置する。</li> <li>・給水装置の被害が著しく、復旧が困難な地区に対しては、仮設給水栓を設置する。</li> </ul> </li> <li>④ 資機（器）材等の調達 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況調査により復旧用資材の所要量を把握し、備蓄資材の手配と不在資材の発注を行う。</li> <li>・応急復旧用資機（器）材等は、市内の指定給水装置工事事業者の協力を得て対処する。</li> </ul> </li> <li>⑤ 市内の事業者との応援体制 市内の指定給水装置工事事業者との連絡調整を図り、早期に復旧体制を整える。</li> <li>⑥ 県及び関係機関との応援体制 復旧体制が十分に確保できない場合は、県や関係機関へ応援を要請する。</li> </ul>
広 報	<p>総括班・広報班に水道施設の被害状況、応急復旧見込み等を提供し、市民に対する被害状況、復旧状況等の広報活動に努める。</p>

## 第31節 備蓄物資の計画的な確保

【◎危機管理防災課・各総合支所地域振興課】

市は、備蓄及び調達、自助・共助による備蓄物資による補完を原則とするが、避難場所に避難している避難者、在宅避難者等に食料、飲料水、生活必需品等、生活する上で最低限必要な物を平時より計画的に備蓄する。

### 第1 実施責任者

市長

### 第2 実施担当者

環境安全部長

### 第3 想定及び備蓄品目等

#### 1 支給対象者の想定

備蓄品の支給対象者は、避難者、帰宅困難者及び支援者とする。

※「平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査」に基づく、茨城県南部地震による避難者数等想定結果の最大の避難者数、帰宅困難者数及び支援者数を基に算出する。

- (1) 避難者：1,444人（避難所避難者数722人、避難所外避難者数722人）
- (2) 帰宅困難者：14,419人
- (3) 支援者数：1,363人（市職員、避難場所支援者、災害現地支援者）

#### 2 備蓄品目

品目	内容
食料	アルファ米、おかゆ、粉ミルク等 ※アレルギー対応
飲料水	保存水
生活必需品	トイレ用品（簡易トイレ、携帯トイレ、電気式トイレ、トイレトーパー）、おむつ、生理用品、ウェットティッシュ等
避難場所用品	発電機（ガソリン・ガス）、投光器、大型扇風機、灯油ポリタンク、ストーブ、コードリール、車いす、エンジンオイル、ガソリン缶詰、ガスボンベ、パーティション、毛布、簡易ベッド、エアマット、弾性ストッキング、レスキューシート、養生テープ等

#### 3 備蓄場所

備蓄品は、震災時の輸送等考慮し、避難場所運営に最低限必要な備蓄品を避難場所等の備蓄倉庫または、空きスペースを活用し、分散備蓄とする。分散備蓄以外に発災直後の初期対応時に使用しない物資・資機材また、避難場所に備蓄場所が確保できない場合は、集中備蓄として次の防災倉庫へ備蓄する。

地 域	名 称	所 在	所管課
加須地域	下高柳防災倉庫	下高柳 1932-1	危機管理防災課
	加須市防災センター防災倉庫	北小浜 780-1	市民協働推進課
	志多見倉庫内防災倉庫	志多見 1883-1	危機管理防災課
騎西地域	騎西総合体育館内防災倉庫	外川 355	スポーツ振興課
	騎西第1浄水場車庫防災倉庫	西ノ谷 116	水道課
北川辺地域	伊賀袋防災倉庫	伊賀袋 175-5 地先	北川辺地域振興課
大利根地域	大利根総合支所防災倉庫	北下新井 1679-1	大利根地域振興課
	大利根第2浄水場内防災倉庫	北下新井 1578-1	水道課



## 2 供給品目

供給品目は、常温保存が可能な消費期限が相当期間あるもので、乳幼児から高齢者までの年齢層に対応したものとし、概ね次のとおりとする。

区 分	供 給 品 目
主 食 品	備蓄品（アルファ米、おかゆ、ビスケット等）、米穀、乳児用ミルク（災害協定先より入手の後）、弁当、おにぎり、うどん、そば、パン類、インスタント食品等のうち供給可能なもの
副 食 品	缶詰、レトルト食品、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等のうち供給可能なもの（変質・腐敗しにくいもの）
調 味 料	味噌、しょう油、塩、砂糖等

## 3 供給数量

食料を支給する場合の一人一日当たりの供給数量は、被災者等が一日に必要とする最低限の数量を基本とする。

## 4 食料供給(配分)計画の作成

市長（本部長）は、被災者に対する食料供給が必要と認めた場合は、「食料供給（配分）計画」を作成し、必要品目、数量等の把握を行う。

## 5 炊き出し計画及び炊出し業務

市長（本部長）は、被災していない地域の団体や一般市民等に対し協力を要請し、避難場所又は指定した場所において供給対象者に対し炊き出しを実施する。

なお、被害が甚大で市において炊き出しが実施できない場合は、知事や自衛隊に対し炊き出し等の協力を要請する。

## 6 配分方法及び期間

市長（本部長）は、食料の供給又は炊き出しを行う場合、避難場所及び各学校給食センター等を利用し、それぞれ基準量に基づく配分を、避難場所開設期間中において実施する。

## 7 食品の調達

(1) 市長（本部長）は、「食料供給（配分）計画」に基づき、被災者に対する炊き出しその他の食料の供給に係る「食料調達計画」を定める。

(2) 市長（本部長）は、「食料調達計画」に基づき、市内業者から食料を購入するとともに、備蓄食料を提供し、必要とする食料を確保する。

(3) 市長（本部長）は、市内業者からの調達数量が不足する場合は、知事に食料の調達について要請する。

要請については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

## 8 備蓄食料の供給

市長（本部長）は、防災倉庫及び指定避難場所に備蓄している食料（アルファ米、おかゆ、ビスケット、クラッカー等）の供給を行う。

## 9 協定に基づく食料の緊急調達

備蓄食料及び市内業者からの購入食料では不足が生じる場合は、「災害時における相互応援に関する協定」に基づき、他市町村に食料の緊急調達を要請する。

※資料第11「災害時相互応援協定」

## 10 米穀等の調達

- (1) 市長（本部長）は、震災の状況により必要な食料の確保ができない場合には、知事に米穀又は食品の調達を要請する。
- (2) 市長（本部長）は、交通、通信の途絶等により被災地が孤立し、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、知事から指示される範囲内で、関東農政局の協力のもと、農林水産省農産局又は政府食料を保管する倉庫の責任者に対し「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付総合食料局長通知）に基づく応急用米穀の緊急引渡しを要請し、供給する。

## 11 救援物資集積所

備蓄食料及び調達食料の一時的な集積場所は、「資料第8 防災活動拠点一覧【震災対策編】6 救援物資集積所」のとおりとする。

## 12 物資の輸送

輸送にあたっては、災害時における輸送に関する協定を締結している「埼玉県トラック協会北埼玉支部」の協力をお願いする。

## 第5 生活必需品等の供給

【観光振興課・産業振興課・政策調整課・社会福祉協議会・下水道課・水道課】

### 1 生活必需品等の支給対象者

震災による家屋の倒壊、火災やその他の非常災害発生の場合における生活必需品等の支給対象者は、次のとおりとする。

- (1) 家屋が全壊、半壊又は火災等の被害を受けた者
- (2) 生活に必要な最低限度の家財等を、災害により喪失した者
- (3) 生活必需品等がないため、日常生活を営むことが困難な者
- (4) 被災現場で救助作業、災害防止作業、緊急応急復旧作業等に従事する者で、生活必需品等の供給を必要とする者

### 2 生活必需品等の種類

生活必需品等は、概ね次のとおりとする。なお、被災状況や物資調達の状況等に応じ、品目を変更し、又は特定品目に重点を置いて支給する。

また、高齢者、障がい者、乳幼児等については、介護用品、育児用品等の態様に応じた物資の調達に配慮するとともに、男女ニーズの違いを把握し、女性用品の確保・供給に努める。

支給物資の内容	<p>被災者の実情に応じて次に掲げる品目等を供給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 寝具（タオルケット、毛布、布団等の類）</li> <li>② 外衣（洋服、作業着、子供服等の類）</li> <li>③ 肌着（シャツ、パンツ等の下着の類）</li> <li>④ 身廻品（タオル、手ぬぐい、くつ下、サンダル、かき、段ボール等の類）</li> <li>⑤ 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）</li> <li>⑥ 食器（茶碗、皿、はし等の類）</li> <li>⑦ 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、マスク等の類）</li> <li>⑧ 光熱材料（マッチ、ローソク、カセットコンロ、プロパンガス等の類）</li> <li>⑨ 高齢者（紙おむつ等）</li> <li>⑩ 乳幼児（紙おむつ、必要に応じて粉ミルク（災害協定提供先からの支援）等の類）</li> <li>⑪ 女性（衛生用品等）</li> </ul>
---------	--

※資料第11「災害時相互応援協定」

### 3 生活必需品等の調達

生活必需品等の調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害時における、支給物資の調達を確保するため、予め大規模小売店等と供給協定を締結する。</li> <li>② 流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者からも調達する。</li> <li>③ 調達品については、原則として協定業者等が指定された集積場所へ輸送する。</li> <li>④ 国のプッシュ型支援について県を通して受援対策班が要請する。 要請した物資は、集積場所の花崎コミュニティセンターに届けられ、その後必要な各避難場所へ配送する。 配送にあたっては、協定先のトラック協会等を活用する等して、出来る限り速やかに分配する。</li> <li>⑤ 日本赤十字埼玉県支部に対し、社会福祉協議会が、日常生活用具等を要請する。</li> </ul>
-----------	--

### 4 生活必需品等の供給

市長（本部長）は、防災倉庫及び避難場所に備蓄している生活必需品等を、被災状況や物資の調達状況等に応じて供給する。

### 5 生活必需品等の備蓄

市長（本部長）は、震災時における被災者に対する生活必需品等の迅速かつ円滑な供給を行うため、計画的な備蓄に努める。

### 6 県への供給要請

市長（本部長）は、生活必需品等の調達が困難な場合には、知事に供給を要請する。  
要請については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用する。

## 7 生活必需品等の集積場所

生活必需品等の一時的な集積場所は、「第2 食料の供給」の「13 救援物資集積所」と同じ場所となる。

名 称	住 所	電話番号
加須市民体育館	下三俣 590	0480-62-6123
花崎コミュニティセンター	花崎 1-22-16	0480-66-3981
騎西総合体育館（ふじアリーナ）	外川 355	0480-73-7610
北川辺文化・学習センター（みのり）	麦倉 1473-1	0280-62-1710
大利根総合福祉会館	琴寄 903	0480-72-5069

## 8 物資の輸送

輸送にあたっては、災害時における輸送に関する協定を締結している「埼玉県トラック協会北埼玉支部」の協力をお願いする。

## 9 災害救助法が適用された場合の費用等

物資（飲料水、食料及び生活必需品等）の供給に要した費用は、県が定める「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

## 第6 物資受入れ体制

### 1 物資の受入れ体制の概要は、次のとおりである。

#### (1) 各現場からの要望

避難場所、災害現場、災害ボランティアセンター等における食料や生活物資、資機材の不足等の要望を、各担当班から備蓄支援物資班が聴取し取りまとめる。

#### (2) 物資要望

備蓄支援物資班が取りまとめた要望に応じて、受援対策班は、国や県、協定団体に必要物資の支援可否を打診する。各団体より必要物資の調達可能な場合、総括班と調整し、災害対策本部へ協議の上、本部長が要請する。

社会福祉協議会は、日本赤十字埼玉県支部に対し、日常生活用具等を要請する。

#### (3) 救援物資集積所

各団体からの物資は、備蓄支援物資班にて、指定した拠点物資集積場所に集積し、必要な避難場所への仕分けを行う。

なお、備蓄支援物資班等にて集積・仕分けが困難な場合は、受援対策班と調整し、外部からの人的支援を要請する。

#### (4) 輸送

下水班及び給水班は、各避難場所や災害現場等へ、必要物資を輸送する。

なお、下水班及び給水班にて輸送が困難な場合は、受援対策班と調整し、外部からの人的支援を要請する。

2 物資受入れの役割分担

対応班	役割
総括班（環境安全部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資の受入れの総合調整</li> </ul>
受援対策班（総合政策部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国等の応援団体からの支援調整</li> </ul>
備蓄支援物資班（経済部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要物資の要望取りまとめ</li> <li>・物資の状況把握、進捗管理</li> <li>・物資集積拠点の管理運営</li> </ul>
農業班（経済部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料の調達</li> </ul>
下水班（上下水道部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物資の輸送</li> </ul>
給水班（上下水道部）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用備蓄品等の輸送</li> <li>・食料、生活必需品等の受入れ・供給</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活用具等の手配</li> </ul>

### 第33節 被災建築物・宅地の危険度判定

【◎建築開発課】

地震により被災した建築物・宅地について応急危険度判定を実施し、余震等による二次災害を防止するとともに、市民の安全を確保する。

#### 第1 実施責任者

市長

#### 第2 実施担当者

都市整備部長

#### 第3 時系列対策

##### ■時系列活動項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
	第4 被災建築物・宅地の応急危険度判定		
	第5 被災度区分判定調査		

#### 第4 被災建築物・宅地の応急危険度判定

【建築開発課】

##### 1 被災建築物応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定する。

なお、応急危険度判定活動は、「加須市被災建築物応急危険度判定要綱」の定めるところにより実施する。

- (1) 被害状況により実施の有無を決定するものとし、活動地域を明確にしてから行う。
- (2) 所有又は使用している建築物について、危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の使用の可能性について判断を行う。
- (3) 応急危険度判定士を確保し、応急危険度判定を速やかに行うことのできる体制の整備を行う。

##### ■建築物応急危険度判定（概要）

項目	内容
応急危険度判定作業の準備	住宅班は、応急危険度判定作業に必要なものを準備する。 ① 住宅地図等の準備、割当て区域の計画 ② 応急危険度判定士の受入れと判定チームの編成 ③ 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 ④ 応急危険度判定士の宿泊場所、食事、車両の手配
調査の体制	住宅班は、応急危険度判定士の職員を中心として応急危険度判定本部（判定実施本部）を構成する。

応援要請	市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、県知事に応急危険度判定士の派遣要請等を行う。
判定体制の周知	埼玉県と協議し、広報等を行い、判定活動の周知に努める。
判定結果の表示	調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。

## 2 被災宅地の応急危険度判定

被災宅地危険度判定は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止するとともに、市民の安全を確保する。

二次災害防止のため、地盤の液状化等の被害がある場合、県の協力を得て被災宅地危険度判定士による危険度判定を実施する。

## 第5 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際して補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

建物所有者が「被災度区分判定・復旧技術事務所名簿」（一般財団法人日本建築防災協会作成）等から判定業者に任意に依頼し、被災度区分判定調査を実施する。

調査実施にあたっては、建物所有者と判定業者との契約等により行う。

### 第34節 電気・ガス・通信設備の災害応急対策

【◎管理契約課・道路公園課・ライフライン事業者】

電気・ガス・通信設備のライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や市民の心の安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者と相互に連携を図り、情報の共有、応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施するよう要請し、協力する。

#### 第1 実施責任者

市長

#### 第2 実施担当者

総合政策部長

#### 第3 時系列対策

##### ■時系列活動項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 ライフラインの応急復旧の調整			▶

#### 第4 ライフラインの応急復旧の調整

##### 1 ライフライン事業者との応急復旧の調整

- ・指定公共機関（電気事業者、電気通信事業者）
- ・指定地方公共機関（加須市内へのガス供給事業者）

- (1) 市は、各ライフライン事業者が行う応急復旧対策に必要な道路施設の被害状況、交通応急対策状況などを迅速に情報提供する。
- (2) 各ライフライン事業者は、必要に応じ災害対策本部に職員を派遣することができる。
- (3) 各ライフライン事業者は、災害対策本部に各所管施設の被害状況、応急対策及び二次災害防止の計画、実施状況及び復旧の見込み等に関する情報を速やかに連絡する。

##### 2 情報収集、提供及び調整の内容

- (1) 被害状況、応急対策及び二次災害防止の実施状況等の報告
- (2) 復旧のスケジュール
- (3) 資機材置場、駐車場等復旧拠点の確保の調整
- (4) 災害時要援護者利用施設（医療機関、社会福祉施設）への優先復旧
- (5) その他必要な事項

### 3 ライフライン関連情報の広報

#### (1) 報道発表等の措置

ライフライン事業者は、報道関係機関に対し、各応急活動等に係る発表等を行う場合、又は市民への広報活動を行う場合は、情報の一元化のため、災害対策本部にその内容を通知する。

#### (2) 災害対策本部の広報媒体の活用

ライフライン事業者が応急対策の状況、その他について広報する場合は、情報の共有等の連携の基に、必要に応じて、広報班に要請して市の広報媒体の活用を図る。

### 第35節 緊急輸送道路の確保

【◎道路公園課・治水課】

震災時において、救援・救護活動などに必要な人員と物資の輸送を迅速かつ円滑に行うため、道路管理者は、立ち往生車両や放置車両等により、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障を生ずるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両等の占有者に対し、当該車両等の道路外の場所への移動やその他必要な措置をとることを命ずる。当該車両等の占有者による移動ができない場合は、道路管理者が自らその措置を行う。

#### 第1 実施責任者

市長

#### 第2 実施担当者

都市整備部長

#### 第3 時系列対策

##### ■時系列活動項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4	緊急輸送道路の指定		
第5	市内における緊急輸送道路の確保		
第6	緊急輸送道路の啓開作業		
第7	交通規制等の連携体制		
第8	応急復旧用資機材の整備		
第9	埼玉大橋交通障害時の対応		

#### 第4 緊急輸送道路の指定

本市及び県が指定する緊急輸送道路は、次のとおりである。

##### 1 本市 指定緊急輸送道路

本市は、次の道路を緊急輸送道路として指定する。

##### (1) 緊急輸送道路

地域内の防災活動拠点（本庁舎、総合支所、避難場所、救急告示医療機関、防災倉庫、ヘリポートなど）を連絡する路線

※資料第8「防災活動拠点一覧」

※資料第12「震災用 緊急輸送道路一覧 参照」

※資料第13「震災用 加須市緊急輸送道路図 参照」

一般国道125号、県道368号飯積向古河線、県道415号柳生停車場線、県道369号麦倉川俣停車場線（北川辺中央通り）、県道60号羽生外野栗橋線（こいのぼり通り）、県道346号砂原北大桑線、県道84号羽生栗橋線、県道366号三田ケ谷礼羽線、県道152号加須幸手線、県道149号加須菖蒲線、県道305号礼羽騎西線、県道151号久喜騎西線、県道308号内田ケ谷鴻巣線、県道313号北根菖蒲線、市道107号線（北川辺中央通り）、市道112号線（やぐるま街道）、市道116号線、市道119号線、市道122号線、市道123号線（さくら通り）、市道128号線（テクノタウン通り）、市道134号線、市道135号線、市道137号線、市道138号線、市道144号線、市道145号線（KAZO ヴィレッジ通り）、市道146号線、市道150号線（あじさい通り）、市道158号線、市道160号線、市道161号線、市道165号線（不動尊通り）、市道171号線、市道208号線、市道209号線、市道210号線（旧川通り）、市道216号線（カスリーンロード）、市道254号線、市道277号線、市道北1390号線、市道5108号線

## 2 埼玉県指定緊急輸送道路

埼玉県は、本市域における震災時の緊急輸送道路として次の道路を指定している。

### (1) 第一次特定緊急輸送道路

高速道路（6車線）や国道など4車線道路とこれらを補完する広域幹線道路

東北自動車道、一般国道122号、一般国道125号、一般国道354号

### (2) 第二次緊急輸送道路

地域内の防災活動拠点（県庁舎、市庁舎、災害拠点病院、防災基地など）を連絡する路線

県道38号加須鴻巣線、県道46号加須北川辺線（埼玉大橋通り）、県道84号羽生栗橋線、県道346号砂原北大桑線、県道370号北中曾根北大桑、県道9号佐野古河線、県道149号加須菖蒲線、県道316号阿佐間幸手線、県道411号加須停車場線、市道112号線、市道134号線、市道244号線、市道騎3856号線

## 第5 市内における緊急輸送道路の確保

震災発生後、道路上にがれき等が散乱することにより交通障害が発生した場合、緊急車両等の通行を確保するため、本庁舎や、各総合支所、避難場所、医療機関、備蓄倉庫、緊急消防援助隊の受入れのための活動拠点、野営可能場所並びに各地区から避難場所を結ぶ道路を、震災状況に応じて啓開作業を実施し、緊急輸送道路を確保する。

## 第6 緊急輸送道路の啓開作業

市は、行政区域内の市道について道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに啓開作業を関係する建設業界団体等と協力し実施する。

道路（橋梁等含む）の損傷や建物等の損壊等により通行することが危険又は不可能となっている路線については、通行止めの対策をとり、速やかに迂回路を設定する。

また、国県道については、調査状況を県へ報告し、県と協力連携して啓開作業を実施する。

### 1 啓開作業の工程

#### (1) 要道路啓開箇所現地調査

## (2) 道路啓開作業（直営・建設業界団体）

※ 原則として二車線の車両通行が確保できるよう道路上の障害物等を除去し、緊急車両の走行に支障ない程度の道路陥没、亀裂等の舗装破損箇所の応急復旧を行う。

## (3) 交通確保の確認

**2 啓開状況の報告**

## (1) 啓開状況の対策本部への報告

## (2) 国県道啓開状況の対策本部への報告

## (3) 交通管理者への報告

**3 各地域の防災協力建設安全協議会等との災害時支援に関する協定による対応**

各地域の防災協力建設安全協議会に要請できる主な災害応急復旧活動については、次のとおりである。

なお、市が各地域の協議会等へ出動要請する際は都市整備部長又は総合支所長がそれぞれ行うものとする。

## ① 道路啓開作業

※ 原則として二車線の車両通行ができるよう道路上の障害物を除去し、緊急車両の走行に支障ない程度の道路陥没、亀裂等の舗装破損箇所の応急復旧

## ② 道路及び橋梁等の復旧

## ③ 資機（器）材について、使用できる建設機械等の事前の把握及び整備等

## ④ 住居等に係る障害物の除去

## ⑤ がれき除去・倒壊建物の解体、仮置き、中間処理、最終処分

## ⑥ 水路施設の復旧

## ⑦ 給水施設の復旧

## ⑧ 応急仮設住宅の設置及び被害家屋の応急修理

## ⑨ 住宅地内及び道路等に堆積した障害物の除去

## ⑩ 水防用の水中ポンプ等、資機（器）材の提供

## ⑪ 災害の予防及び拡大防止のための建設資機（器）材及び運搬車両の提供

## ⑫ 応急対策実施のための人員の確保

## ⑬ 応急活動を支える緊急輸送道路の啓開・確保

## ⑭ 災害発生箇所における二次災害発生を未然に防ぐためのバリケード等の設置及び撤去並びにその協力に関すること

## ⑮ 雪害等による路面凍結防止対策及び除雪

## ⑯ そのほか必要な災害対策

**第7 交通規制等の連携体制**

市は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問い合わせ等に対して的確に情報伝達ができる体制を、埼玉県及び関係機関と連携し、整備する。

**第8 応急復旧用資機材の整備**

市は、震災時の緊急輸送道路の応急復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復旧用資機材の整備を推進する。

**第9 埼玉大橋交通障害時の対応**

市は、震災等により埼玉大橋に交通障害が発生した場合は、直ちに県に連絡するとともにその対策に協力する。

**第36節 輸送車両の確保**

【◎総務課・各総合支所】

り災者を避難させるための輸送並びに救助の実施に必要な人員及び救助物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、公用車を中心とした所要の車両を確保するとともに、災害対応時に必要と考えられる関係機関・団体及び事業者等との協定締結の推進を図る。

**第1 実施責任者**

市長

**第2 実施担当者**

総務部長

**第3 時系列対策**

■時系列活動項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 輸送力の確保			

**第4 輸送力の確保**

応急救助のための輸送力の確保は、次の基準により実施する。

**1 輸送の範囲**

り災者の避難、医療関係者（医師等）、救助要員、飲料水の供給・救助用物資、遺体の捜索要員、遺体の処理のための輸送その他人員資材の輸送とする。

**2 費用**

応急救助等のための輸送費用は、市負担とする。

**3 期間**

応急救助等のための輸送は、当該救助の実施が認められる期間とする。

**4 実施方法**

市長（本部長）は、市保有車両を全面的に活用し、また震災の規模に応じ市保有車両に不足がある場合、指定地方公共機関の（社）埼玉県バス協会や（社）埼玉県トラック協会等に対し、災害対策基本法第21条の規定に基づき協力要請するとともに、市民に対しても協力要請を行い、輸送力の確保を図る。

また、鉄道会社等が埼玉県トラック協会（北埼玉支部）等に協力要請して緊急物資の輸送にあたる際にも、連絡調整に努め適切な輸送体制の確保に努める。

■ 指定地方公共機関等の名称及び所在地

事業者名	住所	電話番号
朝日自動車株式会社加須営業所	馬内 284-3	0480-61-7330
加須タクシー株式会社	南町 5-50	0480-61-0200
騎西タクシー有限会社	騎西 1339	0480-73-1339
有限会社富士自動車	麦倉 1940-1	0280-62-5539
富士観光バス株式会社	柏戸 900-2	0280-62-2284
T C B観光株式会社	麦倉 1253-1	0280-61-2505
さくら観光バス株式会社	北大桑 1233	0480-53-4022
埼玉県トラック協会北埼玉支部 武州トラック協同組合	久下 1635-1	0480-66-0035

5 車両の配車

各部・班に充てる車種ごとの現有台数及び配車台数等は、表1・表2による。なお、配車に当たっては、各部・班と緊密な連絡をとり、応急対策に必要な車両を確保し、人員及び物資の緊急輸送その他の応急対策に支障のないようにする。

なお、市内輸送業者等は、行政への支援、協力ということを踏まえ、数値化を省略した。

【表1】 公用車の所属別現有台数

車種	台数(台)	所属課			
		加須地域	騎西地域	北川辺地域	大利根地域
軽乗用車 小型乗用車 普通乗用車	70	総務課 他	地域振興課	市民税務担当 農政建設課 他各出先機関	福祉健康担当
軽貨物車 小型貨物車	91	総務課 他	地域振興課	市民税務担当 農政建設課 他各出先機関	福祉健康担当
ダンプ (2t以上)	8	資源リサイクル課 道路公園課	地域振興課 水道課		水道課
計	169				

※ 令和6年4月1日現在の公用車車両数に基づく。（全公用車238台のうち農耕用車両、道路作業用特殊車両、塵芥車両、給食配送用車両、他団体貸出車両等68台を除く）

【表2】 公用車の配車可能台数及び必要要員

区分	初動期活動等 震災対応 被害状況	人員の輸送		物資等の輸送		計	
		り災者	医療関係者 救助要員	救援物資等 遺体処理	飲料水 (給水車)		
加須地域	乗用車	27台(54人)	10台(10人)	10台(10人)			47台(74人)
	貨物車	31台(62人)	5台(5人)	5台(5人)	30台(60人)	1台(2人)	72台(134人)
	2t以上の貨物車	1台(2人)			3台(6人)		4台(8人)
騎西地域	乗用車	4台(8人)	2台(2人)	2台(2人)			8台(12人)
	貨物車	4台(8人)			1台(2人)		5台(10人)
	2t以上の貨物車				2台(4人)	1台(2人)	3台(6人)
北川辺地域	乗用車	4台(8人)	2台(2人)	2台(2人)			8台(12人)
	貨物車	3台(6人)			3台(6人)	1台(2人)	7台(14人)
大利根地域	乗用車	3台(6人)	2台(2人)	2台(2人)			7台(10人)
	貨物車	4台(8人)			3台(6人)		7台(14人)
	2t以上の貨物車					1台(2人)	1台(2人)
合計		81台(162人)	21台(21人)	21台(21人)	42台(84人)	4台(8人)	169台(296人)

※ 令和6年4月1日現在の公用車車両数に基づく。（全公用車238台のうち農耕用車両、道路作業用特殊車両、塵芥車両、給食配送用車両、他団体貸出車両等68台を除く）

※ 車種ごとに、総数の半数以上を市作業車両（被害状況調査、連絡広報等含む）として確保。

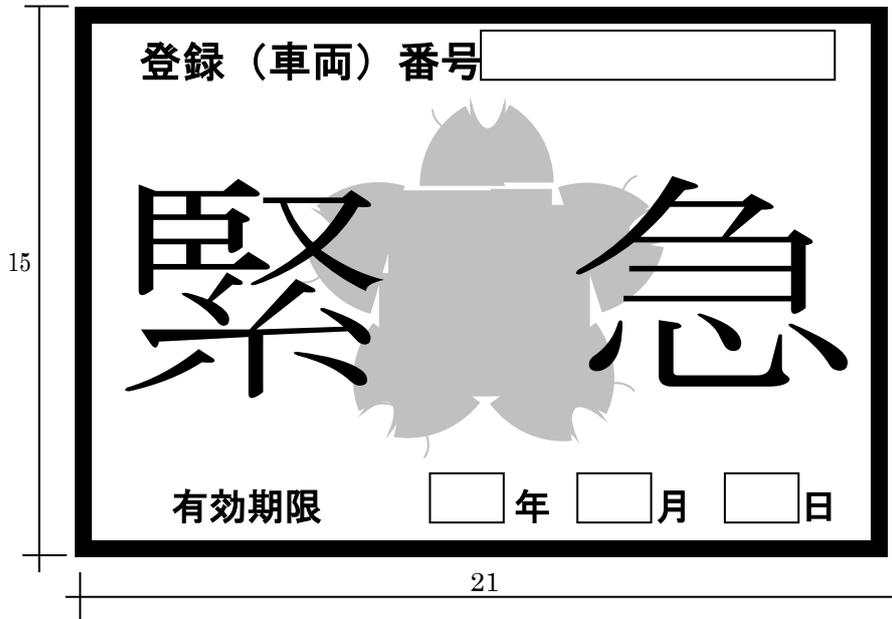
※ 旧市町区域ごとの出先機関の輸送車両は総務課及び各地域振興課の指示に属する。

※ 給水車は水道課資料に基づく。

## 6 緊急通行車両（緊急輸送車両等）の標章

被災地において、応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送を実施する緊急通行車両（緊急輸送車両）を使用する者は、埼玉県知事又は埼玉県公安委員会（加須警察署）に対し災害対策基本法施行規則に定める標章及び証明書の交付を申請する。

緊急通行車両（緊急輸送車両等）標章



- 備考 ① 色彩は、記号を黄色及び緑、「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号、年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- ② 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- ③ 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

### 第37節 安否情報の提供・検索

【◎市民課・シティプロモーション課・各市民税務担当・各福祉健康担当・政策調整課・市民協働推進課・人権・男女共同参画課・危機管理防災課・交通防犯課・産業振興課・子育て支援課・すくすく子育て相談室・こども保育課・地域福祉課・生活福祉課・障がい者福祉課・高齢介護課・いきいき健康医療課・学校教育課・加須消防署・関係課】

市は、被災者の安否について住民等から問い合わせや照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、安否に関する情報を回答するものとする。

#### 第1 実施責任者

市長

#### 第2 実施担当者

総務部長・福祉部長

#### 第3 時系列対策

##### ■時系列活動項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 安否情報の収集・整理			
第5 安否情報の照会・提供・回答			
第6 個人情報保護と情報提供			
第7 行方不明者等の検索			
第8 行方不明者等の氏名等の公表			

#### 第4 安否情報の収集・整理

市は、必要と認める範囲で関係する地方公共団体、防災機関等と安否情報の収集にについて、連携を図り、収集した情報は、リストを作成、整理し、照会に対し、適切に提供できるよう努める。

避難者の情報については、避難者カードを活用する。

※様式第2号「避難者カード」

1 情報収集・整理を行う避難場所等及び協力者

情報収集協力者	警察、消防、医療機関、自治協力団体、民生委員・児童委員、防災士、民間の社会福祉施設、保育所、幼稚園、学校、事業者
---------	--

第5 安否情報の照会・提供・回答

集約した安否情報をもとに、照会があったときは、所定の手続きに適正に対応のうえ、回答する。

また、他の自治体からの照会については、安否情報の提供に資するとき、協議のうえ、回答するものとする。

■照会者及び回答の範囲

照会者	安否情報の提供回答項目 （【避難者名簿】情報）	備考
避難者の同居の親族 ※	① 負傷・疾病の状況 ② 勤務先又は居所の住所及び電話番号	※「同居の親族」とは、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。
避難者の親族 ※、又は職場の関係者その他の関係者	① 負傷・疾病の状況	※ 上記「同居の親族」を除く
避難者及び被災者の知人 その他の当該安否情報を必要と認められるもの	① 安否情報保有の有無	

※様式第11号「安否情報回答書」

(1) 避難者による安否情報提供の同意があるときは、その同意の範囲内で、また公益上特に必要があると認めるときは必要と認める限度内の情報を回答する。

(2) 本人の同意が得られていない場合は、すべて「避難している情報はありません」とし、回答する。

第6 個人情報保護と情報提供

安否情報を照会者に提供する際には、避難者及び被災者について個人情報を保護するとともに、当該情報の提供にあたっては災害対策基本法や同法施行規則等に基づき適正に実施する。

第7 行方不明者等の検索

◎生活福祉課・地域福祉課・障がい者福祉課・加須消防署】

震災により、現に安否不明、行方不明の状態にある者で周囲の事情により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）の検索を行う。

## 1 行方不明者等の搜索

行方不明者等の搜索について、福祉部、加須消防署が協力して搜索隊を編成し、これに当たる。震災の規模等の状況を勘案して、警察署、加須消防署、消防団、派遣自衛隊、関係機関等の協力、地元自治協力団体の協力を得て実施する。

また、福祉部各班は、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者等名簿を作成する。

搜索期間は震災発生日から10日以内とするが、更に搜索に日数を要する場合には、市長（本部長）の指示によって継続して実施するとともに、知事に所定の申請をする。

## 2 行方不明者等に関する相談窓口の設置

【生活福祉課・地域福祉課・障がい者福祉課】

行方不明者等に関する問い合わせ等への対応は、相談窓口を本庁及び各総合支所に設置し、警察機関との連携により実施する。

## 第7 行方不明者等の氏名等の公表

市は、埼玉県や救出・救助活動を実施する警察・消防機関が緊密に連携し、人命を最優先とした効率的かつ円滑な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表を「災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針」（令和4年10月、埼玉県）に基づいて行うものとする。

### 第38節 文教対策

【◎学校教育課・学校給食課・教育総務課・子育て支援課・すくすく子育て相談室・こども保育課・生涯学習課・図書館課・職員課】

幼児、児童生徒のり災や文教施設・設備の被災により、通常の教育が実施できない場合に文教対策を実施する。

#### 第1 実施責任者

市長

#### 第2 実施担当者

学校教育部長・生涯学習部長

#### 第3 時系列対策

##### ■時系列対策項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 校長の措置等			
	第5 応急教育の実施		
	第6 教材、学用品等の調達及び配給		
	第7 給食等の措置		
	第8 教育実施者の確保措置		
	第9 文化財等の応急対策		
	第10 学校等教育関連施設における災害復旧・復興時の対策		

#### 第4 校長等の措置

【学校教育課】

##### 1 震災時における幼児、児童生徒の対応

(1) 大地震が発生した直後の幼児、児童生徒への対応

ア 直ちに、幼児、児童生徒に生命や身体の安全を図るための指示を与える。

イ 校内係分担に基づき、避難経路を点検し、幼児、児童生徒に緊急避難の指示を与え、安全かつ適切に避難させる。

ウ 安全確認ができるまでの間、幼児、児童生徒を適切な場所で保護する。

エ 学校災害対策本部を設置し、災害時係分担（連絡班・施設班・救護班等）の確認を行うとともに、指示系統の点検を行う。

オ 安全確認ができ、確実に保護者等への引渡しができる場合は、予め定めた方法により保護者等への引渡しを実施する。

カ 対応の状況については、電話・かぞホッとメール等を活用し、保護者に対して迅速に情報を提供する。

キ 夜間、休日等に震災が発生した場合は、参集基準に応じて教職員を参集させ、学校災害対策本部を設置する。その後、幼児、児童生徒の安否を確認するとともに応急対策業務を開始する。

- (2) 幼児、児童生徒が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関への連絡や応急の救助及び手当を行う等の万全な対応を期する。
- (3) 震災の規模、幼児、児童生徒及び施設設備等の被害状況を速やかに把握するとともに、学校班に報告する。
- (4) 被害の状況等に応じ、学校班と連絡の上、臨時休業等の適切な措置を講じる。
- (5) 通常の教育活動が困難となった場合は、学校災害対策本部で応急教育計画を立案し、臨機に震災状況に即した応急教育を行う。
- (6) 応急教育計画の実施については、学校班に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び幼児、児童生徒に周知徹底を図る。

## 2 避難所開設等への協力

- (1) 教職員は、災害地区支援班の指示を受け、学校班とともに避難場所の開設等の準備及び受け入れに協力する。
- (2) 災害地区支援班による避難場所運営については、「避難所運営マニュアル」に基づくものとする。

## 3 応急教育の準備

- (1) 教職員の共通認識のもと、校舎内外の整備を行い、幼児、児童生徒の被災状況を調査し、学校班に連絡した上で、教科書及び教材の供与に協力する。
- (2) 学校班は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達、所管する避難場所施設の避難住民の把握と施設の保健衛生に万全を期する。
- (3) 応急教育計画に基づき、学校（園）に収容できる幼児、児童生徒は、当該学校（園）に収容し指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点を置くようにする。
- (4) 避難した幼児、児童生徒については地域ごとに職員の分担を定め、実情の把握に努める。また、避難先を訪問するなどして、前記(3)に準じた指導を行うよう努める。
- (5) 避難場所を開設した校長（園長）は、長期間学校が使用不可能な場合には、学校班に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
- (6) 震災の推移を把握し、学校班と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

## 第5 応急教育の実施

### 【学校教育課・教育総務課・子育て支援課・すくすく子育て相談室・こども保育課】

学校班は、施設の応急復旧の状況、教員や幼児、児童生徒及びその家族の被災程度、避難者の収容状況、道路の復旧状況その他を勘案の上、校長（園長）に対し、各校（園）の計画に基づき応急教育を開始するよう指示する。

### 1 学校施設が利用できない場合

学校班は、教育班（保育班）と連携し、学校（園）施設が被害により、その全部を用途に供し得ない場合は、近隣の余裕教室のある学校（園）に応急収容し、分散授業を実施するよう校（園）長に指示する。また、余裕教室のある学校がなく、又は不足し、り災学校（園）の児童、生徒等を収容し得ない場合には、コミュニティセンター等の公共施設やその他学校（園）の用に供し得る建物等に応急収容できるよう連絡調整を図り、分散授業を実施する。

### 2 学校施設・設備の一部破損の場合

学校班は、教育班（保育班）と連携し、学校（園）施設が被害によりその一部を用途に供し得ない場合は、学校運営並びに安全管理上、緊急に修理を要する箇所について、応急修理あるいは補強を実施し、学校教育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じ、できる限り臨時休校をさける。

なお、必要に応じて、仮校舎の建築、二部授業等の編成を行う。

### 3 実施上の留意点

- (1) 学校班（保育班）は、当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情及び発達段階に応じた措置により、授業が継続的に実施できるよう努める。
- (2) 校長（園長）は、被害の程度により臨時休業等の措置を執ることも予想されるので授業のできなかった時間について、補習授業を行う等の万全を期する。
- (3) 学校班（保育班）は、被災した幼児、児童生徒等の身体と心の健康管理を図るため、健康診断、カウンセリング、電話相談を実施するよう校長（園長）に指示する。

## 第6 教材、学用品等の調達及び配給

【学校教育課・教育総務課・こども保育課】

### 1 調達・配給

学校班は、り災した幼児、児童生徒が就学上欠くことのできない学用品（教科書、文房具、通学用品）を喪失又はき損した時は、就学上支障のある幼児、児童生徒に対し、学用品を調達し、配給する。

### 2 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求する。

## 第7 給食等の措置

【学校給食課】

### 1 復旧措置

給食班は、学校給食施設が被害を受けた場合は、応急復旧を要するものについて、速やかに復旧措置を講じるとともに、正常な運営に復するように努め、できる限り給食を継続して実施する。

## 2 一時中止

次の場合は、学校給食は一時中止する。

- (1) 避難場所への炊き出しを実施する場合
- (2) 給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合

## 3 支援の要請等

物資等に不足が生じる場合は県教育委員会や（公財）学校給食会等に支援を要請する。

また、衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病・食中毒の発生防止に万全を期する。

## 第8 教育実施者の確保措置

### 【学校教育課・こども保育課・職員課】

学校班（保育班）は、震災のため教員に欠員を生じた場合には、県教育委員会（職員課）に連絡し、不足職員分の緊急派遣を求め、学校教育の正常な運営に支障のないように努める。

## 第9 文化財等の応急対策

### 【生涯学習課・図書館課】

### 1 応急対策

建造物及び石造物等が被災した場合、本修理までの間は、次の応急対策を施す。

- (1) 被害が大きいときは、損壊を防ぎ、覆屋等を設ける。
- (2) 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設け、安全と現状保存を図れるようにする。

### 2 一時保管

美術工芸品の保管場所や貴重資料が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

### 3 保存措置

石造物には崩壊するおそれのあるものもあるが、被害程度によっては、復旧も可能であり、保存の処置を進める。

### 4 迅速な対応

文化庁による文化財防災ウィール（災害から収蔵品を守るためのマニュアル）による迅速な対応を行う。

## 第10 学校等教育関連施設における災害復旧・復興対策

### 【教育総務課】

- ・被害状況、応急対策及び二次災害防止の実施状況等の報告
- ・復旧に向けたスケジュールの立案

## 第39節 子育て保育対策

【◎こども保育課・子育て支援課・すくすく子育て相談室】

保育所、児童館、健全育成室等及びその他子育て支援等関連施設の応急対策等を講じ、施設利用中の児童及び保護者並びに保護者による保育が困難な児童の生命及び身体の安全を図るとともに、保育等の活動の確保について必要な対策を実施する。

### 第1 実施責任者

市長

### 第2 実施担当者

こども局長

### 第3 時系列対策

■時系列対策項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 保育所等子育て関連施設における応急対策			
第5 保育所等子育て関連施設における災害復旧時の対策			

### 第4 保育所等子育て関連施設における応急対策

#### 1 被害状況の把握

各施設の責任者は、震災の規模に関する情報とともに、児童、保護者及び施設設備等の被害状況を迅速に把握し、施設の管理・運営に必要な職員を確保して機能の応急復旧に万全の措置をとる。

#### 2 応急対策の実施

応急復旧に努めた後も施設の一部又は全部の利用に制限が必要な場合は、施設の責任者はその旨を利用者に伝えて徹底を図るとともに、継続して機能の早期復旧に当たる。

一時的な業務の縮小又は停止が避けられない場合は遅滞なくこれを周知し、利用者の協力を得る。

また、関係施設間で連携を図り、被害状況に応じた必要な相互支援等に努める。

保育所長等（民間を含む）は保護者等に対し、児童の送迎が安全に行えない場合は通所を自粛するよう要請し、協力を得る。

#### 3 応急保育等の実施

##### (1) 保育所

給食を含む保育活動について、一時的な縮小又は停止が避けられないときは遅滞なく保護者にその旨を伝え、協力を得るとともに機能の早期回復に努める。

保育が必要な状況に変化が生じた児童がいる場合は、当該児童の保護者に対し必要な措置をとる。

(2) 健全育成室等

管理者（民間を含む）は保護者等に対し、児童の送迎が安全に行えない場合は登室を自粛するよう周知し、協力を得る。

また、施設の被害により、あるいは当該地域の小学校における小学校長の指示等により、保育活動の一時的な縮小又は停止が必要となる場合は、その旨を遅滞なく保護者へ伝え協力を得るとともに、機能の早期回復に努める。

保育が必要な状況に変化が生じた児童がいる場合は、当該児童の保護者に対し必要な措置をとる。

**第5 保育所等子育て関連施設における災害復旧時の対策**

民間を含む各保育所、児童館、健全育成室及びその他子育て支援等関連施設の責任者は、保育班及び子育て班とともに、速やかに平常の保育活動等が実施できるよう、関係する情報の整理を行いながら関係者への情報提供に努め、施設設備の復旧や代替施設の確保等必要な措置をとる。

保育班及び子育て班は、関連各施設及び児童の被災状況等に関する情報収集を行いつつ、個別の事案に求められる支援策を検討し、必要な対策を講じる。

<p><b>情報の整理と提供</b></p>	<p>保育班及び子育て班は、震災の推移を把握し、各施設の責任者に必要な情報を提供する。各施設の責任者は、災害対策本部からの情報について、保護者等関係者への正確で迅速な伝達等に努める。</p> <p>各施設の責任者は、復旧すべき施設機能がある場合はその情報を、関係する児童及び保護者に関する情報で対策本部に伝達すべき事項がある場合は、その情報を保育班及び子育て班に遅滞なく連絡する。</p> <p>これを受けた保育班及び子育て班は、必要に応じ、役割分担すべき外部の関係機関に当該情報を提供する。</p>
<p><b>復旧体制の整備</b></p>	<p>各施設の責任者は、施設機能の回復に向け必要な人員や機材等を確保し、復旧体制の整備を図る。</p>
<p><b>施設機能の復旧</b></p>	<p>長期間にわたり施設の一部又は全部が使用不能となる場合は、必要に応じ他の公共施設を代替施設として確保し、あるいは仮設の施設を整え、早急な業務の再開に努める。また、関係施設間で連携を図り、被害状況に応じた必要な相互支援等に努める。</p> <p>業務の縮小又は停止の延長が避けられない場合は、遅滞なくこれを市民に周知し、利用者の協力を得る。</p>

<p>応急保育等の実施</p>	<p>各施設の責任者は、必要に応じ臨時のクラス編成を実施するなど、震災の状況に対応した応急保育等の体制を整える。</p> <p>① 保育所</p> <p>保育所長等（民間を含む）は、保育活動の縮小又は停止が避けられないときは遅滞なく保護者にその旨を伝え、応急保育への理解・協力を要請するとともに、引き続き機能の早期回復に努める。</p> <p>また、被災により通所が困難となった児童又は保育が必要な状況となった児童がいる場合は、当該児童の保護者に対し必要な措置をとる。</p> <p>② 健全育成室等</p> <p>管理者（民間を含む）は保護者等に対し、児童の送迎が安全に行えない場合は登室を自粛するよう周知し、協力を得る。</p> <p>また、当該地域の小学校における小学校長の指示等により、保育活動の変更を余儀なくされる場合は、その旨を遅滞なく保護者へ伝え協力を得るとともに、引き続き機能の早期回復に努める。</p>
-----------------	--

**第40節 遺体の収容**

【◎市民課・生活福祉課・加須警察署・加須消防署】

震災により、死亡した者を収容した後、警察官による検視（見分）及び医師による検案を行う。  
また、身元が判明しない死亡者は適切に埋・火葬を実施する。

**第1 実施責任者**

市長

**第2 実施担当者**

総務部長

**第3 時系列対策**

■時系列活動項目

初動期		応急期	復旧期
発災当日	1日～3日	4日～7日	1週間～1か月
第4 遺体の収容			

**第4 遺体の収容**

【市民課・生活福祉課・加須警察署・加須消防署】

**1 検視（見分）・検案**

発見した遺体は、警察官の検視（見分）、医師の検案を行う。

※遺体数が被害想定を超える場合は、遺体安置所に移送してから行う場合もある。

**2 遺体の移送**

検視、検案を終えた遺体は、県に報告の上、警察、消防機関、葬祭業者等の協力を得て遺体安置所へ移送する。

**3 遺体安置所の設置**

市は、災害によって多数の死者が発生し、現地における遺体の処理が困難であると認めるときは、次の候補施設のうち、震災の状況に応じて適切な施設に遺体安置所を開設し、遺体を収容して検視・検案を行う。

■候補施設

施設名	所在地
南篠崎コミュニティセンター	南篠崎 2-1-6
田ヶ谷総合センター（震災時補助避難場所）	上崎 2080-1
北川辺体育館	柏戸 2037
大利根文化体育館	北下新井 684-1

※遺体の安置に必要な棺、ドライアイス、納体袋等は、葬祭業者等から確保する。

#### 4 遺体の収容

収容した遺体は、医師や看護師、葬祭業者等の協力を得て、洗浄、縫合、消毒の処置を実施する。その後、遺留品等の整理を行う。

遺体処置の期間は、震災発生日から10日以内とするが、引き続き、遺体の処置を要する場合は、市長(本部長)の指示によって継続して実施するとともに、知事に所定の申請をする。

#### 5 遺体の身元確認

警察、地元自治協力団体の協力を得て、遺体の身元を確認し、「遺体処理票及び遺留品処理票」を作成したうえで納棺するとともに、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に張り付ける。

身元が判明しない死亡者については遺体の衣服、顔の特徴、所持品等を写真撮影したうえで「遺体処理票及び遺留品処理票」に記録・添付して保管し、埋・火葬を実施する。

#### 6 遺体の引取り

身元が判明し、引取人がある時は、速やかに遺族等へ引渡し、「死体検案書」、「埋火葬許可証」を交付する。遺体の引取りがあった場合は、「遺体処理台帳」に必要事項を記載する。

#### 7 遺体の一時保管

遺体の身体識別のため、相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋・火葬ができない場合は、遺体安置所に一時保管する。